南部町地域防災計画

南部町防災会議

－目　次－

ページ数は変更します。

第１編　総則 1

第１章　総則 1

第１節　計画の策定方針 1

第２節　防災責任者の処理すべき事務または業務の大綱 4

第３節　南部町の災害環境 15

第４節　震災被害想定 18

第５節　防災に関する基本方針 22

第２編　災害予防編 26

第１章　災害予防計画 26

第１節　災害応急対策への備えの充実　（担当：総務課） 26

第２節　風水害計画　（担当：国・県・建設課・上下水道課・総務課） 44

第３節　火災予防計画　（担当：西部広域消防局、総務課） 53

第４節　気象情報等の収集伝達体制の整備（担当：総務課） 54

第５節　防災資機材の整備　（担当：総務課） 57

第６節　災害ボランティア活動の支援体制の整備　（担当：社会福祉協議会） ... 58

第７節　災害医療システムの整備　（担当：西伯病院・消防団） 59

第８節　備蓄体制の整備　（担当：総務課） 60

第９節　緊急輸送体制の整備　（担当：建設課・上下水道課） 62

第10節　災害時要援護者・避難行動要支援者対策の強化　（担当：健康対策課） . 63

第11節　住民参加による地域防災力の向上　（担当：総務課・教育委員会・地域振興協議会・自主防災組織） 67

第12節　被災者支援体制の整備　（担当：建設課、総務課、教育委員会） 74

第13節　中心街区等防災化計画　（担当：総務課、建設課） 75

第14節　建造物災害予防計画　（担当：総務課、建設課） 76

第15節　文教対策計画　（担当：教育委員会） 80

第16節　農業災害予防計画　（担当：産業課） 82

第17節　孤立予想集落対策　（担当：総務課） 83

第18節　住民の防災活動及び防災教育 84

第19節　帰宅困難者対策の強化 86

第20節　捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備 88

第21節　交通施設の災害予防 89

第22節　交通規制体制等の整備 90

第23節　緊急通行体制の整備 90

第24節　ヘリコプター活用体制の整備 91

第25節　トイレ確保体制の整備 93

第26節　障害物の除去体制の整備 94

第27節　民間との防災協力体制の整備 95

第28節　災害時の事業継続体制の取組みの促進 96
第29節　ダムを活用した河川治水 97
第30節　ため池・樋門の管理体制の強化 98
第31節　雪害予防計画　（担当：建設課） 99
第32節　地震災害に関する調査研究　（担当：総務課） 101
第33節　東南海・南海地震の対応　（担当：総務課） 101
第３編　震災対策編 102
第１章　応急活動体制 102
第１節　活動体制の区分 102
第２節　情報の収集・伝達計画 117
第３節　防災関係機関等との連携実施計画 127
第４節　応援・受援計画 136
第５節　ボランティアの派遣・受入計画 138
第６節　災害時における消防・水防活動の実施計画 142
第７節　救助活動の実施計画 147
第８節　避難・避難所対策の実施計画 150
第９節　食料の供給実施計画 159
第10節　応急給水の実施計画 162
第11節　生活必需品の供給実施計画 166
第12節　応急住宅対策計画 170
第13節　医療及び助産対策計画 175
第14節　防疫対策の実施計画 179
第15節　行方不明者の捜索・遺体の埋葬計画 182
第16節　廃棄物対策の実施計画 184
第17節　交通・輸送対策の実施計画 186
第18節　ライフラインの応急対策の実施 192
第19節　教育・保育対策の実施計画 196
第20節　災害警備活動の実施計画 200
第21節　危険物施設等の応急対策の実施計画 202
第22節　農林関係応急対策の実施計画 203
第23節　公共土木施設等の応急復旧実施計画 205
第24節　二次災害の防止計画 206
第25節　災害対策関係職員の健康管理計画 209
第26節　被災者支援計画 210
第27節　帰宅困難者対策の強化 211
第28節　災害時の事業継続の取組みの促進 213
第２章　災害復興計画 214
第１節　災害復興本部の設置等 214
第２節　公共施設の災害復旧計画 217

第３節　民生安定計画 219
第４節　生活救護・経済秩序安定計画 221
第５節　義援金の受入れ及び供給に関する計画 229
第６節　激甚災害の適用 231
第４編　風水害対策編 234
第１章　応急活動体制 234
第１節　活動体制の区分 234
第２節　情報の収集・伝達計画 246
第３節　防災関係機関等との連携実施計画 266
第４節　ボランティアの派遣・受入計画 266
第５節　災害時における消防・水防活動の実施計画 266
第６節　救助活動の実施計画 266
第７節　避難・避難所対策の実施計画 266
第８節　食料の供給実施計画 270
第９節　応急給水の実施計画 270
第10節　生活必需品の供給実施計画 270
第11節　応急住宅対策計画 270
第12節　医療及び助産対策計画 270
第13節　防疫対策の実施計画 271
第14節　行方不明者の捜索・遺体の埋葬計画 271
第15節　生活救護対策の実施計画 271
第16節　廃棄物対策の実施計画 271
第17節　交通・輸送対策の実施計画 271
第18節　ライフラインの応急対策の実施計画 272
第19節　教育・保育対策の実施計画 272
第20節　災害警備活動の実施 272
第21節　危険物施設等の応急対策の実施計画 272
第22節　農林関係応急対策の実施 272
第23節　公共土木施設等の応急復旧計画 273
第24節　二次災害の防止計画 273
第25節　災害対策関係職員の健康管理計画 273
第26節　雪害対策計画 274
第27節　竜巻・突風対策 276
第28節　被災者支援計画 278
第29節　帰宅困難者対策 278
第30節　災害時の事業継続の取組みの促進 278
第２章　災害復興計画 279
第１節　災害復興本部の設置等 279
第２節　公共施設の災害復旧計画 279

第３節　民生安定計画 279
第４節　経済秩序安定計画 279
第５節　義援金の受入れ及び供給に関する計画 279
第６節　激甚災害の適用 279
第５編　事故災害対策編 280
第１章　災害予防計画 280
第１節　大規模事故予防体制の整備 280
第２節　大規模道路災害の予防 282
第３節　航空機災害の予防 283
第４節　危険物等災害の予防 284
第５節　大規模火事災害予防対策 286
第６節　林野火災予防対策 287
第７節　放射性物質及び原子力事故災害事前対策 288
第２章　災害応急対策計画 290
第１節　大規模事故応急対策 290
第２節　大規模道路災害応急対策 293
第３節　航空機災害応急対策 296
第４節　危険物等災害応急対策 297
第５節　大規模火事災害応急対策 304
第６節　林野火災応急対策 305
第７節　放射性物質及び原子力災害緊急事態対策・中長期対策 306
第６編　資料編 311
資料１　南部町防災会議条例 311
資料２　南部町防災会議委員名簿 313
資料３　南部町災害対策本部条例 314
資料４　自衛消防団一覧表 315
資料５　県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領 316
資料６－１　災害報告様式 321
資料６－２　被害状況報告様式（総括） 322
資料６－３　被害状況報告（部門別） 323
資料６－４　農地等被害状況調（速報・中間報・確定報） 325
資料６－５　農作物被害状況調（速報・中間報・確定報） 326
資料７　被害の認定基準 327
資料８－１　ＣＡＴＶ　テキスト放送　依頼様式 330
資料８－２　ＣＡＴＶ　文字放送　依頼様式 331
資料８－３　防災行政無線放送依頼書 332
資料８－４　防災無線原稿例（震災） 333
資料８－５　防災無線原稿例（風水害） 337
資料９－１　災害時の相互応援に関する協定書 338

資料９－２　佐川町・南部町災害時における相互応援協定書..... 340
資料９－３　岩美町・南部町災害時における相互応援協定書..... 343
資料９－４　尾道市・南部町災害時における相互応援協定書..... 345
資料９－５　災害時における情報交換に関する協定書..... 348
資料10－１　部隊等の災害派遣要請申請書（自衛隊）..... 349
資料10－２　部隊等の撤収要請申請書（自衛隊）..... 350
資料10－３　派遣部隊に関する報告様式（自衛隊）..... 351
資料11　災害備蓄倉庫準備品一覧..... 352
資料12　避難所被害状況確認票..... 354
資料13　避難所入所記録簿..... 355
資料14　災害救助法による救助の基準..... 356
資料15－１　南部町建設業協会との基本協定書..... 359
資料15－２　南部町建設業協会名簿..... 361
資料16　り災証明書の様式（判定のある様式）..... 362
資料17　南部町被災者住宅再建支援条例..... 363
資料18　鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運行に関する取扱要領..... 367
資料19　鳥取県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書..... 370
資料20　中海テレビとの相互協定..... 371
資料21　南部町災害時優先電話一覧表..... 373
資料22　災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書.. 374
資料23　災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書..... 376
資料24　南部町とＮＯＫ株式会社鳥取事業場との災害時における応急対策業務に関する基本協定書..... 378
資料25　南部町と鳥取ビブラコースティック株式会社との災害時における応急対策業務に関する基本協定書..... 380
資料26　鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定..... 382
資料27　中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書..... 384
資料28　災害等発生時相互協力に関する協定..... 386
資料29　緊急用LPガスの調達に関する協定書..... 389
資料30　災害応急対策業務に関する協定書..... 392
資料31　大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書..... 394
資料32　消防団相互応援協定書..... 398
資料33　南部町と和喜輸送との災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書..... 400
資料34　災害時における南部町と日本郵便株式会社南部郵便局の協力に関する協定書..... 402

資料35　南部町と鳥取県聴覚障害者協会との災害時における手話通訳者等の派遣に関する協定書 404
資料36　南部町とＹＡＨＯＯとの災害に係る情報発信に関する協定..... 406
資料37　エフエム山陰と山陰放送との災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定 408
資料38　中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンターとの災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い 410
資料39　中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンターとの災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱 412
資料40　災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書..... 414
資料41　防災関係機関一覧表..... 417
資料42　警報等の伝達系統..... 419
資料43　ヘリコプターの離着陸場..... 420

第１編　総則

第１章　総則

第１節　計画の策定方針

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条及び南部町防災会議条例（平成１６年条例第１６号）に基づく「南部町地域防災計画」として、南部町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、町における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、鳥取県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、町民の誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。けんこう

なお、本計画の策定にあたっては、次の事項をもって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万を期するものとする。

（１）南部町及び本町の地域を管轄する公共団体（指定地方行政機関、指定公共団体、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設）の管理者の処理すべき事務又は業務
（２）本町の地域に係わる防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の地震災害予防、情報の収集及び伝達
（３）地震災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救護、救助、衛生、その他の地震災害応急対策
（４）災害復旧に関する事項別計画
（５）その他町防災会議が必要と認める事項

２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法の規定に基づく「南部町地域防災計画」として作成するもので、南部町の災害対策の根幹となるものであり、災害に際し、町における防災関係機関の実施責任を明確にし、かつ、機関相互間の緊密な連絡調整を図るにあたっての基本的な大綱をその内容としての性格をもつものであり、町内の防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。

また、この計画は、鳥取県地域防災計画と相互に補完的な関係にある。その運用にあたっては、両者が緊密な関連のもとに運用されるよう留意されなければならない。

３　計画の構成と内容

「南部町地域防災計画」は、「総則」、「災害予防編」、「震災対策編」のほか「風水害対策編」、「事故災害対策編」及び「資料編」を合わせた５編で構成する。

また、この計画は、南部町および防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図るものとする。さらに、「自助・共助」の観点から、町民、地域コミュニティー及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、大規模災害に対する備えを促すものとする。

４　他の計画および他法令に基づく計画との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「南部町総合計画」、「鳥取県西部町村国土強靭化計画」「南部町事業継続計画」の諸施策と整合性を図り策定する。

また、他の法令に基づいて作成する「消防計画」・「水防計画」とも十分調整を図るものとする。

したがって、これらの計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときは、防災会議において調整を図るものとする。

５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。

６　計画の習熟

町及び防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究および教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町民に対する計画内容の周知徹底に努める。

７　計画の運用

この計画の円滑な運用を図るため、住民及び防災関係機関において、必要に応じ細部の活動計画を作成するよう指導する。

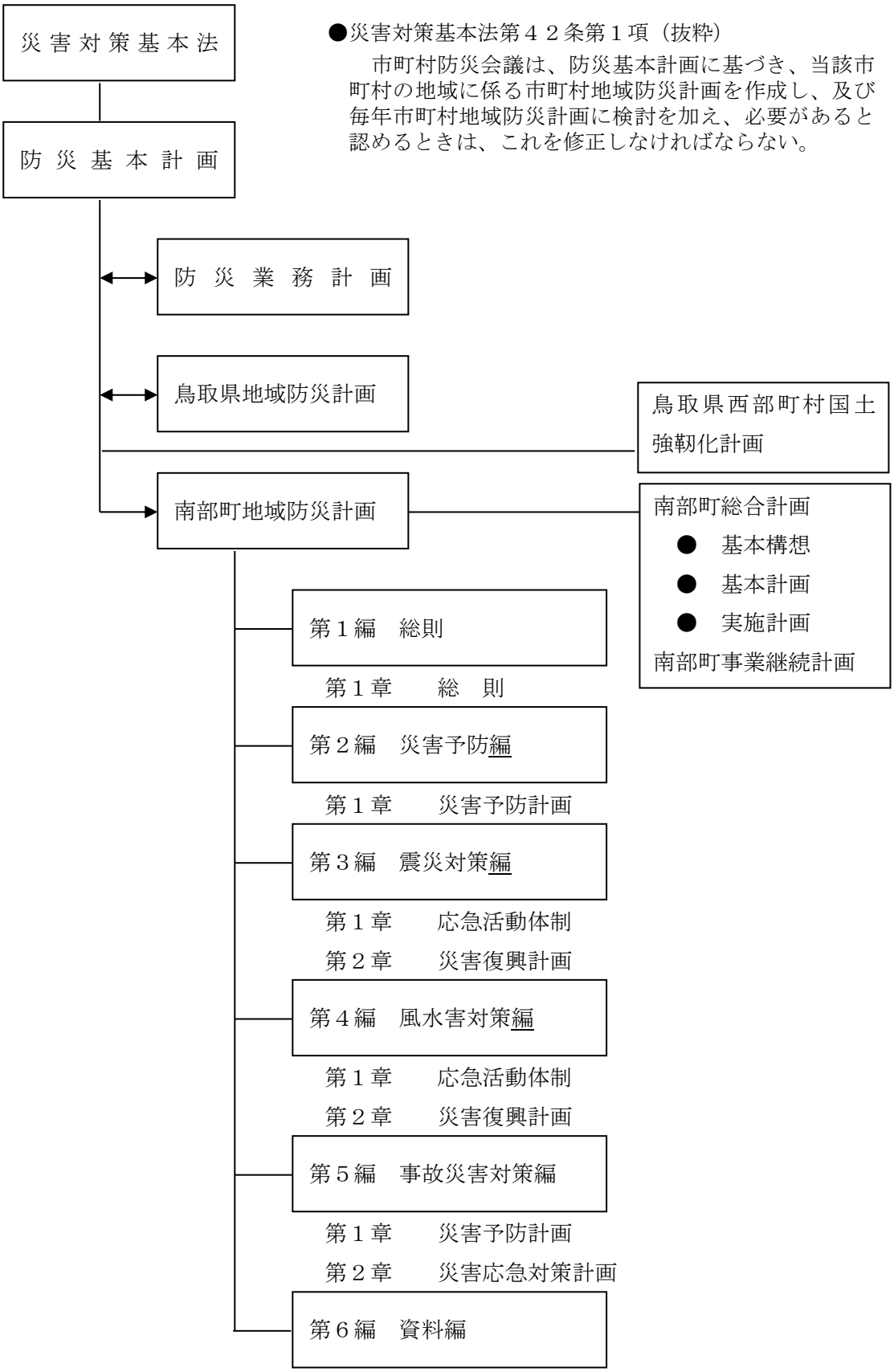
災害対策基本法
防災基本計画
●災害対策基本法第４２条第１項（抜粋）
市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
防災業務計画
鳥取県地域防災計画
鳥取県西部町村国土強靭化計画
南部町地域防災計画
南部町総合計画
● 基本構想
● 基本計画
● 実施計画
南部町事業継続計画
第１編　総則
第１章　総　則
第２編　災害予防編
第１章　災害予防計画
第３編　震災対策編
第１章　応急活動体制
第２章　災害復興計画
第４編　風水害対策編
第１章　応急活動体制
第２章　災害復興計画
第５編　事故災害対策編
第１章　災害予防計画
第２章　災害応急対策計画
第６編　資料編

第２節　防災責任者の処理すべき事務または業務の大綱

１　防災関係機関の責務

１　防災関係機関の責務	―	（１）町の責務
		（２）指定地方行政機関の責務
		（３）指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

（１）町の責務（災害対策基本法、(以下「法」という）第５条）

町は、基礎的な地方自治体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

町長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに町の区域内及び管轄する公共的団体等の防災に関する組織及び町民の隣保互助の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

（２）指定地方行政機関の責務（法第３条）

指定地方行政機関は町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方公共機関の長は、町の防災活動が円滑に実施されるよう必要な指示、指導、助言、その他適切な措置を取らなければならない。

（３）指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（法第６条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成して、法令に基づいてこれを実施するとともに、町の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるようにその業務について町に対して協力する責務を有している。

２　町民および事業所の基本的責務

２　町民および事業所の基本的責務	―	（１）町民の果たす役割
		（２）事業所の果たす役割

町民及び事業所が「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、町民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行う

ものとされており、町民もその役割を果すことが求められている。

① 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（町、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組を総合的に推進すること。

② 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

③ 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

（１）町民の責務

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するように努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、町民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食料等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

①　日頃の備え

ア　気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

・本県の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

・気象等の特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報並びに緊急地震速報の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

イ　家族でする防災

・家の中で危険なところを確認しておく。（家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。）

・防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。（浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。）

・避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。

・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

・災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。（体験利用等を通じてを、定期的に確認する。）

・家族一人ひとりの役割を話し合っておく。

・３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しておく。なお、万が一、災害時にペットが

逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。

・備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

ウ　地域でする防災

・自主防災組織を結成し、及び参加する。

・消防団に参加する。

・防災訓練や研修会に参加する。

・救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。

・町と連携して地域の災害時要援護者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

②　災害が起こりそうなとき

ア　家族でする防災

・町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。特に、夜間等に災害が発生するおそれがあるような場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難指示等の情報を入手できるようにしておく。

・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

・危険な場所に近づかない。

・危険が迫ってきたら、町長の発出する避難指示等による避難又は自ら自主的に避難する。

・定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）

・避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

イ　地域でする防災

・情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に災害時要援護者に配慮する。）

・異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

③　災害が起こったとき

ア　自分の身を守ることを最優先した後、余裕があれば初期対応や負傷者等の救出救護を行う。

イ　初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。

ウ　家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定。）

エ　避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

（２）事業所の責務

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料などの備蓄など、災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員および利用者の安全を確保することはもちろんのこと、地域の防災活動への積極的な協力に努めなければならない。

このため事業所は、平常時および災害発生時に次のことを実践するものとする。

①　平常時から実践する事項

ア　防災責任者の育成および従業員への防災協力

イ　建築物の耐震化の促進

ウ　火を使用する設備、危険物施設等の点検および安全管理

エ　防災訓練の実施
オ　自衛消防隊の結成と防災計画の作成
カ　地域防災活動への参加および協力
キ　防災用資機材の備蓄と管理
ク　飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
ケ　広告、外装材等の落下防止

②　災害発生時に実践が必要となる事項
ア　正確な情報の把握及び伝達
イ　出火防止措置及び初期消火の実施
ウ　従業員、利用者等の避難誘導
エ　応急救助・救護
オ　場所の提供等ボランティア活動への支援

３　業務の大綱

３　業務の大綱	—	（１）町の処置すべき事務または業務の大綱
		（２）県の機関
		（３）自衛隊
		（４）指定公共機関
		（５）指定地方行政機関
		（６）指定地方公共機関
		（７）公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処置すべき業務

災害防止に関し、南部町、鳥取県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方行政機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

（１）町の処置すべき事務または業務の大綱

機関の名称	事務または業務の大綱
南部町	1　南部町防災会議に関する事項 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防災思想の普及 4　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 5　防災に関する施設及び設備の整備 6　災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 7　水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 8　被災者の救難、救助その他の保護 9　被災者の医療、助産の実施 10　避難の指示又は指示 11　災害時の文教対策 12　清掃、防疫その他の保健衛生対策 13　施設及び設備の応急復旧 14　緊急輸送の確保 15　災害復旧の実施 16　管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

（２）県の機関

機関の名称	事務または業務の大綱
鳥取県	1　鳥取県防災会議に関する事務 2　防災に関する組織の整備 3　防災に関する訓練及び防災思想の普及 4　防災に関する施設及び設備の整備

	5　防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6　災害情報等の収集及び伝達及び被害調査 7　水防その他の応急措置 8　被災者の救助及び救護措置 9　災害時の文教対策 10　清掃、防疫その他の保健衛生対策 11　施設及び設備の応急復旧 12　交通規制及び災害警備 13　緊急輸送の確保 14　災害復旧の実施 15　市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

（３）陸上自衛隊（第８普通科連隊）

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 （第８普通科連隊）	1　災害派遣の準備 （１）防災関係資料の基礎調査 （２）災害派遣計画の作成 （３）防災に関する訓練の実施 2　災害派遣の実施 （１）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救急又は応急復旧 （２）災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

（４）指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 （鳥取中央郵便局　）	1　災害時における郵便業務 2　災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
日本銀行（松江支店、鳥取事務所）	1　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2　資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3　金融機関の業務運営の確保に係る措置 4　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5　各種措置に関する広報
日本赤十字社 （鳥取県支部）	1　被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2　災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 3　義援金の募集及び配分 4　血液搬送 5　無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡

機関の名称	事務または業務の大綱
	6　救援物資の配布 7　赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
日本放送協会（ＮＨＫ鳥取放送局）	1　気象予警報、災害情報等の報道 2　災害時における災害状況の収集及び報道
西日本高速道路株式会社（中国支社）	1　災害時の高速自動車国道における輸送路の確保 2　災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本米子支社）	1　鉄道施設の災害予防 2　災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3　鉄道施設の応急対策及び災害復旧
西日本電信電話株式会社（ＮＴＴ西日本鳥取支店）	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（中国支社）	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
日本通運株式会社（山陰支店）	1　災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
中国電力ネットワーク株式会社（米子ネットワークセンター）	1　電力施設の災害予防 2　災害時における電力の供給対策 3　電力施設の応急対策及び災害復旧
国立研究開発法人日本原子力研究機構(人形峠環境技術センター)	1　原子力施設の災害予防 2　原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 3　原子力災害時における施設内の応急対策 4　平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5　放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
独立行政法人国立病院機構(中国四国グループ)	1　災害時における医療救護の実施
日本貨物鉄道株式会社（米子営業支店）	1　災害時における救助物資の緊急輸送

機関の名称	事務または業務の大綱
福山通運株式会社	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
佐川急便株式会社 (中国・四国支社)	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ヤマト運輸株式会社 (津山主管支店)	1　災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ソフトバンク株式会社	1　通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2　通信施設、設備の応急対策

（５）指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
中国管区警察局	1　管区内各警察の指導調整 2　警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3　関係機関との協力 4　情報の収集及び連絡 5　警察通信の運用 6　津波警報の伝達
中国財務局 （鳥取財務事務所）	1　地方公共団体に対する災害融資 2　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3　公共事業等被災施設の査定の立会 4　災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
中国四国厚生局	1　独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整
中国四国農政局 （鳥取地域センター）	1　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2　農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3　農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4　営農資材~~等~~の供給指導、病害虫の防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 5　農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫等の融資に関する指導 7　災害時における主要食糧の供給対策に関すること
近畿中国森林管理局	1　国有保安林、治山施設等の整備 2　国有林における予防治山施設による災害予防

機関の名称	事務または業務の大綱
	３　国有林における荒廃地の復旧 ４　木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	１　災害時の物資の供給対策 ２　被災商鉱工業者に対する融資のあっせん ３　被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
中国運輸局 （鳥取運輸支局境庁舎）	１　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ２　輸送等の安全確保に関する指導監督 ３　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 ４　緊急輸送に関する要請及び支援
中国地方整備局 （鳥取河川国道事務所、 日野川河川事務所）	１　直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 ２　地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材､災害対策用機械等の提供 ３　国土交通省所管事務に関わる地方公共団体等への指示、助言 ４　災害に関する情報の収集及び伝達 ５　洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ６　災害時における交通確保 ７　海洋の汚染の防除 ８　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
大阪管区気象台 （鳥取地方気象台）	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
中国総合通信局	１　非常の場合の無線通信及び非常事態における有線電気通信の管理 ２　災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 ３　災害発生による通信・放送設備の応急電源確保のための移動電源車の貸与
鳥取労働局	１　労働災害防止についての監督、指導 ２　労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助､救急措置に関する協力
中国四国防衛局	１　災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 ２　災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国産業保安監督部	１　火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 ２　鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
大阪航空局 （美保空港事務所）	１　災害時における航空輸送の調査及び指導 ２　災害時における関係機関と航空輸送車との連絡調整
第８管区海上保安本部	１　情報の伝達・周知

機関の名称	事務または業務の大綱
(境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	２　海難救助等 ３　海上における緊急輸送 ４　海上交通安全の確保 ５　海上における治安の維持
中国四国地方環境事務所	１　大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 ２　国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 ３　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 ４　災害時における環境省(本省)との連絡調整 ５　被災動物の保護等に係る支援
国土地理院中国地方測量部	１　地理空間情報の活用 ２　防災関連情報の活用 ３　地理情報システムの活用 ４　普及測量等の実施

（６）指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
日ノ丸西濃運輸株式会社	１　災害時における貨物自動車による救援物資及び人員の緊急輸送
株式会社新日本海新聞社	１　災害時における災害情報の収集及び報道 ２　災害時における住民への情報の周知
日本海テレビジョン放送株式会社	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社山陰放送	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社山陰中央新報社	１　災害時における災害情報の収集及び報道 ２　災害時における住民への情報の周知
山陰中央テレビジョン放送株式会社	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
株式会社中海テレビ放送	１　有線テレビジョンによる災害時の情報提供 ２　有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 ３　その他災害に関する広報活動
株式会社エフエム山陰	１　気象予警報、災害情報等の報道 ２　災害時における災害状況の収集及び報道
一般社団法人鳥取県トラック協会	１　災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
日ノ丸自動車株式会社	１　災害時における自動車による人員の緊急輸送

機関の名称	事務または業務の大綱
日本交通株式会社	1　災害時における自動車による人員の緊急輸送
公益社団法人鳥取県医師会	1　災害時における医療救護の実施
一般社団法人鳥取県エルピーガス協会	1　ＬＰガス施設の災害予防及び災害時におけるＬＰｶﾞｽの供給対策
鳥取県農業共同組合中央会	1　災害時における食糧調達供給
一般社団法人鳥取県バス協会	1　災害時における自動車による人員の緊急輸送
公益社団法人鳥取県看護協会	1　災害時における医療救護の実施
鳥取ガス株式会社	1　ガス施設の災害予防 2　災害時に於けるガスの供給対策 3　ガス施設の応急対策及び災害復旧
米子瓦斯株式会社	1　ガス施設の災害予防 2　災害時に於けるガスの供給対策 3　ガス施設の応急対策及び災害復旧
若桜鉄道株式会社	1　災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
智頭急行株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送
一般社団法人鳥取県歯科医師会	1　災害時における医療救護の実施 2　遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関する事
一般社団法人鳥取県助産師会	1　災害時における医療及び助産活動に関する事
一般社団法人鳥取県薬剤師会	1　災害時における医療救護の実施
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1　災害ボランティアに関すること 2　避難行動要支援者避難支援センターに関する事。

第３節　南部町の災害環境

１　位　置

南部町は、鳥取県の西部島根県境に位置し、東は伯耆町、西は島根県安来市、南は日南町、北は米子市に接し、県庁所在地である鳥取市は東へ 110㎞、西部地域の商工業の中心都市米子市へは、北へ国道 180 号線を自動車で約 10㎞（約 15 分）の地点にある。

地域全体の位置　　東経 133 度 20 分、北緯 35 度 20 分

２　地勢及び地質

南部町は、標高は 20ｍ～350ｍで、日野川水系である法勝寺川・東長田川・小松谷川及び朝鍋川流域に集落が分布している。

面積は 114.03ｋ㎡、鳥取県総面積の約 3.3％を占めている。

本地域の地質は花崗岩、第三紀層、火山岩、沖積層、玄武岩からなっている。法勝寺から南、小松谷川及び朝鍋川地域が花崗岩類、法勝寺以北が新第三紀の火山岩類で構成している。

３　人　口

令和７年１月１日現在

【表　住民基本台帳人口】　（外国人含む）

年　　次	人　　口（人）	世　帯　数（世帯）	１世帯平均人員（人／世帯）	人口密度（人／ｋ㎡）
令和７年１月	10,099	3,902	2.58	88.564

４　土地利用

本町における土地利用区分は次のとおりである。

【表　土地利用区分】　（単位：ｋ㎡）

田	畑	宅　地	山　林	その他	総面積
10,77	3,27	2,59	45,22	52,18	114.03

５　気　　象

平坦部と山間部とでは気象条件に幾分の差異が見られるが、気温は圏内でも高温な地帯に属し、農作に最も影響のある７月～8 月の平均気温は 30℃以上となり好結果を及ぼしている。

反面冬期は気温が低下し、1 月には 1℃以下となる日も多い。降雪は 12 月下旬～3 月上旬の間であり、特に日野郡境に接する地域はしばしば豪雪に見舞われる。湿度は 3 月～4 月が 73％～74％で最も低く、空気の乾燥に加え、南の風もあって大火が起こりやすい。降水量の最も多い 7 月～9 月には、時間雨量 20㎜～30㎜におよび出水による被害も少なくない。

６　災害記録

本町の災害は、そのほとんどが自然現象によるもので、主として洪水、暴風雨によるものであり、特に町の面積の 41.1％を占める山林の大半が河川上流に存在し、無流木地および屈曲箇所の多い場所によって、四季を通じ出水による被害が大きい。逐年行われる河川改修工事、水防技術、予防査察の向上により、明治 19 年、大正７年、昭和９年洪水に見られる大過は少なくなった。最近では、平成

元年に完成した賀祥ダムや平成１７年に完成した朝鍋ダムによる洪水調整機能や、道路、河川など改修工事が進捗したことにより、瞬間的局地出水以外に目立った洪水等の災害は発生していない。

しかしながら本町で発生した災害において、一番の被害は、平成 12 年 10 月 6 日に発生した鳥取県西部地震に起因するものである。この地震の震央は本町の上中谷付近であり、M＝7.3、最大震度６弱を記録し、住宅の全壊 45 棟、半壊 449 棟、及び公共土木施設にも甚大な被害を受け、未曾有の災害となり、南部町（旧西伯町、旧会見町）は災害救助法の適用をされた。

7　既往の地震とその災害

（１）地震活動の状況

記録に残る鳥取県に発生した地震の中で最も大きな被害をもたらしたものは、昭和 18 年（1943 年）9 月 10 日に発生した鳥取地震で、鳥取市は壊滅的な被害を受けた。

最近では、昭和 58 年（1983 年）に鳥取県中部の地震（M＝6.2）が発生して、その地域の地震エネルギーは被害地震を起こすに充分の量があることを示した。そして、西部地域でも地震予知特定観測地域「島根県東部」に隣接して地震活動が活発である。古くは米子城に被害を及ぼした地震が記録に見られる。明治以降でも 1904 年、1914 年の島根県東部の地震、1925 年の美保湾の地震、1955 年の根雨の地震と発生して、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市等に被害を与えている。美保湾の地震については、余震がほとんど内陸に発生していることと、この時代の観測精度から考えて震源が少し北へずれて決定されていると考えられ、内陸の活動域の地震と推定される。

ここで注目すべき点は、双子型、あるいは連発型を示すパターンである。

西部地域でも、1955 年の鳥取県西部の地震では同じ日に３つの地震が連発している。1989 年（M＝5.3、5.4）と 1990 年（M＝5.1、5.2、5.1）と、鳥取県西部で約１年後に地震活動が活発化した。このような経過を受けて、2000 年 10 月 6 日、13 時 30 分M＝7.3 の鳥取県西部地震が発生し、本町にも大きな被害をもたらす結果となった。

（２）鳥取県地方の微小地震分布

微小地震は通常人々に感じられることのない小さい地震である。被害を起こす大地震に比べて発生する回数が多いので、地下の状態を知ることができる。

鳥取県地震の解析から鳥取地震の震源断層は、ほぼ東西の走行で長さ 33km、垂直の断層面を持つ右横ずれ断層である。このことから鳥取地震から 60 年も経た今もかつての鳥取地震で動いた断層の痕跡が微小地震分析で見ることができる。これは微小地震分布が地下の活断層を実現している典型的な一例である。

また、地震の空白地域である大山近傍で 1985 年 6 月から 9 月まで、関金町野添で鳴動が聞かれた地震活動があった。火山性地震との確証はないが、今後大山山体内に地震が発生すれば注意することが必要である。

1989 年 10 月 27 日にM＝5.3、11 月 2 日にM＝5.1、23 日にM＝5.2、12 月 1 日にM＝5.1 と続き、1991 年 8 月 27 日にM＝4.4 が発生した。さらに活動は西へ移動して島根県東部の地震（M＝5.9）が約 10 時間半後に発生した。

鳥取県の地震活動の特徴を知るためには地震の深さが重要である。

鳥取市の付近では約８km、吉岡・鹿野断層を含む活動域では 10km のあたりが中心である。

大山付近の地震（1985 年）は比較的地震の少ない地域である。深さは 10km を超える地震もあるが、中心は８km のあたりで火山性の浅い地震ではない。ここの深さも約 10km と推定される。全体として、中部地域の地震の震源が 10 数 km と深いが、他の地域では 10km よりも浅い地震がほとんどである。

第４節　震災被害想定

本計画の基本的な前提条件となる被害の想定については、以下に示すとおりである。

１　地震の想定

（１）県の想定

県における地震被害想定の主な結果は以下のとおり。(「鳥取県地震防災調査研究報告書【H17年３月】」をもとに、「鳥取県震災対策アクションプラン【H22年12月】」策定時に一部見直した結果)

想定地震については、本県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

ＮＯ	想定地震	マグニチュード(M)	計算手法	被害想定対象地震（対象：○）
１	鹿野・吉岡断層	7.4	詳細法	○
２	倉吉南方の推定断層	7.3	詳細法	○
３	鳥取県西部地震断層	7.3	詳細法	○
４	Ｆ55断層	8.1	詳細法	○
５	雨滝－釜戸断層	7.3	詳細法	○
６	鎌倉山南方活断層	7.3	簡便法	―
７	宍道（鹿島）断層（22ｋｍ）	7.1	詳細法	○
８	宍道（鹿島）断層（39ｋｍ）	7.5	詳細法	○
９	山崎断層帯北西部	7.7	簡便法	―
１０	大立断層・田代峠－布江断層	7.3	簡便法	―
１１	地表断層が不明な地震（Ｍｗ6.8）	(Mw6.8)	簡便法	―
１２	南海トラフ巨大地震	8.3	簡便法	―
１３	佐渡島北方沖断層	津波浸水のみ対象		○

【想定地震の震源断層位置】

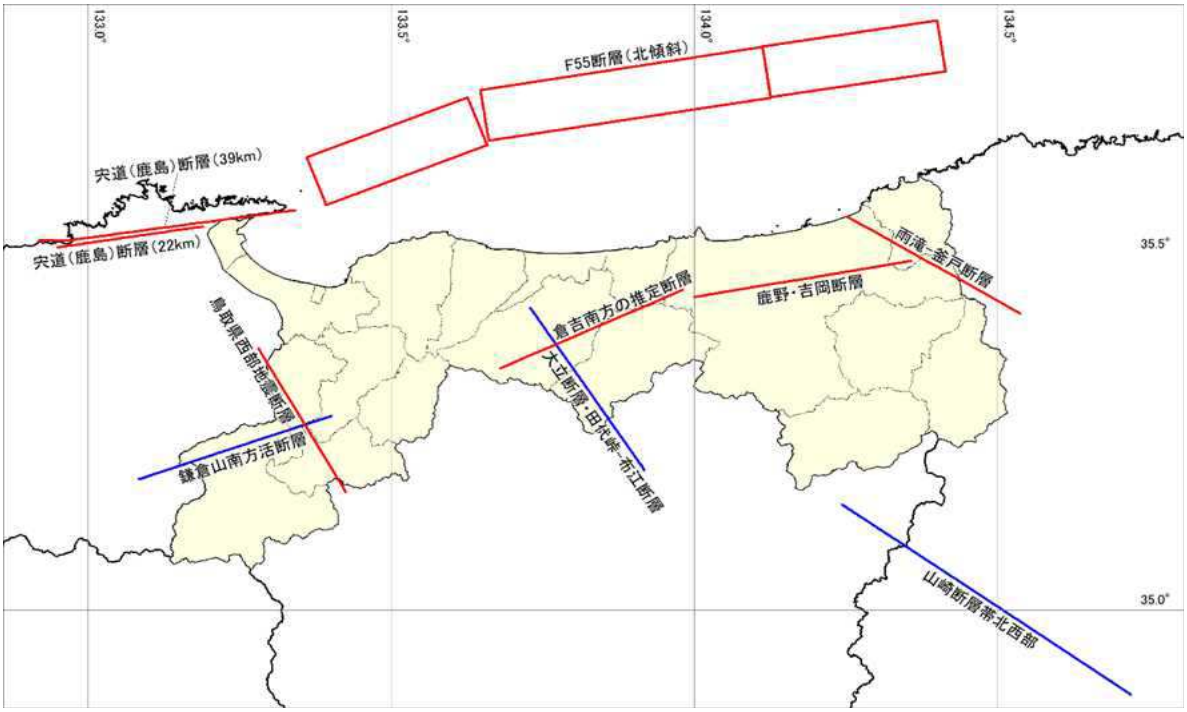

①　想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

ア　想定ケース

地震発生時間帯は、県民の生活行動が顕著に反映できるように次の３つのケースを想定した。

a　冬・深夜：多くの人が自宅で就寝中

b　夏・昼 12 時：日中の社会活動が盛んな時間帯で多くの人が自宅外にいる。

c　冬・夕 18 時：地震による出火可能性が高い時間帯

イ　想定単位

解析・評価を行う単位は、250m メッシュでの評価を基本としたが、被害想定項目によっては、箇所ごと町丁目・字、市町村、県の単位で評価するものとした。

ウ　主な想定項目

a　地震動・液状化・がけ崩れ・津波の想定
b　建物被害の想定
c　地震火災の想定
d　人的被害の想定
e　ライフライン施設被害の想定
f　交通施設被害の想定
g　危険物施設被害の想定
h　防災重要施設被害の想定
i　経済被害の想定
j　生活機能支援の想定
k　地域防災力の把握
l　地震災害シナリオの作成
m　被害予測システムの構築

② 想定結果の概要（鳥取県西部地震断層の地震）

本町に最も被害を及ぼす鳥取県西部地震断層の地震における、町内の被害想定結果は以下のとおりである。

鳥取県西部地震断層の地震			
現況データ	人口（人）	深夜	12,000
		12 時	9,100
		18 時	10,000
	建物棟数（棟）		5,300
計測震度面積率（%）	震度６弱		45.0
	震度６強		54.7
	震度７		0.4
液状化危険度面積率（%）	かなり低い（PL＝0）		8.3
	低い（0<PL≦5）		1.5
	高い（5<PL≦15）		1.8
	極めて高い（15<PL）		1.5
建物被害（冬）	建物被害（棟）	全壊数	約 510
		半壊数	約 1,100
		一部損壊数	約 1,900
	火災（冬 18 時）	出火件数（件）	2
		焼失棟数（棟）	0
ライフライン機能支障	電力	停電件数	約 90
	上水道	断水人口	約 9,200
	下水道	機能支援人口	約 570
	通信	不通回線数	約 70
	ＬＰガス	供給停止戸数	約 350
人的被害（人）	冬深夜	死傷者	約 30
		負傷者数	約 180
	夏 12 時	死傷者	約 10
		負傷者数	約 100
	冬 18 時	死傷者	約 20
		負傷者数	約 130
	避難所避難者数（冬 18 時）	１日後	約 820
		１週間後	約 1,300
		１ヶ月後	約 680

（２）町独自の想定

鳥取県に被害を及ぼした地震は、遠方では紀伊半島、四国沖に発生した南海地震があるが、地震活動域が鳥取県の東部から中部、西部へと帯状に分布していることから、この活動域で発生する最大級の地震を考えるのが妥当である。鎌倉山南方断層においては 1990 年頃から群発地震が発生し、特に 2000 年の南部町（旧西伯町）から日野町付近を震源とする鳥取県西部地震はM＝7.3 という大きなもので、当町でも震度６弱を観測した。

（１）のように、県の被害想定では、本町に最も被害を及ぼす鳥取県西部地震断層の地震においても、最大震度６強となっている。

したがって本計画において想定する地震は、鳥取県西部地震断層の活動による地震とする。

この他、鳥取県の地震被害想定には、鎌倉山南方活断層での地震が想定されているが、被害想定対象地震となっていないが、町内の想定される地震であることから、独自想定する。

想定項目	地　震　想　定　内　容
震　　源	鳥取県西部地域（南部町　鎌倉山付近） （133°22.7’Ｅ　，35°15.1’Ｎ）
規　　模	マグニチュード　７．３
震源の深さ	10km
地震発生時刻	冬の夕刻 19 時（在宅率、火気使用率の高い時間帯）

地震による被害想定総括表（内閣府の「地震被害想定支援マニュアル」により計算）

想定項目	被害想定の内容
倒壊危険	・非木造建物全壊数　　７棟 ・木造建物全壊数　　６２４棟
人的被害	・死　者　　１０名 ・負傷者　　１，８１１名 ・罹災者　　倒壊、出火、死傷者の分布に対応して多数
ライフライン被害	通信・交通・電気・水道等施設の機能被害が、全町的に発生する。

※　平成 12 年 10 月 6 日に発生した「鳥取県西部地震」では、鎌倉山直行断層の活動により発生したもので、本想定と同じ地震規模M＝7.3 であったが、住宅の全壊は 45 戸と本想定より少ない数となっている。これは、様々な要因によって変わる可能性が大きく、本計画では上記被害が発生したことを想定することとする。

第５節　防災に関する基本方針

「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0)」は、１都９県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

「平成３０年７月豪雨災害」では、西日本を中心として、広島県や岡山県など中国地方に河川決壊による浸水や土砂災害により多数の被害を発生させ、「令和元年台風１５号及び１９号による豪雨災害」では、東日本を中心として、観測史上最大の雨を各地域にもたらしダムの緊急放流や７１河川１４０ヶ所の堤防決壊など大規模な災害による被害をもたらした。

国においては、防災基本計画が平成 24 年 9 月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成２４年６月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

県においては、東日本大震災の課題や平成３０年７月豪雨、令和元年台風１５号や１９号での豪雨による災害課題を踏まえ、鳥取県地域防災計画の令和６年度の見直しが進められており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、南部町地域防災計画を改正する。

南部町地域防災計画の改正に際し、以下の「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」「災害に強い体制づくり」の３つの基本方針を設定し、町はもちろんのこと、町民、各地域振興協議会、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取組むものとする。

１　災害に強いまちづくり

（１）風水害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険個所の安全を確保する必要がある。

本町は、気候的・地理的な条件から、集中豪雨等による河川の氾濫などの風水害が発生しやすいため、今後も、河川やため池等の改修、賀祥ダム、朝鍋ダムを管理する県との連携、下水道や排水路等の治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化を図るほか、浸水区域等の危険箇所の把握と解消に努める。

（２）土砂災害対策の推進

本町は、急傾斜地崩壊等のおそれがある地区や山腹崩壊、土石流危険渓流等の山地災害危険地区が、法勝寺川、朝鍋川及びその支流にみられ、東西町地区・天津地区・大国地区・法勝寺地区・両長田地区・手間地区・賀野地区においては、県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がされている。

このため、ハード面での土砂災害対策の推進とともに、危険箇所の把握、情報の伝達、土砂災害警戒情報等の伝達、特に令和２年６月から開始した「避難指示等のガイドライン」に基づき、警戒レベル３「避難準備・高齢者等避難開始」で高齢者等の確実な避難開始、警戒レベル４「避難指示」で全員避難を徹底し、避難が思うように進まない段階で、同じく警戒レベル４「避難指

示」を発表し、災害がすでに発生し避難することで命に危険性等があると判断される場合、警戒レベル５「災害発生」命を守る行動を徹底できる判断基準を的確に運用し、避難体制の整備に対する防災体制の整備などソフト的な対策の推進を図る。

さらに、冬期間の積雪やなだれ等の危険性に対し、町及び関係機関は、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、避難行動要支援者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ等の整備・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

（３）地震災害対策の推進

本町を含む県西部では、1989 年（M＝5.3、5.4）、1990 年（M＝5.1、5.2、5.1）の地震に続き、2000 年 10 月６日に、本町（旧西伯町）から日野町付近を震源とする鳥取県西部地震（M＝7.3、震度６弱）が発生し大きな被害をもたらした。今後も、本町に大きな影響を及ぼすと思われる、鳥取県西部地震断層による地震の被害を最小限に抑えるため、町耐震改修促進計画等と連携の上、耐震化の促進を図っていく。

引き続き、地震被害の軽減のための対策として、地域の耐震化・不燃化の推進、避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進など、社会基盤整備を図る。

また、町民及び事業所等は、家屋の耐震化、屋内家具等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止など、建物の耐震化、防火対策に努める。

さらに、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

（４）その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、大規模火災、林野火災、雪害、危険物等災害、竜巻・突風、航空機事故、原子力事故などがあげられる。特に、本県に隣接する島根県松江市鹿島町には、中国電力島根原子力発電所が位置しており、本町からの距離は、約 40ｋｍとなっている。これらの災害については、上記の災害対策と併せて各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、情報通信体制の整備、風評被害対策等の推進を図る。

２　災害に強い人づくり

（１）自助能力、共助能力の向上

大規模な災害が発生した場合、現場での適切な初期活動が地域の被害の軽減に役立つが、人命救助などの緊急活動に行き渡らない可能性もあるため、町民の災害時の役割は極めて重要となる。

また、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、地域振興協議会、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

このため、町では防災士の養成を重視して、各地域振興協議会において地域防災に関わる訓練や計画作成の支援、助言により、地域防災活動の防災リーダとして活動し、その他、地域及び事

業所等を通じた、町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育・訓練により災害時の個人の防災活動力の向上を図る。さらには、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげる。

（２）自主防災組織の育成支援

近年の生活様式の変化に伴って、町民（近隣住民）相互のふれあいが従来よりも希薄化傾向にあることと、人口高齢化等による避難行動要支援者が増加していることから、防災活動における自主防災活動の比重がますます大きくなっている。

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

このため、町は、学校新設や事業所誘致等による新町民への働きかけも含め、町民の防災意識の向上を図るとともに、地域振興協議会との活動分担を含めた連携を進め、地域単位及び施設単位での自主防災組織の育成、支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

（３）事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（ＢＣＰ）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

３　災害に強い体制づくり

（１）役割・機能分担の明確化

迅速な初動体制を確保するため、課の分担等を明確にした「南部町職員初動マニュアル」の整備・活用を図る。災害時に「いつ、だれが、なにを、どうするのか」といった役割・機能分担を明確にするために「風水害及び震災時の南部町タイムライン」をもとに、日頃からの訓練・研修を実施し、迅速かつ的確に防災活動が行えるように新たな課題発生毎に修正し最新なものにする。

また、平成３１年３月に作成・配布済みの南部町防災マップ等の周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、避難所の管理・運営体制の整備、ライフラインや医療体制の確保等の防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

なお、町地域防災計画による防災体制に関連し、国民保護法、町国民保護計画による武力攻撃事態及び緊急対処事態が発生した場合の避難パターンを具体化して、対応についても平常時から

習熟を図っていくものとする。

（２）防災・救助体制の整備

①　車庫の建替えや消防倉庫の建替えのほか、防災センターの新設を含めた、役場庁舎・消防施設等の防災活動拠点施設の整備を図る。

また、公的施設のほか私的財産の活用検討による避難施設の整備、医療施設などの耐久化・耐震化、病院・福祉施設や関係団体等への支援・連携、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置など、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

②　防災行政無線、個別受信機をはじめとする通信機能の向上、避難所等における双方向通信体制の確保、ＣＡＴＶの積極的活用等、情報収集伝達体制の充実に努める。

また、通信各社を経由した緊急速報エリアメールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

③　避難行動要支援者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。福祉避難所の指定や、一人暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化をを推進する。

第２編　災害予防編

第１章　災害予防計画

第１節　災害応急対策への備えの充実　（担当：総務課）

１　防災組織の整備

町、防災関係機関、住民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

（１）南部町

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。

設置した場合、その機能が十分発揮できるよう、各組織の構成員は日頃より各々の職務内容・手順の把握に努めるものとする。

①　南部町防災会議

ア　設置の根拠等

南部町防災会議は、災害対策基本法第 16 条を根拠として設置され、その内容は、南部町防災会議条例に定められている。

※　南部町防災会議条例　　**（資料編　資料１）**

イ　所掌事務

a　地域防災計画を作成し、その実施を推進すること

b　本町に係る災害が発生した場合において、災害復旧に関し、その対策を講ずること。

c　その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務

ウ　組　織

南部町防災会議は、南部町防災会議条例に基づき組織する。

※　南部町防災会議委員名簿　　**（資料編　資料２）**

エ　南部町災害対策本部

a　設置の根拠

南部町災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の 2 を根拠として設定され、その内容は、南部町災害対策本部条例によって定められている。

南部町災害対策本部条例　　**（資料編　資料３）**

b　所掌事務

南部町地域防災計画の定めるところにより、町域の災害予防及び応急対策を実施する。

c　組織

南部町災害対策本部の組織については、震災対策編第２章第１節活動体制の区分に定める。

（２）防災関係機関

町域を所管し、又は町内にある県の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、災害対策基本法第 47 条の規定に基づき、地域防災計画および応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善に努める。

（３）消防団

①　南部町消防団

平成 16 年の市町村合併により、２つの団が南部町消防団として形成された。

現在、条例定数 148 名（７分団及び本部班）の活動体制となっている。

②　今後の課題

現在、消防団の抱えている課題は、次のとおりである。

・過疎地域の中での団員の確保及び団員の高齢化
・町外勤務者が多数在籍することから、昼間に発災した災害への対応
・自衛消防団との連携
・整備されつつある、自主防災組織との連携
・女性消防団員の確保

（４）住　民

災害対策の基本は、地域住民が防災意識を高め、災害に備える気運の養成にある。したがって広報等により、自治会を通じ、住民の防災意識の向上に努める。また、地域住民は、自助努力によりそれら防災意識の高揚に努力する。

①　　自主防災組織の充実促進

平成１２年に発生した「鳥取県西部地震」以降、自主防災組織の設置・充実が認識され、集落単位を軸とした８０地区で自主防災組織が組織形成されている。地域住民が自ら行う防災活動を充実し促進を図る。

②　自衛消防団の充実促進

町内１６の自衛消防団（１７地区）があり、災害により発生した火災等について公設消防団に協力し、火災防御に努める。

※　南部町自衛消防団一覧　　**（資料編　資料４）**

③　地域振興協議会との連携

平成 19 年度に結成された 7 地区地域振興協議会との連携を図り、防災意識の向上及び災害に関する情報収集等を行う。

（５）事業所

消防法第８条の規定により「消防計画」を作成する事業所並びに地域の安全と密接な関連がある事業所については、災害の未然防止に努め、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努める必要がある。このため、各事業所において、自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の消防団とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

２　災害対策要員の研修・訓練の実施

（１）町職員に対する防災教育計画

町職員の防災に関する意識、知識及び技術の向上を図り、発災時に災害対策本部の一員となることの自覚を促すため、各種防災講習会や研修会等を開催するほか、必要に応じて手引書の作成を検討するなど、災害時の職員の役割分担等について周知徹底を図る。

（２）防災訓練の充実

災害に対して、各種防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上または現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を想定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとする。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行い、充実を図る。

３　広域防災体制の確立

町域に大きな災害が発生し、町の防災組織による災害応急活動で対応しきれない場合、他の市町村に対して支援を要請することになる。この場合、局地災害であれば、近隣市町村に支援を要請するものとし、大規模な広域災害の場合は、県外を含めて災害を受けていない遠隔の市町村に支援を要請する必要がある。

（１）広域支援体制

局地型災害に備えて近隣市町村、広域災害に備えて遠隔の市町村（県外を含む）など、複数の市町村と相互応援体制を確保するため、防災支援協定の締結を推進する。

（２）協定すべき内容

協定すべき内容としては、消防支援、救急支援のほか、救援物資支援、職員派遣、資機材の提供等とし、相手市町村と協議のうえ定める。

（３）応援協定の充実化

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結し、人的・物的な支援を求め、支援を行う体制を構築する。

①　町が締結する応援協定等

町において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。

②　応援協定の維持管理及び注意事項

ア　応援協定等の維持管理

ａ　締結した応援協定については、総務課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

ｂ　災害発生を想定した支援要請訓練を定期的に実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組みを推進するものとする。

ｃ　協定の締結にあたっては、総務課が関係各課と随時必要な調整を図り情報共有するとと

もに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。

d　応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。

イ　応援協定等の注意事項

a　応援協定等の締結は、原則として総務課が行うものとする。

b　災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

c　協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。

d　地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元・業種団体等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。

e　物資・食料の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

（４）応援体制の準備

町は応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、応援計画に基づく派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

（５）受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画に基づく応援・受援に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

４　町の防災拠点等の確保及び整備

（１）災害対策本部を設置する施設の整備

災害対策本部は、「南部町役場法勝寺庁舎」に設置する。ただし、庁舎が被害により使用不能となった場合は、「南部町役場天萬庁舎」又はその他状況に応じて適切な公共施設に設置する。

活動拠点となる各施設について、対災害性（耐震化・浸水対策・停電対策など）を確保し、災害情報を入手した場合の職員等に周知するシステムの整備、職員初動マニュアルを作成する。

（２）地域防災拠点の整備

地域防災拠点については、車庫の建替え、消防倉庫の建替えのほか、「町防災センター」について順次整備するものとし、利用計画の策定等を進めるものとする。

５　業務継続の取組みの推進

（１）業務継続の基本方針

町は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

（２）業務継続計画の策定

①　町は、優先的に継続すべき通常業務の継続体制を定める業務継続計画を策定している。

②　業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

６　南部町職員初動マニュアルの更新

南部町職員初動マニュアルについて、実災害発生後及び防災訓練を通して問題点等を洗い出し、随時更新ならびに修正を行うものとする。

７　平時から職員が講じておくべき対策

（１）災害時における役割の把握

町職員は、南部町職員初動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

（２）家庭等で被災しないための対策

町職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

①　住宅の耐震化

②　家具等の転倒防止対策

③　家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

④　その他、鳥取県危機管理部ホームページの「日頃の備え」に記載する取組み

（３）災害発生時の家族等との連絡方法の確認

町職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

（４）登庁経路の危険度の把握

町職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

８　職員派遣要請等の整備

（１）県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制の整備

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制を構築する。

細部、具体的な応援・受援については、「第３編 震災対策編 第１章 応急活動体制 第４節 応援・受援計画」による。

（２）他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備

災害時において、他市町村、県からの派遣職員（リエゾン）を円滑に受入れ、災害発生状況の共有や災害応急対策を実施するため、防災訓練等を通じ、受入れ体制の整備・検討を行うものとする。

（３）災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

①　災害復旧に必要な技術等を有する職員の把握

町は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に県又は被災市町村からの職員派遣要請に対応するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員等をあらかじめ把握しておく。

②　資機材の整備

町は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

③　通信機器の整備

町は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

９　情報通信機器・施設の整備計画

町及び防災関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、対策情報など、災害予防及び災害対応活動に必要な情報通信の円滑化を図るため、防災行政無線、ＣＡＴＶ、県防災通信システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、防災関連情報メール、職員参集メール等の整備拡充に努める。また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

災害通信網は、携帯電話（衛星通信携帯電話を含む）、ファクシミリ等を含む一般加入電話による通信を原則としているが、有線通信施設が使用できなくなった場合は、消防、警察等の無線施設を利用する。

（１）通信施設の整備

①　有線通信施設

一般加入電話の老朽施設の取り替えを行うとともに、専用電話の新設、携帯電話の導入等により施設整備を図る。

また、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先扱いの電話」をあらかじめ指定、ＮＴＴに申請し、通信連絡を確保する。

②　無線通信施設

鳥取県西部広域行政管理組合の無線通信網として、町内には米子消防署南部出張所に移動局の無線局が設置されている。

また、災害時における有線通信施設の途絶に備えて、防災関係機関、企業等が所有する無線通信施設に、その利用等についての協力をあらかじめ依頼しておく。

災害時に有線通信回線又は自己の所有する無線通信施設の利用が不可能な場合、中国地方非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信の活動を図ることとする。

非常災害時に、必要に応じて携帯電話等の借受申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

③　非常通信

電波法第 74 条に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生する恐れのある場合には、非常通信を行うことができる。

（２）通信施設の災害予防

①　機器の転倒防止

災害による通信施設の被害を防止するため、それらの転倒防止等、日頃より必要な措置を講ずるものとする。

②　　予備電源等の整備

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信施設を有する機関は、自家発電機等を設置し、停電後７２時間以上機能を十分発揮できるよう常時これの点検、整備に努める。

なお、南部町役場法勝寺庁舎は、令和２年度に発電装置の更新を行ったところである。

（３）運用体制の整備

①　有効に機能させるため夜間運用体制の確立を図る。

②　災害時の停電に備えて、発電機、各種無線機の点検を定期的に行う。

③　関係職員の無線局、無線機、パソコンをはじめとする情報機器の運用技術の向上に努める。

④　防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信無線の重要性を認識し、整備・補強を実施する。

また、防災関係機関相互の運営を円滑に行うため、運営体制を明確にすべく、あらかじめ各機関相互の調整を行い、災害時に機能を発揮できるよう努める。

（４）通信訓練等の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を防災訓練に取入れ、定期的に実施する。

１０　避難指示等の発出

令和３年５月から施行された改正災害対策基本法に基づき警戒レベルにより、発令する。

（１）実施責任者

①　災害による避難指示等は、それぞれの法律に基づき行うが、災害応急対策の第１次的責任者である町長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施する。

②　なお、学校における児童・生徒の集団避難は、町長の避難措置によるほか、学校においては、教育長の指示により、学校長が実施する。

ただし、緊急を要する場合、学校長は、町長・教育長の指示を待つことなく実施できる。

（２）避難指示等の類型

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３ 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。 人的被害の発生する可能性が高まった状況。	・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は立ち退き避難する ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に突発性が高く予測が困難

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
		な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害にに対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが望まれる。
警戒レベル４ 避難指示 （住民等が指示を尊重することを期待して、避難を勧め、又は促す。 指示よりも拘束力が強い。）	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。 ・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難は帰って命に影響を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。 ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、避難の準備や判断の遅れ等により、立退き避難を躊躇していた場合は、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル５ 緊急安全確保情報	・すでに災害が発生している状況 ・人的被害が発生している。	・すでに災害が発生している状況から避難所への避難は厳しく、現在の場所でとれる最善の命を守る行動を行う。

（３）避難指示等の伝達手段・伝達先

伝達手段については、避難指示等の種類ごとに以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせて、伝達先と合わせて具体的に定めておくこと。

また、Ｙahoo!との防災協定により、情報検索の集中を回避するためキャシュページにより町ホームページへのアクセス機能低下を防止する。

① 町防災行政無線・個別受信機を利用して伝達
② 広報車、消防車両により伝達
③ 緊急速報エリアメールによる伝達
④ 消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼
⑤ 自主防災会長、区長等を通じた地域コミュニティー間での声かけ
⑥ 町ホームページへの掲載
⑦ 電子メールによる伝達
⑧ ＣＡＴＶによる放送
⑨ テレビ、ラジオ等への放送機関への依頼

１１　児童・生徒等の集団避難体制の整備

（１）各学校への連絡網の整備

町教育委員会は、教育長の各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

（２）各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

① 災害の種別、程度、場所に応じた避難指示(緊急)等の伝達方法
② 避難場所の選定
③ 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
④ 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

（３）校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

（４）保護者への引渡しルールの策定

町教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを策定しておく。

（５）児童、生徒への連絡網の整備

① 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。
② 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

（６）避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡体制につき平時から全教職員へ理解を深めておくものとする。

（７）保育所における避難体制の整備

町は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

１２　指定避難所、指定緊急避難場所の整備計画

町は、災害時における住民の生命と身体の保護を図るため、指定避難所、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、日頃よりその整備保全を図るほか、自治会等の協力を得て、避難所体制の確立と避難所の周知徹底に努める。

１ 指定緊急避難場所等の整備

（１）地域の実態に即した指定緊急避難場所等・避難路等の整備を推進するものとする。

（２）また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから指定緊急避難場所等の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

２ 指定緊急避難場所等の指定

町は、農村公園、公民館、学校等の公共的施設等から、その管理者の同意を得た上で、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、町は指定緊急避難場所等を指定した場合、県へ通知するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

（１）指定緊急避難場所

町は、災害ごとに、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に開設が可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、市町村は指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害計画域内に含まれる地区については、同区域外の場所を指定し、早期の避難指示等の発出に努めるものとする。

（２）指定避難所

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

一般の避難所では、生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

（３）指定緊急避難場所等の指定基準

区分	災害種別	指定基準
指定緊急避難場所	地震以外の異常現象	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ③　立地条件 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること

		③構造条件 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
	地震	①管理条件 災害が切迫している状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。 ②当該施設が地震に対して安全な構造であること。 ③場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
指定 避難所		①規模条件 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ②構造条件 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ③立地条件 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 ④交通条件 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ⑤福祉避難所関係 専ら要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること

なお、上記に加え、指定に当たっては、アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された指定緊急避難場所等についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）について留意するものとする。

（４）指定緊急避難場所等以外の施設の活用

指定緊急避難場所等として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難先が確保できるよう整備するものとする。

（５）応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定されている「とっとり花回廊」、「西伯カントリーパーク多目的広場」、「南部町民運動場」については、原則として、指定緊急避難場所等として指定しないこと。

イ 既に指定された指定緊急避難場所等が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

（６）施設管理者との事前協議

町は、指定緊急避難場所等として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

（７）学校の指定

町は、学校を指定緊急避難場所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定緊急避難場所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、県立学校については、次のとおり事前協議を行うものとする。

ア 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

（ア）指定緊急避難場所等として指定する施設の範囲

（イ）避難地区の範囲

（ウ）避難地区住民への周知の方法

イ 県立学校の施設を指定緊急避難場所等として指定している場合は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

（８）県有施設の事前調整

県（各部局）は、指定緊急避難場所等として指定された県有施設との事前調整に努める。

（９）指定管理者との調整

ア 指定緊急避難場所等の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに指定緊急避難場所等に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

３ 指定避難所の設備及び物資等の配備または準備

（１）町は、指定避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める（換気、照明等の設備、給水施設、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備、避難所施設へのＬＰガスの常設等）とともに、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

（２）避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める。（食料、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊き出し用具等）

（３）浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

（４）町は、「特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定」に基づき、災害時の被災者等の通信の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を検討する。

（５）県及び市町村は、指定避難所となることが想定される学校等について、指定避難所となることを想定した施設のバリアフリー化、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

４ 避難路の確保・指定

町は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

（１）避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。

（２）避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

（３）災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

５ 一時的な施設の借り上げ等の準備

県及び町は、多数の住民避難により指定避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の要配慮者等の避難先として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な指定避難所の確保に努める。

６ 指定緊急避難場所等に関する広報

（１）町による広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所等の名称及び所在位置

イ 指定緊急避難場所等への経路（避難路）

ウ 避難収容後の心得（収容された施設の運営管理のために必要な知識等）

（２）県による広報

県（危機管理部）は、ホームページで指定緊急避難場所等の情報を公表し、周知の支援を図るものとする。_

（３）避難所の指定

① 避難所は、町内の小中学校、公民館、その他公共施設で、地震の際にも安全に避難者を収容するにふさわしい施設とする。

② 避難所の設置予定場所として現在、23 か所の施設を指定しているが、この中から災害の状況、避難所予定施設の被災状況を勘案し、その都度指定する。

③ 避難所予定施設の管理者と、使用方法・連絡体制について事前に協議しておく。

No.	対象地区	施　設　名　等	所在地	収容人員（最大※）	電　話（0859）	地震時	土砂災害時	風水害時
1	東西町、境	東西町ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	境 1569	200 人	66-4522	○	○	○
2	福成、清水川	ふるさと交流センター	福成 1455	300 人	66-4905	○	×	○
3	阿賀、北方、長田	つくし保育園	阿賀 938	100 人	66-2143	○	○	×
4	大国地区	おおくに田園スクエア	原 868-4	200 人	66-5266	○	○	○
5	全地区	健康管理センター「すこやか」	倭 482	100 人	66-5522	○	○	○
6	全地区	総合福祉センター「しあわせ」	法勝寺 331-1	100 人	66-2900	○	○	○

No.	対象地区	施　設　名　等	所在地	収容人員（最大※）	電　話（0859）	地震時	土砂災害時	風水害時
7	大国地区	西伯小学校	法勝寺 336	300 人	66-2215	○	○	○
8	法勝寺地区	プラザ西伯	法勝寺 170	200 人	66-5025	×	○	○
9	法勝寺地区	法勝寺中学校	馬場 630-1	300 人	66-2009	○	○	○
10	法勝寺地区	すみれこども園	法勝寺 1008	100 人	66-2040	○	○	○
11	法勝寺地区	キナルなんぶ	法勝寺 341	100 人	46-0870	○	○	○
12	全地区（要介護者）	特別養護老人ホーム「ゆうらく」	落合 646	100 人	66-2253	○	○	○
13	東・上長田地区	南さいはく交流拠点施設	能竹 394-2	50 人	66-5115	○	○	○
14	上長田地区	レークサイドアリーナ	下中谷 965-5	200 人	66-3186	○	×	○
15	上長田地区	上長田会館	下中谷 2397-5	50 人	66-3517	×	○	○
16	手間地区	南部町公民館 富有まんてんホール （天萬庁舎３階）	天萬 558	200 人	64-3781	○	○	○
17	手間地区	南部中学校	天萬 583	300 人	64-2013	○	○	○
18	手間地区	さくら保育園	天萬 1445	50 人	64-2065	×	○	○
19	賀野地区	会見小学校	宮前 568	300 人	64-2016	○	×	○
20	全地区	総合福祉センター「いこい荘」	浅井 938	100 人	64-3511	○	×	○
21	賀野地区	ひまわり保育園	市山 590	50 人	64-2824	○	○	○
22	賀野地区	会見農村環境改善センター	市山 1083-1	50 人	64-2044	○	○	○
23	池野、鶴田	会見第二小学校	池野 451	50 人	64-2415	○	×	○

（注）乳幼児、妊産婦の避難は、健康管理センターにおいて受入れるものとし、避難所の開設期間は、災害発生から７日以内とする。ただし、町長が必要と認めたときは、延期することができる。
地震時に「○」とあるのは、新耐震設計基準（昭和５６年以降）を満たした建物である。
土砂災害時に「×」とあるのは土砂災害時に危険であることを示した建物である。
水害時に「×」とあるのは水害時、浸水想定があり危険であることを示した建物である。
地震時、土砂災害時によっては適さない施設もあるため、各集落において、一時的に集落が集まる場所（民家など）を決めておく必要がある。
※短期間（１日～３日間程度）の最大収容人数。

（４）避難所の整備

避難所は、地区の防災拠点と位置付けて、各種防災施設及び防災機能の整備を図り、もって避難者の円滑な収容とその安全確保に資するものとする。

① 安全確保

ア　施設の耐震診断を実施し、問題のある施設については、事業計画をたてて補強あるいは建て替え等の検討を実施する。

イ　避難所及び周辺の耐震化、不燃化を図る。

ウ　特に災害危険箇所地域内にある避難所については、防災措置を十分にとり、被災した場合の代替施設もあらかじめ選定しておく。

② 避難者の迅速な収容と滞在・援助

ア　適切な照明の整備

イ　医療救護の予定地とすること

ウ　災害時に派遣すべき職員の指名等

エ　給水施設の整備

オ　換気等生活環境設備の整備

カ　情報通信機器の整備

キ　その他ライフライン関係設備の整備の充実

（５）広域一時滞在

町は県と連携して、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結等、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（６）避難所機能・運営基準等の策定

町は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等して、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。

① 指定避難所の規模に応じた受入規模

② 夜間・休日等における開設手順

③ 配置職員規模

④ 避難者等の協力を含めた運営体制

⑤ プライバシーの確保

⑥ 要配慮者への配慮

⑦ いわゆるエコノミークラス症候群対策

⑧ 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮

⑨ 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応

⑩ 女性の悩み、暴力被害者支援等の窓口の周知等

⑪ 備蓄物資及び支援物資の配分計画

（７）避難所の運営組織の調整及び決定

① 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。

② 町は、予め、避難所開設時の運営組織との役割分担を調整し、定めておくものとする。

（８）避難所運営訓練の実施

地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

（９）避難協力体制の整備

避難にあたっては、特に次の点に留意し、自治会、ボランティア、事業所防災組織等に協力を要請し、避難体制の整備に努める。

① 避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時の対応のあり方を検討しておく。また、広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、地域住民の理解を得ておく。

② 高齢者、身体障がい者等に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、地域の協力が得られるよう努める。

④ 観光客、外国人等地理に乏しい者に対する避難誘導の方法を検討する。

（１０）避難所の周知

災害時に迅速に避難ができるよう次の方法により住民への周知を行う。

① 町発行の広報紙などに掲載する。

② 避難所を記したマップなどを作成し、各戸に配布する。

③ 町防災訓練や自治会の訓練等において、周知を図る。

④ 避難所付近に避難所の名称、方向等を示した誘導標識の設置を検討する。

⑤ 周知の内容

ア 避難所の所在等

避難所の名称及び所在位置

避難所への経路（避難路）

イ 避難方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難指示等の避難情報を発出する基準及びその伝達方法

避難収容後の心得（避難場所の運営管理のために必要な知識等）

１３ 消防力の整備計画

地震災害による火災が発生した場合に、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減するため、防災知識の普及、予防消防体制の強化、消防組織、消防施設等の整備を図る。

（１）組織人員および装備

本町の消防組織は、鳥取県西部広域行政管理組合米子消防署南部出張所及び南部町消防団からなる。消防活動に従事する消防団の組織、人員及び装備は次のとおりである（団長、副団長除く）。

分団等	団員数	管轄区域	装備等	備考
本　部　班	25 人	全町	ポンプ車１台	役場職員
西伯第一分団	15 人	能竹、下中谷、上中谷、大木屋	ポンプ付 積載車１台	
西伯第二分団	15 人	中、八金、東上	ポンプ付 積載車１台	
西伯第三分団	20 人	東町、西町、境、福成、清水川、阿賀、倭、北方、猪小路、与一谷、原、西、絹屋、鍋倉	ポンプ付 積載車１台	
西伯第四分団	25 人	法勝寺、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、鴨部、落合、福頼、掛相、馬佐良	ポンプ車１台	
会見第一分団	15 人	天萬、三崎、寺内、福里及び宮前の一部	ポンプ車１台	
会見第二分団	15 人	浅井、高姫、井上、御内谷、金田、池野、鶴田及び朝金の一部	ポンプ車１台	
会見第三分団	15 人	円山、諸木、田住、市山、荻名、宮前の一部、朝金の一部	ポンプ車１台	

①　消防水利施設

水利施設の概況は次のとおりである。

消火栓	防火水槽		プール	備考
	40 ㎥未満	40 ㎥以上		
３６１	１２	１４４	３	

（２）消防力の強化

①　消防水利の強化

ア　消火栓の一層の整備充実を図る。

イ　防火水槽の未設置地区の解消を図る。

ウ　貯水槽の設置を検討する。（緊急遮断弁付の貯水槽の整備）

エ　水道管の強度の強化と、水道管の敷設のループ化を検討する。

オ　河川、水路等から消火用水の取水が可能なよう、資機材等の整備を図る。

②　消防出動路の整備

狭隘部分等必要部分の拡張については、必要な措置について管理当局と折衝し、消防進入路を確保する。

また、消防活動に支障をきたす恐れのある道路工事、その他これに類する行為については、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第 45 条による届出に基づき、関係者に措置対策を要求し、又は迂回路を事前に考慮し、障害の排除に努める。

③　消防団の強化

消防団は、地域防災の主力であるため、次の施策を図る。

ア　消防団員の確保、消防に関する知識・技能修得に努め、資質向上を図る。

a　委託教育訓練

鳥取県西部広域行政管理組合の事業計画及び鳥取県消防学校の事業計画によって、教育訓練に参加する。

b　訓練計画

幹部教育訓練、分団ごとの一般団員訓練等

イ　年次計画を立て、消防車両・資機材・施設を計画的に整備補充する。

ウ　消防施設等保全計画

毎年１回は、定期的に整備点検を行う。

各分団は、毎月３回機械、器具点検を行う。

④　消防体制の強化

予防査察、広報宣伝等予防消防の強化について、町及び町消防団は、県、鳥取県西部広域行政管理組合消防局及び防災関係団体との相互連携を密にし、火災予防体制の整備強化を図る。

ア　予防査察計画

a　分団ごとに毎年実施

b　防火対象物の予防査察を随時実施

イ　予防宣伝

広報等により防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警火心の高揚を図る。

また、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

⑤　緊急消防援助隊の維持、強化

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するものとする。また、町は西部広域行政管理組合消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

第２節　風水害計画　（担当：国・県・建設課・上下水道課・総務課）

１　風害予防計画

風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防する。

（１）台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、以下について普及啓発を図る。

①　気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

②　身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

（２）公共施設における風害防止対策

①　学校及び保育園や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

②　家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。

（３）農作物等の風害防止対策

台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

（４）通信施設風害防止対策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

①　強風及び氷雪により切断のおそれのある老朽通信線路の取りかえ及び補強を行う。

②　通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。

③　その他必要な点検、整備を定期的に行う。

２　河川改修等に関する治水事業

地震等に伴う河川堤防の決壊による水害等を未然に防止するため、災害に強いまちづくりの一環として河川改修事業を計画的に推進する。

改修事業にあたっては、震災を考慮して、水系、水路ごとに総点検を実施し、改修計画を策定のうえ整備する。

３　水防区域

（１）水防区域

水害等の災害発生が予想される危険地区は、あらかじめ水防区域として定めておく。その条件は次に示すとおりとする。

過去の実績及び地形、施設の状況から推測して、洪水により河川氾濫及び地域内の排水不良により、発生する浸水が予想されるもので、かつ水防活動によって相当の効果が予想されるもののうち、

次の条件の一つを満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて水防区域とする。

①　人家が 100 戸以上ある場合

②　耕地が 20ha 以上ある場合

③　人家 50 戸以上、耕地が 10ha 以上ある場合

④　公共施設もしくは重要産業施設がある場合

⑤　災害復旧を含む改修計画がある場合

（２）水防危険箇所

水防区域内であって既に護岸堤防などが破損、及び次の条件の一つに該当する場合は、水防危険箇所とする。

①　近く改修事業又は災害復旧工事に着手する箇所

②　護岸、堤防などの施設が老朽化しており、警戒水位までに決壊が予想される箇所

４　道路、橋りょうの維持管理及び道路災害の事故防止

（１）パトロール

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、発災後直ちにパトロール隊を編成し、早期に出動できる体制の整備を図り、危険箇所等の発見に努めるものとする。

（２）緊急時における措置体制の整備

災害が発生した場合には、通行の危険を防止するため、橋りょう等の早期点検、補強、あるいは障害物の除去等、できる限りの応急措置が講じられるよう体制の整備充実に努める。

（３）交通規制等応急対応の整備

道路災害による事故を未然に防止するため、道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合を想定し、道路法第 46 条の規定により通行の禁止又は制限を行うとともに、あらかじめ迂回路等について整備しておくものとする。

５　伝達体制の整備

（１）洪水警報等（賀祥ダム、朝鍋ダム放水警報等）の迅速・確実な伝達を期すため、広報車、サイレン等多様な伝達手段の確保を図る。

（２）各防災関係機関は、地震等災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制を確立するものとする。

（３）情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、防災関係機関と合同で災害情報伝達等の訓練を実施する。

６　水防用資機材の備蓄

（１）水防用資機材

増水時水防に使用するため、水防用資機材を水防倉庫に常時備蓄し、有事の際にはこれら資材を持って効果的に水防活動にあたるものとする。

（２）器具資材の確保と補充。

①　倉庫内の備蓄資材は定期的に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておく。

②　災害時、資材の不足を生じた場合に備え、水防区域内の資材業者等との協定提携を進める。

７　水防計画の策定

（１）県の水防計画が確定後、速やかに町水防計画を策定し、県に提出する。また、町水防計画を変更した場合は、その都度県と協議を行う。

（２）県の同意を受けた町水防計画は、米子警察署長及び米子消防署長に通知する。

８　水防連絡会

国土交通省、鳥取県及び西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）からならる水防連絡会に参加し、水防に関する連絡・調整の円滑化を図り、水防活動を迅速・的確に実施する。

９　近隣水防管理団体との協定締結

西部地区の水防管理団体と水防活動の協力についての協定締結を推進する。

１０　水防法に基づき町地域防災計画において定める事項

本町では、水防法第１５条第１項に基づき、法勝寺川区域が浸水想定区域に指定されており、この区域の避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

（１）　関係住民への周知

国及び県が作成した重要水防区域図や洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の適切な方法により情報を提供するとともに、住民が洪水ハザードマップの情報を随時入手できるようにするため、当該情報を町ホームページに掲載する。

（２）　洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達

町長は円滑な避難を図るため、洪水予報又は特別警戒水位情報を迅速かつ確実に次の内の適切な方法により関係住民に対し伝達するものとする。

ア　伝達方法

（ア）　ラジオ、テレビ放送の利用

日本放送協会その他民間放送局に対して関係住民に伝達すべき事項を提示し、放送等協力を依頼する。

なお、この場合事情の許す限り県(危機管理部)を経由して行なうものとする。

（イ）　インターネット、電子メールの利用

関係住民に対して、インターネット及び電子メールを利用し、情報の即時伝達、周知を行なう。

（ウ）　ＣＡＴＶの利用

（エ）　町防災行政無線の利用

（オ）　広報車の利用

町、米子警察署、消防機関等の広報車により巡回を行なう。

（カ）　伝達員により個別訪問

関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして個別訪問により伝達するものとする。

（キ）　警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等をならして伝達、周知させる。

イ　伝達事項

a　区域の範囲

b　想定される水深

c　避難場所

d　避難場所に至る避難路

（３）　避難場所の設定

避難所は、町指定避難所のうち、浸水想定区域外の施設に設定する。ただし、避難の時間的な余裕がない場合には、避難所までの距離が遠くなり、徒歩での距離が困難となる場合も考えられるため、浸水区域内に指定緊急避難場所を設定し、氾濫流の到達時間が短い区域の住民には早い段階で指定緊急避難場所に避難させ、安全性を確認の上で浸水区域外の指定避難所に再度避難させる段階的避難や、緊急的な措置として浸水想定区域内の堅牢建物の非浸水階層や高台へ避難させること等も検討しておく。

（４）　避難経路

避難の際に、通行する可能性のある通路のうち、大規模な洪水が発生していない場合でも、水没のおそれがある危険個所(過去に度々浸水した箇所、アンダーパス等)は次のとおりであり、避難の際には通行しないよう周知する。

（５）　浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

名　　称	住　所	電話番号	避　　難　　先
総合福祉センターしあわせ	法勝寺 331-1	0859-66-2900	プラザ西伯
すみれこども園	法勝寺 1,008	0859-66-2040	プラザ西伯
つくし保育園	阿賀 938	0859-66-2143	おおくに田園スクエア
青年の家	中 223	0859-66-4942	東長田ふれあいセンター
法勝寺ケアプラザ（法勝寺内科クリニック）	法勝寺 286-4	0859-66-5857	プラザ西伯
西伯小学校	法勝寺 336	0859-66-2215	2 階
南部町民体育館	法勝寺 270	0859-66-3950	プラザ西伯
西伯文化会館	法勝寺 802	0859-66-3255	おおくに田園スクエア

（６）浸水想定区域図、洪水ハザードマップの作成（令和３年３月配布済）

水防法第 15 条第 4 項に基づき、町は、県からの浸水想定区域に関する情報提供を受け、県が作成した重要水防区域図や洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難方向を示した洪水ハザードマップを作成し、住民へ全戸配布する。

（７）　避難訓練の実施

本町では、住民や企業等の協力を求めながら、総合防災訓練等の機会を活用し、浸水想定区域内の住民に対する洪水等に係る避難訓練を実施するよう努める、なお、防災訓練の具体的な方法は「第２編災害予防編 第１章災害予防計画　第１１節住民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

１１　土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第８条の規定に基づき、本計画に定める事項は次のとおりとする。

なお、本町において指定済の土砂災害警戒区域は別表のとおりであり、特に記載がない限り、いずれの区域においても同内容とする。

（１）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

ア　土砂災害の情報の収集及び伝達

（ア）県は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに町へ情報の伝達等を行う。

（イ）また、町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

（ウ）町又は県に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

（エ）町は、必要に応じて避難指示等を発令する。

イ　予報や警報の発令及び伝達

町は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、メール、ファクシミリ及び町ホームページを活用して、土砂災害に関する予報や警報の伝達を行うものとする。なお、具体的な伝達方法については、「第４編風水害対策編　第１章応急活動体制計画 第２節情報の収集・伝達」に定めるところによる。

（２）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ア　避難施設その他の避難場所

町は、崖崩れ、土石流及び地滑りを対象とした指定緊急避難場所をあらかじめ指定しており、これらの異常現象が発生した場合又は発生するおそれがある場合の避難先として、それぞれの異常現象に応じた指定緊急避難場所を活用することを基本とする。

なお、具体的な措置については、「第２編災害予防編　第１章災害予防計画　第１節災害応急対策への備えの充実」に定めるところによる。

イ　避難路その他の避難経路

本町において、避難路その他の避難経路については地区説明会等の機会を通じ、地域ごとに危険な個所等について住民とともに検討する機会を設ける等により、地域の実情に応じた避難経路について地域住民との情報共有を図る

（３）土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

本町では、住民や企業等への協力を求めつつ、総合防災訓練等の機会を活用する等し、特に土砂災害警戒区域内の住民等に対し、土砂災害に係る避難訓練を実施するよう努める。

なお、防災訓練の具体的な措置については、「第２編災害予防編 第１章災害予防計画　第１１節住民参加による地域防災力の向上」に定めるところによる。

（４）警戒区域内に所在する要配慮者利用施設等

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ア　本町において対象とする施設は、第２編災害予防編　第１章災害予防計画に定めてある。

イ　なお、これらの施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は、各施設へのＦＡＸ送信または電話連絡とし、個別の連絡方法については各施設と協議の上別途定める。

（５）救助に関する事項

土砂災害に巻き込まれた者の救助活動については、土砂災害の特徴を踏まえ、二次災害防止策を講じながら対応するものとする。具体的には、監視員の配置による災害発生有無の監視、前兆現象の有無の確認等を行うとともに、土砂災害を検知するためのセンサーの設置や重点的な緊急点検等を行い、防災活動等に従事する者の安全を確保するよう努める。

具体の救助の体制については、第２編災害予防編　第１章災害予防計画による。

【警戒区域にある要配慮者利用施設】

名　　称	住　所	電話番号	避　　難　　先
わかとり作業所 コスモス分場	東町 62-1	0859-66-2111	東西町コミュニティセンター又は祥福園
ふるさと交流センター	福成 1455	0859-66-4905	柏尾コミュニティセンター方面へ
サポートセンターなごみ	福成 1013-21	0859-66-2132	東西町コミュニティセンター又は祥福園
西部やまと園	阿賀 15	0859-66-4380	健康管理センターすこやか 又はおおくに田園スクエア
青年の家	中 223	0859-66-4942	東長田ふれあいセンター
レークサイドアリーナ	下中谷 965-5	0859-66-3186	上長田会館
会見小学校	宮前 568	0859-64-2015	ひまわり保育園
総合福祉センター いこい荘	浅井 938	0859-64-3511	会見農村環境改善センター
会見デイサービス センターいこい荘	浅井 938	0859-64-3511	会見農村環境改善センター
西伯病院	倭 397	0859-66-2211	2 階へ
会見第二小学校	池野 451-1	0859-64-2415	とっとり花回廊方面へ
宮前隣保館・児童館・ むつみ荘	宮前 157-1・ 157-5	0859-64-2164 ・2197	農業者トレーニングセンター

「なお、これらの施設の所有者、または管理者に対する洪水予報等の伝達方法は、各施設へのファックシミリ送信、または電話連絡とし、具体的な方法は各施設と協議の上別途定める」

（６）南部町防災マップの周知（平成１８年６月配布済）

町は、県からの土砂災害警戒区域等に関する情報提供を受け、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を示した土砂災害ハザードマップを作成し、住民へ全戸配布する。また、県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報や、国・県が発表する土砂災害緊急情報を町ホームページ及び広報紙等に掲載し住民に周知する。

（７）山崩れ災害の予防

南部町の林野における山腹の崩壊、土石流等の発生が予想される山地災害危険地区は、民有林が

130 箇所あり、このうち危険度の高い箇所Ａは、11 箇所ある。このような山地災害対策地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業・斜面崩壊復旧事業を積極的に推進し、山地災害の未然防止を図るものとする。

民有林　　山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区番号		保安林等	危険度	位置			公共施設等					
市町村	地区		危険地区の	市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
389	1	無	A	南部町	境	佛堂寺		23				県
389	2	無	B	南部町	福成	向山		11				県
389	3	無	C	南部町	北方	オテシ山				1		
389	4	有	B	南部町	原	城山				1	1	
389	5	有	C	南部町	猪小路	権善山				1		町
389	6	無	B	南部町	猪小路	綿田山				3	1	町
389	7	無	B	南部町	猪小路	椎ノ木山			8			町
389	8	無	C	南部町	清水川	ナカノタニヤマ				3		町
389	9	無	C	南部町	倭	小林山				3		町
389	10	無	C	南部町	徳長	家ノ奥山			5			町
389	11	無	C	南部町	絹屋	山口				3		林
389	12	無	C	南部町	武信	北谷奥西下モ						県
389	13	無	C	南部町	道河内	西側			7			県
389	14	無	C	南部町	伐株	宮ノ下				4		町
389	15	有	B	南部町	鴨部	マツカ゛サココシ		10				町
389	16	無	B	南部町	下中谷	ビワゴ		10				町
389	17	無	C	南部町	下中谷	屋敷				4		町
389	18	無	B	南部町	上中谷	河平山				4	1	県
389	19	有	C	南部町	上中谷	家の空						町
389	20	有	C	南部町	上中谷	向山上				2		町
389	21	無	C	南部町	大木屋	小門谷				1		町
389	22	有	C	南部町	大木屋	九反場				1		県
389	23	有	B	南部町	掛相	家の神上				2	1	県
389	24	無	C	南部町	馬佐良	家ノ上						県
389	25	有	C	南部町	馬佐良	東尻谷				2		町

389	26	無	C	南部町	中	要害山の二				1		林
389	27	無	C	南部町	中	滝ヶ谷東平山				1		町
389	28	無	C	南部町	八金	南家ノ上			5			町
389	29	無	C	南部町	八金	家ノ向谷				1		町
389	30	無	C	南部町	東上	後谷山				4		町
389	31	無	C	南部町	東上	林ヶ谷				3		町
389	32	無	C	南部町	東上	雲田			5			林
389	33	無	C	南部町	東上	替地ノ上				2		林
389	34	有	C	南部町	下中谷	ｽｹｶﾞ谷				4		町
389	35	有	C	南部町	上中谷	ﾌﾛﾉ下モ						県
389	36	無	C	南部町	猪小路	ｶｲﾃﾞﾔﾏ						県
389	37	無	C	南部町	大木屋	ｺﾞﾀﾞｲｶﾞﾊﾗ						県
389	38	無	C	南部町	大木屋	ﾜｶﾒｶﾞﾀﾞﾆ				1		県
389	39	無	A	南部町	福成	ｻｲﾉｻｺ		18			1	県
389	40	無	A	南部町	清水川	ﾅｶﾉﾀﾆﾔﾏ				2	1	町
389	41	無	C	南部町	伐株	ｳｼﾛﾐﾁﾉｳｴ						県
389	42	無	B	南部町	福成	ｶﾂﾀｲｻﾞｺ		11			1	県
389	43	無	A	南部町	福成	ｳﾅｷﾀﾞ		11				県
389	44	無	C	南部町	上中谷	ｺﾔﾊﾞﾀｹﾋﾗﾔﾏ						県
389	45	無	C	南部町	東上	ｳｼｺﾔﾏ						町
389	46	無	A	南部町	福成	ﾌｶｻﾞｺﾔﾏ		18				町
389	47	無	B	南部町	境	ﾔｲｼ		25				町
389	48	無	A	南部町	福成	ﾅｶﾔﾏ		33				町
389	49	無	B	南部町	諸木	尾崎		10				町
389	50	無	B	南部町	諸木	西原山		12			1	町
389	51	有	C	南部町	田住	カケ尻			9			町
389	52	有	C	南部町	田住	カヤトコ			5			町
389	53	有	C	南部町	田住	カヤトコ				3		町
389	54	無	B	南部町	荻名	堂ノ峰			5			町
389	55	有	C	南部町	朝金	上山			8			町
389	56	有	C	南部町	朝金	家上山				1		県
389	57	有	C	南部町	朝金	ﾐﾁｻｺﾋﾞﾗ			5			県
389	58	有	C	南部町	朝金	七郎平山				3		町
389	59	有	C	南部町	朝金	大林				1		町
389	60	有	B	南部町	鶴田	西屋敷		12				町
389	61	有	C	南部町	池野	ﾎｳﾉｷｻﾞｺﾖｺﾛ				4		林
389	62	無	C	南部町	池野	向山の二				4		林
389	63	無	C	南部町	御内谷	家の後			5			農
389	64	無	A	南部町	井上	生能水口山		11				町
389	65	無	C	南部町	高姫	明神谷			6			町
389	66	有	C	南部町	高姫	コンドウ				3		町
389	67	無	C	南部町	浅井	榎田			7			町
389	68	無	B	南部町	宮前	ﾄﾞｳﾉｻｺ		10				県
389	69	無	C	南部町	天万	延久山				2		町
389	70	無	C	南部町	三崎	三崎前			5			町
389	71	無	C	南部町	朝金	アシキリ				3		県
389	72	無	C	南部町	浅井	ﾀﾞｲｹﾔ				2		町
389	73	無	B	南部町	池野	ｳｴﾉﾔﾏｲﾁ			9			町

民有林

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号		保安林等	危険地区の危険度	位置			公共施設等					
市町村	地区			市町村	大字	字	人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設（道路除く）	道路
389	001	無	B	南部町	福成	レンゲジ		12			1	県
389	002	無	B	南部町	福成	アイハタキタ		34			2	県
389	003	無	C	南部町	清水川	内林山				3		県
389	004	無	B	南部町	武信	彦谷奥東			7		1	県
389	005	無	B	南部町	下中谷	蛇山				1	1	県
389	006	無	C	南部町	下中谷	大段原山			7			林
389	007	有	C	南部町	下中谷	アゴ牛山			6			林
389	008	有	C	南部町	下中谷	アゴ牛山				2		林
389	009	無	C	南部町	上中谷	早稲谷奥				1		林
389	010	有	A	南部町	上中谷	大熊谷山			5		1	林
389	011	有	B	南部町	上中谷	大熊谷山			5		1	林
389	012	有	A	南部町	上中谷	夏牛山			9		1	林
389	013	有	C	南部町	上中谷	樟子ヶ滝						県
389	014	有	C	南部町	上中谷	笹畑東山						県
389	015	有	C	南部町	上中谷	笹畑東山						県
389	016	有	C	南部町	上中谷	笹畑東山						県
389	017	有	C	南部町	大木屋	下向山						県
389	018	有	C	南部町	大木屋	夏牛山						県
389	019	有	C	南部町	大木屋	家ノ奥						県
389	020	有	C	南部町	大木屋	池樋						県
389	021	有	C	南部町	大木屋	堂床				1		県
389	022	有	C	南部町	大木屋	サキダニヤマ						林
389	023	有	C	南部町	大木屋	滑谷						県
389	024	有	B	南部町	大木屋	山ノ神谷					1	県
389	025	有	C	南部町	大木屋	大谷						県
389	026	有	C	南部町	大木屋	岩平				1		林
389	027	無	B	南部町	掛相	家上山			5		1	県
389	028	有	B	南部町	中	菖蒲谷山				3	1	県
389	029	無	C	南部町	東上	二枡鉄山所				4		町
389	030	無	C	南部町	東上	家ノ奥山			7			林
389	031	無	C	南部町	東上	後口			9			県
389	032	有	C	南部町	東上	荒神ノ下				2		県
389	033	有	C	南部町	東上	切塞奥						県
389	034	有	C	南部町	東上	牛子山			9			県
389	035	有	C	南部町	東上	小谷				3		林
389	036	有	C	南部町	東上	水谷山			6			林
389	037	有	C	南部町	東上	奥山				2		林
389	038	有	C	南部町	東上	奥山				1		林
389	039	無	C	南部町	上中谷	堤ヶ谷						県
389	040	有	C	南部町	下中谷	アゴ牛山				1		林
389	041	有	C	南部町	大木屋	杉山						県
389	042	無	C	南部町	下中谷	ｽｹﾞｶﾞﾀﾆ				1		林
389	043	無	B	南部町	福成	ﾊﾝﾀﾞ	65					県
389	044	有	B	南部町	倭	ﾀｲﾍｲｻﾞﾝ				1	1	町
389	045	無	A	南部町	下中谷	ｹﾞﾝﾀﾞﾕｳﾔﾏ				4	1	林
389	046	無	C	南部町	馬佐良	ｵｵｸﾗ				1		県
389	047	有	C	南部町	北方	ﾐﾔﾉﾀﾜﾔﾏ				2		町
389	048	無	A	南部町	下中谷	ｽｹﾞｶﾞﾀﾆ			9			林
389	049	有	C	南部町	倭	ﾀｲﾍｲｻﾞﾝ				1		町
389	050	無	B	南部町	下中谷	ﾜｹﾀﾞ				1	1	林
389	051	無	C	南部町	徳長	ﾃﾗﾋﾗ				4		県
389	052	無	C	南部町	猪小路	ｵｵﾀﾆﾔﾏ				4		町
389	053	有	B	南部町	伐株	ﾐﾔﾉﾏｴ			5		1	林
389	054	無	B	南部町	下中谷	ﾔｼｷ			7		1	林
389	055	無	B	南部町	市山	ミナセ谷平		16				林
389	056	無	B	南部町	天万	ｼﾞﾖｳﾌｸｼﾞﾔﾏ		12			1	町
389	057	無	C	南部町	高姫	ｶﾅｲﾀﾞﾆ				4		町

第３節　火災予防計画　（担当：西部広域消防局、総務課）

１　火災予防査察

予防査察は、消防本部において予防業務実施計画に基づき、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所（製造所等という）及び多数の者が出入し、勤務し、居住する防火対象物等に重点を置き、消防法（昭和23年法律第186号）第４条に定める予防査察を実施する。

２　危険物貯蔵所等の防火対策

消防本部は、消防法別表に定める危険物を使用する工場、給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号)、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）に基づき次に掲げる事項を実施させる。

１．位置、構造、設備（消火、警報）等を基準に適合させること
２．危険物保安監督者の選任（解任）及び届出
３．予防規定の作成、提出
４．取扱、運搬、管理等について基準どおり励行させること
５．自衛消防隊を組織し、消防計画に基づく消防訓練をすること

３　少量危険物、指定可燃物の防火対策

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例に基づき、技術上の基準に適合させる。

４　防火対象物の防火対策

消防本部は、学校、病院、工場、事業所、興業場等の関係者（所有者、管理者、占有者）に対し、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備）の設置と防火管理者の選任並びに届出の励行、防火管理者に対しては当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく次の事項を実施させる。

１．消火、通報及び避難訓練の実施
２．消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の維持管理
３．火気の使用又は取扱に関する監督
４．その他防火管理上必要な業務

５　林野火災予防対策

（１）町その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と保全を図ることとする。

（２）町は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

６　住宅用火災警報器の普及

すべての住宅に火災警報器を設置できるように設置促進に努める。

第４節　気象情報等の収集伝達体制の整備（担当：総務課）

１　気象情報等の周知徹底

気象台から発表される気象情報等は住民にとって重要な情報である。普段からこうした用語の認識を高めておくことが重要であり、チラシや広報なんぶ等を通じ、全住民に対し周知徹底を図っていくものとする。

（１）気象予警報等の定義

①　特別警報

「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に１度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民の方々に対して最大限の警戒を呼び掛けるものをいう。

②　警報

警報とは、気象業務法に基づき、県内のどこかで重大な災害の起こる旨の警告をするために発表する予報をいう。

③　注意報

注意報とは、気象業務法に基づき、県内のどこかで風雪、強風、大雨、大雪等によって災害の起こるおそれがある場合にその旨を注意するために発表する予報をいう。

④　情報

情報とは、気象業務法の規定により、気象の予報に関係のある台風・その他の異常気象等についての情報を防災関係機関に対して速やかに発表するものをいう。

⑤　水防警報

水防警報とは、水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸又は湖沼において、洪水による災害の発生が予想される場合、必要な警報を発表するものをいう。

⑥　火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づき県予報区担当官署長が、気象状況から火災の危険があるときに、その状況を知事に通報するものをいう。

⑦　火災警報

火災警報とは、消防法に基づき、一部事務組合の管理者又は広域連合の長が知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発するものをいう。

（２）　住民への情報伝達体制の整備

①　町は気象警報、緊急地震速報等で即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。この場合においては、障がい者、外国人等多様な者にも情報が確実に伝わるよう、音声と文字の両方を用い、多様な言語、わかりやすい表現や表記によって情報提供するよう努めるものとする。

②　水防活動用気象注意報・警報、特別警報の取扱

水防活動の利用に適合する予報及び警報は次に掲げる注意報・警報、特別警報をもって代えるものとする。

表　水防活動用気象予報

水防活動用注意報・警報・特別警報	代用する注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大　雨　注　意　報
水防活動用気象警報	暴風警報・大雨警報
水防活動用気象特別警報	暴風特別警報・大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪　水　注　意　報
水防活動用洪水警報	洪　水　警　報

（３）気象情報

気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を、一般及び防災関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

（４）火災気象通報

この通報は消防法第 22 条第１項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めた時は気象台が、その状況を通報するものである。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

①　実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下がり、最大風速が 7m／s を超える見込みのとき

②　平均風速 10m／s 以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのとき

ただし、降雨（雪）時は、通報しないこともある。

（５）気象警報通報

この通報は、気象業務法第 15 条の規定により、気象警報を一般住民に対して迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

２　気象警報等

（１）注意報・警報・特別警報及び気象情報等の発表基準

南部町	府県予報区		鳥取県	
	一次細分区域		中・西部	
	市町村等をまとめた地域		米子地区	
特別警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	48 時間雨量 341 ㎜。3 時間雨量 117 ㎜
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	202 ㎜
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	14
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	105
	洪水	流域雨量指数基準	小松谷川流域＝7.8	
		複合基準 *1	法勝寺川流域＝（6,7.7）小松谷川流域＝（5,7.8）	
		指定河川洪水予報による基準	法勝寺川（福市）	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm
			山地	12 時間降雪の深さ 40cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		

注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	小松谷川流域＝7.8	
		複合基準 *1	法勝寺川流域＝(6,7.7) 小松谷川流域＝(5,7.8)	
		指定河川洪水予報による基準	法勝寺川（福市	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm
			山地	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 65％		
	なだれ	①積雪の深さ30cm以上あり降雪の深さ40cm以上 ②山沿いの積雪の深さ60cm以上あり次のいずれか 1　最高気温が8℃以上 ＊2 2　かなりの降雨		
	低温	最低気温-4℃以下　＊3		
	霜	10 月 31 日までの早霜　4 月 1 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下		
	着氷			
	着雪	12時間降雪の深さ：平地15cm以上　山地25cm以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	90mm	

＊1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

＊2　気温は、鳥取地方気象台の値

＊3　気温は米子特別地域気象観測所の値

（２）記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような１時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

ア　発表官署　鳥取地方気象台

イ　発表基準　１時間雨量 90mm 以上

（３）土砂災害警戒情報

鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、市町村は住民への情報の伝達について特に留意する。

（４）竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

第５節　防災資機材の整備　（担当：総務課）

１　災害対策本部活動に必要な資機材

鳥取県西部地震の教訓を踏まえ、なお、一般災害にも活用できる防災資機材の整備充実を図り、その機能を十分発揮させ、防災活動が円滑に実施できるよう点検整備を実施する。

【表　防災関係資機材の整備計画と保有状況】

（令和７年１月１日現在）

品　　目	保管場所	整備計画	保有状況	
			法勝寺庁舎	天萬庁舎
チェンソー（エンジン式）		５台	２台	２台
油圧ジャッキ		５台	１台	０台
水中ポンプ　揚水量 120ℓ／分		５台	０台	１台
ハンドマイク（メガホン形式：電池式）		１０台	１台	０台
スコップ　丸型		５０本	２５本	１０本
スコップ　角型		２０本	１５本	０本
ツルハシ		１０本	５本	５本
バール　平バール		３０本	１本	０本
ハンマー（両口ハンマー）		１５本	４本	０本
カケヤ		２０本	２本	３本
のこぎり		１５本	８本	２本
避難はしご　アルミ縄はしご		１０台	３台	０台
組立式水槽		３槽	０槽	１槽
携帯用ライト		３０個	１３個	１２個
懐中電灯		５０個	１３個	４個

第６節　災害ボランティア活動の支援体制の整備　（担当：社会福祉協議会）

災害が発生したとき社会福祉協議会は、町と協議のうえ、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアと共に被災者の自立を支援するための救援、避難所の運営等に協力するものとする。

１　災害ボランティアセンターが行う主な活動内容

災害ボランティアセンターが行う主な活動内容は、次のとおりである。

（１）救急救助活動
（２）物資配送センター支援
（３）給水活動支援
（４）自宅避難者等の支援
（５）収容避難所の支援
（６）要支援者等への支援の救済・支援
（７）清掃作業
（８）各種専門技能（アマチュア無線、点訳、語学等）による支援
（９）その他

２　ボランティア受入体制の整備

（１）町及び町社会福祉協議会は、災害時のボランティアの受け入れ体制や、ボランティアが互いに連携した活動を実施できる体制の整備に努めるものとする。
（２）災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移により変化することから、町災害ボランティアセンターを通じて活動するものとする。
（３）町社会福祉協議会は、災害状況により県社会福祉協議会と調整し企業ボランティアや団体ボランティア支援の受け入れ、災害発生時に速やかに対応ができるよう災害ボランティアセンター活動マニュアルを策定し、関係者と共通認識を持ち協力して対応できる体制の構築に努めるものとする。

３　ボランティアの育成

災害時の応急対策活動において、ボランティアの協力は極めて大きな援助となるため、次によりボランティアの育成に努める。

（１）ボランティアの防災への理解を深めるため、防災知識・人命救助等について情報提供を行う。
（２）町外からのボランティアの受入体制について復旧・復興を早期に進めるための検討する。
（３）各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行い、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。

第７節　災害医療システムの整備　（担当：西伯病院・消防団）

防災関係機関は、災害時における負傷者等の発生に備え、住民の協力のもと、救急救助及び医療体制の整備を図る。

１　救急救助体制の整備

（１）救急救助体制の整備

鳥取県西部広域行政管理組合消防局は、災害時に集中する恐れのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。町消防団は、救急救助活動を効率的に実施するため、鳥取県西部広域行政管理組合消防局より教育指導を受け、当該活動能力の向上に努める。

（２）救急救助用資機材の整備

救急救助資機材の備蓄を進め、西伯病院及び救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

（３）住民の手による救急救助体制の育成

一刻を争う重傷患者等の手当を可能な限り行うためには、住民自らも自発的に救助活動に参加することが重要である。そのため、平常時より次の事項について教育・訓練を行い、周知徹底に努める。

①　応急手当の方法等救助知識の普及啓発

②　自治会、自主防災組織、自衛消防団、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

③　負傷者多数の場合の輸送基準の明確化と周知徹底

２　救急医療体制の整備

大規模な災害が生じ、多数の負傷者が発生した場合に備え、あらかじめ西伯病院、医師会や医療関係機関の協力のもと、救護体制の確立に努める。

（１）救護所の設置

災害の発生、拡大の状況を勘案しながら、数か所に救護所を設置する体制を整えるため、あらかじめ現地救護所の設置場所としての候補地（避難所、町庁舎等）について、事前に検討し、調査を行っておく。

救護所に詰める医療班の編成をあらかじめ定めておき、さらに医師会及び医療機関の協力のもと、広範な応急体制を確立する。

（２）医療資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資機材等については、備蓄を推進する。また、防災関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図る。

（３）協力の要請

災害が大規模であり、町、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、県、近隣市町村等に協力を要請する。

（４）救急医療情報通信体制の整備

消防機関、西伯病院、医療機関、医師会等の相互の情報通信機能を確保し、負傷者数、要員数、医療品、空ベッド数などの医療情報を常時把握できるよう体制を整備する。

（５）　ＤＭＡＴの要請

町は、鳥取ＤＭＡＴ運営要綱に基づき、ＤＭＡＴの要請方法について習熟に努める。

第８節　備蓄体制の整備　（担当：総務課）

災害により大規模な被害を受けた場合、市場流通は混乱し、物資の入手困難が予想される。流通機構がある程度回復するまで、必要な食料、生活必需品を自力で確保すべく備蓄体制の整備充実に努める。

１　備蓄品の整備

緊急用食料、生活必需品の応急対策用の備蓄を図る。また、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時における被災者の救助活動の円滑化を図る。

なお、備蓄品については県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領にのっとり、統一された品目の備蓄及び維持管理に努める。

多量の確保が必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

町は、県との連携備蓄のほかに、町職員の個人備蓄を推進するとともに、住民が災害時に必要とする物資等について備蓄を行う。

※　県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領（資料編　資料５）

２　町と県との連携備蓄

（１）連携備蓄の概要

①　「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に基づき実施する。

②　町と県との役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄する。

③　町と県との分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。

④　各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施する。

（２）町の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を備蓄する。

（３）災害時の応援

①　災害時には、町と県相互に連携して物資を補完する。

②　被災市町村に対する応援は、県と町が連携して行う。

③　町から被災市町村への物資輸送体制については、効果的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

（４）連携備蓄の状態保持

①　定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。

②　消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限到来前の有効活用及び更新を行う。

③　各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填する。

３　備蓄倉庫等の整備

町は災害備蓄倉庫において備蓄品を管理し、災害発生に備え、適宜点検整備を実施する。

４　緊急調達体制の整備

次のとおり、各業者等との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時から、懇話会等を実施しコミュニケーションの強化に努める。

（１）物資の調達

①　主食となる米穀については、今後町と販売店との間での協定締結を検討する。

②　生鮮食品その他の食品の供給及び被災者に対する被服等生活必需品並びに災害救助用物資の調達に関して、品目、数量の検討を行い、町商工会、農協、スーパー等と協力協定の締結を推進する。

③　防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。また、町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

④　町は、物資の種類ごとに、町内販売業者等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。

⑤　物資の調達体制の整備に当たっては、物資の引受けスペース、一時集積所及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて検討する。

（２）物資の輸送

物資の輸送については、調達先の車両によるほか、町公用車で輸送する。

５　災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

町は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等を備蓄するものとする。

（１）職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動３日間を対象として、ローテーションを考慮し、２日分（６食）を目標として、自ら食料及び水等を職場に備蓄しておくものとする。

また職員は、家庭において、家族の３日分の食料及び水等の備蓄に努めるものとする。

（２）公的備蓄

町は、活動要員の備蓄として、職員備蓄で不足する全職員の３分の１の１日分（２食）の食料及び水等を整備するものとする。

ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定（参考）

ローテーション	１日目	２日目	３日目	備　考
Ａグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは全職員の３分の１ずつ
Ｂグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Ｃグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

６　備蓄の推進に係る普及啓発

町は県と連携し、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、住民及び企業に対し、町ホームページ、広報紙等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

第９節　緊急輸送体制の整備　（担当：建設課・上下水道課）

災害時の被災者、災害応急対策要員の移送並びに救援物資、災害対策用資材の輸送等は、被害の状況により陸上輸送、航空輸送に分けられるが、事前にこれら輸送環境の整備に努める。

１　陸上輸送の環境整備

（１）緊急輸送道路の選定

円滑な緊急輸送の確保のため、国道、県道等主要幹線道路と有機的に連携を保つことを基本にし、町役場、避難所、物資配送拠点、臨時ヘリポート等の各施設と主要幹線道路を結ぶ路線を緊急輸送道路として、必要に応じて指定していくものとする

（２）交通施設の整備・耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努める。

（３）代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成 17 年３月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

（４）輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、災害時、緊急輸送道路・交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

（５）物資配送拠点

災害時における物資の受け入れ、一時保管及び町内各地区への配布を効率的に行うため、物資配送拠点として予定している災害備蓄倉庫周辺の整備充実に努める。輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を要請できる体制の確保に努めるものとする。

（６）民間との協定締結の推進

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、バス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と、緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

２　航空輸送の環境整備

災害時に際して、自衛隊や県の防災ヘリコプターの離発着場所として臨時ヘリポートを開設する必要がある。平常時より適地を選出し、指定しておくとともに整備充実に努める。

また、災害時の救急医療、救援物資等の輸送の拠点として常設ヘリポートの設置について計画検討する。

第10節　災害時要援護者・避難行動要支援者対策の強化（担当：健康対策課）

１．目的

この計画は、避難行動要支援者に対する災害時の避難体制について整備することを目的とする。

２．避難行動要支援者の実態把握と安全確保体制の整備

町は、避難行動要支援者について、自主防災組織や自治会等の範囲ごとに掌握しておく。

また、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体等の協力により、安否確認の方法を決めるとともに、避難時の自治会や隣近所との協力体制づくりなど、避難行動要支援者の安全確保が図られる体制を整備する。

３．避難行動要支援者の避難支援体制の整備

（１）避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいう。

（２）避難行動要支援者名簿の作成

ア　町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ　町は、災害対策基本法第４９条の１０の規定に基づき、避難行動要支援者名簿（以下、本節において「名簿」という。）を作成するものとする。作成に当たっては、防災担当課（総務課）と福祉担当課（健康対策課）との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握するものとする。

ウ　町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた関係機関（避難支援等関係者）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、予め名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

（３）名簿の作成方針等

ア　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる者とする。

米子消防署、米子警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等

イ　名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、町内の居住生活者で、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）在宅の者で要介護認定が３以上

（イ）身体障害者手帳１級または２級、療育手帳Ａまたは精神障害者福祉保健手帳１級または２級のいずれかの交付を受けている者

（ウ）上記（ア）、（イ）で掲げるもののほか、災害時に避難をするために支援を行うことが適当と町長が認めた者

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報は、災害対策基本法第４９条の１０第２項の各号に定めるとおりとする。

また、個人情報の入手方法は、対象者本人から聞き取りするほか、名簿の作成に必要な範囲で、町内関係課から収集するものとする。

エ　名簿の更新に関する事項

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時名簿を更新するものとする。

オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置は、次のとおりとする。

（ア）名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

（イ）町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること

（ウ）災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること

（エ）施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること

（オ）受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること

（カ）名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する こと

（キ）名簿情報の取扱状況を報告させる こと

（ク）名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

カ　要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難指示等を発出した場合、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発出及び伝達に当たっては、次の点等について特に配慮するものとする。

（ア）高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、 一人一人に的確に伝わるようにすること

（イ）同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

（ウ）高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

キ　避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援等にあっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、避難支援等関係者等が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

また、その旨を避難支援等関係者及び、名簿掲載者へ周知するよう努める。

（４）避難支援プランの策定

町は、県が定めた「災害時要援護者避難対策推進指針」を踏まえ、具体的な避難支援プランを早急に整備するものとする。

【避難計画の主な内容】

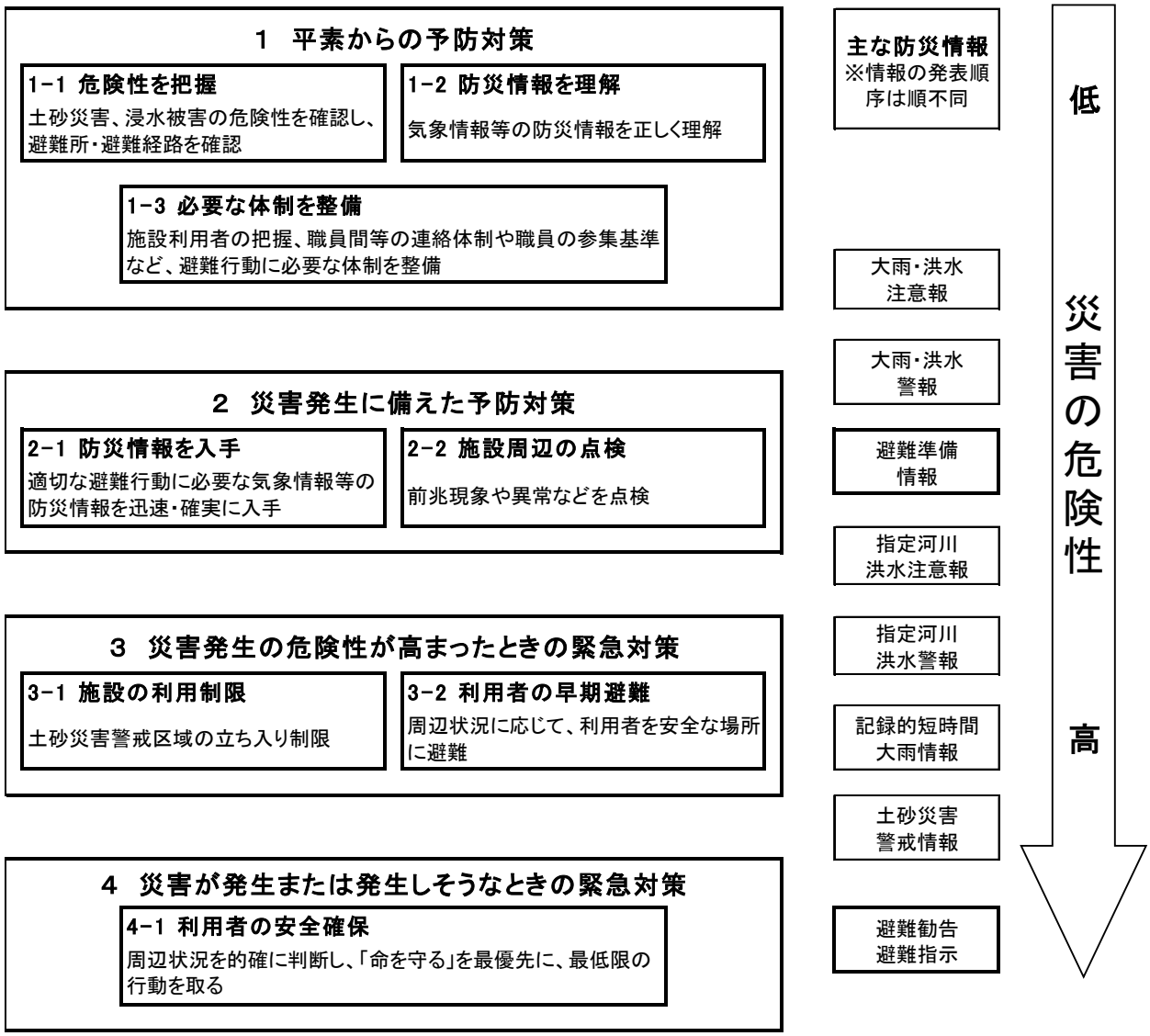

【表　避難行動要支援者施設一覧】

施設の名称	土砂災害警戒区域	住　　所	電話番号	避難先
西伯病院	該当	倭 397	0859-66-2211	2 階
特別養護老人ホーム　ゆうらく デイサービスセンターゆうらく （通所介護）		落合 646	0859-66-2253	2 階
法勝寺ケアプラザ（通所介護）		法勝寺 286-4	0859-66-5857	プラザ西伯
西伯デイサービスセンター しあわせ（通所介護）		法勝寺 331-1	0859-66-3400	2 階又は プラザ西伯
ＪＯＣＡ南部　法勝寺温泉		法勝寺 516	0859-21-0772	キナルなんぶ
J’ｓホーム南部		法勝寺 517	0859-39-6117	キナルなんぶ
J’ｓこども Labo 南部		法勝寺 516 法勝寺 576	080-3716-7649	キナルなんぶ

えがお・ふるさとホーム		阿賀 413-7	0859-21-2330	健康管理センター「すこやか」
あまつホーム	該当	阿賀 843-2	0859-21-2330	健康管理センター「すこやか」
おおくにホーム・でんえんホーム		倭 509-1	0859-21-2330	おおくに田園スクエア
れいんぼうホーム		東町 194	0859-21-2330	東西町コミュニティセンター
たいようホーム		東町 249	0859-21-2330	東西町コミュニティセンター
法勝寺ほたるホーム・法勝寺さくらホーム		法勝寺 457	0859-21-2330	プラザ西伯
祥福園		福成 3293	0859-66-5171 0859-39-6010	東西町コミュニティセンター
わかとり作業所		福成 3290-3	0859-39-6010	東西町コミュニティセンター
わかとり作業所(パン工房ルポゼ)		法勝寺 341	0859-46-0720	キナルなんぶ
地域生活支援センターなごみ	該当	福成 724-3	0859-66-2132	東西町コミュニティセンター
わかとり作業所フラワー分場		鶴田 110	0859-64-2039	会見第二小学校
あいみの家・あいみの家Ⅱ		天萬 537-1	0859-64-2185	南部町公民館富有まんてんホール
ノームの糸車		鶴田 425-13	0859-64-3404	会見第二小学校
ラシエル南部町		原 144	0859-66-6660	おおくに田園スクエア
アローズ		天萬 328-1	0859-57-2627	南部町公民館富有まんてんホール
すみれこども園		法勝寺 1008	0859-66-2040	プラザ西伯
つくし保育園		阿賀 938	0859-66-2143	おおくに田園スクエア
さくら保育園		天萬 1445	0859-64-2065	
ひまわり保育園		市山 590	0859-64-2824	
子育て総合支援センターのびのび		東町 4-19	0859-66-4403	東西町コミュニティセンター

３　観光等旅行者及び外国人

災害が発生した場合、観光等の旅行者は地理に不案内なため被害を受けやすいので、わかりやすい避難所への誘導標識の設置に努める。

さらに外国人に対して、日常の情報提供及び災害時の情報伝達に努める。

（１）日常の情報提供

外国語による防火防災対策の啓発に努める。

（２）災害時の情報伝達等

①　安否情報

警察、町、外国人関係団体等は、相互に連絡して安否確認を行う。

②　施設の被災状況の確認

町は外国人関連施設の被災状況の確認をする。

③　ニーズの把握

町は、外国人関係団体に照会してニーズの把握に努める。

（３）観光施設との連携

平常時より観光施設（とっとり花回廊、緑水園周辺施設）等と連携を密にし、情報提供を行う。

４　支援体制の整備

町は、県福祉保健部「避難行動要支援者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」等を参考にするなど具体的な避難支援プランの整備に努める。

第 11 節　住民参加による地域防災力の向上　（担当：総務課・教育委員会・地域振興協議会・自主防災組織）

１　防災知識の普及及び災害教訓の伝承計画

防災対策は、町をはじめとする防災関係機関の努力のみでは効果が薄いため、災害の発生に備えた地域住民を含めた災害対応力の向上に努める必要がある。

このことにより、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、また、災害教訓を伝承していくことで、自治会の防災意識、知識及び技術の向上に努め、自主防災組織の育成を図る。

また、町職員や町内の事業所、諸団体等の防災組織に対して、迅速、的確な防災活動がとれるよう、指導、育成に努め、災害に強い住民、職員、地域社会の形成を目指すものとする。

（１）町職員に対する防災教育計画

町職員の防災に関する意識、知識及び技術の向上を図り、発災時に災害対策本部の一員となることの自覚を促すため、各種防災講習会や研修会等の参加、開催するほか、手順書の習熟など、災害時の職員の役割分担等について周知徹底を図る。

①　講習会、研修会への参加及び開催

②　見学、現地調査等の実施

③　印刷物の配布

（２）住民等に対する防災思想の普及

住民又は事業所に対して、地域の防災に関する積極的な広報活動を行い、消防団とともに防災知識等の普及並びに住民自身による防災活動の必要性と自覚を促す。

①　広報なんぶ、情報なんぶ、その他印刷物による普及

②　ホームページやＣＡＴＶを活用した普及活動

③　広報車の巡回による指導

④　防災研修会、防災講演会等の開催

⑤　体験型施設の活用（県保有起震車など）

（３）学校における防災教育訓練

小・中学校等において、防災関係行事等を通じた防災教育を推進し、教員の協力のもと防災知識、技術の習得と防災の実践活動に対する理解を深め、意識の高揚を図る。

（４）防災上重要な施設管理者等に対する教育訓練

①　危険物施設、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対して、防災知識及び技術の普及を図り、各施設自らの防災活動の必要性と自覚を促すなど、防災教育の実施に努める。

②　危険物施設、取扱施設、貯蔵所施設等の事業所、あるいは消防法により事業所消防計画の策定すべき事業所に対し、危険物又は火気器具の管理、防災機器の管理、取扱い等に関する計画的な

査察、指導を行い、防災体制の確立に努める。

③　消防法により事業所消防計画を策定すべき事業所、町の施設については、事業所ごとの防災体制の確立、消防、避難計画等防災計画の立案等を指導する。

（５）防災研修会、防災講習会等の開催

町は県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

（６）体験型施設の活用

町は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

①　県内の体験型施設

ア　起震車（愛称グラットくん）

a　震度１から震度７まで９つの震度階の揺れを再現可能

b　関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生すると言われている東海地震等を想定した揺れを再現可能

イ　近県の体験型施設

a　人と防災未来センター（兵庫県）

b　山崎防災センター（兵庫県）

c　徳島県立防災センター（徳島県）　など

（７）消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

（８）避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

①　視覚障がい者点字パンフレット、音声読上機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

②　外国人外国語版パンフレット等

（９）男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

(10) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

(11) その他普及を要する事項

①　町地域防災計画の概要

②　災害予防措置

ア　震災予防の知識と心得
イ　火災予防の知識と心得
ウ　台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
エ　農作物の災害予防のための事前措置
オ　その他必要事項

③　災害応急措置
ア　町の防災体制の概要
イ　災害報告の調査及び報告の要領、連絡方法
ウ　防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
エ　災害時の心得
a　気象、警報等の種別と対策
b　避難先及び携帯品
c　被災世帯の心得
d　その他必要事項
④　災害復旧措置
ア　被災農作物に対する復旧措置
イ　その他必要事項

２　自主防災組織の育成

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策だけではおのずと限界があり、住民の協力が不可欠である。

このため、地域振興協議会が中心となり、住民の自発的な防災活動の組織化を図るとともに、防災関係機関と一体となった防災対策が実施できるようその組織形成と育成に努める。

町は、地域振興協議会と連携し、地域の自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティーの防災体制の充実を図るとともに、その指導を行うものとする。

町は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、指導的立場を担う者の育成・確保及び各種資機材の整備充実を図るものとする。

（１）住民による自主防災組織の育成

①　自主防災組織

地域住民が自主的な防災活動を行う上で、８３の集落において自主防災組織が形成されている。住民の連帯感に基づいて、防災活動を行う上で、地区の実情に応じ、運営の充実に努めるものとする。訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

②　自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において規

約及び防災計画（活動計画、役割分担等）を定める。

活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティー活動を活発にしている者（地区役員、民生委員、ＰＴＡ役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するものとする。

③　自主防災組織の活動

ア　平常時

ａ　防災に関する知識、技術の習得、向上、住民への防災意識の啓発

ｂ　地域における危険箇所の把握及び認識広報（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

ｃ　地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）

ｄ　避難行動要支援者の把握と支援体制

ｅ　地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認

ｆ　避難所・医療救護施設の確認

ｇ　簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、災害時要援護者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施

ｈ　防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立

ｉ　防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

イ　発災時

ａ　情報の収集伝達

ｂ　出火防止及び初期消火

ｃ　責任者等による避難誘導

ｄ　救出救護活動

④　日本防災士会鳥取県支部との連携

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

（２）施設の自衛防災組織

①　工場事業所における自衛防災組織の設置

大規模な災害及び事故が発生した場合、学校、病院、生産工場ライン等多数の者が出入りし又は利用する施設、及び石油類、ガス等の危険物を保有する工場等において、火災の発生、危険物の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛防災組織を編成し、あらかじめ消防防災計画を策定しておく。

②　自衛防災組織設置対象施設

ア　中層建築物、学校及び病院等多数の者が利用する施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製作所等

ウ　多数の従業員が就業する事業所で、自衛防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的な施設

③　組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において適切な規約及び防災計画を策定する。

④　自衛防災計画

防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画を含むものを作成する。

ア　予防計画

a　予防管理組織の編成

b　火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整備

c　消防用設備等の点検整備

イ　教育訓練計画

a　防災教育

b　防災訓練

ウ　応急対策計画

a　応急活動組織の編成

b　情報の収集伝達

c　出火防止及び初期消火

d　避難誘導

e　救出救援

⑤　自衛防災組織の活動

ア　平常時

a　防災訓練

b　施設及び設備の点検整備

c　従業員等の防災に関する教育の実施

イ　災害時

a　情報の収集伝達

b　出火防止及び初期消火

c　避難誘導

d　救出救護

３　防災訓練の実施

（１）訓練の目的

防災関係機関及び町消防団との緊密な連携のもと、総合的防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と技能の向上を図るとともに、住民の防災に関する協力並びに理解を求め、もって防災体制の万全を期すことを目的とする。

（２）訓練の実施

災害に対して、町、県及び防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速

かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を想定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

（３）訓練の種別

防災関係機関等と共同で、又は単独で次の訓練を実施するものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、住民等の積極的な参加を求めるほか、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を実施するものとする。

①　総合防災訓練

南部町防災会議（町長）が中心となって総合防災訓練を実施する。この訓練は、災害発生から応急対応に至る防災対策について、次の事項に重点をおいて行う。

ア　情報収集・伝達訓練

通信の途絶により、情報の収集・伝達が困難となった事態に際し、非常通信の円滑な運用を確保するために実施する。

イ　職員動員訓練

災害時の迅速な職員配備を期するために実施する。

ウ　災害対策本部（現地対策本部）運営訓練

町は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

エ　消防・水防訓練

災害における万全の対策を期するため、予警報の伝達、浸水対策等に必要な訓練を実施する。

オ　避難・救助救護訓練

避難及び救助、救護活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で実施する。

カ　避難所運営訓練

町は、災害時の避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施する。

キ　広域応援訓練

広域応援の要請を熟知するため、必要に応じ実施する。

ク　図上訓練

災害発生時を想定して対応・対策等を考えるため実施する。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

また、簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）として、町は、地域（自主防災組織、消防団、地区、自治会等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

ケ　非常通信訓練

町は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

② 個別防災訓練

総合防災訓練とは別に、各課（室）もしくは事務所単位等において、各部署が所掌する防災業務に関する個別訓練を単独又は防災関係機関と共同して実施する。その主要な事項は、お概ね次のとおりとする。

ア　情報収集・伝達訓練

イ　職員動員訓練

ウ　防災業務の訓練

エ　救急医療訓練

４　県、防災関係機関の防災訓練に対する協力等

町は、県又は防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加を要請する。

５　町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民、及び該当地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 12 節　被災者支援体制の整備　（担当：建設課、総務課、教育委員会）

１　被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（１）被災者台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、被災者台帳を整備する。被災者台帳の作成にあたっては、必要に応じ固定資産課税台帳及び住民登録基本台帳を活用する。その際、個人情報の取り扱いについて定める規定類を遵守する。

２　被災者支援体制の整備

（１）私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

①　土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

３　地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査を推進するものとする。

（１）地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

（２）地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

４　被災児童等の援護体制の整備

町は県教育委員会西部教育局と連携して、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

第 13 節　中心街区等防災化計画　（担当：総務課、建設課）

１　目的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等中心街区等の秩序ある整備を図り、震災時の危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

２　街路網の整備

中心街区等における道路は、交通施設のみならず消防活動、延焼防止等の防災空間をはじめ緑化、通風等の必要な空間等数多くの機能をもつ施設である。これらを適切に配置し、円滑な交通対策、避難路の確保及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止、避難対策等の推進に努めるものとする。

また、地震により道路に破損、亀裂等の被害があり、又は沿道の建物等の崩壊により交通不能となる例が考えられるため、う回路の設定や、沿道の整備を図るものとする。

３　公園・緑地等の公共空地

中心街区等における緑とオープンスペースは、環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止のため緑地、公園等の整備、防災上必要欠くべからざる施設であり、中心街区等の基盤施設として積極的かつ計画的にその整備を促進するものとする。

４　貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。そのため、水利が消火栓のみに偏らないよう耐震性貯水槽等の貯水施設の適正配置や河川水の利用ができるよう整備に努めるとともに、小型動力ポンプの設置及び化学消火薬剤の備蓄等の消火体制の確立に努めるものとする。

第 14 節　建造物災害予防計画　（担当：総務課、建設課）

１　目的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

２　不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

地震には、建築物及び道路、橋りょう並びに電気、水道等各施設の倒壊、破損等の第一次的災害にとどまらず、それに続く火災による二次災害がさらに被害を拡大させるという性格があり、建築物の不燃化と耐震化の促進が極めて重要である。

したがって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びそれに基づく関係法令による指導の強化を県に要請し、建築物の耐震診断の普及、広報に努めるものとする。

３　既存建築物に関する対策

「南部町耐震改修促進計画」に即して耐震化に取組むものとする。

（１）建築物の耐震化の推進（南部町耐震改修促進計画より）

①　住宅の耐震化

平成 21 年度末における住宅の耐震化率は 63.5%、旧耐震基準で建築された建築物 2,931 棟のうち耐震性が不十分な建築物は 1,905 戸（1,905 戸/2,931 戸=65.0%）となっている。

耐震化率の目標を 78.4%として耐震化を促進する。

②　特定建築物の耐震化

平成 21 年度末の本町における特定建築物条件に該当する建築物は 53 棟であり、うち町有建築物が 31 棟、民間建築物が 22 棟となっている。町有建築物については 31 棟中 30 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 96.8%、民間建築物については 19 棟中 15 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 78.9%、全体の耐震化率は 90.0%となっている。

特定建築物については、町有・民間ともに平成 27 年度末までに耐震診断の実施による耐震性の把握及び耐震改修の実施・促進により耐震化率を 100%とすることを目標とする。

③　擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

町は県と連携して、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取組みを促進するものとする。

④　耐震診断・耐震化に係る補助

町は、建築物の所有者等が行う耐震診断、耐震改修等の費用負担を軽減し、耐震化を進めるため、「南部町耐震改修促進計画」による支援事業を行う。

（２）公共施設の耐震化（南部町耐震改修促進計画より）

①　町有施設の耐震化

平成 21 年度末の、町有建築物については 31 棟中 30 棟が耐震性を有しており、耐震化率は 96.8%となっており、平成 32 年度末までに耐震化率を 100%として耐震化を促進する。

② 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

（３）造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が起こりうるため、県の実施する造成宅地耐震化推進事業を積極的に推進する。

４　公共用建築物の災害予防対策

公共用建築物は、発災時に避難場所とするなど、応急対策上の重要な拠点となるため、特に耐震調査を行い、必要に応じて改修を行う。また、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に町有の公共建築物にあっては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

５　被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

（１）建築物の防災・復旧への取組み

① 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

町は県と連携して、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

ア　建築物の耐震対策の促進に関すること。

イ　被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。

ウ　住宅相談の実施体制の整備に関すること。

エ　り災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

② 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の３つのマニュアルから構成されている。

ア　地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

イ　「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル

ウ　住宅相談業務マニュアル

（２）被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

① 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、街区の状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

② 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

６　被災宅地の応急危険度判定の実施体制の整備

（１）宅地建物防災への取組み

①　鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

町は県と連携して、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

ア　被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。

イ　被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。

ウ　被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

（２）被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

①　町の体制整備

ア　被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化

イ　被災宅地危険度判定に関する住民への周知

７　その他の耐震化対策

町は県と連携して、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

（１）家具等の転倒防止対策

町は県と連携して、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やＯＡ機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

（２）自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町は自主防災組織と連携しては避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

（３）窓ガラス落下防止対策

町は県と連携して、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、町ホームページ等を活用して啓発するものとする。

（４）大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は県と連携して、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

（５）エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないよう主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

①　エレベーターの耐震安全性の確保

②　「地震時管制運転装置」の確実な作動

③　早期救出・復旧体制の整備等

④　適時適切な情報提供・情報共有

第 15 節　文教対策計画　（担当：教育委員会）

１　目的

この計画は、地震時において学校等が幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保に万全を期するとともに、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する体制を整備することを目的とする。

２　大規模災害対策計画の策定

（１）学校長等は、次の事項に十分留意し、大規模災害対策計画を具体的に定めるものとする。

①　児童生徒等の生命、身体の安全確保を最優先し、また心のケアに十分配慮したものとすること。

②　町地域防災計画等に基づき地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。

③　児童生徒等の行動基準及び学校や教職員の対処、行動基準を明確にすること。

④　緊急連絡等ができない事態を想定して、児童生徒等の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。

⑤　遠足等校外活動中や登下校時、夜間・休日における災害発生等の場合も想定したものとすること。

⑥　学校等が避難所となる場合の対策を含んだ計画であること。

（２）学校長等は、（１）に掲げる計画に基づき、教職員及び児童生徒等に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者及び地域住民にも周知徹底を図る。

３　学校防災組織の編成等

学校長等は、学校防災組織の編成等にあたって次の事項に留意する。

（１）学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担をあらかじめ明確に定めておくものとする。

（２）教職員の緊急出動体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に勤務体制を定め、教職員への周知徹底を図る。

（３）家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等を通じて災害発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡し方法等についてあらかじめ保護者と確認し、徹底しておく。

４　施設、設備等の点検、整備

学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行うものとする。

５　防災用具等の整備

医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

６　防災教育

学校長等は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

７　防災訓練

学校長等は、児童生徒等及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

第 16 節　農業災害予防計画　（担当：産業課）

１　目的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害等の災害に対する防災指導について定めることを目的とする。

２　農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、県西部総合事務所農林局及び西部農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関、団体と協議し、又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産等技術対策の樹立と普及徹底に努める。

３　農作物の災害防災対策

（１）災害防止の技術指導

農作物の防災技術については、その都度県農業気象協議会及び県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、災害多発地帯については、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

４　病害虫防除対策

災害について、病害虫の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

（１）実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に報告するものとする。

（２）防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期（３日間程度）防除を実施するものとする。

５　防除器具の確保

（１）町及び鳥取西部農業協同組合町内各支所等は、町内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり、集中的に防除機具の使用ができるように努める。

（２）農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、県に応急対策機材や資材のあっせん依頼する。

第 17 節　孤立予想集落対策　（担当：総務課）

１　目的

この計画は、水害、地震等による土砂崩落等や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

２　孤立防止対策

水害、地震等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間部の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

本町の集落で孤立が生じた場合には、集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

（１）物理的な孤立の防止

①　積雪、雪崩防止

積雪、雪崩についての対策については、本章第 31 節「雪害予防計画」による。

②　孤立予想集落の特定

陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の搬送が有効となる。

町は、孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくとともに、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。

（２）情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電話線等の切断により、情報の孤立が併発するおそれがある。

この場合、情報の入手（孤立集落への情報提供）及び発信（孤立集落からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、町は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備（個別受信機、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を配備しておくよう努めるものとする。

また、町は、平時から機器の維持管理を自ら行う、又は地域住民に行わせるとともに、地域振興協議会等と連携し地域住民に対して機器の使用方法の周知を図ることとする。

（３）孤立災害発生時の応急対策

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合における復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策について、あらかじめ定めておくものとする。

第 18 節　住民の防災活動及び防災教育

この計画は、住民が「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組みを実施することを目的とする。また、児童及び生徒等（この節において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断のもとで防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

１　防災及び危機管理の基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、住民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うことが基本であり、住民もその役割を果すことが被害の軽減に繋がる。

（１）自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。

（２）災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組みを積み重ねていくこと。

（３）災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

２　防災教育の実施

（１）ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取組むことができる人材を育成するために行うものである。

①　自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力
②　生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力
③　自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

（２）基本方向

①　学校における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校の教育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

②　防災対応能力を有する教職員の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員を養成する。

③　家庭・地域社会との連携

学校における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

（３）推進方策

①　児童等を対象とした施策

ア　児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校における教育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

イ　県土整備部が実施している土砂災害、風水害についての学習メニュー教材等を各小学校に普及させていく。

ウ　児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校の防災訓練の充実化を図る。

エ　学校の授業に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

②　教員を対象とした施策

ア　教員を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

イ　防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員による防災教育の実施を促進する。

第 19 節　帰宅困難者対策の強化

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

１　帰宅困難者対策の推進

町は、帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

（１）帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

（参考：帰宅困難者の設定例）

①　自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能
②　自宅までの帰宅距離が 10～20ｋｍの人は、帰宅距離が１ｋｍ増えるごとに 10%ずつ帰宅者を逓減
③　自宅までの帰宅距離が 20ｋｍ以上の人は、徒歩帰宅は困難
④　妊婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下であっても徒歩帰宅は困難

（２）帰宅困難者に対する基本的な対策

①　帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

ア　災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。

イ　住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。

ａ　正確な情報収集をするためのラジオの携帯
ｂ　地図、懐中電灯の準備
ｃ　簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
ｄ　家族との連絡手段・集合場所についての話し合い
ｅ　安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認
ｆ　歩いて帰る訓練の実施
ｇ　季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

②　事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食料の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制を整備するものとする。

（３）帰宅困難者を支援する対策

①　情報収集・提供の体制整備

町は日ノ丸自動車と協力し、帰宅困難者の情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

②　帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）の位置を住民に周知する。また、町内の店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを

行うための協定締結に努める。

③　妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第 20 節　捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の捜索、遺体の処理及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

１　行方不明者の捜索体制の整備

（１）災害のケース毎に捜索体制は大きく異なると考えられるが、町は、災害時に速やかな捜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた捜索体制の構築について検討を行うものとする。

（２）町は、あらかじめ消防団、地域振興協議会、自主防災組織等との捜索協力体制の構築に努める。

２　遺体の処理

（１）検視体制の整備

①　町は、県と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。

②　町及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。

③　町は、死者が多数に及ぶことを想定して検視・遺体収容場所を指定し、検視活動の施設整備に努める。

３　応急的な埋葬体制の整備

町は、棺その他埋葬に必要な物品について、近隣業者と応急調達の協定締結に努める。

第 21 節　交通施設の災害予防

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

１　交通路線の確保

（１）交通施設の災害予防

①　道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

ア　防災幹線上の橋りょうについて耐震補強等の対策を優先的に講じるよう、道路管理者に要請していくものとする。

イ　道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うよう、道路管理者に要請していくものとする。

ａ　トンネル補修（クラック、漏水対策）

ｂ　路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工）

ｃ　地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

②　上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」に定める異常気象時道路通行規制区間を指定し、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないよう、必要な整備に努めるものとする。

第 22 節　交通規制体制等の整備

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として、公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

１　交通規制体制等の整備

（１）広域的な交通規制に係る連携

町は、大規模災害発生時の広域的な道路状況、交通規制状況等の提供方法について、警察本部・米子警察署と平素から訓練を通じて連携を確立しておく。

（２）状況に係る情報提供手段の周知

町は、災害時の交通規制等情報の提供方法（ホームページ掲載など）について、あらかじめ住民への周知に努めるものとする。

第 23 節　緊急通行体制の整備

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確認体制の整備について定めることを目的とする。

１　緊急通行車両の事前確認制度の活用

町は、災害時の応急対策に必要となる車両について、必要に応じて「鳥取県緊急通行車両確認事務要領」に基づく事前確認をあらかじめ行い、災害発生時の事務手続を軽減するものとする。

第 24 節　ヘリコプター活用体制の整備

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用するための体制を整備することを目的とする。

１　ヘリコプター活用体制の整備

（１）ヘリコプター活用に係る連携

町は、大規模災害発生時のヘリコプターの活用方法について、各ヘリコプター管理者等と平素から訓練等を通じて連携を確立しておく。

（２）県内を常時カバーするヘリコプター

鳥取県内を常時カバーしているヘリコプターは下記のとおりである。

所属機関	基地	機種	愛称	備考
鳥取県消防防災航空隊	鳥取空港	アグスタＡＷ１３９	だいせん	
鳥取県警察航空隊	鳥取空港	アグスタＡＷ１０９ＳＰ	さきゅう	
鳥取県ドクターヘリ	米子空港	エアバスＨ１３５	ＫＡＮＳＡＩ・おしどり	
第８管区海上保安本部美浦航空基地	美保空港	アグスタＡＷ１３９	みほずる１・２号	
公立豊岡病院組合	公立豊岡病院	エアバスＥＣ１３５	ＫＡＮＮＳＡＩこうのとり	関西広域連合による運用
島根県	島根県立中央病院	川崎ＢＫ１１７Ｃ―２型		県中西部カバー

（３）ヘリコプター離着陸場所の整備

本町内のヘリコプター離着陸可能な場所は資料編に示す通りである。

※　ヘリコプターの離着陸場（資料編　資料３０）

（４）ヘリコプター離着陸活用資機材等の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、下記の資機材を整備。

① 公共施設の屋上及び避難施設の屋上又は屋根に表示する、対空表示（ヘリサイン）を整備。
② 着陸場所を示す記号を表示するための資機材等を整備。

（ア）記号の基準

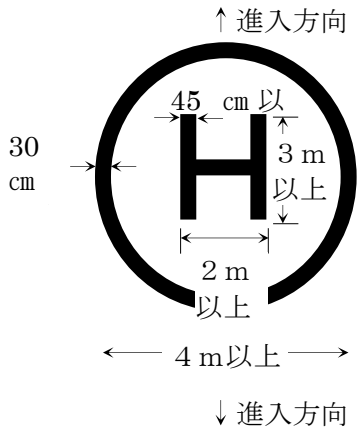

石灰で標示、積雪時は墨汁絵具等で明瞭に標示。

（イ）吹き流しの基準

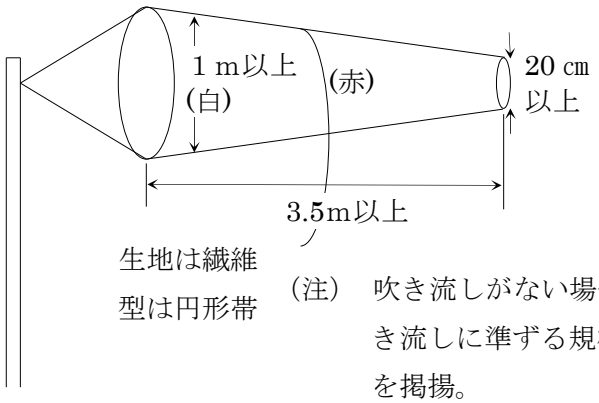

生地は繊維
型は円形帯

（注）　吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

（注）　吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

第 25 節　トイレ確保体制の整備

この計画は、災害発生時における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

１　町の調達体制の整備

（１）防災資材販売業者等と、簡易トイレの調達に関する協定の締結に努める。

（２）町内生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定の締結に努める。

２　トイレ対策の留意点

次の点に留意してトイレ対策を講ずるものとする。

（１）公共施設等の整備

学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策についてあらかじめ協議する。

（２）くみ取り体制の整備

災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制について西部広域行政管理組合と調整をしておく。

（３）トイレ利用者への配慮

災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障がい者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。

（４）住民への普及啓発

災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑に使用出来るよう備えるものとする。

また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめ簡易トイレ・携帯トイレの備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する。

第 26 節　障害物の除去体制の整備

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあってはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあっては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

１　障害物の除去体制の整備

（１）町の体制

①　町は西部広域行政管理組合と連携して、町域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。

②　町は西部広域行政管理組合と連携し、生活ごみの処理方法及び予定場所をあらかじめ定めておくものとする。

③　町は県西部総合事務所保健福祉局と連携し、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

④　町は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、西部広域行政管理組合と連携し、処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。

⑤　また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

第 27 節　民間との防災協力体制の整備

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

１　民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、ＮＰＯ及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

（１）防災協力メニューの明確化

町は県と連携して、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

（２）防災協力事業所登録制度の推進

町は県と連携して、他の自治体で取組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、町ホームページや広報紙等を活用し周知を図るものとする。

（３）消防団協力事業所表示（及び認定）制度の推進

町、西部広域行政管理組合消防局、県は相互に連携し、消防団協力事業所表示制度及び消防団協力事業所認定制度を推進する。

（４）防災協力協定の締結の推進

町は県と連携し、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。

（５）民間企業等と町、県の連携強化

町及び県は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

（６）効率・効果的な防災協力の推進

町は県と連携して、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

（７）民間企業等の防災力の向上

①　民間企業等は、災害時における事業継続の取組みを進めるほか、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施、講習会等の防災教育を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

②　町は県と連携して、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

（８）防災協力活動に対するインセンティブの付与

町は県と連携して、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

第 28 節　災害時の事業継続体制の取組みの促進

この計画がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

１　基本理念と方針

（１）基本理念

災害時における早期復旧・復興のため、各ＢＣＰ策定主体が連携し、安全・安心で豊かな暮らしを継続する。

（２）基本方針

①人命の救出・救助を第一とし、被害の拡大を防止するとともに、行政、企業等の機能の低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

②非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、オール南部町で考え、更に不足する場合は、広域的に応援を求め、それを受け入れていく。

２　事業継続に向けての取組みの支援

（１）町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

（２）町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

第 29 節　ダムを活用した河川治水

町内には、賀祥ダム及び朝鍋ダムがある。ダムの管理は県が行っており、町は以下の留意点を把握しておくとともに、県との連絡体制を整備しておくものとする。

ダムの名称	管理者	水系	河川名
賀祥ダム	鳥取県	日野川	法勝寺川
朝鍋ダム	鳥取県	日野川	朝鍋川

１　ダム管理の留意点

（１）操作規程等

ダムの管理は、操作規則・規程等に基づき、それぞれ洪水警戒体制等をあらかじめ定め、管理及び操作を行うものとする。

ただし、河川災害を防止する観点から、より有効な操作や、より安全性の高い操作があると認められる場合には、当該操作規則・規程等の修正も視野に入れた対策の整備に努めるものとする。

（２）水位の管理

操作規則・規程等又は別途定める運用計画等に基づき、貯水量・水位の適切な管理に努めるものとする。

なお、近年見られるような台風や梅雨前線に伴う豪雨、又は局地集中的な豪雨等の降雨データや利水量を踏まえ、洪水調節機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて水位の運用体制等の見直し等に努めるものとする。

特に、台風の通過が見込まれる場合等の事前放流の活用については、利水の観点によるリスクを含め、積極的に導入の検討を行うものとする。

なお、導入に当たっては、利水面に十分配慮し、利水関係者の理解を求めるものとする。

（３）放流に伴う下流域への影響

ダムの管理は、あらかじめ下流河川の状況を把握し、ダムからの放流との関係について十分な把握に努めるものとする。

操作規則・規程等のただし書きによる放流を行った場合等、過大な放流を行った際に下流域へ生じる河川水位の上昇の度合い等については、下流域において避難行動を開始する必要性を判断する上で重要であるため、平時から適切な情報を発出するための準備をあらかじめ講じるよう努めるものとする。その際、必要に応じて河川管理者や町の協力を受けるものとする。

第 30 節　ため池・樋門の管理体制の強化

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。また、ため池・樋門の維持管理については、県事業の「震災対策農業水利施設整備事業」により整備促進を図る。

１　実施主体

（１）ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は町や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、町は県と連携して管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するとともに、町民に対し、ため池の危険性についての周知を図るものとする。

（２）樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

第 31 節　雪害予防計画　（担当：建設課）

１　目的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらには孤立集落の発生など予想される雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図ることを目的とする。

２　除雪対策

（１）実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施に当たっては、県及び地域振興協議会、地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

（２）除雪計画

本町内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道、農免農道の一部については、町の方針に基づき、除雪及び凍結防止を実施し、一般交通の確保に努める。

①　除雪の基準

除雪は、積雪が 15 ㎝に達する見込みになった場合に実施する。また、必要に応じ国・県へ依頼するものとする。

②　町道、農道の除雪優先基準

ア　通勤、物資輸送路の確保

イ　学校、役場等の公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保

ウ　通学路の確保

エ　その他緊急に必要とする路線

③　除雪要領

除雪優先町道、農免農道については、毎年路線を指定して除雪機械所有業者等に除雪委託するとともに、除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとする。豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、民間団体、ボランティア等により、その協力を得るものとする。

３　要支援世帯への支援

（１）支援が必要な世帯特性

町は、立地条件や世帯構成(高齢者世帯)等を勘案し、雪害時に安否確認等を行なうべき世帯の特定や、連絡手段の確認を避難行動要支援者個別計画や支え愛マップづくりを通じ、事前にいっておくよう努める。

（２）支援体制の整備

町は、区長や民生委員、社会福祉協議会と連携し、支え愛マップづくり等を通じて、高齢者世帯等の安否確認や自宅周辺の除雪支援、買物支援など、地域ぐるみの相互扶助(共助)の体制整備に努める。

４　観光客対策

観光客の交通確保を図るため、商工会、事業者等との応援協力体制の整備を推進する。

５　雪害防止事業

冬期間積雪による雪崩を防止し、交通の途絶、道路の欠壊、家屋の倒壊等の災害の未然防止を図るため県は、植栽工を中心とした雪崩防止林造成事業を行っている。

６　雪崩対策事業

県では雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象として昭和 61 年より雪崩対策事業を行っている。

７　孤立集落対策

積雪、雪崩、地震等により交通が途絶した地域、特に山間部の集落等においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の発生等による社会的不安又は農作物の搬出不能による経済的不安等が予想される。災害等により集落が孤立する事態が生じた場合には、孤立集落との連絡を確保し、これらの不安を除き、速やかに民生の安定に努めるものとする。

（１）雪崩、冠・積雪等により災害が起こり得る条件がそろった場合は、災害が起こると予想される箇所の巡視を特に強化する。雪崩、冠・積雪等により災害が予想される区域については、県に柵及びコンクリート擁壁等の築造を要請するものとする。

（２）救援、救出については消防団等により行うものとするが、食料が極度に不足した場合、急病患者が発生した場合等緊急を要するときは、知事又は関係機関の協力を要請し、集中的な除雪を行い、又は雪上車、航空機等により救急措置をとるものとする。

８　屋根の雪下ろし等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるものとする。

（１）こまめな雪下ろしの励行

（２）雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

（３）雪下ろし中の転落による事故防止

（４）非常時における出入り口の確保

（５）火気の取締りの強化

第 32 節　地震災害に関する調査研究　（担当：総務課）

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・水道等の高密度化、生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、町は、県及び防災関係機関の実施する以下の調査・研究に協力し、地震対策の基礎資料の整備に努める。

１　地盤の構造、活断層の状況
２　地震活動の状況
３　消防水利等の状況
４　危険物等大量可燃物施設の状況
５　電気・ガス等の設備等の状況
６　その他必要な事項
（１）地震時の交通障害等に関する事項
（２）建造物の不燃化・耐震化に関する事項

第 33 節　南海トラフ地震の対応　（担当：総務課）

１　目的

近年発生が懸念される南海トラフ地震では、関東から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、鳥取県では、大きな被害が予測されていないことから、被災地域に対して応援を積極的に実施することを目的とする。

２　応援の実施

（１）町内被害の状況把握

南海トラフ地震では、鳥取県に大きな被害は予測されていないものの、町土及び町民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、南海トラフ地震が発生した際は、町内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

（２）他県への応援の実施

ア　町内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を積極的に実施するものとする。応援に当たっては、高知県佐川町との災害時相互応援協定による応援の他、県と調整しながら実施するものとする。

イ　その他、「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、県から示される応援の基準により徳島県への応援を行うものとする。

第３編　震災対策編

第１章　応急活動体制

第１節　活動体制の区分

被害規模あるいは被害状況により、警戒本部体制(注意配備及び警戒配備)、災害対策本部体制（第１号配備及び第２号配備)、２段階の体制で、災害応急対策を講ずる。

１　職員配備体制区分

体制区分	組織区分	配備区分
警戒本部体制	災害警戒体制	注意配備
		警戒配備
災害対策本部体制	災害対策本部	第１号配備
		第２号配備

（１）警戒本部体制

災害が発生するおそれがあると認められる場合に、災害の発生に備える配備体制であり、災害状況に応じて「注意配備」と「警戒配備」に区分する。

・注意配備：町域に震度３の地震が発生し、町長が必要と認めたときにつき、注意の要する状況が発生した場合とする。

・警戒配備：町域に震度４の地震が発生し、町長が必要と認めたときにつき、警戒を要する状況が発生した場合とする。

（２)災害対策本部体制

突発的な災害が発生若しくは相当規模の災害が高い確率で予想される場合、又は警戒本部体制中に災害が発生し、応急対策が必要な場合の配備体制であり、災害状況に応じて「第１号配備」と「第２号配備」に区分する。

・第１号配備：町全域に震度５弱以上または広範囲にわたって災害が発生し、その他の状況により、町長が必要と認めたときにつき、突発的災害等で救助活動及び情報の連絡活動が円滑に実施しうる体制とし、小規模な応急措置を取る等、状況により第２号配備に直ちに切り替える体制とする。

・第２号配備：町全域に震度６弱以上または甚大な災害が発生し、その他の状況により、町長が必要と認めたときにつき、南部町の全職員をもって対処し、直ちに初期活動を開始できる体制とする。

２　配備体制の基準（地震時）

種別		配備基準(時期)	配備内容	配備人員
警戒本部体制	注 意 配 備	１．町域に震度３の地震が発生し、町長が必要と認めたとき	１．災害関連情報の収集・伝達	①防災監および総務課防災担当
	警 戒 配 備	１．町域に震度４の地震が発生し、町長が必要と認めたとき	１．注意配備体制を強化し、災害対策本部設置に備える情報連絡体制を確立する。	①防災監、全課長、教育次長、農業委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者（以下「管理者」という。） ②総務課、未来を創る課、建設課（上下水道室）、教育委員会から１名以上
災害対策本部体制	第１号配備	1.町全域に震度５弱以上の地震が発生したとき 2.町域の広範囲にわたって災害が発生したとき、又は発生する事態が切迫しているとき 3.その他の状況により、町長が必要と認めたとき	１．関係各課においては、防災活動に従事するとともに、適宜会議等を開き、情報連絡を行い、対策を協議する。 ２．直接関係ない課の職員にあっては、管理職の指示に従い、応援協力を行う。	①管理者及び各課職員数の１/３の職員で各班が必要とする職員 ②総務課、建設課（上下水道室）、産業課、教育委員会は必要人数 ※全職員のお概ね3/5の職員
	第２号配備	1.町全域に震度６弱以上の地震が発生したとき 2.町全域に甚大な災害が発生したとき 3.その他の状況により、町長が必要と認めたとき	１．南部町全職員をもって、防災活動に従事する。	①全員体制

３　本部の設置場所

災害対策本部は**役場法勝寺庁舎**に設置するものとする。

※　災害対策本部の電話番号は、**０８５９－６６－３１１２**とする。

また、代替場所としては、**天萬庁舎（０８５９－６４－３７８１）**に設置するものとする。

４　動員及び参集

（１）動員及び参集

震度４以上の地震が発生した時は、防災監は直ちに町長に連絡し、町長は震度及び被害状況により、配備体制の指示を行う。

防災監は町長の指示により、直ちに各課長にその旨を伝達するとともに、体制に応じた職員に動員指令を伝達する。

震度６弱以上の地震が発生した場合については自動発令とし、所定の職員は町長の指示がなくても自発的に手段を尽くして、所定の部署に参集する。

なお、町長が不在のときは、副町長、防災監の順に配備体制の指示を行う。

災害対策本部が設置されたとき災害対策本部長（町長）は災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

災害対策副本部長（副町長）は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（２）伝　達

動員指令の伝達は庁内放送、防災行政無線、電話等あらゆる手段をもって対処する。

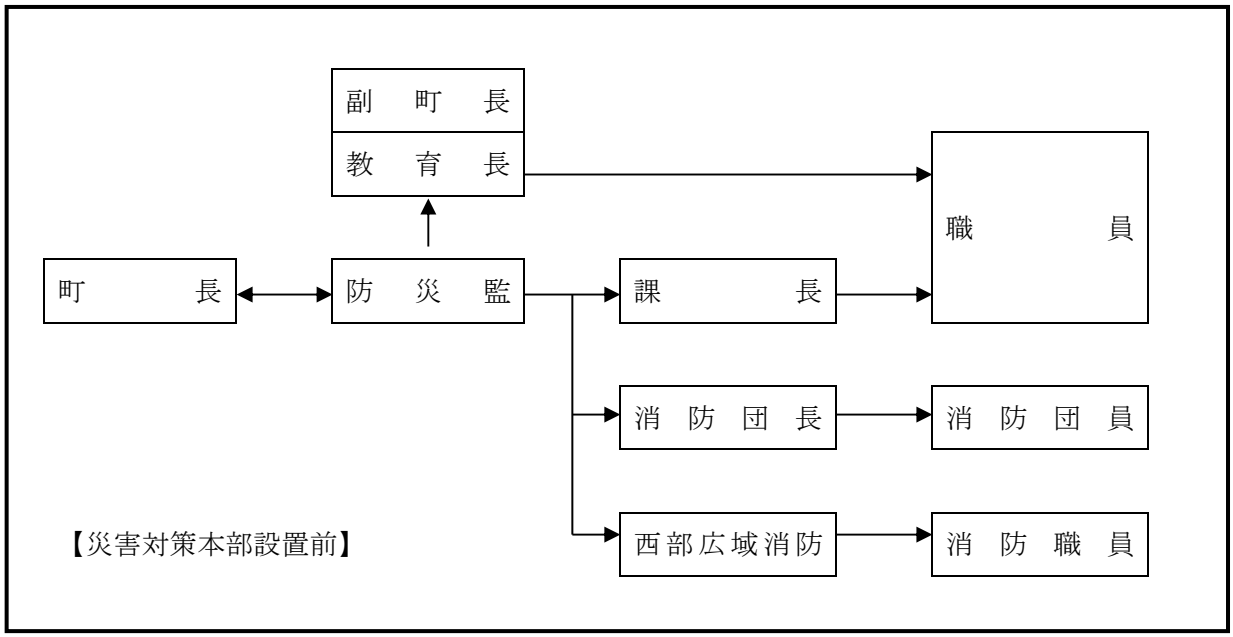

５　職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

○　配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
○　不急の行事、会議、出張等を中止する。
○　正規の勤務時間が終了しても、本部又は所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
○　勤務場所を離れる場合は、所属の長又は同じ活動班の班員と連絡をとり所在を明らかにする。
○　災害現場に出動した場合は、別記様式のような腕章を着用し、また、自動車には災害対策車両の標識を使用する。
○　自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

特に勤務時間外における遵守事項

○　地震が発生し、その地震が「配備基準及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予想されるときは参集指令を待つことなく、自主的に登庁するものとする。 ○　災害の状況により登庁が不可能な場合は、居住区域の自主防災組織等の行う災害対策活動に参加し、災害対策に従事する。また病気、自らが災害負傷者になるなどやむを得ない状態により、いずれの活動にも参加が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長もしくは自主防災組織等の責任者に連絡する。 ○　災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携行品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、食料１食分以上を持参する。 ○　参集（登庁）途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、登庁後直ちに情報収集班又は所属の長等に報告する。

６　本部設置等に係る処理

（１）設置及び廃止の公表

①　本部を設置した場合は、その旨を直ちに次表により報告・通知・公表するものとする。

報告・通知・公表先	方　　法	担　当　課
町　　民	町防災無線、広報車、ＣＡＴＶ、報道機関、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メールなど	総　務　課
鳥　取　県　知　事 （危機管理部消防防災課） （危機管理部危機対策・情報課）	電話、ファクシミリ、県防災行政無線	総　務　課
報　道　機　関	口頭、文書、電話、ファクシミリ	総　務　課
防 災 会 議 構 成 機 関	電話、ファクシミリ、連絡員	総　務　課
町　の　機　関	庁内放送、電話、町防災行政無線（同報系、移動系）、口頭、電子メール	総　務　課
近　隣　市　町　村	電話（有線、無線）	総　務　課

②　本部を廃止した場合は、その旨を直ちに報告・通知・公表するものとする。公表の方法等は、上記の設置の報告・通知・公表に準じて行う。

（２）標識の設置

災害対策本部を設置した場合、標識を役場玄関前に掲示し、本部室前にも対策本部の掲示を行う。

【標識】

掲示板

南部町災害対策本部

【腕章】

本部長、副本部長、本部長付、本部員は、災害応急活動に従事することときは、所定の腕章を帯用するものとする。

（本部長）

災　南部町 本部長

（副本部長）

災　南部町 副本部長

（本部長付）

災　南部町 本部長付

（本部員）

災　南部町

7　災害対策本部の組織

（１）本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

①　本部会議の開催

ア　本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

イ　本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を防災監に申し出るものとする。

②　本部会議の協議事項

ア　配備体制に関すること
イ　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動方針の策定に関すること
ウ　指定地方公共機関等の応援要請に関すること
エ　県及び他市町村に対する応援要請に関すること
オ　災害救助法の適用に関すること
カ　その他災害対策に関する重要なこと

③　決定事項の実施

本部会議の決定事項は、関係課長と緊密な連絡のもとにその実施を図るものとする。

④　本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当するものとする。

８　災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

総務課長は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

（１）災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

○　被害状況図・黒板（ホワイトボード）等の設置
○　住宅地図等その他地図類の確保
○　携帯ラジオ、テレビの確保
○　パソコン、プロジェクタ、スクリーンの確保
○　ビデオ、ＩＣレコーダー、カメラ等の記録装置の確保
○　防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
○　自主防災組織代表者名簿、その他名簿類の確保
○　被害状況連絡票その他の様式類の確保
○　コピー機等の複写装置の確保
○　その他必要機材の確保

（２）通信手段の確保

防災行政無線（移動局）、電話、携帯電話、衛星携帯電話など通信手段の確保に努める。

（３）自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

南部町災害対策本部組織編成図

※南部町議会の事務：町災害対策本部との協議に関すること。

災害対策本部の所掌事務

各班の事務分掌は次のとおりとする

部名	班名	班長	班員	事務分掌
総務部	総務班	総務課長	総務課員	1　本部長、副本部長等の秘書に関すること 2　災害見舞い、視察に関すること 3　渉外に関すること 4　本部会議に関すること 5　災害対策の総合企画に関すること 6　災害対策本部の事務局に関すること 7　防災会議に関すること 8　関係機関との連絡調整に関すること 9　自衛隊への派遣要請に関すること 10　民間団体等への応援要請に関すること 11　消防本部・消防団との連絡調整に関すること 12　指揮指令の伝達に関すること 13　本部員の動員に関すること 14　鳥取県災害対策本部への応援要請及び連絡に関すること 15　気象情報等の受領及び報告に関すること 16　輸送関係者の動員に関すること 17　輸送機関へ連絡及び輸送推進に関すること 18　公用車の集中管理に関すること 19　災害対策用物資の調達に関すること 20　公務災害補償、その他被災職員に対する給付及び福利厚生に関すること 21　本部・各部各班との連絡調整に関すること 22　各班間の協力援助、連絡調整に関すること 23　町議会との連絡調整に関すること 24　他部他班の事務に属さないこと
	財政班			1　災害に関する予算その他財政措置に関すること 2　町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 3　輸送車両の調達及び配車計画に関すること 4　その他本部長の命じた事項に関すること
	広報班			1　防災行政無線、ＣＡＴＶに関すること 2　災害時の臨時広報に関すること。 3　その他本部長の命じた事項に関すること

部名	班名	班長	班員	事務分掌
情報班	情報班	未来を創る課長 デジタル推進課長	未来を創る課員	1　災害情報の整理、報告及び記録に関すること 2　災害時の交通安全対策に関すること 3　通信の確保に関すること 4　災害写真の収集に関すること 5　報道機関との連絡調整に関すること 6　商工観光に係る被害調査及び応急対策に関すること 7　その他本部長の命じた事項に関すること
民生部	調査班	税務課長	税務課員	1　被災家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること 2　被害建物の危険度判定に関すること 3　建築業者との連絡調整に関すること 4　り災証明書の発行に関すること 5　り災者名簿の作成に関すること 6　町税の減免及び納期延長に関すること 7　各種被災住民支援施策の受付、実施に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	衛生班 （受援班）	町民生活課長	町民生活課員	1　災害廃棄物の仮置場設置及び管理に関すること 2　災害廃棄物の総合的な処理計画及び実施に関すること 3　災害時における仮設公衆便所の設置及び維持管理に関すること 4　遺体の処理に関すること 5　防疫及び衛生に関すること 6　患者の収容と被災家屋の消毒に関すること 7　へい獣の処理に関すること 8　他自治体からの受援調整に関すること 9　その他本部長の命じた事項に関すること
	民生班	町民生活課長 子育て支援課長	町民生活課員 子育て支援課員 保育園職員	1　災害救助法に関すること 2　応急保育に関すること 3　応急仮設住宅の入居者選定に関すること 4　応急仮設住宅の用地の確保に関すること 5　野外収容施設の設置に関すること 6　その他本部長の命じた事項に関すること

部名	班名	班長	班員	事務分掌
福祉部	福祉班	健康対策課長 子育て支援課長	健康対策課員 子育て支援職員 保育園職員	1　災害時要援護者の総合的な支援の企画及び実施に関すること（独居高齢者、乳幼児、障がい者等） 2　地元奉仕団への協力要請及び配置に関すること 3　その他本部長の命じた事項に関すること
	福祉班（医療班）	健康対策課長 病院事業管理者	健康対策課員 西伯病院医師 西伯病院看護師 西伯病院職員	1　医療機関との連絡調整に関すること 2　日赤鳥取県支部との連絡に関すること 3　日赤鳥取県支部の医療班派遣依頼に関すること 4　医療助産（救護所の設置）に関すること 5　医療品、衛生材料等の調達、配分等に関すること 6　長期にわたる避難者の収容及び世話に関すること 7　被災者の保健指導に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	避難所班	福祉政策課長	福祉政策課員 健康対策課員 子育て支援課員 保育園職員	1　避難所の開設及び管理に関すること 2　避難者の誘導収容に関すること 3　避難収容者への指示伝達に関すること 4　主要食料の確保に関すること 5　応急食料品の調達供給に関すること 6　被災者に対する食料等の運搬供給に関すること 7　炊き出しに関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	ボランティア班	公民館長 図書館長	公民館職員 図書館職員	1　ボランティアの依頼、受入及び配置に関すること 2　その他本部長の命じた事項に関すること
産業部	農林班	産業課長 農業委員会事務局長	産業課員 農業委員会事務局員	1　農林業関係団体との連絡に関すること 2　農林産物の被害調査に関すること 3　被災農林業者の被害調査及び災害融資に関すること 4　飼料、種苗、肥料の調達に関すること 5　応急対策資材の調達、輸送に関すること 6　その他本部長の命じた事項に関すること

部名	班名	班長	班員	事務分掌
土木部	土木班	建設課長	建設課員	1　土木関係業者との連絡調整に関すること 2　道路等の障害物の除去に関すること 3　道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関すること 4　交通途絶箇所の把握に関すること 5　緊急輸送路の維持補修に関すること 6　土木資材及び水防資材の確保調達に関すること 7　応急仮設住宅の建設に関すること 8　水防に関すること 9　町営住宅の被害調査及び復旧に関すること 10　土砂崩れに対する応急措置に関すること 11　農林地、農林業施設の被害調査及び復旧に関すること 12　土地改良団体との連絡調整に関すること 13　その他本部長の命じた事項に関すること
	水道班	建設課長	建設課員	1　公共下水道等の被害調査及び復旧に関すること 2　飲料水の供給確保に関すること 3　応急給水箇所の設置及び広報に関すること 4　水道施設の被害調査及び復旧に関すること 5　水道水の水質検査に関すること 6　応援給水の要請に関すること 7　災害応急及び復旧資材の確保に関すること 8　災害救援物資の供給（応援）に関すること 9　その他本部長の命じた事項に関すること
物資部	物資班	議会事務局長	議会事務局員	1　備蓄品の出入管理、供給に関すること 2　救援物資等の管理、供給、配布に関すること 3　衣料、生活必需品の調達供給に関すること 4　その他本部長の命じた事項に関すること
	物資班 （出納部）	会計管理者	出納室員	1　災害見舞金の受入、管理及び礼状に関すること 2　災害救援物資の受入、受付に関すること 3　その他本部長の命じた事項に関すること
教育部	教育班	教育次長 総務・学校教育課長	教育委員会事務局員	1　学校施設の被害調査及び復旧に関すること 2　応急教育計画に関すること 3　教員の動員に関すること 4　被災児童生徒に対する教科書、学用品の支給

部名	班名	班長	班員	事務分掌
				に関すること 5　社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること 6　避難所等の施設の供与に関すること 7　文化財の保護及び復旧に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
消防団部	消防団	消防団長	消防団員	1　地域内の火災､水害その他の災害の防御に関すること 2　り災者の救急・救護に関すること 3　避難者の誘導に関すること 4　自主防災組織との連携に関すること 5　自衛消防団との連携に関すること 6　救援物資等の運搬に関すること 7　その他本部長の命じた事項に関すること

（1）目的

平成１２年１０月６日、鳥取県西部地震は本町を震源とし甚大な被害をもたらしたため、今後の大規模地震から住民の生命、身体及び財産を守り、住民生活の安全を図る目的で、地震発生直後の暫定的な応急対策計画（初動マニュアル）を策定する。

（2）運用

本体制は、地震発生後速やかに、被害状況に即応した暫定的な緊急対策を講ずるもので、住民の安全等を確保した後は、通常の警戒本部体制(警戒配備)に移行し、災害復旧・復興に向け、全行政機能をもって取り組む。

（3）体制

町長は、震度５弱以上の大規模地震が発生した場合は、直ちに災害対策本部体制(第１号配備)を設置し、また、震度６弱以上の大規模地震が発生した場合は、災害対策本部体制(第２号配備)を設置し、全職員をもって初動活動を行う。

災害対策本部

①　設置場所

災害対策本部は、町役場法勝寺庁舎内に設置するが、建物破損等によりその機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、本部長の指示した場所に移設する。

②　組織の構成

初動期は、班編成ではなく課単位で初動期の応急対策に対応し、状況に応じ本部長が必要と認めた時期に通常の体制に移行する。ただし、特定の部門で人員が必要になったときは、本部から人員の配置を指示することがある。

災害対策本部体制

課　等	事　務　内　容
総　務　課	１．本部及び各部との連絡調整に関すること ２．県本部への連絡・報告に関すること ３．県、自衛隊、防災関係機関への応援要請に関すること ４．避難の指示・指示に関すること ５．避難所の開設、運営の指示に関すること ６．災害対策状況の取りまとめに関すること ７．防災行政無線、ＣＡＴＶの運用に関すること
未来を創る課 デジタル推進課 出　納　室	１．発災直後の被害状況の調査、取りまとめに関すること ２．災害状況の受付、取りまとめ及び本部への報告に関すること
健康対策課 福祉政策課 子育て支援課	１．医療助産（救護所の開設)に関すること ２．医療機関・地元奉仕団との連絡調整に関すること ３．日赤鳥取県支部との連絡及び医療班派遣依頼に関すること ４．医療品、衛生材料の調達及び配分に関すること ５．災害時要援護者への支援企画及び実施に関すること ６．長期にわたる避難者の収容及び世話に関すること ７．被災者の保健指導に関すること
町民生活課 税　務　課	１．他自治体からの受援調整に関すること ２．住宅の応急危険度判定に関する総合的企画と運営 ３．その他の課の応援に関すること
健康対策課 産　業　課	１．避難所の開設に関すること ２．避難誘導に関すること ３．応急食料の調達に関すること
建　設　課	１．道路、河川、橋りょう等の被害状況の調査及び仮復旧に関すること ２．道路等障害物の除去に関すること ３．土木関係業者との連絡調整に関すること ４．土砂崩れに対する応急措置に関すること ５．農業施設（ため池等）の維持管理の指導に関すること ６．水源の確保及び応急給水に関すること
教育委員会事務局	１．児童、生徒の被災状況の確認に関すること ２．避難所の開設に関すること
農業委員会事務局 議会事務局	１．衣料、生活必需品の調達供給に関すること
（消防団）	１．広域消防の活動の支援（火災消火活動、人命救助活動） ２．避難者の避難誘導に関すること ３．被災者に対する救援物資の運搬に関すること

③　通常の警戒本部への移行

災害対策本部での初動活動が終了した時点で、通常の警戒本部体制に移行する。移行の時期は、下記の基準により本部長の判断によって決定する。なお、移行の目安としては、お概ね地震後１～２日とする。

【移行の基準】

○　町役場にほぼ全員の職員が参集し、活動できる体制となったとき
○　町域の被害状況をお概ね把握が終了したとき
○　負傷者の救出・救護、被災者の避難など初動期の活動が終了し、次の応急活動に移行するとき

９　現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管地区及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

（１）現地災害対策本部の組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。

ア　現地本部長

①現地本部長は、本部長が指名する。

②現地本部長は、本部長の命を受け現地本部を統括して所轄の職員を指揮監督するものとする。

イ　現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

（２）設置の場所

現地本部の設置場所は本部長が定めるものとする。

（３）現地本部の任務等

ア　現地本部は、災害地において町本部の事務の一部を行うものとし、その内容については町本部の本部会議において決定するものとする。

イ　情報収集に当たっては、町本部の情報班と密接な連絡のもとに活動するものとする。

（４）現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

10　職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難場合は、県西部総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

（１）要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

（２）派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長)、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。

（３）職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

11　県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

第２節　情報の収集・伝達計画

１　災害通信計画

震災時における通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、それぞれの通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図る。

災害情報（被害状況及び応急対策実施状況等）の収集並びに応急対策の指示伝達等、災害時における通信連絡は次の定めるところによる。

（１）災害時における通信連絡

災害時における情報の通信連絡については、一般加入電話によるほか、防災行政無線等により速やかに行うものとする。

（２）通信連絡の確保

災害対策基本法に基づく非常時における通信施設の優先利用及び使用等災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合においては、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づき、通信施設を優先的に使用し、通信連絡を確保する。また緊急、非常の場合においては、次の有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第 57 条の警報の伝達については協議のうえ定められた手続きによる。

①　警察電話及び無線

②　消防電話及び無線

（通信設備の優先利用等）

第五十七条　前二条の規定による通知，要請，伝達又は警告が緊急を要するものである場合において，その通信のため特別の必要があるときは，都道府県知事又は市町村長は，他の法律に特別の定めがある場合を除くほか，政令で定めるところにより，電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し，若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し，又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者（以下「受託放送事業者」という。）を除く。）に放送を行うこと（同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあっては，受託放送事業者に委託して放送を行わせること）を求めることができる。

（通信設備の優先使用権）

第七十九条　災害が発生した場合において，その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは，指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は，他の法律に特別の定めがある場合を除くほか，電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し，又は有線電気通信法第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

２　地震情報の収集・伝達計画

地震に関する情報等を防災関係機関の有機的連帯のもとに、迅速かつ的確に収集・伝達してその周知を図り、適確な応急対策を実施する。なお、県及び防災関係機関との情報の伝達は防災行政無線システムを活用する。なお、一般的には地震時に発生する津波に注意する必要があるが、本町の地理的関係、海面上昇による洪水ハザードマップを勘案した結果、本町では津波に関する規定は特に定めないこととする。

（１）緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁が地震の発生直後に瞬時に観測データを解析して、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが迫っている旨発表する情報のことである。（ただし、震源付近では情報が間に合わない場合がある。）

この町民への伝達方法は、Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）経由で防災行政無線で放送される。

（２）地震情報

地震に関する情報は、鳥取地方気象台が発表し、「地震情報」「各地の震度に関する情報」の２種類がある。

①　地震情報：「震源・震度」、「地震回数」を内容とする。

②　各地の震度に関する情報：震度１以上が観測された場合に「震源・震度」を内容とする。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の３区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規（マグニチュード）を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、 震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 県内には４６の震度観測点あり。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度１以上を観測した地震の回数を発表。

区分	情報の種類	発表内容
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード７．０以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度５弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、１ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料（準即時的な情報）		県内において震度４以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。

（３）地震関連情報の伝達

県等から通知された地震関連情報等は、鳥取地方気象台から受信した場合は、町・消防局に対して防災行政無線を通じファクシミリ情報として、さらに町に対してはＪ－ＡＬＥＲＴを通じ、自動的に伝達する。

（４）報道の聴取

ＮＨＫ等の放送に注意し、必要に応じ適切な対策がとれるよう努める。

３　災害情報の収集・伝達

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が防災関係機関と緊密な連絡を取り、町の地域に係る災害の被害状況及び災害応急対策活動に必要な情報等を迅速かつ適確に収集し、伝達する。

（１）地震直後の情報活動の強化

①　情報連絡の緊密化

地震発生直後には、西部広域行政管理組合消防局における１１９番通報の殺到状況の確認・活用など、防災関係機関と緊密な情報連絡を行い、町内の被害状況把握に努める。

②　被害の第１次情報等の収集・連絡

地震発生直後には、人的被害、建築物の被害状況及び火災、土砂災害発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信途絶等により、県への報告ができない場合には国へ直接連絡するものとする。

（２）情報の収集体制及び伝達系統の確立

①　実施機関

ア　町はその所管する施設並びに町の区域内について、被害状況及び応急対策状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示伝達を行う。

なお、町が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときは、県その他の市町村に応援を

求めて行うものとする。

イ　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、その所管する施設について、被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示伝達を行うものとする。

② 町における震災情報の収集・伝達

ア　災害に関する情報の収集・伝達は昼夜間を問わず、町が区長に連絡するとともに、出先機関、所管する施設の管理者等に問い合わせて情報の収集に努めるものとする。また、各地域振興協議会に本部長が指定した職員を情報連絡員（以下「リエゾン」という。）として派遣し、派遣されたリエゾンは、地域振興協議会が収集した情報を災害対策本部に報告するものとする。なお、消防団は自主的なパトロールに努め、情報の収集・伝達に心掛け、町に連絡する。勤務時間外及び夜間に災害が発生した場合、職員は参集時に各自情報の収集に努めるものとする。

イ　被害状況等の収集系統はお概ね次のとおりとする。

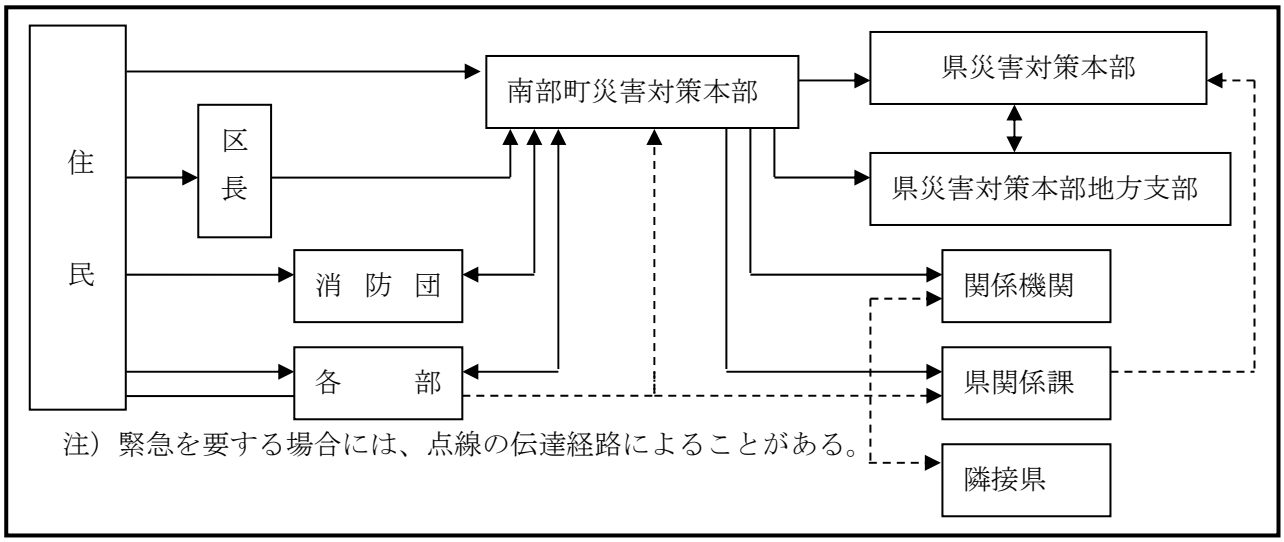

注）緊急を要する場合には、点線の伝達経路によることがある。

（３）災害状況の収集・伝達

① 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集する情報は、お概ね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア　人的被害
- ○　住民
- ○　児童・生徒、町施設への来所者・入居者、職員等

イ　物的被害
- ○　庁舎（法勝寺庁舎、天萬庁舎、その他出先機関）、防災機関施設
- ○　学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
- ○　住家、商工業施設、農林業施設、危険物取扱施設等

ウ　機能被害
- ○　上下水道、電力、ごみ処理施設等の生活関連機能
- ○　道路、電話、放送等の通信交通機能
- ○　医療・保健衛生機能

② 収集の実施者

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

※　報告の様式（資料編　資料６）

※　被害の認定基準（資料編　資料７）

（４）被害状況のとりまとめ

① 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区　　別	情　報　の　総　括　責　任　者	
	災害対策本部設置時	平　常　時
総括責任者	未来を創る課長	防災監
取扱責任者	情報政策室長	防災危機管理担当

② 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の手順のとおり、情報班へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分	報　告　の　時　期	留　　意　　事　　項
災害概況 速報 （発生）	情報を覚知後、直ちに報告	○　人的被害及び住家被害を重点に、現況把握次第直ちに報告する ○　迅速性を第一に報告のこと ○　部分情報、未確認情報も可 ただし、情報の出所を明記のこと
災害概況 速報 （経過）	①　原則として１日２回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②　本部から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	○　災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する ○　全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する
災害確定 （報告）	応急措置完了後速やかに報告	○　被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民基本台帳と外国人登録等照合して、その正誤を確認する。

※　被害の認定基準（資料編　資料７）

③ 被害状況のとりまとめ

情報班は、各班からの情報の取りまとめにあたっては、次の点に留意するものとする。

ア　確認された情報により把握されている災害全体像の把握

イ　至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ　情報の空白区域の把握

エ　被害軽微もしくは無被害である地区の把握

（５）調査班による災害地調査

①　災害地調査の実施

町長（本部長）は、災害地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ、税務課長に対して、災害地調査を命ずる。

②　調査の実施要領

ア　調査班の編成

税務課長は、町長（本部長）の指示に基づき、災害地調査実施のため、課員及び応援職員をもって班を編成する。調査班の活動項目の目安としては、調査表集計、家屋被害、特命の３項目につき実施するものとする。

班の数、構成、その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定する。

イ　調査事項

調査事項は、お概ね次のとおりとする。

（ア）被害状況

（イ）災害の原因（二次的原因）

（ウ）応急措置状況

（エ）災害地住民の動向

（オ）その他災害対策上必要な事項

ウ　実施要領

（ア）調査は、防災関係機関、消防団、各地域振興協議会、及び各集落の自主防災組織の責任者、その他住民の協力を得て実施する。

（イ）無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果について税務課長を通じて、災害対策本部へ報告する。

（ウ）調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに税務課長を通じて、災害対策本部へ報告する。

４　鳥取県及び防災関係機関に対する報告、伝達

（１）県への報告

災害対策本部で取りまとめた被害状況は、速やかに県へ報告するものとする。報告等については一般加入電話、防災行政無線によることを原則とする。

（２）防災関係機関への伝達

収集した被害状況及び応急対策状況等の情報を必要に応じて、防災関係機関へ伝達する。

【表　災害対策本部が県に行う災害報告の区分】

報告の区分	報　告　の　時　期	留　　意　　事　　項
緊急報告 （災害概況）	(1) 町内に震度４以上の地震を観測した場合 (2) 被害が発生するおそれがある場合 情報を覚知後、直ちに報告	○　事務所の周辺の状況をファクシミリ等で県に通報 ○　庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値情報である必要なし ○　電話、無線等を用いた口頭報告でも可 ○　人的被害及び住家被害を重点に、現況把握次第直ちに報告する ○　迅速性を第一に報告のこと ○　部分情報、未確認情報も可（ただし、情報の出所を明記）

災害速報 （報告）	県が指定する時間	○　被害状況を収集し、県に報告 ○　内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時
災害確定 報告	応急措置完了後速やかに報告	○　被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民基本台帳と外国人登録等照合して、その正誤を確認する。

５　災害広報の実施

地震等により災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合において、災害情報、災害応急対策等を周知徹底させ、町民の安全の確保を図り、また被害の拡大防止に資するため、報道機関等の連携のもと適切かつ迅速な広報活動を行う。

（１）実施責任者

災害広報は、町長（本部長）が実施する。なお、担当は未来を創る課員とする。

（２）広報の方法

①　広報の編集

広報班は、本部が収集した災害情報等により、広報事項を編成作成するものとする。

②　広報活動体制

ア　広報班の配慮すべき事項

項　　目	手　順　及　び　必　要　事　項
事前広報重視の広報資料の作成	①　救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールの目安に基づく災害時広報活動計画の作成 ②　各部への資料提供要請、収集及び取りまとめ ③　分かりやすさに配慮した広報活動資料作成 ④　ファクシミリ、インターネット、電子メール等による各部及び避難所への配布
広報発行の配布	①　印刷体制の確立（印刷機、用紙、インク等の確保） ②　臨時区長文書配布の手配（地域振興協議会、シルバー人材センター等）
報道機関対応	各報道機関に対して報道の協力の要請、情報提供
巡回広報活動	①　広報車による巡回広報活動 ②　広報紙、チラシの配布、掲示板への掲示 ③　防災行政無線、ＣＡＴＶによる広報活動 ④　メール配信システム（あんしんトリピーメール)、緊急速報（エリア）メール ⑤　町ホームページによる広報 ⑥　新聞折り込み

イ　避難所班の配慮すべき事項

広報班から提供を受けた広報活動用資料を活用し、避難所在住の住民に対し、必要な情報を提供する。

項　　目	手　順　及　び　必　要　事　項
広報資料に基づいた広報活動	避難所班は、避難所において広報活動（館内放送、口頭伝達、掲示等）を行い、必要な情報を避難所在住民に広く周知する。
広報の配布	配布されるべき広報を避難所内にて配布

ウ　各班の役割

各班は、本部長が指示する災害対策及び応急復旧対策に基づき、町民その他からの問い合わせに対して、職員誰でもが適確に対応できるように、可能な限り詳細な資料を作成し、提供するよう努める。

③　主に広報すべき情報

災害時の広報活動は、概ね初動期（地震発生直後）、４～６日以降、復旧段階（７日目以降）に大別し、それぞれの期に必要な情報を提供するものとする。

ア　地震発生直後（地震発生から２～４日まで）

主　な　広　報　事　項	広報手段
①　出火防止及び初期消火の呼びかけ	防災無線・ＣＡＴＶ
②　災害時要援護者保護及び人命救助の協力呼びかけ	防災無線・ＣＡＴＶ
③　必要な区域若しくは施設に対する避難の指示、指示	口頭伝達
④　町の活動体制及び応急対策実施状況に関すること	防災無線
ア　本部の設置	（口頭伝達）
イ　避難所、救護所の設置	
⑤　町の行う救援救助活動への協力呼びかけ	防災無線・ＣＡＴＶ
⑥　生徒・児童・園児等の状況	防災無線・ＣＡＴＶ
ア　「○○小学校児童は、全員無事に○○○へ避難」	
イ　その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報	
⑦　災害用伝言ダイヤル「１７１」の利用呼びかけ	防災無線・ＣＡＴＶ
⑧　延焼火災、道路被害、土砂災害その他二次災害防止のために必要な範囲における町内被害状況	防災無線・ＣＡＴＶ

イ　地震発生後３～６日以降

主　な　広　報　事　項	広報手段
①　救援対策及び応急復旧対策実施状況に関する事項	防災無線
ア　救護所における医療サービス、保健サービス、メンタルヘルス対策等の業務に関すること	広報紙 ＣＡＴＶ
イ　避難行動要支援者が利用できる避難所等の情報	
ウ　応急給水の実施状況（給水地点の位置、給水実施予定等）	
エ　応急給食、その他の救援活動の実施状況	
オ　災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること	
カ　り災証明書発行に関すること	
②　生活関連情報	防災無線
ア　水道の復旧状況（見込み）、水質に係る注意点（白濁：空気混入）	広報紙
イ　電気、下水道の復旧状況（見込み）	ＣＡＴＶ
ウ　ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の徹底指導等	
エ　食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項	
オ　電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等）	

主　な　広　報　事　項	広報手段
カ　道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み）	
キ　病院・診療所等医療機関の再開状況	
③　被災者情報（避難所利用者、保護者等の名簿）	ホームページ
④　余震、土砂災害、危険建物その他人的危険回避のために必要な情報	防災無線・ＣＡＴＶ

ウ　地震発生後７～８日以降（生活再建及び復旧に向かう段階）

主　な　広　報　事　項	広報手段
①　生活再建支援サービス実施計画に関すること	防災無線
ア　り災証明書発行の受付開始	広報紙
イ　災害義援金の配布計画	ＣＡＴＶ
ウ　災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置メニュー	
エ　仮設住宅等住宅関連措置の受付	
オ　その他必要な生活再建支援サービス	
②　生活関連情報	防災無線
ア　水道の復旧状況（見込み）、水質に係る注意点（白濁：空気混入）	ＣＡＴＶ
イ　電気、下水道の復旧状況（見込み）	
ウ　ごみ、し尿、がれきの収集計画及び分別の徹底指導等	
エ　食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項	
オ　電話の復旧状況（無料公衆電話の設置等）	
カ　道路交通の規制状況及び復旧状況（見込み）	
キ　診療所等医療機関の再開状況	

※　ＣＡＴＶ依頼様式・防災行政無線依頼様式・原稿例（資料編　資料８）

④　報道機関に対する情報発表

ア　情報発表の責任者

本部から報道発表に対し情報を正式に発表する場合の責任者は情報班長とする。

イ　情報発表の方法

報道機関に対する情報は、報道事項、内容等について本部及び各班と十分な連絡調整を図り、必要に応じて各班の責任者又はそれに準ずる者の立会いのもとに行う。

ウ　報道機関への資料提供は、地震発生後３０分、以後３時間毎とし、役場法勝寺庁舎１階ロビーに報道センターを設けて実施する。

⑤　町民に対する広報

町民に対しては、防災無線、ＣＡＴＶ、広報車等を利用して周知徹底を図るほか、必要に応じてテレビ、ラジオ等の報道機関に依頼するとともにチラシの配布、掲示等を行い、広報活動の徹底を図るものとする。

６　個人情報の取扱い

（１）安否情報の収集及び提供に係る方針

①　大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

②　町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、南部町個人情報保護条例第８条第１項第４号（個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

③　なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

④　安否情報収集に当たっては、個人情報の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

⑤　また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

【参考】個人情報保護に係る提供・利用提供制限の例外

《第三者提供の制限の例外》個人情報保護法第 23 条

（１）法令に基づく場合　　（２）人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

（３）公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合　　（４）国等に協力する場合

《目的外の利用提供制限の例外》町個人情報保護条例第８条

（１）個人情報の目的外利用等をすることについて、当該本人の同意があるとき

（２）当該個人情報の目的外利用等が法令等の規定に基づくものであるとき

（３）当該個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき

（４）個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（５）個人情報を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことのできないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を不当に害する恐れがないと認められる場合において、当該個人情報を当該実施機関で収集した目的以外の目的に利用し、又は他の実施機関に提供するとき

（６）前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要その他相当の理由があると認めるとき

（２）町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、救助や行方不明者の捜索の役割を担っており、一般的には、その活動の基礎となる個人情報収集については必要な範囲内で行うものとする。

第３節　防災関係機関等との連携実施計画

この計画は、大規模な震災が発生した場合、町単独では十分な対応ができないことも予想されるため、このような場合、県、他市町村及びその他防災機関、自衛隊等に対して応援要請を行う場合の計画であり、迅速で適確な災害体制の整備を図ることを目的とする。

１　鳥取県に対する協力要請

知事に対して応援の要請又は職員派遣要請、県防災ヘリコプターの運行要請をする場合は、原則として公文書により要請依頼するが、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに所定の文書を提出する。

（１）協力要請事項

要請は、次の表に掲げる事項を明確にして行う。

【表　協力要請事項】

内容及び要請先		事　　項	根　拠　法　令
応援の要求	知　事　等	①　地震災害の状況及び応援の内容 ②　応援を必要とする期間 ③　日時・場所 ④　応援を希望する物資等の品名・数量等 ⑤　応援を必要とする場所・活動内容 ⑥　その他必要な事項	災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あっせん	知　事　等	①　派遣のあっせんを求める理由 ②　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③　日時・場所 ④　派遣を必要とする期間 ⑤　派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥　その他必要な事項	派遣要請： 災害対策基本法第29条 地方自治法第252条 あっせん： 災害対策基本法第30条

（２）県の防災ヘリコプターの支援要請

要請は次の表に基づいて行う。

【表　ヘリコプター要請事項】

内　　容	事　　項
＜県＞ 支援の原則	①　緊急に人命救助をする必要があるとき ②　医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき ③　航空機の運航は当分の間昼間に限るものとし、県の災害対策用務に支障のないとき ④　林野火災等における空中からの火災防御を必要とするとき
＜町＞ 支援要請手続	①　町長名であらかじめ県へ電話で連絡する ②　事後、速やかに航空機使用申請書を提出する ③　方法：県災害対策本部（または県防災局）へ提出する。
＜町＞ 連絡の事項	①　支援を求める理由及び目的地 ②　現地責任者氏名 ③　人命救助、医薬品の緊急輸送などの目的 ④　人命救助の場合、救助される者の性別年齢など ⑤　着陸場との連絡方法

要請先（県防災局消防防災航空センター：電話番号等）

県危機管理部（消防防災航空センター）	電　　話　　番　　号	０８５７－３８－８１１９
	フ　ァ　ク　シ　ミ　リ	０８５７－３８－８１２７
	県防災行政無線電話番号	５２００－１２２

※　受入れについては西部消防局と連携を取りながら実施する。

①　離着陸場所の確保及び安全確保

②　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

③　その他必要な地上支援等

※　ヘリコプターの離着陸場（資料編　資料３０）

２　県内自治体の相互応援（災害時の相互応援に関する協定書：平成８年３月２９日）

県及び県内全市町村に対し、次に掲げる応急措置を協力要請する。

（１）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

（３）救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

（４）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

※　災害時の相互応援に関する協定書（資料編　資料９）

３　国土交通省中国地方整備局からの応援受入体制整備

町は、国土交通省中国地方整備局と、「災害時における情報交換に関する協定書」を締結しており、災害発生時には、現地情報連絡員の派遣や物資の提供があるため、応援受入れの体制を整えておく。

４　県外自治体との相互応援体制の整備（高知県佐川町及び広島県尾道市との相互応援協定）

佐川町及び尾道市に対し、次に掲げる応急措置を協力要請する。

（１）食料、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）被災児童生徒の受け入れ

（７）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

※　災害時の相互応援に関する協定書（資料編　資料９）

５　自衛隊への災害派遣要請

震災が激甚で、人命又は財産の保護のため自衛隊の援助を受けようとするときは、町長（本部長）は、知事に対して自衛隊の派遣要請を求める。この際、緊急の場合は口頭、電話等で行い、事後文書送達を行うものとする。（自衛隊法第 83 条）

（１）自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項に留意して行う

①　震災の状況及び派遣を要請する理由
②　派遣を希望する期間
③　希望する派遣区域及び活動内容
④　その他参考となる項目
（１）要請責任者の職氏名
（２）震災派遣時における特殊携行装備又は作業種類
（３）派遣地への最適経路
（４）連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点及びその標識

（２）自衛隊の単独派遣

知事に対して通信の途絶、不在等で要求できない場合などで、災害に対して特に緊急を要し、知事の要請を待つ暇がないと認めるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項の規定により、直接自衛隊に状況を通知し、派遣要請することができる。

（３）災害派遣要請基準

町長（本部長）は、南部町において災害応急対策が不可能又は困難な場合、知事に対して自衛隊の派遣要請を行う。派遣を要請する際の派遣基準はお概ね次のとおりとする。

①　人命救助のための応援を必要とするとき
②　水害、土砂崩れ等が発生した場合又は発生のおそれがある場合で、緊急措置を必要とするとき
③　救済用物資の輸送のための応援を必要とするとき
④　主要道路の応急復旧のための応援を必要とするとき
⑤　医療、防疫、給水、通信支援等の応急措置のための応援を必要とするとき

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても予防派遣として、その要請を行うことができる。また、自衛隊は、災害に際して特に緊急を要し、災害派遣要請を待ついとまがないと認めるとき（通信等の途絶により自衛隊の部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、町から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合を含む）は、自衛隊法第 83 条第２項ただし書きの規定により知事の要請を待たないで部隊を派遣（自主派遣）することがある。

※　部隊等の災害派遣要請申請書（自衛隊）（資料編　資料１０－１）

【図　派遣要請系統図】

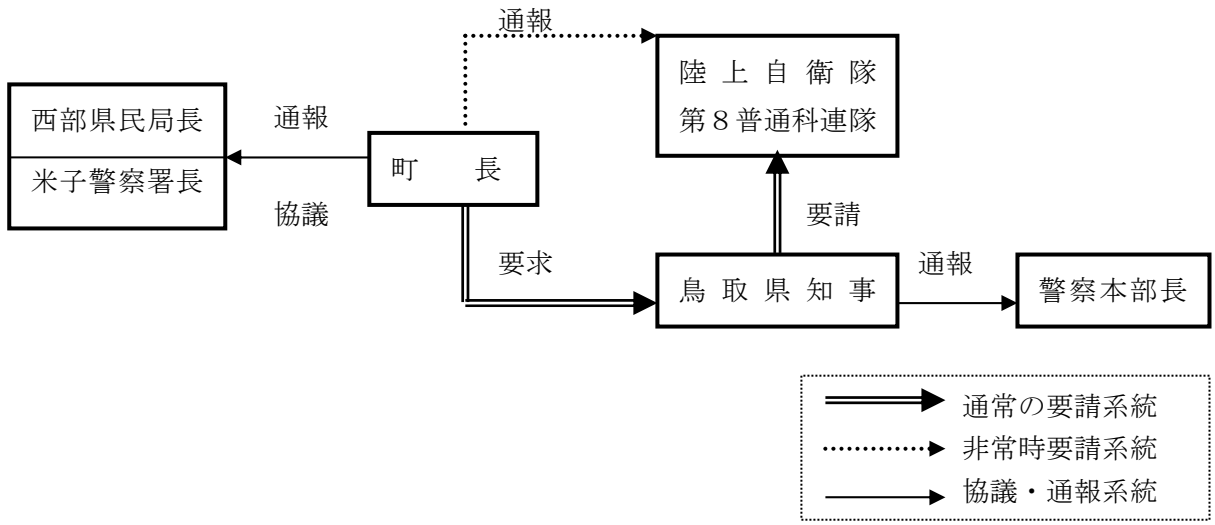

【表　連絡先】

区　　分		電　話　番　号　等
鳥取県	（災害対策本部設置時） 県災害対策本部	TEL（0857）26－7064 FAX（0857）26－8137
	（災害対策本部不設置時） 県危機管理部危機対策・情報課	TEL（0857）26－7064、7584、7873 FAX（0857）26－8137
県災害対策本部西部支部		TEL（0859）38－1550、1551、1552、1553、1554、1555
陸上自衛隊第８普通科連隊		TEL（0859）29－2161
米子警察署		TEL（0859）33－0110

（４）任務分担

①　派遣部隊の作業実施期間中における町の現場責任者は、災害対策本部が設置されているときは防災監が、設置されていないときは建設課長がこれに当たる。

②　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備、宿泊施設又は設営適地の準備は、現場責任者が所属の職員を指揮して行う。

（５）部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため本部長（町長）と緊密に連絡、協力して、支援にあたる。

①　災害派遣の３原則（公共性・緊急性・非代替性）

ア　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ　差し迫った必要性があること。

ウ　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

②　災害派遣の活動基準

ア　部隊等の活動は、人命救助を第一義的に行うものとする。

イ　部隊等は、緊急度の高い施設等の最少限の応急復旧のみを行い、その後の一般的な復旧は行わないものとする。

ウ　部隊等の活動は、公共的な施設などの応急復旧作業に従事し、個人的な整理、復旧作業は行わないものとする。

③　災害派遣の活動内容等

災害派遣時における救援活動区分及びその内容は主に次表のとおりである。なお、既往の災害では天幕設営（宿営用天幕の場合、１張が６人用）や入浴支援を行った実績がある。

災害派遣時に実施する救援活動の一例

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難者支援	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

（６）災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が確定した時は、次のとおり部隊の受入体制を準備する。

①　作業計画及び資機材の準備

ア　応援を求める作業について、速やかに作業計画をたてる。

イ　必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解をとりつける。

ウ　作業実施に必要な物資、資機材の調達が不可能な場合は、県へ要請する。

エ　ヘリポートの開設（**【図　ヘリポートの設置】参照**）

②　部隊の受入

派遣された部隊の受入に際しては、陸上自衛隊第８普通科連隊と調整のうえ、その受入場所等について決定する。

③　派遣部隊等到着後の措置

派遣部隊等が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊等を目的地に誘導するとともに、派遣部隊等の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業にあたっては、地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないものであることに留意する。

④　被災地における空中偵察機に対する信号

要請者は自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合は、１ｍ四方（基準）の旗を左右に振り連絡するものとする。

①　病人が発生し、救助を必要とする場合　……	赤　旗
②　食料が不足し、救助を必要とする場合　……	黄　旗
③　孤立又は倒壊家屋のため、救助を必要とする場合　……	白　旗

⑤　ヘリポートの設置

ヘリポートの離発着のための適地は、次のとおりである。

ア　地盤が堅固で平坦地（勾配４°～５°以下）

イ　無障害地帯（基準は【図　ヘリポートの設置】）

ウ　回転翼の回転によってあまり砂塵等が舞い上がらない場所

エ　大型機（ＣＨ－47）の離着陸場の設定地は、コンクリート又は芝地で、250ｍ以内に天幕等飛ばされる物がない場所

オ　積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪した場所又は踏み固めた場所であること。

カ　単機が着陸するためには、図に示す広さ及び無障害地帯が確保できる場所

⑥　飛行機等による物資の投下

飛行機による物資の輸送は、飛行場間の空輸を原則とするが、やむを得ない場合には天候、地形等を考慮して直接現地に物資を投下することができる。

この方法による場合は、自衛隊、県ともよく協議し、その準備にあたるものとする。

【図　ヘリポートの設置】

① 機種別の無障害地帯の確保基準

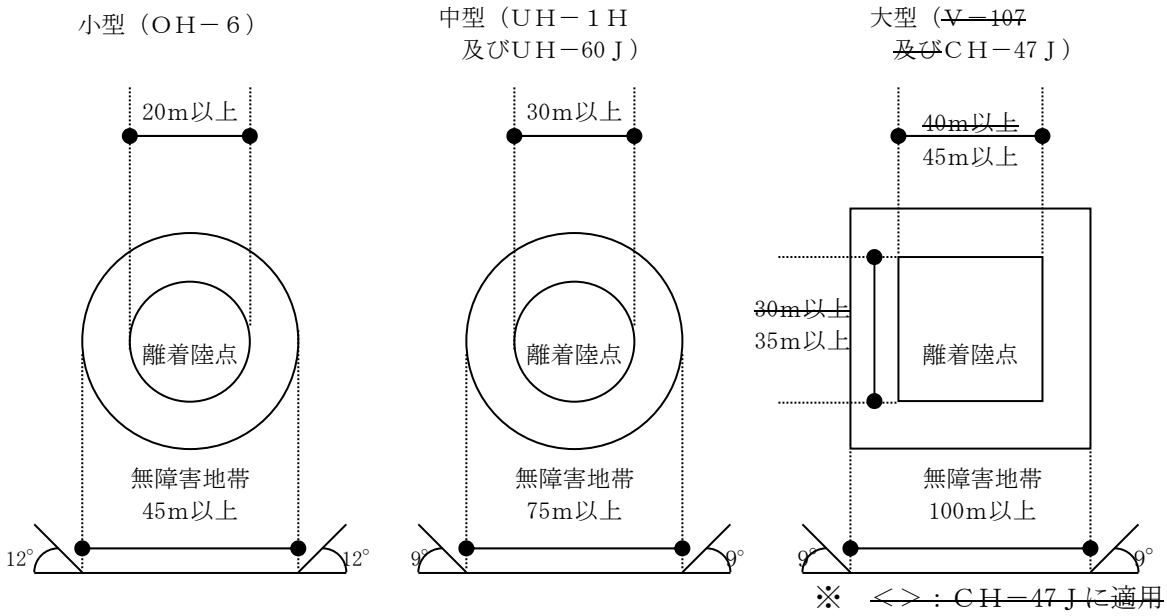

・離着陸点とは、安全容易に設置できるように準備された地点

・無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

② 標識の標示

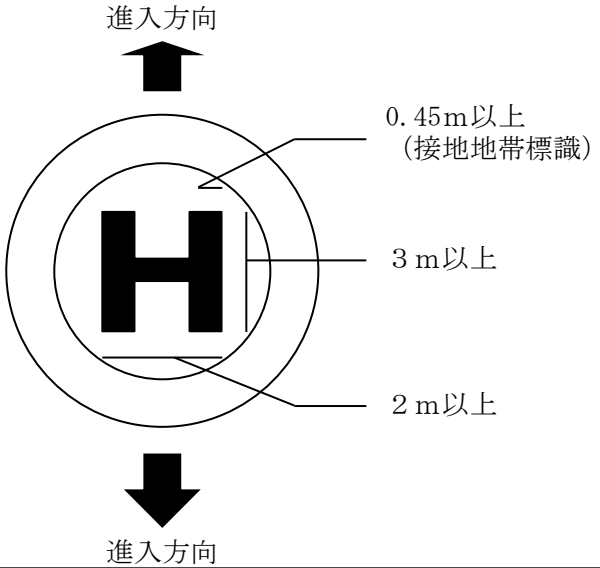

半径２ｍ以上で石灰標示
積雪時は墨等で明瞭に標示

③ 吹き流し（風向指示器）の設置

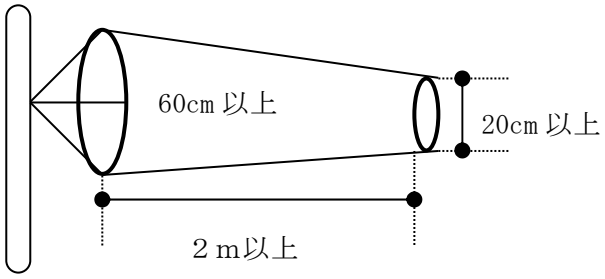

色は背景と反対色

大きさは基準であり、緊急の場合は異なってもよい。

（６）撤収要請及び知事への報告

災害の処理が進み、町独自で復旧等の作業が可能になったと判断した時、町長（本部長）は、知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行い、部隊等の活動報告書を知事に提出する。

※　部隊等の撤収要請申請書（自衛隊）（資料編　資料１０－２）

※　派遣部隊に関する報告様式（自衛隊）（資料編　資料１０－３）

６　隣保互助・民間団体活用

地震時における災害応急対策の実施において、民間企業、民間団体等の活動要請、活用方法等を定め、応急対策の推進を図ることとする。

（１）民間団体活用計画

①　対象となる団体

ア　自治会

イ　食生活改善推進協議会

ウ　地域振興協議会

エ　その他民間団体

②　協力要請

ア　災害応急対策の実施について民間団体の協力を必要とする場合は、被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ　各民間団体に協力を要請する場合には、次の事項を明示し行う。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）作業内容

（ウ）従事場所及び就労予定時間

（エ）所要人員

（オ）集合場所

（カ）携行品等

（キ）その他必要な事項

③　協力活動の内容

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

ア　被災幼児の託児、保育

イ　救援活動に必要な資機材・車両などの提供

ウ　被災者の救出

エ　避難場所等の提供

オ　清掃、防疫活動の応援

カ　避難所の応援

キ　その他応急対策に必要な事項

（２）民間企業との協働

①　対象団体

ア　県及び町との応援協定締結事業所

イ　その他、災害時に県、町の防災活動に協力可能な事業所

②　協力要請等の順序

ア　町は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。

イ　町は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）作業内容

（ウ）従事場所及び就労予定時間

（エ）所要人員

（オ）集合場所

（カ）その他必要事項

③　協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

ア　初期消火や人命救出・救護活動

イ　救援活動に必要な資機材・車両などの提供

ウ　避難者への水や食料、生活関連物資の提供

エ　避難場所等の提供

オ　その他応急対策に必要な事項

第４節　応援・受援計画

この計画は、震災が発生した場合において、災害応急対策を含む業務の継続に必要な資源を確保するため、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体等から円滑に応援を受け、又は応援することを目的とする。

１　受援計画

（１）　組織体制

ア 災害対策本部に組織の規模や特性を踏まえて受援に関する取りまとめ業務を専任する班･担当として民生部に「受援班」もしくは「受援担当」を設置する。

イ 対策本部の各班や各課に、各業務についての受援に関する専門的な業務を行うため、受援の業務担当窓口を配置する。

（２）　所掌事務（受援班等）

ア.受援班等の主な役割は、次のとおりとする。

（ア）受援に関する状況把握・とりまとめ

庁内における人的・物的資源ニーズ（品目、期限、数量など）及び受け入れ状況のとりまとめを行う。

（イ）資源の調達・管理

・人的・物的資源の過不足を整理する。

・被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

・今後必要となる人的・物的資源の応援の要請や調整を行う。

（ウ）庁内調整

・受援に関する状況について、災害対策本部内で共有する。

・庁内の実施部、災害対策本部事務局の各担当等との調整の必要性を検討する。

（エ）調整会議の開催

必要に応じて、受援に関する調整会議を開催する。

（オ）応援職員への支援

応援職員の応援活動等が円滑に行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

イ.受援業務の担当窓口の主な役割は、次のとおりとする。

（ア）受援に関する状況把握

各々の業務における人的･物的資源ニーズ（品目、期限、数量等）及び受入状況をとりまとめ。

（イ）　資源の調達・管理

・人的・物的資源の過不足を整理する。

・業務担当班・課の中で、被災自治体の職員と応援職員の業務分担を明らかにする。

・業務の実施状況を踏まえ、今後、求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。

・今後、必要となる人的・物的資源を要請し、配置の計画をする。

（ウ）受援班等への報告

受援に関する状況について、受援班等に報告する。

（エ）調整会議への参加

受援班等が実施する調整会議に参加する。

（オ）応援職員への支援

個別の業務を実施するに当たり、応援職員の応援活動等が円滑の行われる環境（待機場所、資機材等）を提供する。

２　応援計画

（１）応援の基本方針等

ア　被災地の状況に応じて適宜修正する。

・安全第一に考える。

・被災者・被災自治体の目線での対応を心掛ける。

・指示待ちをせず、積極的に被災自治体の職員を支援する。

・応援にあたり、衣食住等は自己完結を目指し、被災自治体の手をできるだけ煩わせない。

・健康管理に十分気を付ける。

・後に入る応援職員への引継ぎまでが応援業務であることを意識する。

イ　応援職員の携行品（一例）

食料、飲料水、寝袋、毛布、通信機器、デジタルカメラ、地図、車両等の移動手段、燃料携行缶個人用装備（防寒着、安全靴、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、洗面具、筆記用具等、充電器、ウエットティシュ）

（１）組織体制

防災担当部署において、「支援担当窓口」を設置する。

（１）所掌事務

ア 応援に関する状況把握・取りまとめ

庁内における人的・物的資源への応援状況（品目、期限、到達状況、数量など）をとりまとめる。

イ 応援に係る資源管理

・被災県・市町村における人的・物的資源に関するニーズと、現状の応援状況を整理する。

・今後、必要となる人的・物的資源の内容を検討し、必要に応じて応援計画作成や事前準備を行う。

ウ 庁内調整

・応援状況について、庁内において調整する。必要に応じて関係機関等とも共有する。

・他の応援との調整の必要を検討する。

エ 応援の検討

必要に応じて、支援本部会議等により応援の要否、内容等について調整検討を行う。

オ 応援職員に対する支援

・派遣する応援職員に、被災地の状況について情報提供を行う。

・派遣する応援職員の応援先での宿泊場所と被災地内外の車両など移動手段を準備する。

・応援に入る際の携行品、応援業務に必要な資機材について準備する。（応援職員に準備させる場合もある）

・派遣中の応援職員向けの調整・相談窓口を設け、応援業務の後方支援を行う。

・適切な業務の引継ぎを可能とする応援ローテション計画を作成し、管理する。

３　受援及び応援計画に係る訓練

対策本部の各班や各課は、受援及び応援に係る訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、町民に対する計画内容の周知徹底に努める。

第５節　ボランティアの派遣・受入計画

この計画は、震災時の応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きいことから、その受入体制の整備について定める。

１　受入体制の整備

（１）応援内容及び資機材の整備

受入計画を定め、応援を求める作業内容を明らかにするとともに、必要な物資・資機材の確保に努める。

※　災害備蓄倉庫準備品一覧　　**（資料編　資料１１）**

（２）町災害ボランティアセンター

①　町災害対策本部と町社会福祉協議会が協議のうえ、災害による損傷や二次災害の恐れが少ない施設に「町災害ボランティアセンター」を設置する。

②　ボランティア班は、災害対策本部及び町災害ボランティアセンターと連絡を密に取り、活動マニュアルに沿って常に迅速な対応が図れるよう心掛ける。

２　ボランティアの受入及び派遣

（１）町

①　町社会福祉協議会と連携し、町災害ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。

②　必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

（２）町社会福祉協議会

①　被災地となった場合

ア　町及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、町災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

イ　町赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、町赤十字奉仕団委員長に次の事項を示して応援協力の要請を行う。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）作業内容

（ウ）活動場所及び活動予定時間

（エ）必要人員

（オ）集合場所

（カ）その他必要事項

ウ　ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。

②　被災地外の場合

被災市町村の社会福祉協議会、或いは県社会福祉協議会からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

３　ボランティアに協力を求める主な事項

ボランティアに協力を求める作業は、救援物資の受入、仕分作業、在庫整理、荷出し、積載等であり、災害時の各段階における依頼内容はお概ね次のとおりとする。

【表　ボランティアの活動内容】

活動内容	明細	混乱期	中間期	安定期
救急救助活動	被災地域	◎	△	―
配送センター支援	配送	◎	○	○
	入出庫	◎	○	○
	在庫管理	◎	○	○
	受入事務	◎	○	○
給水活動支援	配送	◎	△	△
	給水管理事務	◎	△	△
自宅避難者等の支援	被災地域	◎	◎	◎
避難所支援	初動整備活動	◎	―	―
	救護活動	◎	○	―
	運営活動	△	○	△
災害時要援護者支援	避難所、被災地域	◎	○	○
清掃等	避難所	○	―	―
	被災地域	○	○	○
ガレキ除去等	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援（医療、保健、教育等）	避難所	◎	◎	◎
	被災地域	◎	◎	◎

（注）◎必要度の非常に高いもの　　○は必要度の高いもの
　　△は必要度のあるもの　　―は必要度の少ないか、無いもの

４　医療救護関係ボランティアの受入・活用

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに西部総合事務所県民福祉局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県西部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請するものとする。

５　災害ボランティアセンターの組織

災害ボランティアセンターの業務はお概ね下表のとおりとする。

【表　ボランティアセンターの業務】

班		所　掌　す　る　事　務　内　容
ボランティアセンター運営	情　報 収　集	（１）被災者・避難所からの相談・ニーズ把握 （２）被災情報 （３）ボランティアとの現地同行調査
	広　報	（１）発信情報の整理 （２）広報紙の作成、配布、掲示 （３）マスメディアへの情報提供及び対応 （４）ボランティアへの情報提供 （５）被災者への情報提供
	運営・渉外	（１）町内ボランティア団体・グループ等への要請・交渉 （２）車両手配 （３）食料、宿泊の確保 （４）運営・活動資機材の調達、運営・活動資金の調達 （５）運営要員の確保、派遣
	資機材管理	運営資機材・活動資機材の管理、貸出し
	記　録	活動記録、センターの運営記録
ボランティアコーディネート	受付・登録	（１）ボランティア保険の加入登録手続き （２）ボランティアの確保
	派遣調整	グループ編成・ボランティア派遣
	指　導	（１）活動オリエンテーション （２）ボランティアミーティング （３）ボランティアの安全・健康管理
	企画開発	イベント・活動プログラム開発・実施

６　協力者への保険

団体組織、ボランティア等町の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて損害保険は、状況に応じて検討する。その際の掛け金については町が負担する。

７　ボランティアの営業活動等の禁止に係る事項

災害の混乱時において、ボランティアと称して被災者に作業料金の請求及び住家等の修理契約を取る事例があるため、ボランティアセンターは次のことに注意する。

○　ボランティアについては名簿管理を行い、各個人には名札を配布する。（【図　名札例】）
○　作業場では、名札が見えるように指導する。
○　ボランティアセンター内に（【図　ボランティアに対するお願い例】）を掲示する。
○　住民からの苦情があった場合は、内容を確認し、当該ボランティアに注意し、場合によってはボランティアをお断りする。
○　上記の場合で、該当ボランティアが把握できない場合は、直ちに消費生活センターへ連絡する。

【図　名札例】

№○○○

災害対策ボランティア

氏名（　　）

南部町ボランティアセンター

ボランティアの名札は名刺サイズを基本とし、首掛け又は安全ピン止めの名札ケースに入れて配布する。

【図　ボランティアに対するお願い例】

ボランティアの皆さんへ

この度は、私たちのために、全国さまざまな場所からお越しいただきありがとうございます。みなさんのご好意をありがたく受け入れます。大変な作業になりますが、どうぞお力をお貸しください。

町内には地震で困っておられる方が多数おられますが、次の点にはご注意いただきますようお願いします。

○　二次災害が発生しそうな場所へは立ち入らないようお願いします。

○　個人のお宅に出かける場合は、作業内容をその家の人と相談してください。

○　皆さんのご好意にお礼を出される場合がありますが、金銭等をこちらから請求しないでください。

○　アドバイスは結構ですが、家の修理等の契約を取るなどの営業行為はご遠慮ください。

第６節　災害時における消防・水防活動の実施計画

この計画は、震災による同時多発火災に備え、火災を鎮圧、被害の拡大を防止し、社会秩序の維持と住民の福祉を図るべく、迅速かつ適切な応急活動について定める。また、震災後の二次災害防止の観点から適切な水防活動を実施することを目的とする。

１　消防活動の内容

（１）火災の防御及び鎮圧

（２）火災時の避難誘導、救急救助及び収容

（３）被災原因及び損害の調査

２　消防組織の規模

西部広域行政管理組合消防局（米子消防署南部出張所）	
職員数	１４名
消防ポンプ自動車	１台
救急車	１台

南　部　町　消　防　団（本部班１、分団７）	
団員定数	１４８名
消防ポンプ自動車	５台
小型動力ポンプ積載車	３台

応援市町村消防隊

３　消防団と西部消防局との連携

災害活動は、消防団の機能及び総合力を効果的に発揮させるため、西部消防局との連携を密にし、活動調整を図りながら、指揮系統の一元化と活動体制の早期確立を図る。

（１）消防団の災害活動の原則

町内で多発火災が発生した場合、消防団は原則管轄区域優先で災害活動をすることを原則とする。

（２）消防団への命令等の伝達

震災時の消防団への参集命令は、状況に応じて消防団長の命令により次のとおり行う。

①　震災非常配備体制

全団員に指定場所への参集を命ずる。

②　出場命令

出場命令は、防災無線、サイレン、電話、メール等、迅速的な方法をもって行う。

（３）消防団の情報収集

ア　参集状況

イ　管轄区域内の災害発生状況

ウ　車庫等消防機材の被害状況

エ　活動状況

オ　消防団員の殉職、重大な受傷事故等

（４）大規模災害時等の関係機関との調整

関係機関が現場に現場本部を開設した場合においては、西部消防局の現場本部長は、必要に応じて関係機関の現場最高責任者と協議し、災害活動等の方針と方法、活動範囲、現場本部の統合、連絡方法等を決定し、能率化を図るものとする。

（５）消防活動の相互応援

消防活動は、西部消防局、消防団、自衛消防団、自主防災組織等と連携して行うこととなるが、資機材の調達を含め、対応が困難な場合、消防局長は「鳥取県下広域消防相互応援協定」による応援要請をはじめ、緊急消防援助隊等の派遣要請を県へ行う。

４　消防組織及び施設の整備充実対策

（１）消防施設

ア　点検

火災発生の際直ちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式」により次の点検を行うものとする。

（ア）通常点検

（イ）特別点検

（ウ）現場点検

なお、上記点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

イ　消防施設の現況及び整備計画

町は、消防庁から示された「消防力の整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続きこれら施設の整備に努めるものとする。

なお、町の消防施設の現状については資料編のとおりである。

（２）消防組織

近年、地域防災力の中核的存在である消防団員が過疎化、高齢化、サラリーマン団員の増加等により減少傾向にあることから、町は、消防団員定数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア　消防団の人員確保

（ア）女性消防団員の加入促進

（イ）公務員、農協職員及び郵便局職員等への加入促進

（ウ）民間企業の従業員等が勤務地の消防団に加入できる仕組みづくり

イ　消防団員の活動環境の整備

（ア）地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動しやすい活動環境づくり

a　地域の実態にあった消防団組織・制度の多様化

b　被雇用者団員の活動環境の整備

（イ）地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の推進

a　防災体制に関する協議の場の設定

b　効果的な広報の展開

c　地域の各防災組織との連携強化

５　火災警報の伝達

（１）火災警報の伝達

鳥取県西部広域行政管理組合管理者が発令した火災警報は、次の系統図により、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。

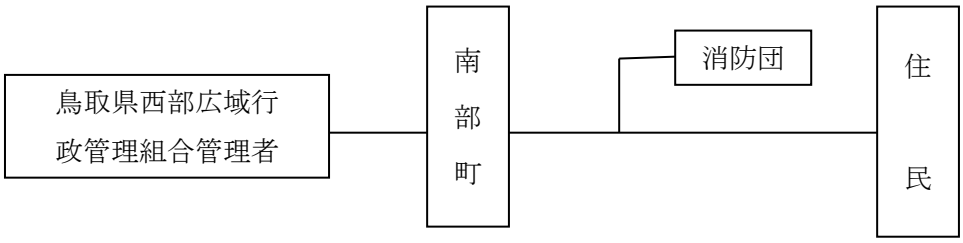

（２）火災警報の発令

火災警報は、次表の各号のいずれかに該当し、鳥取県西部広域行政管理組合管理者が必要と認めたときに発令する。

種　　類	発　　令　　基　　準
火　災　警　報	１　実効湿度 60％以下、最小湿度 40％以下で最大風速毎秒７ｍを超える見込みのとき。 ２　平均風速毎秒 10ｍ以上で、１時間以上連続して吹く見込みのとき。降雨、降雪中は通報しないこともある。

６　火災予防の徹底

火災警報が発令された場合あるいは通常の場合においても、火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、町及び消防団はその管轄区域内の次の事項について、火災予防の徹底を行うものとする。

（１）防火教育・広報の推進

火災予防運動週間等を通じ、広報紙、町ホームページ、ＣＡＴＶ等の広報媒体を活用し、防火教育・広報活動を行い、住民の防火思想の普及と防火意識の高揚を図ることとする。

（２）火気使用制限

火災警報が発令された場合においては、下記事項において速やかに一般住民に周知するものとする。

ア　山林、原野等において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。エ　消防団の人員確保

オ　残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

７　林野火災予防対策

（１）広域的、総合的消防防災体制の確立

ア　町、米子消防署南部出張所等防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ　町は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

（２）出火防止対策

町、消防団及び米子消防署南部出張所は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

８　消防相互応援協定等による応援要請

町長は、災害の状況により町の消防力が不足すると判断したときは、鳥取県西部広域消防協定の締結市町村への応援要請を行う。

なお、緊急非常の場合は、「鳥取県下広域消防相互応援協定」により締結市町村へ応援要請を行う。

９　緊急消防援助隊に係る体制の整備

町は西部広域行政管理組合消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「緊急消防援助隊鳥取県応援・受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

１０　河川管理施設の監視・警戒・応援要請

（１）監視・警戒

河川管理者は、震災後の二次災害防止対策として、河川の水防上危険な箇所の状況を監視・警戒するとともに、以上を発見した場合は直ちに国土交通省日野川河川事務所又は県西部総合事務所米子県土整備局に報告するとともに、必要な水防作業（水防団は消防団が兼ねる）を実施するものとする。

機　関　名	住　所	電　話　番　号
国土交通省日野川河川事務所	米子市古豊千 678	0859-27-5484
西部総合事務所米子県土整備局 維持管理課	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9702

（２）応援要請

水防管理者は、水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者等に対し応援を要請する。

１１　水防指令、水防警戒

水防指令及び水防警報が発令され米子県土整備局から通知を受けた場合は、直ちに水防活動体制を整え、水防作業を実施する。

１２　避難及び警戒区域の設定

（１）避難の指示

水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この場合、県及び所管警察署へ通知する。

（２）警戒区域の設定

消防職員又は消防団員は、水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入を禁止もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

第７節　救助活動の実施計画

この計画は、震災により被害を受けた住民を救助するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

また、被災者等の救出について、町、県、警察、その他防災関係機関の協力のもと、迅速かつ適確に実施し、町民の生命を守ることを目的とする。

１　災害救助法の適用

町は、同一の原因により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で２に掲げる適用基準のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法の適用申請を県に対して行うものとする。

２　災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はお概ね次のとおりである。

（１）　規模

一定規模以上の災害(災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与えるもの(町で十分な救助等が行えない場合))について、災害救助法による救助が行われる。

（２）　適用基準

・　災害救助法の適用基準は以下のとおり。

適用条項(災害救助法施行令第１条第１項各号)	基準	具体例等
第１号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	基準数は、４０世帯 (10,950 人：平成 27 年国勢調査)
第２号	県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	基準数は、２０世帯 (10,950 人：平成 27 年国勢調査)
第３号前段	県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…５世帯以上
第３号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき **【内閣府令で定める特別の事情】** 災害にかかった者に対する食品、若しくは生活必需品の給与等について特殊な補助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。	多数…５世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊な補助方法を必要とする場合 ・有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助極めて困難であり、そのために特殊の

		技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする。
第４号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合として内閣府で定める規準に該当するとき **【内閣府令で定める規準】** （１）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。 （２）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 **特殊な補給方法**：ヘリコプター、船舶等による生活必需品、食料等の補給等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合(平年に対して短時間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生) ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。

全壊・全焼・流出世帯…１世帯

半壊・半焼する等著しく損傷した世帯…１／２世帯

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・１／３世帯

２　災害救助法の適用手続き

町は、災害に際し、本町における災害が「２　災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

３　救助の実施

（１）　実施機関

ア　県

（ア）　県による救助の委任

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

（イ）　町に対する救助の委任

a　委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の

救助の実施に関する事務の一部を町に行わせることとする。

・町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。

・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

b　委任の手続き

県は、町への委任にあたっては、災害ごとに町へその事務の内容及び実施機関を通知して行うとともに、これを公示する。

イ　町

（ア）　町は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

（イ）　町は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指摘を受けなければならない。

（２）　救助の種類

ア　避難所、応急仮設住宅の設置

イ　食品、飲料水の給付

ウ　被服、寝具等の給付又は貸与

エ　医療、助産

オ　被災者の救出

カ　住宅の応急修理

キ　学用品の給付

ク　埋葬

ケ　死体の捜索及び処理

コ　住居又はその周辺の土石等障害物の除去

第８節　避難・避難所対策の実施計画

この計画は、震災から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの住民避難にかかわる指示・指示、誘導、避難所の運営について定める。

１　避難計画

（１）実施責任者

避難のための立ち退きの指示、指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次の者が行う。

項　目	種　別	実施責任者
避難の指示	震災全般について	町長
避難の指示	洪水について	水防管理者
		知事又はその命を受けた職員
	地すべりについて	知事又はその命を受けた職員
	震災全般について	町長
		警察官
		自衛官
避難所の開設、収容		町長

（２）避難所の予定

避難所の予定場所は、第２編第１章第１節の５「避難所の整備計画」のとおりである。

ただし、避難所までの経路が安全かどうか確認の後、指定するものとする。

（３）避難所の追加指定

震災発生時は、必要に応じて指定避難所の予定場所以外の施設でも指定を行い、避難所とする。

２　避難指示の実施

（１）指示の実施

本部長（町長）は震災が発生、又は発生のおそれのある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、要避難地区の住民に対して行う。ただし、事態が切迫しているなど急を要する場合は、避難指示を行う。

本部長の不在等の非常時には、指示・指示順位を次のとおりとする。

第１位　副町長　　第２位　教育長　　第３位　防災監

（２）避難指示・指示対象

震災により住民の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、その地区の住民に対し、次により、避難のための立ち退きを指示し又は指示する。

３　避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

町長が、適確に避難等を行うために、避難等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するよう努める。

① 避難の指示、指示等一覧

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する時期	措置内容
高齢者等避難	町長	災対法第５６号	災害全般について	災害に関する予警報又は通知に係る事項を関係機関等に伝達する場合で必要があると認めるとき。	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置
指示（緊急）	町　長	災対法第６０条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命または身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	避難のための立退きの指示、立退き先の指示（知事に報告）
	町　長	災対法第６０条	災害全般について	災害が発生し、または発生するおそれがあり、人の生命または身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき	避難のための立退き、立退き先の指示（知事に報告）
	知　事	災対法第６０条	災害全般について	同上において町長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）	避難のための立退き、立退き先の指示（公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官 海上保安官	災対法第６１条	災害全般について	①　同上において町長が指示できないと認めたとき ②　同上において町長から要求があったとき	避難のための立退き、立退き先の指示（町長に通知）
	知　事（その命を受けた県職員、水防管理者）	水防法第２９条	洪水、高潮について	洪水、高潮のはん濫により危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知　事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第２５条	地すべりについて	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きの指示（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法第４条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、または危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法第９４条	災害全般について	同上の場合において、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第４条の規定が準用されるとき	同上（公安委員会に報告）

② その他立入制限等

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する時期	措置内容
立入制限退去命令	町　長	災対法第６３条第１項	災害全般について	災害が発生し、または発生しようとしている場合、人の生命または身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海　上 保安官	災対法第６３条第２項	災害全般について	同上の場合において ①　町長または委任を受けた町の吏員が現場にいないとき ②　町長が要求したとき	同上 （町長に通知）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法第６３条第３項	災害全般について	町長その他災対法第６３条第１項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同上 （町長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第２１条第１項	洪水、高潮について	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限または区域からの~~撤去~~退去命令
	警察官	水防法第２１条第２項	洪水、高潮について	同上の場合において水防団長が現場にいないとき、または水防団長等の要求があったとき	同上
出入制限退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第２８条第１項	火災について	火災について消防警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限または区域からの退去命令
	警察官	消防法第２８条第２項	火災について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上
出入制限退去命令火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法第２３条の２第１項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命または財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域への出入禁止、制限または区域内からの退去命令及び区域内の火気使用禁止
	警察署長	消防法第２３条の２第２項	ガス、火薬危険物の漏えい飛散、流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、または消防吏員等の要求があったとき	同上

③ 対象地区

対象地区は次のとおりとする。

ア　同時多発火災等で、延焼の危険のある地区

イ　山崩れ、崖崩れの危険が予想される地区

ウ　危険物災害発生のおそれがある地区

エ　その他必要な地区

（３）対象者

避難の指示・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内にいるすべての人を対象とする。

なお、避難対象区域外の住民であっても、被災のおそれのある場合は、自主的に避難を行うものとする。

（４）高齢者等避難

本部長（町長）は、震災の状況を判断して避難が必要となるおそれがある場合には、避難行動要支援者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで避難行動要支援者へ避難開始を促すとともに、支援者へ避難支援を行なうよう促す。

（５）避難指示(緊急)

避難の指示は、本部長（町長）の命を受けた災害対策本部員、区長、消防団員によって行う。なお、高齢者・乳幼児・障がい者等避難行動要支援者を優先する。

（６）区長等の協力体制

区長は、避難に関して、次の事項について協力する。

①　避難指示・指示等の住民への伝達周知

②　避難所への誘導及び避難所での整理、指示

③　自力で避難できない住民に対する協力

（７）放送機関等への避難指示等発出情報の伝達

①　避難指示等を発出したら、５放送機関（ＮＨＫ鳥取、日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビ、エフエム山陰）等との申し合わせに基づき、当該情報を５放送機関及び県防災局に直接ファクシミリ送信する。

②　ＣＡＴＶの利用

③　町防災行政無線の利用

④　広報車の利用：町、警察署、消防機関等の広報車により巡回を行う。

⑤　伝達員により戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難の指示、指示の関係世帯に対して完全に周知徹底を図るため、必要により消防団員等をして戸別訪問により伝達するものとする。

⑥　警鐘、サイレン等

その他警鐘、サイレン等をならして伝達、周知させる。

⑦　メール配信システム（あんしんトリピーメール)、緊急速報（エリア）メールの利用

（８）避難指示等の発出

①　町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

ア　町長不在時の発令代行順位

イ　発令の判断に必要となる情報の確実な入手体制の整備

ウ　災害種別に応じた避難場所・経路の事前の選定

②　町長は、あらかじめ作成したマニュアル等に基づき、避難指示等を発令する。ただし、基準に達しない場合にあっても、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難指示等を発出する。

③　夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発出に努めるものとする。

④　町は、災害の発生が予測されるときのダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難指示等を行う。

⑤　避難指示等を発令した場合は、災害対策基本法第 60 条第３項の規定に基づき、速やかに県（危機対策・情報課）に報告するものとする。

４　伝えるべき内容

避難の指示の場合、住民に伝えるべき内容は、次のとおりとする。

（１）避難対象地区

（２）避難指示の理由

（３）避難先及び必要に応じて避難経路

（４）避難行動における注意事項

①　戸締まり及び火気危険物の始末

②　携行品は、最小限にする

③　服装は軽装とし、帽子、頭巾等着用する

④　避難は徒歩を原則とする

５　避難指示・指示又は解除の周知

避難の指示又は解除は、区長、消防団の協力を得て、次の方法により周知させる。

（１）拡声器又は口頭による周知

（２）町防災行政無線、ＣＡＴＶによる広報

（３）広報車による広報

（４）個別訪問による伝達

６　報　告

避難の指示を行った者は、避難措置及びその解除について必要な事項を災害対策本部へ通知する。また、避難の指示を行った場合、本部長（町長）は知事へ報告する。

７　住民による適切な避難行動の実施

住民は、計画された避難場所への避難をすることが原則であるが、震災においては不測の事態も想定されることから、計画された避難所に避難することが常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所に退避する方が適当な場合もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。

８　地域住民の防災

町民は、「自助」ならびに「減災」の考え方から、日頃より危険箇所の把握、避難所・避難路の確認、避難時の服装や携行品の常備等、災害発生時の応急対応を準備しておくとともに、「自分の命は

自分で守る」との認識のもと、災害時においては、町の避難指示・指示等発令の有無に関わらず、個人の判断で「自主避難」を行うものとする。

９　避難の誘導

（１）避難の誘導を行う者

①　住民の避難誘導

住民の避難誘導は、災害対策本部の指示により、地区防災会長、区長及び消防団員が誘導者となり避難するものとする。また、警察官は人の生命、身体に危険を及ぼす恐れがある場合において特に急を要する場合は、避難を指示し誘導する。

②　学校、保育所、事業所等における誘導

学校、保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

（２）避難の順位

避難においては、高齢者、乳幼児、障がい者等の避難行動要支援者から優先的に避難させる。

（３）避難の誘導

避難の誘導は、震災の規模、状況に応じて、おおよそ次のように実施する。

①　避難の誘導にあたっては事前に避難所及び経路の安全確保を行う。

②　避難者は、最寄りの空地・公園等に集合し、徒歩により指定避難所へ避難する。

③　避難誘導は可能な限り、区単位で行う。

（４）移送の方法

①　孤立集落又は避難途中に危険がある場合、あるいは高齢者、傷病者ら通常の手段では避難できない住民については、車両等を利用して移送する。

②　車両等による移送も困難な場合は、ヘリコプターによる移送を検討する。

③　被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町で処置できないときは、本部長は知事に避難者移送を要請するものとする。

（５）避難上の留意事項

①　携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。

②　自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

③　避難場所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。

④　避難先の選定にあたっては関係機関と連携し、障害物の除去等を行って、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行って避難路及び避難者の安全を確保する。

10　避難所の開設と報告

（１）避難所の開設　**※　避難場所等確認票（資料編　資料１３）**

避難所の開設は、本部長（町長）の指示により地区防災会長及び避難所派遣職員が速やかに行う。ただし、安全確認が終わるまでは、関係者以外の入所を禁じるものとする。

なお、地区防災会長は、担当避難所の鍵を所持し、定められた避難所を開設する。避難所派遣職員は、担当避難所の鍵と町防災行政無線（移動系）等を所持し、定められた避難所を開設する。

（２）避難所開設基準等

避難所の開設基準その他については災害救助法の適用を受けるときは同法により、同法の適用を受けないときは同法に準じて行う。

①　避難所は震災により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入れるものとする。

②　避難所を開設する時期は、原則として災害発生から７日以内とする。ただし、必要な場合は延長することができる。

（３）避難所開設の広報・報告

避難所を開設した場合は、速やかに住民に対して広報する。また、本部長（町長）は知事に対して次の事項を報告する。

①　避難所開設の日時

②　施設の名称及び場所

③　収容人員

④　開設予定期間

11　避難所の運営

（１）避難所運営の方針

避難所の運営は、避難所派遣職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、地域振興協議会、区長、消防団長及びボランティアの協力を得て円滑な運営が図れるように努め、高齢者等要配慮者にも十分配慮する。なお、避難者の厳しい状況に対して十分理解した対応を行うとともに、原則として避難者の自主的な運営を目指すものとする。

（２）避難者名簿の作成

避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿を作成する。その実態を把握することにより、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊出し等を行うことができるほか、避難者の親族、知人等からの問い合わせに対応できることが可能となる。

（３）避難所でのペット受入れ体制の整備

町は、当該避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入れ体制を整備する。

（４）避難所を開設し、避難住民を収容したときは福祉部長は、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を配置する。その際、乳幼児や老人等の災害時要援護者のニーズを的確に把握するため、育児や介護経験のある職員の配置を検討するものとする。また、男女のニーズの違いを踏まえ、男女両性の視点から運営状況がチェックできるよう、避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

また、必要と認めるときは避難所の開設、管理、その他について消防団と協議のうえ連絡員に団員を委嘱することができる。

（５）必要に応じ、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官を配置する。

（６）自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

（７）避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

（８）避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランテイアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

（９）避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用により、避難所の早期解消に努める。

12　ボランティアの対応

（１）ボランティア活動については福祉班と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

（２）依頼すべき活動事項については十分話し合うものとする。

（３）ボランティアに依頼する活動は、初期の混乱期の各種労働の提供、物資の管理等とする。

13　避難者の自活力の育成

（１）困窮状態にある避難者への十分な配慮と処遇とともに、自活力の育成に配慮した対応をとる。

（２）避難所内の清掃、給水の受け取り・分配、食料・生活必需品・物資の受け取り・分配・保管・払出し、避難者の移動等の把握については、可能な限り避難者の自主的な運営に委ねる。

（３）一定期間の以降のボランティア活動の対象は、社会的弱者を中心に実施されるよう配慮する。

14　要配慮者への配慮

（１）要配慮者には十分な配慮を払う。特にスペース配分の段階で家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努める。予報及び警報の伝達は、上記５避難指示・指示又は解除の周知のほか、地域振興協議会を通じて各集落に周知する。

（２）長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療・福祉関係施設等に移送することについても検討する。

15　避難の長期化への対応

（１）避難が長期化した場合は、たたみ、布団、冷暖房機、洗濯機などの調達にも配慮する。

（２）避難地区の防犯等安全の確保に努める。

16　避難所以外での避難生活者への対応

（１）避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに指定避難所への移動を促す。

（２）車内生活等を送っている者に対して、エコノミークラス症候群に留意し、必要な対策を講ずる。（予防用リーフレットの配布、健康診断の受診等）

17　事業所、社会福祉施設、病院等における避難対策

社会福祉施設、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、町長、消防機関、警察等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知せしめるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わしめるよう措置しておくものとする。

また、各施設ごとに次の事項を定め対策の万全を図るとともに最低年１回は、避難訓練を実施するものとする。

18　園児・児童・生徒の集団避難体制の整備

（１）教育委員会は、各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう連絡網を整備しておく。

（２）学校長は、児童生徒が家庭にある場合における連絡網を整備しておく。

（３）学校長は、登下校中に災害が発生した場合の児童生徒の状況把握方法について整備しておく。

（４）保育所は、早期の避難準備が必要となることから、通常の避難指示等の発出よりも早い段階での避難情報等の発出に努めるものとする。

（５）災害の発生が予期される場合には、早い段階での園児の保護者への引渡しについても、保育所に指示するものとする。

第９節　食料の供給実施計画

震災時における被災者及び救助作業者等に対する食料の供給を次のように定める。

１　実施責任者

食料の供給は町長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、県は救助の実施に関する知事の職権を町長に委任する。また、発災直後から町の食料供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食料による対応に努める。

２　対象者

応急食料については、お概ね次の者を対象に供給する。

（１）避難指示等に基づき避難所に収容された者

（２）住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受け、炊事の不可能な者

（３）避難所以外の住民(在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃借住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等)についても留意する。

３　食料の調達方法等

（１）供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン(調理パン)、インスタント食品、レトルト食品、インスタント食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食(アレルギー対応食品を含む)お粥等のやわらかい食品など、要配慮者用の食料の供給に努める。

（２）調達方法は町内の販売店への発注による。

（３）町内で調達が困難な場合は、県に供給を要請する。

（４）災害救助法が適用された場合で、県との連絡がつかない場合は、管轄農政事務所地域課等に対して、災害救助用米穀の引渡しを要請する。

４　給与実施期間

災害の発生日から７日以内とする。ただし町内の被害状況、避難の指示・指示の継続等により期間を延長することができる。

５　米穀の緊急引渡し要領

（１）県内で米穀を満たし得る場合

①　鳥取地域センター本所と倉庫及び米子支所との間の連絡がつく場合

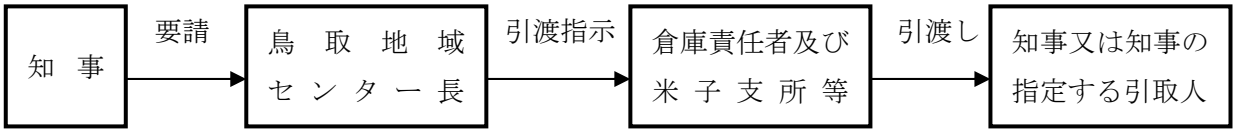

②　鳥取地域センター所本所と倉庫及び米子支所との連絡がつかない場合

ア　町長から鳥取地域センター米子支所等に対して緊急引渡しを要請する場合

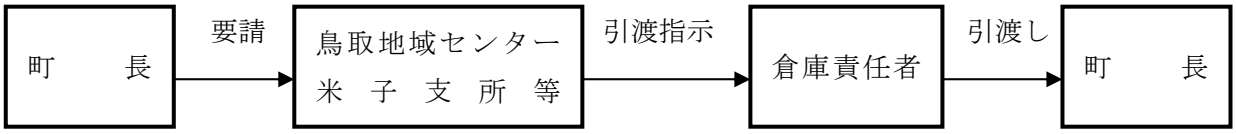

イ　町長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合（鳥取地域センター米子支所と連絡不可能）

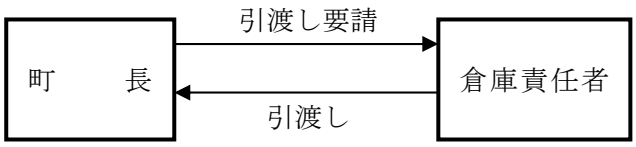

（２）県内で米穀を満たし得ない場合

①　総合食料局との連絡がつく場合

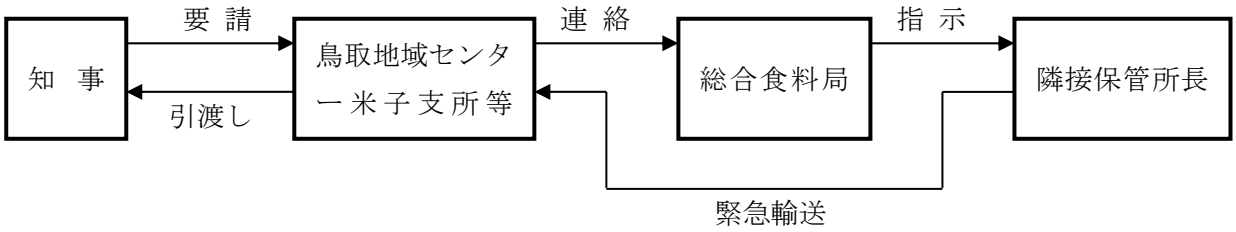

②　総合食料局との連絡がつかない場合

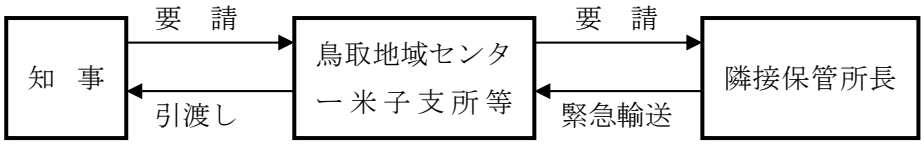

６　輸送

食料の輸送は、事情の許す限り当該食料を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

（１）引受要員の確保

町は、食料の引受のためのスペースを確保する。

（２）集積場所の確保

町は、食料の引受のためのスペースを確保する。

（３）一時保管

町は、食料の引受のためのスペースを確保する。

（４）他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的な輸送するために、食料と生活必需物資等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

７　配分、炊き出し

（１）配分に係る責任者の配置

町は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ定めておく。

（２）炊き出し要員の確保

町は、炊き出しにあたっては、福祉部避難所班員のほか、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保して実施する。

（３）配分、炊き出し等の住民への周知

町は、食料の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

食料の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

（４）要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食料が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

（５）食料の衛生管理体制

供給食料については、その衛生状態に十分留意して管理するものとする。

（６）自衛隊への支援要請

必要に応じて、自衛隊への炊出し支援を要請する。

８　災害救助法が適用された場合における食料の給与

（１）給与を受ける者

炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

（２）実施期間の基準

災害発生の日から７日以内とする。被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給することができる。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事な厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限度の期間を延長することができる。

（３）費用の種別及び内容の基準

町は、食料の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

食料の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

ア　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

イ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、１人１日当たり 1,130 円以内とする。

第 10 節　応急給水の実施計画

地震災害による給水施設の損壊、飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し被災者を保護するとともに、その施設等の応急復旧を図るものとする。

１　実施責任者

飲料水、生活用水の供給は本部長（町長）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、救助の実施（飲料水の供給）に関する知事の職権を町長に委任する。

飲料水の供給は、水道班が担当するが、必要に応じて日本水道協会（中国四国地方支部）並びに西部消防局、近隣市町村、陸上自衛隊、県西部総合事務所環境建築局に協力を要請するものとする。

また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

２　各班が考慮する事項

班　　名	考　慮　す　る　事　項
水　道　班	○　応急給水の総合的企画に関すること ○　職員及びその他の者の応援要請に関すること ○　応急措置に必要な資機材等の調達 ○　水道施設の被害調査、災害情報の収集 ○　水道施設の災害対策及び応急措置 ○　工事業者の作業隊編成及び活動計画に関すること ○　水源施設の被害調査、災害対策及び応急対策、取水及び配水状況の伝達
総　務　班	○　応援職員の手配 ○　運搬等に使用する車両の確保 ○　県等への給水応援要請
物　資　班	○　備蓄保存飲料水の運搬及び支給
医　療　班	○　医療機関の飲料水等の確保状況把握及び情報伝達
福　祉　班	○　福祉機関の飲料水等の確保状況把握及び情報伝達
情　報　班	○　被害情報（水道関係）の迅速な情報伝達

３　給水の方法

給水水利の所在と水量

水　道　名	見込給水量（１日）	備　　考
南部町上水道	２，０００t	新宮谷配水池容量：２,０３５t
会見簡水	１，７６４t	田住配水池容量：　１,７６４t
西伯小学校プール	４５７,３ｔ	プール容量：　　４５７.３ｔ

（１）飲料水が汚染したと認められるときは、ろ水器により浄水して供給する。

（２）被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水水利から給水車、容器により運搬供給する。その時間や場所について広報に努めるものとする。

（３）病院、救護所等へは、最優先で給水する。

（４）必要な人員、資機材が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

①　給水を必要とする人員

②　給水を必要とする期間及び給水量（概算）

③　給水する場所又は応援内容

④　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

⑤　給水車両借り上げの場合は、その必要台数

（５）給水用資機材の調達及び技術者の確保

ア　交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。

イ　給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

（６）給水実施に伴う記録

給水を実施した場合、災害救助法に基づく**資料編**の様式により正確に記録する。

４　水源及び給水量

（１）水源

浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応することとする。

（２）給水量

発災後の各段階における給水量は次のとおりとする。

内容／時系列	期　間	１人当たり水量（ﾘｯﾄﾙ／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	震災発生から３日間	３	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ、水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から10日まで	３～２０	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
	11日目から20日まで	２０～１００	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	
第３次給水	21日目から完全復旧まで	１００～被災前水量	通常水量とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※　期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

５　応急給水機材の保有、調達

保有給水用機械器具及び応援要請で活用できる機材等は下記のとおりである。

保有者	機械等の種別	能力	数量	摘　要
南　部　町	給水車	2,000 ﾘｯﾄﾙ	1	
	給水タンク	500 ﾘｯﾄﾙ	12	
	給水容器	18 ﾘｯﾄﾙ	426	ポリ容器
	給水用ポリ袋	10 ﾘｯﾄﾙ	2,400	
陸上自衛隊 (29-2161)	給水タンク車	1,000 ﾘｯﾄﾙ	3	トレーラー式（要牽引）
	給水容器	20 ﾘｯﾄﾙ	122	

※　なお、県内市町村が保有する機材は県（水環境保全課）に問い合わせて確認し、必要な資機材について応援要請する。

６　その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法を準用して行う。

（用途の例）清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

７　入浴の支援

町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の供給及び仮設入浴施設の供給の実施を行うものとする。

実施の方法はお概ね次のとおりである。

（１）浴場用水の給水

浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬給水する。

（２）仮設入浴施設の供給

町は町内又は県内業者等からユニットバス等をレンタル等により調達し、必要とする施設に運搬、設置する。

（３）近隣浴場施設への移送

近隣公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ被災住民の輸送を行い、入浴を支援する。

（４）応援要請

町では（１）から（３）の入浴支援の実施が困難な場合は、県又は自衛隊に対して応援を要請する。

８　災害救助法が適用された場合における飲料水の供給の実施基準

（１）供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（２）救助物資給貸与の期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

（３）品目

飲料水の供給量は、１人１日３リットル以上を目安とする。

ア　被服、寝具及び身のまわり品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

（４）基準額

飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第 11 節　生活必需品の供給実施計画

震災時における被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品の給与については、この計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）災害救助法が摘要された場合における被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品の給与の実施は、知事の委任を受け町長が実施する。

（２）災害救助法を適用するに至らない小規模地震災害の場合における物資の供給は、町長が行う。

（３）また、災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

２　対象者

災害により住家に被害を受けた者であって、被害の程度が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水であり、次の事項に該当する者とする。

（１）被服・寝具、その他日常生活に必要最小限の家財を喪失した者

（２）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３　応急生活必需品の内容

応急生活必需品の内容は、お概ね次のとおりとする。

（１）寝　　具	……	毛布、ふとん等
（２）被　　服	……	作業衣、婦人服、子供服等、シャツ、くつした、下着等
（３）身の回り品	……	タオル、靴等、筆記用具
（４）炊事用品	……	鍋、包丁、コンロ、食器類等
（５）日用品	……	せっけん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等
（６）光熱材料	……	ライター、ロウソク、燃料等

４　応急生活必需品の調達

応急生活必需品の調達は、備蓄品によるほか、不足分については販売商店から調達する。数量は、災害の程度に応じて、協議のうえ決定する。ただし、災害の状況により、本町で調達できない場合には、県又は近隣市町村に依頼し、調達するものとする。

５　物資の輸送

物資の輸送については、調達先の車両によるほか、トラック、ﾜﾝﾎﾞｯｸｽ等、町公用車で輸送する。

（１）引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

（２）集積場所の確保

町は、物資の引受のためのスペースを確保する。

（３）他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的に輸送するために、生活必需物資と食料等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

６　配給の方法

避難所において応急生活必需品等を配給する場合は、避難所責任者に手渡し、避難所責任者が自治会等の協力により実施する。

７　救済用物資の集積場所

南部町災害備蓄倉庫（西伯郵便局横）	南部町法勝寺 324-1	連絡又は防災無線
南部町天萬庁舎内	南部町天萬	連絡又は防災無線

８　緊急調査及び監視

町は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するため、町内商工会等の協力を得て、呼びかけを行う。

災害時の物資ニーズの目安

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		＊冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
２～３日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り、用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	＊冬季 暖房機器、燃料 ＊夏季 冷房機器、反射シート ＊出水季 防水シート

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
		ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋			
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ)、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
４日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事)、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車)、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ)、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤)、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

※　季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

※　災害時要援護者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

※　地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

９　災害救助法が適用された場合における救助物資の供給の実施基準

（１）給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（２）救助物資給貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事な厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

（３）品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

（４）基準額

季別及び世帯区分により１世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	世帯員数が６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	7,800円
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

備考　季別は、災害発生の日をもって決定する。

イ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	世帯員数が６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季[4月1日から9月30日まで]	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円
冬季[10月1日から翌年3月31日まで]	9,800円	12,700円	18,000円	21,400円	27,000円	3,500円

備考　季別は、災害発生の日をもって決定する。

第 12 節　応急住宅対策計画

震災により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の応急対策は、この計画の定めるところによる。

１　住宅関連の障害物の撤去

震災により住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所にたい積した土砂、廃材等を撤去し、応急復旧及び民生の安定を図る。

（１）災害救助法適用以前の場合

①　除去の対象者

住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が発生しているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者。

②　除去の実施

労力又は機材が不足する場合は、県、関係機関又は他の市町村等に対して協力を要請する。

（２）災害救助法適用後の場合

①　災害救助法が適用された場合における居住又はその周辺に発生した土砂等の障害物の除去は、知事の委任を受けて町長が実施する。

②　障害物除去の対象となる住家は、原則として、当該災害によって直接被害を受けた、次の基準を満たす住家に限る。

ア　住家が半壊または床上浸水した住家

イ　障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にある者の住家

ウ　自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者の住家

③　除去の対象物は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

④　除去対象戸数及び所在を調査し、知事に報告する。

⑤　労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町村等からの派遣を求める。また、町内の建設業者に協力を求める。

⑥　障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

⑦　実施期間は、震災発生の日から 10 日以内を原則とする。

⑧　除去した障害物の集積場所は、それぞれ実施者において考慮するものとするが、お概ね次の場所に集積廃棄または保管する。

ア　廃棄するものについては、町の管理に属する遊休地及び空地その他に適当な場所

イ　保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

ウ　除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ　広域避難地として指定された場所以外の場所

※　災害救助法による救助の基準（資料編　資料１４）

２　被災住宅の調査及び指導・相談

（１）応急危険度調査

①　実施計画

ア　町は、応急危険度判定の実施を要する場合、判定調査班を設置し、県に対して応急危険度判定士の派遣を要請することとする。

イ　県は、判定支援本部を設け、判定士へ出動を要請するとともに、必要により国及び他都道府県に支援を要請することとする。

②　対　象

大規模な地震災害により被災した建物等、住民からの申請により実施する。

③　方　法

ア　外観目視による調査を原則とし「災害被災建物の被災度調査・判定シート」をあらかじめ作成し、活用することとする。

イ　町は、判定結果に基づいて調査建物に標識を張付けすることとする。

ウ　結果については、災害対策本部及び県の判定支援本部へ報告するものとする。

３　応急修理の実施

震災における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

（１）応急修理の実施の決定

①　実施責任者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事がその権限を委任した場合に、町長が現物をもって実施するものとする。

②　対象者

ア　住家が半壊または半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自らの資力では応急修理できない者

③　応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、板所などの日常生活に欠くことのできない部分について行う。

（２）対象戸数

災害の規模によりその都度決定する。

（３）修理対象住宅の選定

修理対象者の選定は、次の事項のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

①　生活保護法の被保護者並びに要保護者

②　特定資産のない寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者

③　前各号に準ずる経済的弱者

（４）応急修理の実施

①　修理の規模

特に修理部分の制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことできない部分に限る。

② 費用の限度

応急修理は現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、１世帯当たり520,000円以内とする。

③ 修理の期間

応急修理は、原則として震災の発生した日から１か月以内とする。

※　災害救助法による救助の基準（資料編　資料１４）

（５）災害公営住宅の建設

① 町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

② 災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じ、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内については、3分の2の国の補助を得て、恒久住宅として建設するものとする。

ア　地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

（ア）被災地全域で５００戸以上

（イ）一市町村の区域内で２００戸以上

（ウ）区域内の住宅戸数の１割以上

イ　火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

（ア）被災地全域で２００戸以上

（イ）一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上

（６）住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録する。

４　応急仮設住宅の建設

（１）実施の決定者

① 実施責任者

応急仮設住宅建設の実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事から委託を受けた町長が行う。

② 対象者

ア　住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者。

（２）建設地の選定

用地の選定・確保は町長が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等から優先する。

（３）建設の実施

① 建設の規格及び費用の限度

建設の規格及び費用の限度は災害救助法の実施基準に応じて行う。

ア　構造：鉄骨プレハブ平屋建て又は木造平屋建てとする。
イ　費用：１戸あたり 5,516,000 円以内とする。

※　災害救助法による救助の基準（資料編　資料１４）

③　建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとする。

④　管理及び供与期間

管理は町が知事の委託を受けて管理するものとする。被災者に供与できる期間は、その建設工事が完了した日から２か年とする。しかし特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低家賃住宅としての措置を講ずる。

供与に当たっては、町は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

（４）資材の調達方法

①　住宅建設資材の調達先

住宅建設資材は、町内販売業者等から調達する。

②　建設（土木）機材調達先

バックホー、ダンプ、トラック等建設（土木）機材は町内業者から調達する。

（５）建設戸数及び入居者の決定

知事が町長の意見を聴いて決定する（町長に権限を委任した場合は、町長が行う）。

町長は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、知事に調査書を提出するものとする。

（６）生活環境の整備

①　仮設住宅の建設とあわせて、必要に応じて集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。

②　地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置やホームヘルパー、保健師の派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

（７）福祉仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、高齢者等を複数人収容し、老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）とすることができる。

（８）応急仮設住宅の規模及び費用の限度

住宅の規模は地域の実情や世帯構成等に応じて設置し、その設置のため支出することができる費用は、1 戸当たり 5,516,000 円以内とする。

（９）応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法施行細則に定める資料編の様式によりその記録を正確に行う。

（10）応急仮設住宅建設に伴う記録

ア　被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ　一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内にお概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ　ウの施設の１施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

オ　応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

カ　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。

（11）　借上型仮設住宅

建設型仮設住宅の他、民間賃貸住宅等を活用した借上型仮設住宅についても必要に応じ活用する。

５　空家住宅の確保

町営住宅をはじめ、県営住宅の空家、民間賃貸住宅等、住宅供給の確保に努め、住民が自らの生活再建に向けて、当面の間の生活拠点確保を実施する。

第 13 節　医療及び助産対策計画

この計画は、災害により、被災地の住民が医療（助産）の途を失った場合、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

１　実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては、知事の委任を受けて町長が行う。なお、災害救助法が適用されない小規模地震災害及び災害の事態が急迫し、法の適用に暇がない場合は町長が行う。

２　対象者

（１）医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

（２）災害発生の日の以前または以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者

３　医療・助産の範囲

（１）医療

① 診療

② 薬剤又は治療材料の支給

③ 処置、手術その他の治療及び施術

④ 病院又は診療所への収容

⑤ 看護

（２）助産

① 分べんの介助

② 分べん前及び分べん後の処置

③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

４　医療・助産の期間

（１）医療

災害発生の日から１４日以内とする。

（２）助産

災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者に対して、分べんした日から７日以内

５　災害時の救急医療

（１）医療班の編成

① 医療班は、西伯病院の医師、看護師で最大３班編成する。

② 必要のあるときは、保健師、助産経験者に協力を依頼する。

③ 医療班は、災害対策本部からの要請で、西伯病院事業管理者の指示により現地救護に当たる。

④ 災害救助法が適用された場合において、知事が救護・医療班を派遣したときの班編成は、災害対策本部、西伯病院災害対策本部の協議により決める。

（２）医療班の配置

救護所設置予定場所は、下記のとおりとする。

名称	設置場所	収容人数	電話	備　考	
第１救護所（本　部）	西伯病院及び災害現場	―	0859-66-2211	西伯病院	病院医療班
第２救護所	健康管理センター「すこやか」	100	0859-66-5522	健康対策課事務所	町医療班
第３救護所	西伯小学校	50	0859-66-2215	保健室	応援救護班
第４救護所	会見小学校	50	0859-64-2016	保健室	〃
第５救護所	法勝寺中学校	50	0859-66-2009	保健室	〃
第６救護所	南部中学校	50	0859-64-2013	保健室	〃

（３）医療・助産用資材

医療・助産用資材の町内の調達先は次による。

名　　称	所　在　地	電　話　番　号	備　　考
ヤマト薬局	倭 381-9	0859-39-6565	FAX 0859-39-6566
なんぶ薬局	阿賀 202-1	0859-66-4571	FAX 0859-66-4572
おおくに調剤薬局	倭 397-20	0859-39-6250	FAX 0859-39-6251

（４）基準額

ア　医療

医療班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所(施術者を除く。)による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

イ　助産

医療班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

（５）保健所への応援要請

大規模災害等により、大勢の負傷者が出た場合、県への応援要請は、災害時の救急マニュアルに基づき行う。(県担当部局：医療政策課)

（６）保健所の役割

①　医療マンパワーの活動の調整

ア　被災地の保健所は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置等、マンパワーの活動調整を行うこととする。

イ　被災地の保健所は、管内の被災状況や町の要望に基づき、医療マンパワーの配置等を決定し、指示すること。

②　災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）

県は、災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣を決定し、鳥取県医師会及び

鳥取県看護協会を通して派遣を要請することとする。

被災地に入った災害救援ボランティア（医療ボランティア）は、現地の保健所に指示された場所において、災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

③　その他の医療ボランティア

他都道府県等から参集した医療ボランティアは、現地の保健所に指示された場所において、災害対策本部の指揮の下に活動を行うこととする。

６　傷病者等の搬送方法

（１）傷病者等の後方医療機関（救急指定病院）への搬送は、消防局で実施する。

ただし、消防局の救急車が確保できない場合は、県、町及び医療班で確保した車両により、搬送する。

（２）次の場合には、ヘリコプター等を活用して搬送を行うほか、状況に応じて県に対して自衛隊の派遣要請依頼等を行う。

ア　道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合

イ　傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合

ウ　病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合

エ　傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合

オ　その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合

（３）重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

７　西部広域行政管理組合消防局の救急隊の役割

医療班や医師等の到着に先立ち現場への到着が見込まれる消防局の救急隊（救急救命士）は、災害の規模や傷病者の状況、傷病者搬送との優先度等を勘案しつつ、医療班が到着するまでの間の応急的な措置として、必要かつ可能な範囲で現場での救命措置や、初期のトリアージを実施するものとする。

８　住民に対する健康相談等の活動内容

町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当てが必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

（１）巡回健康相談等の実施

ア　町は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ　応援が必要と判断した場合には、県に対して巡回健康相談チームの派遣を要請する。

ウ　医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

エ　町は、巡回健康相談を行うにあたり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努める。

オ　インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

（２）こころのケアに関する情報提供

町は、県（精神保健福祉センター、西部総合事務所県民福祉局等）と連携してこころのケアに

関する情報の提供や知識の普及を行う。

また、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

（３）児童生徒への対応

町は災害時における児童生徒への対応として、次の措置をとるものとする。

ア　学校における健康相談活動の実施

イ　被災児童に対するメンタルケアの実施

ウ　状況に応じて専門家を派遣

（４）子どものこころのケアチームの派遣要請

町は、必要に応じ、県（児童相談所等）が編成する子どものこころのケアチームの派遣を要請し、避難所や保育園・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

９　救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編の様式により正確な記録を行うものとする。

10　情報収集体制

医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

第 14 節　防疫対策の実施計画

震災時には廃棄物等が散乱して生活環境の悪化がみられ、伝染病や食中毒が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生に努める。

１　防疫（関係法：感染症法）

震災発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件で行われるため、迅速かつ強力に実施する必要がある。なお、防疫対策本部等は設置せず、衛生班が各保健委員やボランティア等の協力のもとに実施することとする。

（１）町は、次のとおり防疫活動を実施する。

①　防疫組織

西伯病院の職員から伝染病予防委員を選任し、防疫活動に従事させることとする。

②　予防教育及び広報活動の推進

③　清潔方法

塵芥、汚泥などについて、集積場及び分別所を経て埋立てもしくは焼却するとともに、し尿の処置に万全を期することとする。

④　消毒方法

速やかに次の事項について消毒を実施することとし、そのために必要な薬剤を保管することとする。

ア　飲料水の消毒

イ　家屋の消毒

ウ　便所の消毒

エ　芥溜、溝渠の消毒

オ　患者輸送用器などの消毒

【薬剤所要量の算出方法】

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数　×　200g
	普通石灰	全半壊戸数　×　６kg
	時亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）×1,340 ﾐﾘﾘｯﾄﾙ

⑤　ねずみ属、昆虫駆除

震災時におけるねずみ属、昆虫駆除の対象地域は、震災の性質や程度、伝染病の蔓延の恐れ等の状況を勘案し、選択的、重点的に定め、できる限り町内の区画（字等）ごとに定めることとする。

⑥　県の指示に基づき速やかにねずみ属、昆虫駆除を実施することとする。

ア　り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

イ　家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺咀効果のある殺虫剤を使用することとする。

⑦　薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保することとする。

【表　薬剤所要量の算出方法】

散布場所、種類別	算　出　方　法
家屋内 １％フェニトロチオン油剤等	指定地域内のり災戸数×85.8 ㎡×（1-0.5）×0.05 ﾘｯﾄﾙ （家屋　85.8 ㎡の場合）
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指定地域内のり災戸数×１㎡×0.06 ﾘｯﾄﾙ
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指定地域内のり災戸数×56.1 ㎡×15g （敷地　56.1 ㎡の場合）

⑧　生活の用に供される水の供給等

県の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をすることとし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行うこととする。

⑨　患者等に対する措置

ア　被災地において、伝染病患者、又は病原体保有者が発生したときは、県と調整し近隣市町村の隔離病舎に収容することとする。

イ　交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

ウ　やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、し尿排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

⑩　避難所の防疫指導等

必要に応じて避難所における防疫活動を実施し、施設の管理者、避難所班員を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を期することとする。

ア　措置の方法、消毒方法の実施

イ　集団給食の衛生管理

ウ　飲料水の管理

エ　その他施設の衛生管理

オ　感染症等発生状況調査

⑪　報告（災害防疫諸書報告）

米子保健所長を経由して県に被害状況・防疫活動状況・災害防疫所見込額を報告する。

（２）災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了したときは、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、米子保健所長を経由して県に提出することとする。なお、県はこれらの取りまとめ及び作成について指導を行うこととする。

２　食品衛生

災害に際しての食中毒の発生を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導にあたる。主な指導事項は次のとおりである。

（１）避難所に対するもの

ア　手洗いの励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起を行う。

イ　被災者の手持食品、見舞食品について衛生指導を行う。

（２）炊き出し施設に対するもの

ア　給食用施設の点検

イ　給食に用いる原材料、食品の検査

（３）営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を適確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後、開業するよう指導する。

（４）避難所で食中毒が発生した場合の対応

ア　米子保健所は、食中毒の原因等について調査する。

イ　食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。

この場合、食料の調達担当たる県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。

ウ　食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

３　家畜防疫

（１）災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定に基づき、西部家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬等の処置を行う。

（２）町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

第 15 節　行方不明者の捜索・遺体の埋葬計画

震災による行方不明者の捜索及び遺体の収容、検案、処理等については、米子警察署に協力を要請し、適切な対応に努める。

１　実施責任者

行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋葬は、米子警察署等の協力を受け、町長の責任において行う。

ただし、災害救助法が適用された場合には、町長は知事の委任を受けてこれを行う。

２　行方不明者の捜索

（１）捜索の対象者

行方不明者で周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者（死亡した原因のいかんを問わない。）

（２）捜索の実施

町長（本部長）が消防機関、米子警察署に協力を要請するとともに、必要な機械器具を借り上げ、捜索を行う。

（３）応援の要請

町のみでは捜索の実施が困難であり、他の市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂流していると考えられる場合は、県、隣接市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して次の事項を明示して要請するとともに、境海上保安部等に協力を要請する。

①　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

②　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

③　応援を要請する人員又は舟艇、器具等

３　遺体の処理

（１）遺体は、保健所及び遺族と連絡のうえ警察官の検視を経て、洗浄、縫合、消毒を行い遺族に引き渡す。

（２）遺族が不明又は引取人がないときは収容所に一時保存し、24 時間を経過したときは埋葬する。

（３）原因が犯罪による疑いのある場合は、警察官の指示によることとする。

（４）遺体の処理を明確にするため死体の処理簿を備え付けるものとする。

（５）身元不明者については、警察官が死体及び所持品等の写真撮影、人相、所持品、着衣、その他の特徴等の記録をするとともに遺留品を保管する。

※　災害救助法による救助の基準（資料編　資料１４）

４　遺体の収容

（１）遺体の収容

遺体の収容は原則として町内の寺等に協力を求めることとし、震災の規模により収容されない場合が生じたときは、適切な場所を指定するものとする。なお、遺体収容場所の候補施設は、今後検討する。

（２）必要資材及び調達方法

【表　薬品・車両】

品　　目	調　達　先	備　　考
薬　　品	町内薬品取扱所より調達	
車　　両	業者各輸送車・公用車	

（３）棺、ドライアイスの調達先

名　　称	所　在　地	電話番号
中海葬儀社(株)	米子市夜見町 3081-11	0859-22-0983
葬仙　米子葬儀会館	米子市長砂町 1075-2	0859-34-4444
ピアベール(株)葬祭事業部	米子市両三柳 103	0859-33-2907
平安祭典　伯耆会館	米子市赤井手 888-4	0859-27-6111
なんぶ葬祭	福成 2296-5	0859-39-6611
ほそだ葬祭	北方 2680	0859-66-5566
渡部(有)葬祭部	米子市長砂町 1107	0859-33-2479

５　埋葬（火葬・土葬）

（１）埋葬（火葬・土葬）

遺族等が遺体の火葬、又は土葬を行うことが困難な場合、もしくは遺族がいない場合は、応急的な遺体の火葬、又は土葬を実施する。

名　　称	所　在　地	構造 寝棺	１日の 処理能力	電話番号
鳥取県西部広域行政管理組合営 「桜の苑」	米子市長砂町 1066	７基	21 体	0859-35-3344

（２）災害救助法による埋葬の実施期間

災害発生の日から１０日以内とする。

６　費用等

行方不明者の捜索及び遺体の埋葬に係る経費は、災害救助法施行細則の規定の範囲内とする。

※　災害救助法による救助の基準（資料編　資料１４）

７　県等に対する要請

町において行方不明者の捜索、遺体の処理、埋葬が困難な場合は、県、防災関係機関、他の市町村等に対して要請を行う。

８　埋葬及び遺体の処理の実施に伴う記録

遺体の埋葬及び遺体の処理を実施した場合は、災害救助法に定める**資料編**の様式により正確に記録するものとする。

第 16 節　廃棄物対策の実施計画

被災地における倒壊家屋や全壊家屋の解体で発生する廃棄物等による環境汚染を防止し、二次的災害を防止するため、被災地の廃棄物、し尿等の効率的な処分方法を定め、被災地の環境浄化を図ることとする。

１　実施責任者

被災地の清掃は、町長（本部長）が実施するものとし、町だけで処理することが困難な場合は、県又は他の市町村の応援を求めて実施するものとする。

２　災害時の廃棄物処理

（１）廃棄物の分類

①　通常の一般廃棄物

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに分別される。

②　災害により発生する一般廃棄物

ア　屋内で破損した陶磁器などの不燃物

イ　屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ

ウ　避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

③　災害により発生する災害廃棄物（がれき等）

建築物の被災もしくは解体に伴い発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦、ブロック塀などの災害廃棄物

（２）基本的な処理方針

①　一般廃棄物の処理

ア　通常及び災害により発生する一般廃棄物は、通常の収集方法で廃棄してもらうことを周知徹底するとともに、委託業者の収集能力の増強を依頼する。また、「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」及び「鳥取県西部広域行政管理組合」と連絡を密に取り、災害により増加した廃棄物の受入れ増強を依頼する。

イ　町長は廃棄物の量が委託業者の有する処理能力を上回ると想定される場合は、県又は他の市町村に対し、応援を求めて実施するものとする。

施　設　名	場　所	電話番号	ＦＡＸ番号	処理能力
南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター	南部町法勝寺 22-1	0859-66-2281	0859-66-2281	16t／8H
西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	伯耆町口別所 630	0859-68-4071	0859-68-4584	不燃物 69.2ｔ／5H 再生用資源ごみ 25ｔ／5H

② 災害廃棄物の処理

ア 処理体制の確立

収集、搬出、中間処理（分別、減量、再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、国、県及び鳥取県西部広域行政管理組合の協力を得て災害廃棄物処理体制を確立する。

イ 処理方法

a 避難所その他の拠点施設の「がれき」、緊急活動用道路の「障害物」、被害が甚大な地域における「がれき」を最優先して処理する。

b 災害廃棄物を一時的に集積するための仮置場として、町有地を確保する。その際、災害廃棄物の種類に応じて分別を行い、監視員を配置し仮置場を管理する。

c 解体工事は、原則建物の所有者が行うこととし、町はこれらの廃棄物処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行うものとする。ただし、大規模地震災害時に公費負担制度が適用された場合は、この限りではない。

d 処理対象物の内容に応じて、社団法人鳥取県産業廃棄物協会等に協力・支援体制の整備を要請する。

③ し尿の処理

ア 仮設便所の設置

多数の収容避難者が生じた場合には状況に応じて、リースにより仮設便所を調達し、設置する。なお、汲取りにあたっては定期的に行う。

イ 収集・処理の実施

し尿の処理は、原則として米子浄化場を利用するものとし、他の方法によるときは協議する。

ウ 県等に対する要請

町において、し尿の収集処理が困難な場合は、県、防災関係機関、他の市町村等に対して支援要請を行う。

第 17 節　交通・輸送対策の実施計画

１　交通確保対策の実施

震災により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗り入れによる交通まひ等の生じる恐れのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送を確保する。

（１）交通規制の実施

米子警察署、道路管理者その他防災関係機関は、震災が発生し、又は発生する恐れのある場合には、必要に応じて交通の安全確保のため交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資、資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

①　実施責任者

震災が発生した場合において、道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合は、道路管理者と米子警察署長は密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う等、適切な処置をとる。

【表　各実施者の区分】

実施責任者		範　　囲	根拠法令
道路管理者	知事 町長	1　道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
県公安委員会		1　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他交通規制をすることができる	災害対策基本法 第 76 条 道路交通法 第４条第１項
警察署長		道路交通法第４条第１項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う	道路交通法 第５条第１項
警察官		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じる恐れがある場合	道路交通法 第６条第４項

（２）危険箇所の把握

道路管理者は、震災が発生した場合は、現地において道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通規制など必要な措置をとる。

（３）災害発生時の措置

①　震災が発生した場合は、速やかに道路・橋りょうの通行の可否及び交通機関の運航状況を調査し、通行不能又は障害がある地域については、必要な交通規制を行うとともに、障害物の除去などにより避難路及び災害対策に必要な緊急輸送路の確保を図る。

② 通行不能又は障害がある地域以外の地域でも、災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要と認める場合には、必要な区域又は区間を指定し、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

③ 交通を規制するときは、あらかじめ米子警察署長と協議する。

④ 道路・橋りょうの不通箇所、危険箇所については、その標示を行うとともに、交通の規制に伴う臨時交通標示を速やかに沿線の要所に設置する。

⑤ 孤立集落を早急に確認、把握するとともに代替道路等の確保に努める。

（４）相互連絡

県公安委員会、県警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区域又は区間、期間及び理由を相互に通知する。

（５）交通規制の実施要領

① 被災地内の交通規制

被災地道路における交通安全を図るため、応急措置を必要とする歩行者又は車両の通行禁止を又は制限について道路法に基づいて道路管理者が行うもの、及び道路交通法に基づいて現場警察官が行うものを除き、米子警察署長が行う。

② 交通安全指導員の配備

町長（本部長）は、交通安全指導員を現場に配置して、現場指導に当たらせることができる。

２　障害物の除去

（１）道路障害物の除去

道路管理者は、震災時における道路の巡視を行い、路上に散乱し又は交通障害となっている構造物の残土、廃材、土砂等の除去作業を行う。

① 除去の方法

ア　障害物除去の実施機関は、震災発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ自らの組織、労力、機械及び器具を用い、又は南部町建設業協会の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

※　南部町建設業協会名簿（資料編　資料１５－２）

② 除去の優先順位

障害物の除去の優先順位は次のとおりである

ア　住民の生命安全を確保するための重要な道路（避難路）

イ　被害拡大防止上重要な道路（延焼防止のために消防団が防御線をはる道路）

ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路

エ　その他災害応急対策活動上重要な道路

（２）河川関係障害物の除去

河川管理者は、震災時に河川、公共下水道・排水路等の巡視を行って危険箇所の把握を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、流下浮遊物その他の障害物を必要に応じ除去する。

（３）県等に対する要請

町において障害物の除去が困難な場合は、県、防災関係機関、他の市町村等に対して支援を要請する。

３　緊急輸送計画

（１）輸送路の確保

輸送路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送路の状況について、米子警察署と緊密な連絡をとり、次のような措置により安全通行の確保を図る。

①　通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、米子警察署に連絡し十分な連携を図る。

②　土砂崩れ等による通行障害が発生した場合は、二次災害防止に留意して応急復旧を図る。

③　路肩崩壊等危険箇所には、標識灯・パイロンなどを配置する。

④　必要に応じ、要員を配置し交通整理を行う。

⑤　県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要請する。

【表　緊急輸送ルート】

路　線　名	対　象　区　間	管　理　者	指　　定
国道 180 号	南部町境から 南部町大木屋に至るまで	鳥　取　県	県 （第１次ルート）
主要地方道 西伯根雨線	南部町池野から 南部町与一谷に至るまで	鳥　取　県	県 （第２次ルート）
主要地方道 溝口伯太線	南部町落合から 南部町東上に至るまで	鳥　取　県	県 （第３次ルート）
一般県道 米子岸本線	南部町天萬から 南部町諸木に至るまで	鳥　取　県	町
一般県道 福成戸上米子線	南部町境から 南部町福成に至るまで	鳥　取　県	町
町道 広域農道線	南部町法勝寺から 南部・伯耆町町境に至るまで	南　部　町	町

（２）緊急輸送の範囲等

①　範　囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

ア　消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材

イ　医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）

ウ　医薬品、医療用資機材

エ　交通の途を失った被災者・避難者

オ　災害対策要員

カ　食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資

キ　遺体捜索、検査及び処理のための要員、衛生資材等の輸送と遺体発見場所から一時安置所までの移送

ク　公共施設、輸送施設の保安及び応急復旧並びに交通整理に要する人員、資材等の輸送

②　輸送の優先順位

ア　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ　震災の拡大防止のために必要な輸送

ウ　その他災害応急対策のために必要な輸送

（３）手　段

輸送にあたっては、車両、船舶、航空機、人力等の手段を用いる。

①　車両による輸送

ア　車両等の調達

公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づいて配車計画をたてる。また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、配車計画に基づいて、民間輸送業者から借り上げを実施する。また、町内で車両確保が困難な場合、又は輸送の状況において他市町村から調達するが適当と認められた場合は、県及び他市町村に協力を依頼する。

イ　燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

ウ　車両等の配車・運用

ａ　配車の請求

各部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、台数、場所、使用日時を明示のうえ、総務班に請求する。

ｂ　配車計画

総務班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を調整する。

②　航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間僻地等孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機による輸送を自衛隊及び県に要請する。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリポートを開設し、自衛隊、県及び防災関係機関にその周知徹底を図る。

③　人力による輸送

すべての輸送機関が、まひし、地理的要因、あるいはさらに輸送力が必要な場合には、作業員等による人力による輸送を実施する。

【表　南部町公用自動車保有状況（令和４年度)】

車種等 / 課名等	乗用			貨物						特殊等		合計
				ダンプ・トラック			バン					
	ワゴン	乗用車	軽乗用車	普通	小型	軽	普通	軽	軽	普通	小型	
総務課	2	2		通1		1			2	消1	ペ1	10
税務課			1					1				2
未来を創る課		1	交2					1				4
町民生活課								3				3
建設課		2		3		2		5		給1		13
健康管理センター		2	2					3				7
産業課								5				5
地籍調査室												
教育委員会		3						3				6
公民館												
合計	2	10	5	4		3		21	2	2	1	38

※　消……消防指導車
　　軽……軽自動車
　　交……交通安全指導車（広報車）
　　ペ……ペイローダー
　　給……給水車
　　水……水道作業車
　　通……消火・通報訓練指導車（けすゾウくん）

４　輸送拠点の設置及び管理

（１）県及び町は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。

ア　上流の拠点・・・町外等からの物資受入れ拠点施設

イ　下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き拠点施設

（２）輸送拠点の管理

県及び町は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

ア　輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請する。

イ　輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意する。

ウ　物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保する。

５　輸送実施に伴う記録

前記の輸送を行った場合には、災害救助法に定める**資料編**の様式により正確に記録するものとする。

６　災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。

（１）輸送の範囲

ア　被災者の避難

（ア）被災者自身を避難させるための輸送

（イ）被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

イ　医療及び助産

（ア）医療班において処置できないもの等の移送

（イ）医療班の仮設する診療所への患者輸送

（ウ）医療班関係者の輸送等

ウ　被災者の救出

（ア）救出された被災者の輸送

（イ）救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ　飲料水の供給

飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）

オ　救済用物資

（ア）被災者に給与する生活必需品、食料の輸送

（イ）被災児童生徒に支給する学用品の輸送

（ウ）救助に必要な医薬品、義援物資等の輸送

カ　遺体等の捜索

捜索のため必要な人員、資材等の輸送

キ　遺体の処理

（ア）遺体の処理、検案のための人員の輸送

（イ）遺体の処置のための衛生材料等の輸送

（ウ）遺体の輸送

（エ）遺体を移送するための人員の輸送

（２）輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

（３）輸送の費用

輸送の費用は、当該地域における通常の実費とする。

（４）費用の範囲

輸送の費用は、輸送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗品材料費及び修繕費とする。

（５）輸送の特例（特別基準）

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

第 18 節　ライフラインの応急対策の実施

１　電気通信の確保（実施担当：西日本電信電話㈱）

この計画は、災害発生時に町、県及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

（１）通信の非常そ通措置

①　重要回線のそ通確保

災害時に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア　応急用町内・光ケーブル等による回線の応急措置

イ　超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置

ウ　非常、緊急電話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ　警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ　移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

②　被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難場所に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③　一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用ブロードバンド伝言板（Ｗｅｂ１７１）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

（２）設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等に応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア　被災した電気通信設備等に応急復旧は、サービス復旧を第一義として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び運送の手当てを行う。

ウ　復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

（３）　災害時における広報

災害発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

（４）　災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

２　電力の確保（中国電力ネットワーク株式会社）

震災により電気の供給が停止、又は停止する恐れがある場合は、中国電力ネットワーク株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

（１）震災時の応急措置

特に危険物施設の被害状況を勘案して、電力供給施設の被害状況を調査し、支障のない限り、供給を継続する。

（２）復旧活動の実施

①　被害状況の調査に基づき、復旧計画を立てる。

②　災害対策上緊急に電力を供給すべき施設から復旧工事を実施する。

③　供給再開に際しては、あらかじめ次の措置を講じて、供給再開に伴う火災等の二次災害を、防止する。

ア　電力供給の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次的災害の恐れがある場合で、中国電力ネットワーク株式会社が必要と認めた場合又は警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

④　復旧作業の現状と見通し等について伝達、広報を行う。

ア　電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

イ　復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次的災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意点について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般町民に対する広報活動を行う。

（３）情報の収集、連絡

災害時における情報の収集・連絡は、中国電力ネットワーク株式会社が定める「非常対策実施要領」に基づき実施する。

３　水道の確保（町）

（１）災害時の応急措置

①　浄水場施設、配水池、導水管、配水管の被害状況を調査する。

②　被害の状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講ずる。

③　民間工事業者の協力を得て、被害箇所の修理を行う。

④　必要に応じて、仮設配管を実施して応急給水に努める。

⑤　施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

（２）復旧活動の実施

①　被害状況の調査に基づき復旧計画を立てる。

②　基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。

（３）資機材、車両、人員等の確保

必要な資機材、車両等は町所有のものを使用し、状況に応じて民間工事業者から調達する。その際、車両の使用については、総務班と協議し、車両配備の調整を行う。

（４）災害時の広報

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等を広報する。広報実施については広報班（未来を創る課）と協議を行い実施する。

４　下水道施設（町）

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

（１）実施責任者

町（土木部水道班）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

（２）応急対策

町（土木部水道班）は、速やかに次の措置をとるものとする。

ア　あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。

イ　直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。

ウ　応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

エ　緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。

オ　施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

カ　施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

５　携帯電話施設（ＫＤＤＩ、ＮＴＴドコモ中国、ソフトバンク）

この計画は、災害発生時に町、県及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

（１）災害対策の体制

ア　ＫＤＤＩ

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施する。

（ア）被災状況等の情報連絡

（イ）通信の利用制限、重要通信の確保

（ウ）被害設備の復旧

（エ）広報活動

イ　ＮＴＴドコモ中国支社

被災規模状況に応じて本社および支社災害対策室を設置するほか、鳥取支店に支店へ現地災害対策本部を設置し、以下の対策を実施。

（ア）被災状況等の情報連絡

（イ）通信の利用制限、重要通信の確保

（ウ）被害設備の復旧

（エ）広報活動

ウ　ソフトバンク株式会社

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施する。

（ア）被災状況等の情報連絡

（イ）通信の利用制限、重要通信の確保

（ウ）被害設備の復旧

（エ）広報活動

エ　県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

（２）応急対策

ア　最小限の通信確保

（ア）災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

ａ　被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

ｂ　町、県等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

（イ）移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

イ　通信コントロール等の実施

（ア）携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

ａ　被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

ｂ　災害用災害伝言板への登録をメールで通知

ｃ　ｅｚｗｅｂ、ｉモードサービスやインターネットによる登録情報の確認

（イ）音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

（ウ）災害用音声トーキガイダンス

災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

（３）応急復旧等に関する広報

ア　ＫＤＤＩ及びＮＴＴドコモ中国支社、ソフトバンク株式会社における措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

（ア）通信のそ通状況

（イ）通話の利用制限の措置状況

（ウ）携帯電話用災害伝言板サービスの提供

（エ）被災した設備の応急復旧の状況

（オ）特設携帯電話の設置場所を周知するとき

イ　県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

（４）災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第 19 節　教育・保育対策の実施計画

乳幼児・児童・生徒をもつ住民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう、応急的な教育・保育を実施する。

１　応急復旧の実施機関

（１）教育施設の応急復旧は町長が行う。

（２）指定を受けている文化財については、その所有者又は管理者において必要な措置をとるものとし、鳥取県教育委員会と連絡協議し必要な指示を行う。

２　応急教育

（１）震災発生後の措置

大規模地震が発生した場合、小・中学校では、次の措置をとる。

①　小・中学校の学校長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。

②　震災の規模、児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。

③　勤務時間外に震災が発生した場合、教職員は所属の小・中学校に参集し、町が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

（２）応急教育の実施

①　教室の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室、残存の安全な教室 （屋内体育館）
校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	住民の避難先の最寄りの公民館、公共施設 応急仮設校舎の設置

そのほか、学校長は、町教育委員会と協議し、施設や児童・生徒の被害状況を確認し、次項の措置を実施する。ただし、状況によっては災害対策本部との協議指導により休校、短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を行う。

②　応急学級の編成

学校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに町教育委員会に報告するとともに、児童・生徒及び保護者に周知する。

３　学用品等の調達及び支給

（１）実施責任者

災害救助法が適用された場合、学用品の給与は知事の委任を受けて町長が実施する。

（２）対象者

住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある児童･生徒とする。

（３）調達方法

学校長は震災により補給を要する教材・学用品状況を把握し、南部町教育委員会・鳥取県教育委員会と連絡を密にしてその確保に努める。

（４）支給品目

支給品目は、教科書、文房具及び通学用品とする。

４　その他留意事項

（１）児童、生徒の救護・保健衛生

施設内における児童生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。

医療班は、児童、生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生に努める。

（２）児童・生徒の心のケア対策

震災によって大きく生活の変化を余儀なくされる児童生徒に対し、専門医と相談のうえ、心のケアができるような医療体制の整備を促進する。その際、学校長は教育委員会及び西伯病院等と連絡を密にとり、他の医療、救護体制と整合がとれるよう配慮する。また、保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

（３）学校給食

町長（本部長）は、災害救助法による救助を受けている地域で応急的に当該学校の児童又は生徒に対し、必要に応じ、町の備蓄食料や食料調達、または近隣自治体からの応援により賄う。

①　被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）を早期調査し、把握するとともにその対策を行うこと。

②　災害地に対する学校給食用物資の補給調整

③　衛生管理、特に食中毒等の事故防止を厳重にする。

④　状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

（４）教職員の確保

被害により通常の授業に対する教員数が不足するときは、応急措置として次の方法により行う。

①　複式授業を行う

②　二部授業を行う

③　臨時に講師を発令する。

④　教育委員会事務局職員等の応援を求める。

（５）通学の安全確保

児童生徒の通学の安全を期するための必要な措置と指導を行う。具体的には、通学路の変更及び南部町ふれあいバス路線の変更などを検討する。

５　文化財災害予防対策

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻（主に仏像）及び考古資料等である。これらの文化財は概ね水利の不便なところにある。

（１）対策

①　建造物については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の整備を図る。

②　美術工芸については、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策である。

③　必要に応じて水損の少ない消火設備の整備を図るとともに、耐震化の措置をとる。

（２）その他の留意点

災害等によって埋没・水没した重要な公文書等は、その歴史的価値に応じて可能な限り修復を行い保存する必要があるので、安易に破棄しないよう平時から周知する。また、これらの文書等が浸水による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や緊急的な移設の方法等について対策を講じておくように併せて周知する。

６　応急保育

（１）災害発生直後の措置

大規模地震が発生した場合、保育所では次の措置をとる。

①　園長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。

②　震災の規模、乳幼児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部へ報告する。

③　勤務時間外に震災が発生した場合は、園長及び保育士は所属の保育園に参集し、町が行う災害応急対策・復旧対策に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

（２）応急保育の実施

園長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の乳幼児編成を行うなどの必要な措置を講じ、速やかに町民生活課長に報告するとともに、乳幼児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

（３）その他の注意事項

①　乳幼児の救護保健衛生

施設内における乳幼児の救護は、原則として当該保育所嘱託医等がこれに当たる。

②　乳幼児の心のケア対策

震災によって大きく生活の変化を余儀なくされる乳幼児に対し、専門医と相談のうえ、心のケアができるような医療体制の整備を促進する。その際、園長は町民生活課長及び西伯病院等と連絡を密にとり、他の医療、救護体制と整合がとれるよう配慮する。

③　保育所給食

町長（本部長）は、災害救助法による救助を受けている地域で応急的に当該園の乳幼児に対し、必要に応じ、町の備蓄食料や食料調達、または近隣自治体からの応援により賄う。

④　保育士の確保

被害により保育士が不足するときは、応急措置として臨時に保育士の応援を求める。この時の応援要請順位はお概ね次のとおりとする。

ア　町職員の中から保育士の資格をもつ者
イ　社会福祉法人「伯耆の国」へ職員派遣の要請
ウ　町内在住者で保育士の資格を持つ者へ依頼
エ　県及び隣接市町村への職員派遣要請

⑤　通所の安全確保

乳幼児の通所の安全を期するための適切な措置と指導を行う。

⑥　延長保育の実施

震災により被災した保護者が安心して生活再建が行えるよう、土曜日午後延長保育、休日保育、一時保育の拡充を検討する。

7　災害救助法の適用の場合の学用品の給与

（１）支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して支給する。

（２）支給品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア　教科書
イ　文房具
ウ　通学用品

（３）学用品給与の期間

災害発生の日から教科書については１か月以内、文房具及び通学用品については 15 日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長することができる。

（４）費用の限度

学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア　教科書代

（ア）小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（イ）高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具及び通学用品費

小学校児童　１人当たり　4,400 円
中学校生徒　１人当たり　4,700 円
高等学校等生徒　１人当たり　5,100 円

第 20 節　災害警備活動の実施計画

災害警備活動は米子警察署が実施する。

町、消防団その他関係機関は、米子警察署が実施する災害警備活動のうち、犯罪の防止、交通の確保等に協力する。

１　災害警備体制

米子警察署は災害規模に応じ、災害警備連絡室又は現地災害警備本部を設置する。

（１）第一次体制（準備体制）の場合は、災害警備連絡室

（２）第二次体制（警戒体制１）の場合は、総合災害警備本部（本部長：県警察本部警備部長）及び現地災害警備本部

（３）第三次体制（警戒体制２）の場合は、特別災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

（４）第四次体制（非常体制）の場合は、非常災害警備本部（本部長：県警察本部長）及び現地災害警備本部

２　災害警備活動

米子警察署は災害の規模に応じ、防災関係機関との連携を密にして次の活動を行う。

（１）災害発生前

ア　災害警備計画の策定

イ　危険箇所等の把握

ウ　災害警備用装備資機材の整備

エ　災害警備用物資の備蓄等

オ　警察施設等の災害対策

カ　教養訓練

キ　通信の確保

ク　交通の確保等に関する体制及び施設の整備

ケ　避難誘導体制の整備

コ　関係機関との相互連携

サ　ボランティア受け入れのための体制整備

（２）災害発生時

ア　警備部隊の編成及び運用

イ　初動態勢の確立

ウ　情報の収集・伝達

エ　救出救助活動等

オ　警戒区域の設定

カ　避難誘導等

キ　緊急交通路の確保

ク　行方不明者の調査及び捜索

ケ　検視・死体見分、身元確認等

コ　社会秩序の維持

３　警察による広域応援

公安委員会は、災害の規模、態様等から判断して、県内警察力だけでは警備が困難と認めるときは、警察法第 60 条の規定に基づき、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊及び装備資機材等の援助要請を行う。

第 21 節　危険物施設等の応急対策の実施計画

１　危険物応急対策

災害時には危険物による被害の発生が予想されるので、防災関係機関相互の密接な連絡協力のもとに応急対策を実施する。

消防機関は、被災地に職員を派遣する等により被災状況の実態を適確に把握し、県、その他防災関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うとともに、応急対策を実施する。

被災の状況に応じて、災害広報、救急医療の手配、消防応急対策、避難、交通応急対策を図り、住民に対して必要に応じ、避難、給水の措置をとる。

さらに県等の協力を得て、災害の原因究明に努める。

２　プロパンガス等応急対策

地震時にはガスボンベ、器具等の倒壊等が予想され、火災等の危険性が増大する。プロパンガス販売業者は顧客の安全確保のため、早期に自主点検するなど応急対策に努める。

３　毒劇物応急対策

災害による毒物又は、劇物による被害を極力最小限にとどめるために、各々毒物等の性質に基づいた適切な応急措置を実施する。

（１）状況により、設備を緊急運転停止
（２）火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
（３）ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
（４）状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
（５）状況により防災要員以外の従業員の退避
（６）発災設備以外の設備の緊急総点検
（７）交通規制措置

なお、事業所は発災時には、保健所、消防機関、米子警察署へ通報を行う。

第 22 節　農林関係応急対策の実施計画

農林水産業は、他の産業に比べ自然災害による影響を受けやすく、生産に大きく左右し、農家の生産問題をもたらす。災害対策本部は状況を適確に把握し、被害の拡大防止のための自然条件の変化に迅速に対応し、応急措置を講ずる。

１　基本的方向

農林水産業の震災指導は、地域の実情に応じたものであるとともに気象予報に即応した指導を迅速かつ適切に行うことを基本とする。従って、気象台が発表する予報等により、気象の推移を十分注意し気象の変化に即応した適切な指導が図れるように態勢を整備し、震災情報等他の気象情報もあわせ、収集・伝達に配慮する。

２　農業対策

（１）農業用施設

①　湛水防止

河川堤防決壊等による農地の湛水被害を未然に防止するため、用排水路及び樋門等の整備を行い、短時間に排除できるよう整備に努める。

②　農地・農林業施設

発災後、早急に被害状況を把握し、被害が確認された場合は、被害が拡大しないように応急措置を実施するとともに、災害に起因して二次災害を誘発しないように防災関係機関との連絡を密にし、適切な措置を講ずる。

また、交通、利水等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合は、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。その際の被害状況は、写真撮影等を行い、災害復旧に係る補助事業の申請等に不備が生じないよう心がける。

（２）生産流通施設

ビニールハウス、畜舎、集荷所、農舎等生産流通施設の被害状況を調査把握し、所要の応急措置を講じて被害を最小限に食い止めるよう支援する。

（３）農作物等の一般的な応急対策

①　事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

②　被害状況の把握

農作物等に災害が発生したおそれがある場合、産業部農林班は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。

③　資機材の確保

農作物等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

（４）家畜、家きん

非常災害時に際しての家畜、家きん等の避難場所への避難誘導、飼料等の確保について、また家畜、家きん等の被害が生じた場合は、その措置について助言指導する。

（５）再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請する。

（６）耕地等災害

適切な対策の実施に努めるものとする。

地震後のため池の点検

ため池管理者等は、ため池地点周辺の気象台で発表された気象庁震度が４(堤高が 15m未満のため池にあっては５弱)以上の地震の場合、重要ため池等の点検をおこなうものとする。

① 管理者は、目視による外観点検により被害の有無、程度、緊急度を把握することとする。

② 管理者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施すると共に、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、決壊のおそれのある場合は、避難命令を伝達する。

（７）病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

①　実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

②　防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施方法の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

③　防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導・救援防除を要請する。

④　農薬の確保

町は、必要に応じ、県に農薬の確保を要請する。

⑤　防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

３　林業対策

発災後は早急に被害状況を把握し、県等に報告するほか、被害が確認された場合は復旧活動を支援し、障害物の除去、通行規制等の応急処置を行う。

第 23 節　公共土木施設等の応急復旧実施計画

震災の発生後、民生の安定・社会経済活動の早期回復を図るため、被災箇所の復旧計画をたて、応急復旧を実施する。

１　道路・橋りょう

被災した道路又は橋りょうが唯一の交通路で、緊急物資・復旧資材等のため緊急に交通の確保をしなければならない道路で、かつ周辺に迂回路がなく、又は本復旧に長時間を要するものについては仮道・仮橋を設ける。

（１）災害時の応急措置

①　被害状況等の調査

道路管理者は、震災が発生した場合、被害状況及び道路上及び道路上の障害物の状況を調査する。

②　交通規制

通行が危険な道路を発見した場合は、直ちに米子警察署に連絡し、交通規制等の措置を講ずる。交通規制実施の詳細については、本章第 16 節交通・輸送対策の実施を参照のこと。

（２）応急復旧対策

①　道路の応急復旧

道路管理者は、被害を受けた道路及び橋りょうについて応急復旧を実施する。

②　仮設道路の設置

道路が損壊し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、仮設道路を設置する。

２　河川・内排水施設

堤防又は放置すれば崩壊のおそれが顕著な被害箇所については緊急施工を行い、中洪水程度の出水で直ちに被災することのないよう万全を期するものとする。

（１）被害状況の調査

施設管理者は、震災が発生した場合、浸水等被害状況等の調査を行う。

（２）応急復旧対策

堤防、護岸の崩壊等について、ビニールシートによる雨水浸透防止工事、土のうや矢板での締め切り工事等の応急対策を行うとともに、内水の排除に努める。

３　その他の公共施設

地震が発生した場合、公共施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

（１）混乱を防止するため、速やかな避難誘導に努める。

（２）施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置等を講ずる他、応急復旧を迅速に実施する。

（３）火災等の二次災害防止について十分な措置をとる。

第 24 節　二次災害の防止計画

１　二次災害の防止

地震による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する二次災害の被害を防止するため、調査、復旧、広報、警戒、避難のための実施方針を定める。

【表　実施担当】

担　当　班	担　当　業　務
総　務　班	・二次災害防止のための関係機関への伝達に関すること
情　報　班	・二次災害防止のため住民への広報に関すること
土　木　班	・二次災害防止に関すること
避 難 所 班	・避難計画に関すること
各　　班	・所管する施設の二次災害の調査・応急復旧、警戒態勢に関すること

２　二次災害の調査、応急復旧

地震発生後、降雨や余震によって発生する二次災害のおそれがある箇所を予想するため、調査を行うとともに、応急復旧により災害防止対策を推進する。

（１）地震直後に行う調査の対象箇所

①　河川被害箇所
②　下水被害箇所
③　道路被災箇所
④　宅地被災箇所
⑤　山麓
⑥　ため池

（２）危険予想箇所及び予想される危険

区　　分	予　想　さ　れ　る　危　険
①　河川 ア　（１、２級河川）水防地区 イ　（準用、普通河川）水防地区	護岸崩壊、道路崩壊等による浸水
②　下　水	浸　水
③　道路 ア　（公道）被災箇所 イ　（私道）被災箇所 ウ　（路線）被災箇所	路面崩壊、落石、擁壁崩壊等
④　宅　地	
⑤　山麓 ア　急傾斜地崩壊危険箇所 イ　土石流危険渓流 ウ　地すべり危険箇所 エ　山地災害危険箇所	崖崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべり等
⑥　ため池	堤体、洪水吐崩壊

（３）応急復旧

①　河　川

危険が予想される箇所については、土のう積等の応急対策を実施する。

②　下　水

倒壊家屋及び護岸の崩壊等による雨水幹線の閉塞浸水や護岸宅地の浸食のおそれがある箇所については、倒壊家屋の早期撤去の指導や支保工、土のう等による応急措置を実施する。

なお、倒壊家屋の撤去や水路の応急復旧の困難な箇所については、可能な限り別ルートに仮バイパスを設置するとともに、本復旧工事を順次施工する。

③　道　路

被災箇所（路面橋りょう等構造物の損傷）のうち幹線道路、補助幹線道路、区画道路の通行障害箇所について応急措置として、路面補修、障害物除去を実施する。

また、法面崩壊等により二次災害のおそれがある箇所について、通行規制や応急復旧工事を行い、緊急度の高いものから順次本復旧工事を実施する。

④　宅　地

被災地を調査し、特に二次災害のおそれがある箇所は、一定の要件のもとネット工事、土のう・シート張り、崩土・被害擁壁の除去及び切土、土留め柵工事の応急措置を行う。

⑤　山　麓

崖くずれ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所については、国・県に協力を要請し、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。

⑥　ため池

被災したため池についての農業用施設災害復旧工事を行う。このうち、緊急度の高いため池については、本格復旧及び応急工事に着手する。

（４）住民への広報、伝達

二次災害防止に関する情報を町民及び防災関係機関に周知させるための広報・伝達は、本章第２節情報の収集・伝達に準じて行う。

４　警戒体制

二次災害防止のために、水防監視、土砂災害に関する監視、パトロール等を実施することにより、災害発生又は予想箇所の発見に努め、適切迅速な対策を行う。

（１）水防監視等

水防地区の水防監視等は、水防計画に基づき行うものとする。

（２）土砂災害に関する監視

①　土石流、地すべりの予想される箇所への監視

ア　土石流が予想される箇所については、恒久対策を行うまでセンサー等を設置し監視を行う。

イ　地すべりの予想される箇所については、国、県、町によるパトロール体制をつくる。

ウ　山崩れ、崖崩れの予想される箇所については、伸縮計・ひずみ計・傾斜計・地下水位計などを設置し、監視を行う。これらの設置については、国・県その他防災関係機関と協議、調整を図り実施する。

（３）道路パトロール

降雨時による災害発生の危険性が予測される場合、震災による被災地区、被災路線、主要幹線道路、その他沿道区域のパトロールを実施し、防災関係機関との緊密な連携の下に、災害発生又は危険箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講ずることにより、交通の安全を図る。

５　避難計画

災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域にある住民に対して、自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合、避難を指示、指示し安全に避難させる。

第 25 節　災害対策関係職員の健康管理計画

大規模地震時には、平日・休日及び昼夜を問わず、災害応急対策に多数の職員及び関係者が従事するが、非日常的な勤務状況下において、体調を損ねる者がでることが想定される。

本計画は、災害対策に従事する者の健康管理と適切な配備体制について規定する。

１　実施方針

大規模地震体制（第３号配備）は、南部町災害対策本部の総力をもってこれに当たるため、基本的には、職員全員がこれに従事し、相当数の職員が２４時間拘束される。この場合においても、職員の健康面を考慮に入れ最低限の休息時間を与え、長期間（10 日間以上）の非日常的勤務ができるよう配慮する。各段階における与えるべき休息時間等の目安はお概ね下表のとおりとする。

【表　休息時間等の目安】

拘束時間等 / 本部体制	24 時間拘束者	12 時間～16 時間勤務	12 時間未満
大規模地震体制（第３号配備）	最低４時間以上の休息・仮眠	日勤の場合：２時間以上 夜勤の場合：３時間以上	通常勤務における休息時間
非常配備体制（第２号配備）	最低６時間以上の休息・仮眠	日勤の場合：３時間以上 夜勤の場合：４時間以上	通常勤務における休息時間
緊急対応終了以降（７日目以降）	原則 24 時間勤務をさせない	日勤の場合：２時間以上 夜勤の場合：４時間以上	通常勤務における休息時間

２　実施対象者

（１）対象者

①　職員（南部町職員）

②　消防団員（消防団長の命を受けて災害対策従事している者）

③　県・他市町村・その他防災関係機関から要請により派遣を受けた職員

④　その他災害対策本部の指示、依頼により災害対策に従事している者

（２）管理対象外者

ボランティアセンターに登録し、町内でボランティア活動に従事している者については、この計画の対象外とするが、ボランティアコーディネーターと協議しながら、ボランティアに対しても過度の活動を強制しないよう配慮する。

（３）　災害時の時間外労働

労働基準法第３３条の趣旨を踏まえ、やむを得ず長時間にわたり業務に従事した職員に対して医師による面接指導を行なう等、過重労働による健康被害を防止するよう努めるものとする。

第 26 節　被災者支援計画

１　目　　的

災害により被災した住民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

２　被災者支援体制の整備

（１）私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

ア　土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

イ　地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

（ア）地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

（イ）地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

（２）被災児童等の援護体制の整備

町は県西部総合事務所・教育事務所と連携して、メンタルケアや保育園の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

３　被災者等への的確な情報伝達活動

県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ現実に受け渡すことができるよう、被災者の住所地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体で共有する仕組みの円滑な運用、強化を図るものとする。

第 27 節　帰宅困難者対策の強化

１　目　　的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

２　帰宅困難者対策の推進

町は、町外の最寄駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

（１）帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

（参考：帰宅困難者の設定例）

ア　自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能

イ　自宅までの帰宅距離が 10～20ｋｍの人は、帰宅距離が１ｋｍ増えるごとに 10％ずつ帰宅者を逓減

ウ　自宅までの帰宅距離が 20ｋｍ以上の人は、徒歩帰宅は困難

エ　妊婦、幼児、身体障がい者等は、自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下であっても徒歩帰宅は困難

（２）帰宅困難者に対する基本的な対策

ア　帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

（ア）災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。

（イ）住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。

ａ　正確な情報収集をするためのラジオの携帯

ｂ　地図、懐中電灯の準備

ｃ　簡易食料（ビスケット、キャラメルなど)、飲料水、スニーカー等の準備

ｄ　家族との連絡手段・集合場所についての話し合い

ｅ　安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認

ｆ　歩いて帰る訓練の実施

ｇ　季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

イ　事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食料の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、町外の最寄駅等への連絡体制を整備するものとする。

（３）帰宅困難者を支援する対策

ア　情報収集・提供の体制整備

町はＪＲ西日本、バス会社等と協力し、帰宅困難者が発生すると予想される町外の最寄駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

イ　帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」（以下「支援ステーション」という。）の位置を住民に周知する。また、町内の店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行うための協定締結に努める。

ウ　妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第 28 節　災害時の事業継続の取組みの促進

１　目　　的

この計画がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

２　事業継続に向けての取組みの支援

（１）町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

（２）町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

３　南部町事業継続計画の策定

町は、災害時にはＢＣＰに基づき、災害時に優先する業務の継続に努める。

第２章　災害復興計画

第１節　災害復興本部の設置等

１　災害復興本部

被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、必要に応じて災害復興本部を整備するものとする。

２　復興に係る基本方針

災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

３　災害復興本部の組織

災害復興本部の組織は、南部町災害対策本部の組織を準用し、必要に応じて町民生活課内に災害復興室を設ける。

この際、災害復興室は総合的な相談窓口の機能を有し、町民からの様々な相談等を受け付ける役目を負うものとする。

４　災害復興計画の進め方

災害復興においては、町の再建は都市構造や地域産業基盤の改変を要し、住民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとし、これを迅速かつ効果的に実施するために、お概ね次の手順で行うものとする。

（１）復興対策組織・体制の整備

ア　土石流が予想される箇所については、恒久対策を行うまでセンサー等を設置し、監視を行う。

イ　災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

ウ　災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

（２）復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

（３）復興計画の策定

ア　事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに計画的に復興を進めるものとする。

イ　計画作成にあたっては、関係機関と調整を図りながら既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施する。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ　復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

（ア）被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

（イ）有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

（ウ）様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

（４）復興事業の実施

復興事業を実施するにあたっては、住民の合意を得つつ、国・県との密接な連携のもと、円滑な事業遂行に努める。

（５）復興事業の点検

復興事業の実施中または実施後において、定期的に町民生活の復興状況やニーズとの乖離について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更または支援事業の実施を行う。

（６）分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

５　留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

（１）事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要があるため、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認、対応が可能なものについてはあらかじめ把握しておくものとする。

（２）住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配意する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

（３）技術的、財政的支援の要請

町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請するものとする。

６　資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

（１）災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。

（２）一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。

（３）地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。

（４）歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

７　暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備すると共に、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第２節　公共施設の災害復旧計画

１　実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設を所管管理する部署の責任者（課長・教育次長・西伯病院事務部長）において、早期復旧を目標にその実施を図る。

２　災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、お概ね次のとおりとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業

①　河川災害復旧事業

②　砂防施設災害復旧事業

③　林地荒廃防止施設災害復旧事業

④　地すべり防止施設災害復旧事業

⑤　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

⑥　道路災害復旧事業

⑦　下水道災害復旧事業

⑧　治山関係災害復旧事業

ア　林地崩壊防止事業

イ　災害関連山地災害危険地区対象事業

ウ　単県治山事業

⑨　公園災害復旧事業計画

（２）農林水産業施設災害復旧事業

（３）上・下水道、廃棄物処理施設災害復旧事業

（４）住宅災害復旧事業

（５）社会福祉施設災害復旧事業

（６）公立医療施設、病院等災害復旧事業

（７）学校教育施設災害復旧事業

（８）社会教育施設災害復旧事業

（９）その他の災害復旧事業

３　激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、町において速やかに被害の状況を調査把握し、早期の激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

４　局地激甚災害の指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための法律に基づき、町において速やかに被害の状況を調査把握し、局地激甚災害の指定が受けられるよう措置して公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

５　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、町は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を整え、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。なお、災害規模が大きく、職員だけで対応できない場合は、県へ職員派遣の要請を行い、迅速な対応が可能になるための体制を整える。

６　緊急融資の確保

町は、災害復旧に必要な資金需用額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

町において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図るものとし、適切効果的な融資措置が講ぜられるよう県等に働きかけるものとする。

第３節　民生安定計画

被災者の住環境の改善、生活の確保等を定めることにより、民生の安定、地域コニュミティーの存続を図ることを目的とする。

１　住宅の確保

（１）計画目標

災害応急仮設住宅から、恒久、良質の住宅に切替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

（２）対策

①　町は、損壊町営住宅を速やかに修繕するものとする。

②　町及び県（住宅供給公社等）は、被害の程度に応じて公営住宅の供給計画を修正し、必要に応じて公営住宅を建設して被災者の住宅の確保を図る。

③　住宅の建設、購入、補修の融資

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定による災害復興住宅資金の融資情報を提供する。

２　り災証明書の発行

各種の被災者への支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明書交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、り災証明書の発行事務は調査班が担当し、災害対策本部解散後は税務課が発行する。

（１）り災証明書の発行

り災証明書は、り災者の申請により、り災台帳を確認のうえ発行する。

①　り災証明書の発行について、被害状況が確認できないときは、り災者の被害状況の申告により、り災届出証明書（本人の申告があった旨を証明する）を発行することとする。

この場合、調査確認をしたときは、り災証明書に切り替え発行する。

②　り災証明書の発行は、原則として１回限りとする。

③　り災証明書については、証明手数料を徴収しない。

り災証明書の様式は資料編に示す。

※　り災証明書の様式（判定のある様式）（資料編　資料１６）

３　住宅再建補助制度

この制度は、地震災害からの復興は、公共施設（施設、土木等）の復旧のみならず、将来にわたって、まちづくりの基礎となる地域コミュニティーの存続も復興の大きな施策の一環である。そのためには住家の存在が第一であり、町民の復興への活力は住宅再建からの考えのもと、被災した住家の建て替え、修繕等について補助制度を設け、地域としての早急な復興を目指すことを目的とする。

（１）対象者（物件）

地震により被災した住家であって、全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水及び一部破損等の被災状況を問わず、修繕及び町内へ新築される者を対象とする。

（２）助成額

助成額は、「南部町被災者住宅再建支援条例（平成 16 年条例第 18 号)」の規定による。

※　南部町被災者住宅再建支援条例　（資料編　資料１７）

（３）財源対策

町及び県は、この制度を実施する際の財源として、県が創設している住宅再建支援基金の取り崩しによるほか、起債及びその他の貸付金をもってこれに充てる。

第４節　生活救護・経済秩序安定計画

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活安定を図るものとする。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

１　金融措置

（１）租税の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税については国税通則法又は災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律により、県税及び町税については、地方税法、税条例並びに当該震災等に係る減免措置を定める条例を制定するなどにより、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に適宜適切な措置を講ずるものとする。

（２）国民年金保険料の減免

国民年金第１号被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免することができる。

（３）高等学校・保育所等の徴収金の減免

①　県は、県立高等学校に通学する生徒がいる世帯で、災害により被災を受け授業料を納付することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免することができる。

②　災害により被害を受けた場合は、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免することができる。

③　その他地方公共団体の公的徴収金等については、災害により被害を受けたときは、必要に応じて、救済措置を行う。

２　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

町は、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金、精神又は身体に著しい障がいを受けた住民及び住家の被災程度に応じ、災害見舞金の支給を行う。また被害を受けた世帯の世帯主は災害救護資金の貸付を受けることができる。

３　生活再建対策

（１）被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

ア　法適用の要件

（ア）対象となる自然災害

ａ　災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

ｂ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

ｃ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①ａ又はｂの市町村を含む県内で５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、②ａからｂに隣接している人口１０万人未満で全壊５世帯以上の市町村については適用がある。

ｄ　ａ若しくはｂの市町村を含む都道府県又はｃの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の全壊が発生した人口１０万人未満の市町村、及び２世帯以上の全壊が発生した５万人未満の市町村

イ　支給対象世帯

（ア）住宅が全壊した世帯

（イ）住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

（ウ）居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

（エ）災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

ウ　大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

エ　浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。

（平成 16 年 10 月内閣府通知に基づくもの）

（ア）畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

（イ）半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第２条第２号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

オ　支給条件

（ア）対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

（単位：万円）

	世帯人員	支援金			
		①基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5

（イ）対象経費

使途の限定なし

カ　被災者生活再建支援法の適用事務

（ア）県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

（イ）町

住宅の被害認定、り災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

（ウ）申請期間

a　住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記オ（ア）②）

・・・災害発生後 37 月以内

b　その他の経費（上記オ（ア）①）　・・・災害発生後 13 月以内

※ ただし県はやむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。）

（２）その他の生活支援対策

ア　生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 (同一原因による災害により、１０世帯又は４０人以上が被害を受けた場合) ＜見舞金上限額＞　５万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給(住所地の市町村から支給) ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合500万円 その他の者が死亡した場合250万円 ＜対象災害＞自然災害 ・１市町村で住居が５世帯以上滅失 ・３以上の市町村で住居が５世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・２以上の都道府県で災害救助法を適用（国	住所地の市町村 県（福祉保健課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	内全域で適用）	
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞ 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等） ＜支給額＞ 生計維持者250万円その他の者125万円 ＜対象災害＞自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） ＜受給者＞ 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 ＜限度額＞ 350万円 ＜対象災害＞県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要となる資金を貸与 〈貸付限度額の目安〉 ・災害を受けた事により臨時に必要とする経費 150万円 ・住宅の補修等に必要な経費 250万円	県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を県費補助 ＜上限助成額＞ １世帯あたり10万円 （特認２０万円） ボランティアを活用して実施した場合１世帯あたり５万円（特認１０万円）	県（長寿社会課（福祉保健課）
生活福祉資金（緊急小口資金）	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（火災等被災によって生活費が必要なとき） ＜貸付限度額＞ 10万円 ※災害の規模により、貸付対象要件が緩和される場合があります。	県（福祉保健課） 所在地の町社会福祉協議会 県社会福祉協議会
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、または父子家庭となって７年未満に生活資金として貸与 ＜生活資金＞ 月額10.3万円 （貸付期間２年間限度、償還期限８年以内）	県（家庭支援課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健	要請のあった市町村で、医師、保健師による健	県（健康政策課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
康相談	康相談を実施	
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理士、臨床心理士等が相談実施	県（家庭支援課）県教委（いじめ・不登校総合対策センター）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

イ　授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜上記以外の被害＞ 半額免除	県教委（高等学校課）県（総合教育推進課）県（医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課）県（人権・同和対策課、長寿社会課、子育て王国課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

ウ　農林水産業金融

（ア）農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん

（イ）天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

（ウ）株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あっせん

（エ）株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

（オ）その他（平成１２年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が、経営の安定維持のため必要な資金を借り入れた場合に、借入れ後６年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協など金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産振興課）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 〈貸付限度額〉１２０万円/ｈａ（貸付期間　５年）	県（林政企画課）

エ　商工業金融

（ア）中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

（イ）金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

（ウ）町、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

（エ）鳥取県災害等緊急対策資金等の貸付けを優先的に行う。

（オ）平成１２年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。（利子及び信用保証料を６年間０％とする） ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限10年）	県(企業支援課)
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県(企業支援課)
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限７年）	県(企業支援課)
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000万円（償還期限12年）	県(企業支援課)
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500万円（信用保証0.6%）	県(企業支援課)
同和地区中小企業特別融	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500万円（信用保証0.5%）	県(企業支援課)
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 ＜貸付限度額＞ 4,000万円（償還期限７年）	県(企業支援課)
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 ＜貸付限度額＞ 6,000万円（割賦払期間７年、リースは３～７年）	県(企業支援課)
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 ＜貸付限度額＞ 8,000万円（割賦払期間７年）	県(企業支援課)

（カ）平成２８年鳥取県中部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害等緊急対策資金の貸付 ・利子補助金 ・信用保証料軽減補助金	直接被害又は、売上高減少が生じた企業の資金調達経費を軽減（利子及び信用保証料を当初５年間０％とする）	県（企業支援課）
中部地震復興支援利子補助金	直接被害又は売上げ高減少が生じた企業のうち、災害等緊急対策資金の対象とならない中堅・大企業が復旧のための融資を受けた場合、当初５年間の利子相当額を補助	県（企画支援課）
金融機関への要請	資金調達の円滑化・融資手続きの迅速化・個別事情に応じた返済猶予等の貸付条件変更を要請	県（企業支援課）

３　その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

（１）被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）

（２）　簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

（３）小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）

（４）　大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）

（５）被災児童、災害等への援護

ア　県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所措置を実施

イ　県（福祉保健部、教育委員会)、町による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

ウ　町による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

（6）　町は、被災者の生活復興支援について、必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用して行うこととし、県・市町村・県社会福祉協議会及び専門士業団体等の関係機関で構成する「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」を通じて関係機関が相互に連携した災害ケースマネジメントの実施体制を構築する。

鳥取県災害ケースマネジメント協議会では、災害ケースマネジメントの標準的な手順等を、示した手引きを作成・共有するほか、研修を実施するなどして、人材育成を図るものとする。

※災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に

応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて支援計画を作成して継続的に支援することにより、被災者の生活再建が進むようマネジメントする取り組みをいう。

４　流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

（１）商品の確保

①　町は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、防災関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

②　道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

（２）消費者情報の提供

①　町は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

②　市場等の再開

防災関係機関は、市場等が速やかに営業の再開がされるよう、施設設備の復旧の指導を行う。

５　生活相談の実施

災害復旧段階では、民生安定及び経済秩序のため、被災者に対する生活相談が必要となることから、町及びその他防災関係機関は、災害発生後速やかに各関係機関の協力を求めて生活相談を実施し、災害に関する住民からの苦情、要望その他相談に応じるものとする。

第５節　義援金の受入れ及び供給に関する計画

１　目的

災害時には、国内、国外から多くの善意の義援金が送られてくることが予想されるため、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布するものとする。

義援金の供給、配分、管理の責任者は町長とする。

２　義援金の受入れ及び配分

（１）義援金の募集

災害救助法が適用された場合または被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、ＮＨＫ鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

（２）義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、ＮＨＫ鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を開催し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

協議・決定事項はお概ね次のとおりである。

ア　義援金の保管

イ　義援金の配分方法、配分基準、配分時期

ウ　義援金の使途

エ　その他必要な事項

（３）義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

３　義援物資の受入れ及び配分

町は、本編第１章第８節「食料の供給実施計画」、第 10 節「生活必需品の供給実施計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

（１）物資受入れの基本方針

ア　原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ　物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

（２）少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア　災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ　なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

（３）受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア　必要としている物資とその数量

イ　義援物資の受付窓口

ウ　義援物資の送付先、送付方法

エ　個人からは、原則義援金として受付

オ　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

（４）報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第６節　激甚災害の適用

１　激甚災害制度の概要

（１）　激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令で「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	・「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） ・「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定）：県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）

（２）　激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

（３）激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第３条	１	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		２	公共土木施設災害関連事業	
		３	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		４	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		５	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		６	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		６の２	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		７	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		８	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法
		９	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び

区分	条	号	対象事業	関係法令
				感染症の患者に対する医療に関する法律
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		13	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域外）	
		14	湛水排除事業	
２　農林水産業に関する特別の助成	第５条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業		
	第６条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
	第７条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助		
	第８条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		天災融資法
	第９条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助		
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助		
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助		
	第11条の2	・森林災害復旧事業に対する補助		
３　中小企業に関する特別の助成	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		中小企業信用保険法
	第14条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助		
４　その他特別の財政援助及び助成	第16条	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助		
	第17条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助		
	第19条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例		
	第20条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例		母子及び寡婦福祉法
	第21条	・水防資材費の補助の特例		
	第22条	・り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
	第24条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等		
	第25条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例		雇用保険法

２　激甚災害の指定に係る手続き

（１）調査の実施

町は、県が実施する、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業についての被害状況等調査に協力する。

（２）指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

（３）特別財政援助額の交付手続

ア　町は、激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

イ　県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

第４編　風水害対策編

第１章　応急活動体制

第１節　活動体制の区分

予想される災害の規模あるいは被害状況により、警戒本部体制(注意配備及び警戒配備)、災害対策本部体制（第１号配備及び第２号配備)、２段階の体制(第３編 震災対策編を参照。)で災害応急対策を講ずる。なお、水防活動については、水防法に基づく水防計画により雨量等に応じた活動体制でのぞみ、建設課・上下水道課に水防本部を設置するが、警戒本部あるいは災害対策本部が設置された場合は、水防本部はそのままの形で災害対策本部水防班とする。

（１）警戒本部体制

災害が発生するおそれがあると認められる場合に、災害の発生に備える配備体制であり、災害状況に応じて「注意配備」と「警戒配備」に区分する。

・注意配備：注意報が警報に切り替える見込みがあり、町長が必要と認めたときにつき、注意の要する状況が発生した場合とする。

・警戒配備：警報の発表またはその他の災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたときにつき、警戒を要する状況が発生した場合とする。

(２)災害対策本部体制

突発的な災害が発生若しくは相当規模の災害が高い確率で予想される場合、又は警戒本部体制中に災害が発生し、応急対策が必要な場合の配備体制であり、災害状況に応じて「第１号配備」と「第２号配備」に区分する。

・第１号配備：災害が発生し、その他の状況により、町長が必要と認めたときにつき、突発的災害等で救助活動及び情報の連絡活動が円滑に実施しうる体制とし、小規模な応急措置を取る等、状況により第２号配備に直ちに切り替える体制とする。

・第２号配備：特別警報の発表または町全域に甚大な災害が発生し、その他の状況により、町長が必要と認めたときにつき、南部町の全職員をもって対処し、直ちに初期活動を開始できる体制とする。

１　配備体制の基準（風水害・土砂災害時）

種別		配備基準(時期)	配備内容	配備人員
警戒本部体制	注 意 配 備	１.気象庁から発表した注意報が警報に切り替える見込みがあり、かつ、町長が必要と認めたとき (1)大雨注意報　(2)洪水注意報 (3)大雪注意報　(4)強風注意報 (5)風雪注意報　(6)竜巻注意情報	１．災害関連情報の収集・伝達	①防災監および総務課防災担当
	警 戒 配 備	１．気象庁から、次の警報が発表されるとき (1)大雨警報　(2)洪水警報 (3)大雪警報　(4)暴風警報 (5)暴風雪警報 (6)土砂災害警戒情報 (7)記録的短時間大雨情報 (8)水防警報 ２.災害が発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めたとき	１．注意配備体制を強化し、災害対策本部設置に備える情報連絡体制を確立する。	①防災監、全課長、教育次長、農業委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者（以下「管理者」という。） ②総務課、未来を創る課、建設課（上下水道室)、教育委員会から１名以上
災害対策本部体制	第１号配備	１．災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ２．その他の状況により、町長が必要と認めたとき	１．関係各課においては、 防災活動に従事する共に、適宜会議等を開き、情報連絡を行い、対策を協議する。 ２．直接関係ない課の職員にあっては、管理職の指示に従い、応援協力を行う。	①管理者及び各課職員数の１/３の職員で各班が必要とする職員 ②総務課、建設課（上下水道室)、産業課、教育委員会は必要人数 ※全職員のお概ね３/５の職員
	第２号配備	１．大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ２．特別警報が発表されたとき ３．その他の状況により、町長が必要と認めたとき	１．南部町全職員をもって、防災活動に従事する。	①全員体制

２　本部の設置場所

災害対策本部は**役場法勝寺庁舎**に設置するものとする。

※　災害対策本部の電話番号は、**０８５９－６６－３１１２**とする。

また、代替場所としては、**天萬庁舎（０８５９－６４－３７８１）**に設置するものとする。

３　動員及び参集

（１）動員及び参集

大雨警報、大雪警報、洪水警報、暴風雨警報等が発表されたとき、又は災害が発生すると予想されたときは、防災監は直ちに町長に連絡し、町長は状況により配備体制の指示を行う。

防災監は町長の指示により、直ちに各課長にその旨を伝達するとともに、体制に応じた動員指令を職員に伝達する。なお、町長が不在のときは、副町長、防災監の順に配備体制の指示を行う。

また、防災監が不在の時は、建設課長、上下水道課長、総務課専門員、防災危機管理室長の順に町長等に連絡し、かつ、町長等の指示を直ちに各課長に、その旨伝達するとともに体制に応じた動員指令を職員に伝達する。

（２）伝　達

動員指令の伝達は、庁内放送、防災行政無線、電話、メール等あらゆる手段をもって対処する。

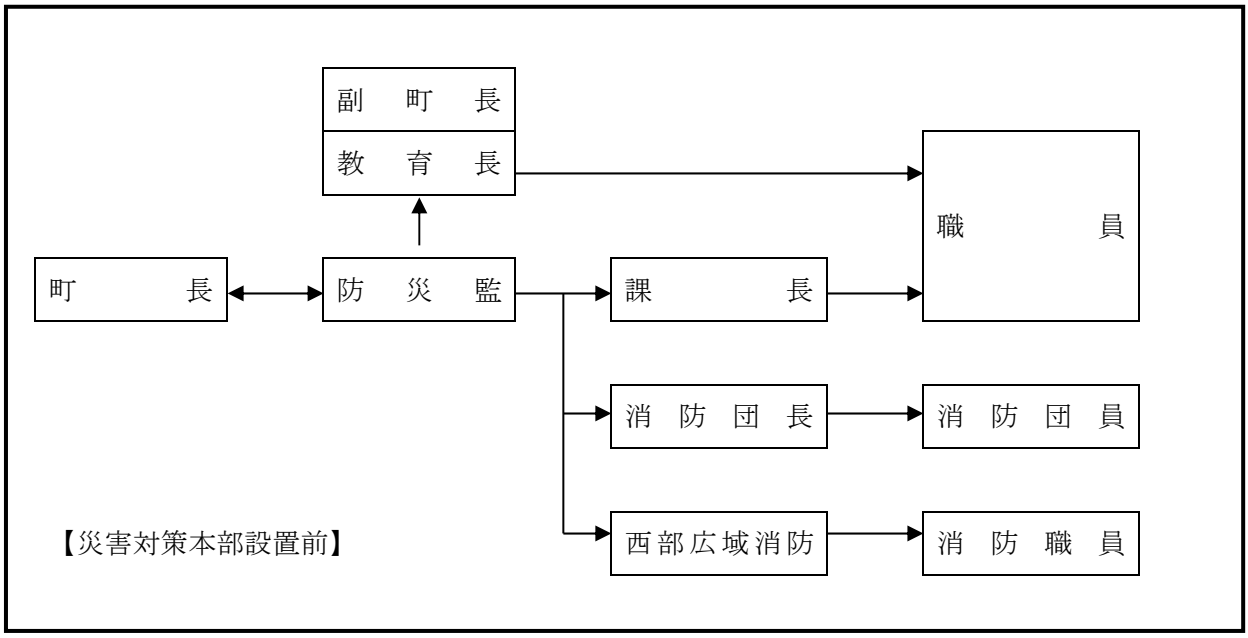

４　職員の配置及び報告

（１）職員の配置

各班長（本部員）は配備体制の指示を受けたときは、次の措置を講ずるものとする。

①　所属職員の掌握
②　所属職員の所定の配備場所への配置

（２）職員動員の報告

各班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて総務班に報告する。総務班長は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、災害対策本部長（以下「本部長」という。）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、１時間毎とする。

５　職員の服務

（１）すべての職員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

○　配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
○　不急の行事、会議、出張等を中止する。
○　正規の勤務時間が終了しても、本部又は所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
○　勤務場所を離れる場合は、所属の長又は同じ活動班の班員と連絡をとり所在を明らかにする。
○　災害現場に出動した場合は、別記様式のような腕章を着用し、また、自動車には災害対策車両の標識を使用する。
○　自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

（２）特に勤務時間外における遵守事項

○　災害が発生し、その災害が「配備基準及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予想されるときは参集指令を待つことなく、自主的に登庁するものとする。
○　災害の状況により登庁が不可能な場合は、居住区域の自主防災組織等の行う災害対策活動に参加し、災害対策に従事する。また病気、自らが災害負傷者になるなどやむを得ない状態により、いずれの活動にも参加が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長もしくは自主防災組織等の責任者に連絡する。
○　災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携行品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、食料１食分以上を持参する。
○　参集（登庁）途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、登庁後直ちに情報班又は所属の長等に報告する。

６　本部設置等に係る処理

（１）設置及び廃止の公表

①　本部を設置した場合は、その旨を直ちに次表により報告・通知・公表するものとする。

報告・通知・公表先	方　　法	担　当　課
町　　民	町防災無線、広報車、報道機関、ＣＡＴＶ、メール配信システム（あんしんトリピーメール等）、緊急速報（エリア）メールなど	総　務　課
鳥　取　県　知　事 （危機管理部消防防災課） （危機管理部危機対策・情報課）	電話、ファクシミリ、県防災行政無線	総　務　課
報　道　機　関	口頭、文書、電話	総　務　課
防 災 会 議 構 成 機 関	電話、ファクシミリ、連絡員	総　務　課
町　の　機　関	庁内放送、電話、町防災行政無線（同報系、移動系）、口頭、電子メール	総　務　課
近　隣　市　町　村	電話（有線、無線）	総　務　課

②　本部を廃止した場合は、その旨を直ちに報告・通知・公表するものとする。公表の方法等は上記の設置の報告・通知・公表に準じて行う。

（２）標識の設置

災害対策本部を設置した場合、標識を役場玄関前に掲示し、本部室前にも対策本部の掲示を行う。

【標識】

掲示板

南部町災害対策本部

【腕章】

本部長、副本部長、本部長付、本部員は、災害応急活動に従事することきは、所定の腕章を帯用するものとする。

（本部長）

災　南部町 本部長

（副本部長）

災　南部町 副本部長

（本部長付）

災　南部町 本部長付

（本部員）

災　南部町

7　災害対策本部の組織

（１）本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

①　本部会議の開催

ア　本部長は、本部の運営及び災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

イ　本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を防災監に申し出るものとする。

②　本部会議の協議事項

ア　配備体制に関すること

イ　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動方針の策定に関すること。

ウ　指定地方公共機関等の応援要請に関すること

エ　県及び他市町村に対する応援要請に関すること

オ　災害救助法の適用に関すること

カ　その他災害対策に関する重要なこと

③　決定事項の実施

本部会議の決定事項は、関係課長と緊密な連絡のもとにその実施を図るものとする。

④　本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当するものとする。

８　災害対策本部の任務

（１）災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整

（２）災害に係る各種情報収集

（３）緊急輸送路確保のための連絡調整

（４）関係機関への応援要請

（５）県（現地対策本部）との連絡調

（６）生活物資等の調達、輸送に係る調整

（７）円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

（８）住民の安心安全情報の提供

９　災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

防災監は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

（１）災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

○　被害状況図・黒板（ホワイトボード）等の設置
○　住宅地図等その他地図類の確保
○　携帯ラジオ、テレビの確保
○　パソコン、プロジェクタ、スクリーンの確保
○　ビデオ、ＩＣレコーダー、カメラ等の記録装置の確保
○　防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
○　自主防災組織代表者名簿、その他名簿類の確保
○　被害状況連絡票その他の様式類の確保
○　コピー機等の複写装置の確保
○　その他必要機材の確保

（２）通信手段の確保

防災行政無線（移動局）、電話、携帯電話など通信手段の確保に努める。

（３）自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

南部町災害対策本部組織編成図

※南部町議会の事務：町災害対策本部との協議に関すること

災害対策本部の所掌事務

部名	班名	班長	班員	事務分掌
総務部	総務班	防災監	総務課員	1　本部長、副本部長等の秘書に関すること 2　災害見舞い、視察に関すること 3　渉外に関すること 4　本部会議に関すること 5　災害対策の総合企画に関すること 6　災害対策本部の事務局に関すること 7　防災会議に関すること 8　関係機関との連絡調整に関すること 9　自衛隊への派遣要請に関すること 10　民間団体等への応援要請に関すること 11　消防本部・消防団との連絡調整に関すること 12　指揮指令の伝達に関すること 13　本部員の動員に関すること 14　鳥取県災害対策本部への応援要請及び連絡に関すること 15　気象情報等の受領及び報告に関すること 16　輸送関係者の動員に関すること 17　輸送機関への連絡及び輸送推進に関すること 18　公用車の集中管理に関すること 19　災害対策用物資の調達に関すること 20　公務災害補償、その他被災職員に対する給付及び福利厚生に関すること 21　本部及び各部各班との連絡調整に関すること 22　各班間の協力援助、連絡調整に関すること 23　町議会との連絡調整に関すること 24　他部他班の事務に属さないこと
	財政班			1　災害に関する予算その他財政措置に関すること 2　町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 3　輸送車両の調達及び配車計画に関すること 4　その他本部長の命じた事項に関すること
	広報班			1　防災行政無線、ＣＡＴＶに関すること 2　災害時の臨時広報に関すること 3　その他本部長の命じた事項に関すること
情報部	情報班	未来を創る課長 デジタル推進課長	未来を創る課員 デジタル推進課員	1　災害情報の整理、報告及び記録に関すること 2　災害時の交通安全対策に関すること 3　通信の確保に関すること

部名	班名	班長	班員	事務分掌
				4　災害写真の収集に関すること 5　報道機関との連絡調整に関すること 6　商工観光に係る被害調査及び応急対策に関すること 7　その他本部長の命じた事項に関すること
民生部	調査班	税務課長	税務課員	1　被災家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること 2　被害建物の危険度判定に関すること 3　建築業者との連絡調整に関すること 4　り災証明書の発行に関すること 5　り災者名簿の作成に関すること 6　町税の減免及び納期延長に関すること 7　各被災住民支援施策の受付、実施に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	衛生班	町民生活課長	町民生活課員	1　災害廃棄物の仮置場設置及び管理に関すること 2　災害廃棄物の総合的な処理計画及び実施に関すること 3　災害時における仮設公衆便所の設置及び維持管理に関すること 4　遺体の処理に関すること 5　防疫及び衛生に関すること 6　患者の収容及び被災家屋の消毒に関すること 7　へい獣の処理に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	民生班	町民生活課長	町民生活課員 子育て支援課員 保育園職員	1　災害救助法に関すること 2　応急保育に関すること 3　応急仮設住宅の入居者選定に関すること 4　応急仮設住宅の用地の確保に関すること 5　野外収容施設の設置に関すること 6　その他本部長の命じた事項に関すること
福祉部	福祉班	健康対策課長	健康対策課員	1　災害時要援護者の総合的な支援の企画及び実施に関すること（独居高齢者、乳幼児、障がい者等） 2　地元奉仕団への協力要請及び配置に関すること 3　その他本部長の命じた事項に関すること
	福祉班 （医療班）	健康対策課長 病院事業管理者	健康対策課員 西伯病院医師	1　医療機関との連絡調整に関すること 2　日赤鳥取県支部との連絡に関すること 3　日赤鳥取県支部の医療班派遣依頼に関すること 4　医療助産（救護所の設置）に関すること

部名	班名	班長	班員	事務分掌
			西伯病院看護師 西伯病院職員	5　医療品、衛生材料の調達、配分等に関すること 6　長期にわたる避難者の収容と世話に関すること 7　被災者の保健指導に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	避難所班	福祉政策課長	福祉政策課員 健康対策課員 子育て支援課員 保育園職員	1　避難所の開設及び管理に関すること 2　避難者の誘導収容に関すること 3　避難収容者への指示伝達に関すること 4　主要食料の確保に関すること 5　応急食料品の調達供給に関すること 6　被災者に対する食料等の運搬供給に関すること 7　炊き出しに関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
	ボランティア班	公民館長 図書館長	公民館職員 図書館職員	1　ボランティアの依頼、受入及び配置に関すること 2　その他本部長の命じた事項に関すること
産業部	農林班	産業課長 農業委員会事務局長	産業課長 農業委員会事務局長	1　農林業関係団体との連絡に関すること 2　農林産物の被害調査に関すること 3　被災農林業者の被害調査及び災害融資に関すること 4　飼料、種苗、肥料の調達に関すること 5　応急対策資材の調達、輸送に関すること 6　その他本部長の命じた事項に関すること
土木部	土木班	建設課長	建設課員	1　土木関係業者との連絡調整に関すること 2　道路等の障害物の除去に関すること 3　道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関すること 4　交通途絶箇所の把握に関すること 5　緊急輸送路の維持補修に関すること 6　土木資材及び水防資材の確保調達に関すること 7　応急仮設住宅の建設に関すること 8　水防に関すること 9　町営住宅の被害調査及び復旧に関すること 10　土砂崩れに対する応急措置に関すること 11　農林地、農林業施設の被害調査及び復旧に関すること 12　土地改良団体との連絡調整に関すること 13　その他本部長の命じた事項に関すること

部名	班名	班長	班員	事務分掌
	水道班	建設課長	建設課員	1　公共下水道等の被害調査及び復旧に関すること 2　飲料水の供給確保に関すること 3　応急給水箇所の設置及び広報に関すること 4　水道施設の被害調査及び復旧に関すること 5　水道水の水質検査に関すること 6　応援給水の要請に関すること 7　災害応急及び復旧資材の確保に関すること 8　災害救援物資の供給（応援）に関すること 9　その他本部長の命じた事項に関すること
物資部	物資班	議会事務局長	議会事務局員	1　備蓄品の出入管理、供給に関すること 2　救援物資等の管理、供給、配布に関すること 3　衣料、生活必需品の調達供給に関すること 4　その他本部長の命じた事項に関すること
	物資班 （出納部）	会計管理者	出納室員	1　災害見舞金の受入、管理及び礼状に関すること 2　災害救援物資の受入、受付に関すること 3　その他本部長の命じた事項に関すること
教育部	教育班	教育次長 総務・学校教育課長	教育委員会職員	1　学校施設の被害調査及び復旧に関すること 2　応急教育計画に関すること 3　教員の動員に関すること 4　被災児童生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること 5　社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること 6　避難所等の施設の供与に関すること 7　文化財の保護及び復旧に関すること 8　その他本部長の命じた事項に関すること
消防団部	消防団	消防団長	消防団員	1　地域内の火災、水害その他の災害の防御に関すること 2　り災者の救急・救護に関すること 3　避難者の誘導に関すること 4　自主防災組織との連携に関すること 5　自衛消防団との連携に関すること 6　救援物資等の運搬に関すること 7　その他本部長の命じた事項に関すること

９　現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管地区及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

（１）現地災害対策本部の組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。

ア　現地本部長

（ア）現地本部長は、本部長が指名する。

（イ）現地本部長は、本部長の命を受け現地本部を統括して所轄の職員を指揮監督するものとする。

イ　現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

（２）設置の場所

現地本部の設置場所は本部長が定めるものとする。

（３）現地本部の任務等

ア　現地本部は、災害地において町本部の事務の一部を行うものとし、その内容については町本部の本部会議において決定するものとする。

イ　情報収集に当たっては、町本部の情報班と密接な連絡のもとに活動するものとする。

（４）現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

１０　職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難場合は、県西部総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

（１）要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

（２）派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長）、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。

（３）職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

１１　県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置と調整を図りながら、最大限協力するものとする。

第２節　情報の収集・伝達計画

１　災害通信計画

災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、それぞれの通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図る。

災害情報（被害状況及び応急対策実施状況等）の収集並びに応急対策の指示伝達等、災害時における通信連絡は次の定めるところによる。

（１）災害時における通信連絡

災害時における情報の通信連絡については、一般加入電話によるほか、防災行政無線、衛星携帯電話等により速やかに行うものとする。

（２）通信連絡の確保

災害対策基本法に基づく非常時における通信施設の優先利用及び使用等災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合においては、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条に基づき、通信施設を優先的に使用し、通信連絡を確保する。また緊急、非常の場合においては、次の有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。ただし、災害対策基本法第 57 条の警報の伝達については協議のうえ定められた手続きによる。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

（３）衛星携帯電話・無線電話等の活用

ア　情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

イ　災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	約 1,500 台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車１台 （発電容量100kVA）	・他の総合通信局に配備されている移動電源車も貸与可能である
KDDI 中国総支社	携帯電話		約 20 台	・申請書（郵送又はＦＡＸ）による要請で調達可能。

機関名	種類	貸与条件等	台数	備考
	衛星携帯電話		約 10 台	・広島市からの発送。
NTT ドコモ中国支社	携帯電話		280 台(うち鳥取支店 30 台)	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送。
	衛星携帯電話		105 台(うち鳥取支店 10 台)	
ソフトバンク	携帯電話		40 台	・電話による要請で調達可能
	衛星携帯電話		40 台	

ウ　放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを求めるものとする。

２　災害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ適確に収集、伝達ことで必要な注意を促し、もって被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

（１）災害発生直後の情報活動の強化

①　情報連絡の緊密化

災害発生直後には、西部広域行政管理組合消防局における１１９番通報の殺到状況の確認・活用など、防災関係機関と緊密な情報連絡を行い、町内の被害状況把握に努める。

②　被害の第１次情報等の収集・連絡

災害発生直後には、人的被害、建築物の被害状況及び土砂災害発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信途絶等により、県への報告ができない場合には国へ直接連絡するものとする。

（２）情報の収集体制及び伝達系統の確立

①　実施機関

ア　町はその所管する施設物並びに町の区域内について、被害状況及び応急対策状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示伝達を行う。

なお、町が甚大な被害を受け、自ら行うことが困難なときは、県その他の市町村に応援を求めて行うものとする。

イ　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、その所管する施設について、被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策に関する必要な指示伝達を行うものとする。

②　町における災害情報の収集・伝達

ア　災害に関する情報の収集・伝達は昼夜間を問わず、町が各地域振興協議会、区長に連絡するとともに、出先機関、所管する施設の管理者等に問い合わせて情報の収集に努めるものと

する。また、各地域振興協議会に本部長が指定した職員をリエゾンとして派遣し、派遣されたリエゾンは、地域振興協議会が収集した情報を災害対策本部に報告するものとする。なお、消防団は自主的なパトロールに努め、情報の収集・伝達に心掛け、町に連絡する。勤務時間外及び夜間に災害が発生した場合、職員は参集時に各自情報に収集に努めるものとする。

イ　被害状況等の収集系統はお概ね次のとおりとする。

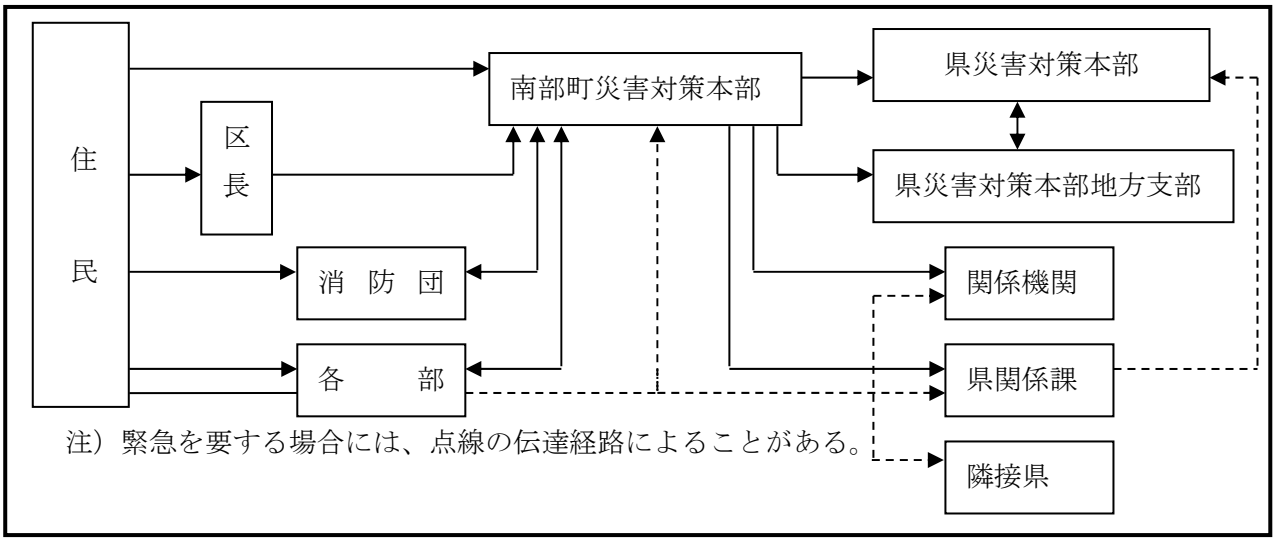

注）緊急を要する場合には、点線の伝達経路によることがある。

（３）災害状況の収集・伝達

①　収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集する情報は、お概ね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア　人的被害
- ○　住民
- ○　児童・生徒、町施設への来所者・入居者、職員等

イ　物的被害
- ○　庁舎（法勝寺庁舎、天萬庁舎、その他出先機関）、防災機関施設
- ○　学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
- ○　住家、商工業施設・農林業施設、危険物取扱施設等

ウ　機能被害
- ○　上下水道、電力、ごみ処理施設等の生活関連機能
- ○　道路、電話、放送等の通信交通機能
- ○　医療・保健衛生機能

②　収集の実施者

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

※　報告の様式（資料編　資料６）

※　被害の認定基準（資料編　資料７）

（４）被害状況のとりまとめ

①　情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

区　　別	情　報　の　総　括　責　任　者	
	災害対策本部設置時	平　常　時
総括責任者	未来を創る課長	防災監
取扱責任者	情報政策室長	防災危機管理室長

②　各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の手順のとおり、情報班へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

報告の区分	報　告　の　時　期	留　　意　　事　　項
災害概況 速報 （発生）	情報を覚知後、直ちに報告	○　人的被害及び住家被害を重点に、現況把握次第直ちに報告する ○　迅速性を第一に報告のこと ○　部分情報、未確認情報も可 ただし、情報の出所を明記のこと
災害概況 速報 （経過）	①　原則として１日２回、9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②　本部から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	○　災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する ○　全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する
災害確定 （報告）	応急措置完了後速やかに報告	○　被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民基本台帳と外国人登録等照合して、その正誤を確認する。

※　被害の認定基準（資料編　資料７）

③　被害状況のとりまとめ

情報班は、各班からの情報の取りまとめにあたっては、次の点に留意するものとする。

ア　確認された情報により把握されている災害全体像の把握

イ　至急確認すべき未確認情報の一覧

ウ　情報の空白区域の把握

エ　被害軽微もしくは無被害である地区の把握

（５）調査班による災害地調査

①　災害地調査の実施

町長（本部長）は、災害地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の適切な実施を期すため、必要に応じ、税務課長に対して、災害地調査を命ずる。

② 調査の実施要領

ア 調査班の編成

税務課長は、町長（本部長）の指示に基づき、災害地調査実施のため、課員及び応援職員をもって班を編成する。調査班の活動項目の目安としては、調査表集計、家屋被害、特命の３項目につき実施するものとする。

班の数、構成、その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定する。

イ 調査事項

調査事項は、お概ね次のとおりとする。

（ア）被害状況

（イ）災害の原因（二次的原因）

（ウ）応急措置状況

（エ）災害地住民の動向

（オ）その他災害対策上必要な事項

ウ 実施要領

（ア）調査は、防災関係機関、各地域振興協議会、及び各集落の自主防災組織の責任者、その他住民の協力を得て実施する。

（イ）無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果について税務課長を通じて、災害対策本部へ報告する。

（ウ）調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに税務課長を通じて、災害対策本部へ報告する。

３ 異常現象発見時における措置

（１）異常現象の種別

①竜巻　　農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの

②強い降ひょう　　農作物等に被害を与える程度以上のもの

③なだれ　　建造物または交通等に被害を与える程度のもの

④その他異常なもの

（２）通報手続

①通報を受けた場合は、直ちに次の機関に通報する。

ア 鳥取地方気象台（電話 0857-29-1347）

イ 県地方機関その他関係機関

ウ 当該災害に関係する隣接市町村

４ 河川の監視及び警戒

町長は、消防団に出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所その他特に重要な危険箇所に重点を置き、異状を発見した場合は、直ちに西部総合事務所及び県土整備部河川課に報告するとともに、水防作業を開始する。

５　鳥取県及び防災関係機関に対する報告、伝達

（１）県への報告

災害対策本部で取りまとめた被害状況は、速やかに県へ報告するものとする。報告等については一般加入電話、防災行政無線によることを原則とする。

【火災・災害等即報要領の報告基準】

種類 （報告者）	即報基準	直接即報基準 （消防庁へ直接報告する事故等）※
災害 （町）	【一般基準】 （１）　災害救助法の適用基準に合致するもの （２）　県本部又は市町村災害対策本部を設置したもの （３）　災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの （４）気象業務法第13 条の2 に規定する特別警報が発表されたもの （５）自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準）】 （１）　地震（県内で震度５弱以上を記録したもの、又は人的被害又は住家被害を生じたもの） （２）　風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） （３）　雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、又は道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの） 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	（１）　地震（県内で震度５強以上(被害の有無を問わない)） （２）　風水害（死者又は行方不明者が生じたもの）
火災等 （西部広域行政管理組合消防局）	【一般基準】 （１）　死者３人以上生じたもの （２）死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの （３）自衛隊隊に災害派遣要請したもの 【個別基準】 （１）　火災（建物火災、林野火災、交通機関の火災等） （２）　危険物等に係る事故（高圧ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬等に係る事故） （３）　原子力災害等（原子力施設の火災、放射性物質の輸送中の事故、原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象等） （４）　消防職員及び消防団員の消化活動等に伴う重大事故 （５）　その他特定の事故（可燃性ガス等の爆発・漏えい等の事故で社会的に影響度が高いと認められるもの） 【社会的影響基準】 上記いずれにも該当しないものの、その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	（１）　ホテル、病院おいて発生した火災 （２）　交通機関の火災（航空機、列車、トンネル内車両火災等） （３）　危険物等に係る事故（死者又は行方不明者が発生したもの、又は危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発、漏えい事故等） （４）　原子力災害等 （５）　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故 （西部広域行政管理組合消防局）	（１）　死者５人以上の救急事故 （２）　死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 （３）　要救助者が５人以上の救助事故 （４）　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故 （５）　消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故	15人以上の死傷者が発生した救急・救助事故で次に掲げるもの （１）　列車、航空機、船舶の衝突、転覆等 （２）　バスの転落等 （３）　ハイジャック （４）　不特定多数の者が集まる場所にお

	（６）　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 （７）　自衛隊に災害派遣を要請したもの （８）　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故	ける事故 （５）　その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害（消防局）	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	武力攻撃・テロ等による死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出等その他の人的又は物的災害

※直接即報については、西部広域行政管理組合消防局が報告

（２）防災関係機関への伝達

収集した被害状況及び応急対策状況等の情報を必要に応じて、防災関係機関へ伝達する。

６　気象警報等の伝達計画

（１）注意報・警報・特別警報及び気象情報等の発表基準

ア　注意報・警報・特別警報

南部町	府県予報区		鳥取県	
	一次細分区域		中・西部	
	市町村等をまとめた地域		米子地区	
特別警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	48 時間雨量 341 ㎜。3 時間雨量 117 ㎜
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	202 ㎜
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	14
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	105
	洪水	流域雨量指数基準	小松谷川流域＝10.7	
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報による基準	法勝寺川〔福市〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 25cm
			山地	12 時間降雪の深さ 40cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	小松谷川流域＝7.8	
		複合基準	法勝寺川流域=~~7~~（6,7.7）小松谷川流域＝(5,7.8)	
		指定河川洪水予報による基準	法勝寺川〔福市〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm
			山地	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40％で実効湿度 65％		
	なだれ	①積雪の深さ30cm以上あり降雪の深さ40cm以上 ②山沿いの積雪の深さ60cm以上あり次のいずれか 1　最高気温が8℃以上＊1 2　かなりの降雨		

	低温	最低気温-4℃以下
	霜	10 月 31 日までの早霜　4 月 1 日以降の晩霜　最低気温 3℃以下
	着氷	
	着雪	12時間降雪の深さ：平地15cm以上　山地25cm以上 気温：-2℃～2℃
記録的短時間大雨情報	１時間雨量	90mm

(1) 特別警報とは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。特別警報・警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

(2) 暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名の（）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

(3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が特別警報・警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない特別警報・警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報・警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表（別表１～５）の解説】

(1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、（ ）内は府県予報区または一次細分区域を示す。

(2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、および、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。

(3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_h.html）を参照。

(4) 大雨特別警報・大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は大雨特別警報(浸水害)「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨警報（土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

(5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、

市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(6) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

(参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 ㎞四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

(参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 ㎞四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

イ　気象等情報

気象情報は、注意報・警報・特別警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の２つの機能に大別される。

（ア）アラーム的機能

注意報・警報・特別警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報・特別警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

（イ）補完的機能

注意報・警報・特別警報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは注意報・警報・特別警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

ウ　記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような１時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

（ア）発表官署鳥取地方気象台

（イ）発表基準１時間雨量 90㎜ 以上

エ　土砂災害警戒情報

（ア）鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要が

あると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、町は、住民への情報の伝達について特に留意する。

（イ）また県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60 分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	実況雨量が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第２タンク貯留量が降下状況にあるとき。

オ　竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

（２）注意報・警報・特別警報の発表・解除及び気象情報の発表

ア　注意報・警報・特別警報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。

なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。

イ　二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらのうちの一部の注意報事項又は警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

ウ　一種又は二種以上の注意報又は警報を行った後において、これらの全部若しくは一部の注意報事項又は警報事項を継続するとともに、新たに注意報事項又は警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとをあわせて、二種以上の注意報又は警報を新たに行って切り替えるものとする。

（３）注意報・警報・特別警報及び気象情報の地域細分

注意報・警報・特別警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

（令和５年度現在）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部（鳥取市南部の区域を除く区域）、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町

中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

（４）関係機関への伝達

町長は、関係機関から気象警報等の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関、住民等に周知するとともに防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

（５）町における警報等の取扱い

ア　気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、関係各機関に伝達するとともに庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

イ　勤務時間外における通信は、当直職員が受信し、これを防災監又はあらかじめ指名された職員に連絡するものとする。

ウ　当直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

（６）警報伝達先

町に伝達された気象警報及び重要な気象関係情報は、次の方法により関係機関に伝達するものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール
自治会長	電話、必要に応じて口頭
消防団長	電話、町防災行政無線

（７）土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

ア　県（西部総合事務所）は、住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。

イ　町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

ウ　町又は西部総合事務所に情報が入った場合は、県及び町で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

エ　町は、必要に応じて避難指示等を発令する。

7　雨量、水位等の収集計画

雨量、水位等の情報については、国、県及びその出先機関、気象台、国土交通省河川情報あるいは隣接市町村の協力を得て、観測記録の収集に努め、関係のある河川の状況を把握する。

８　火災気象通報・火災警報及び水防警報等

（１）火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理部）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各消防局及び各市町村に対し通報する。

種　　類	発　　表　　基　　準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度 60％以下で、最小湿度 40％を下がり、最大風速が７m/ｓを超える見込みのとき。 平均風速 10m/ｓ以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのとき。 （ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある。）

（２）火災警報の発令

西部広域行政管理組合消防局長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災警報の発令は、自ら又は町の防災行政無線等を通じて周知する。

（３）火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。

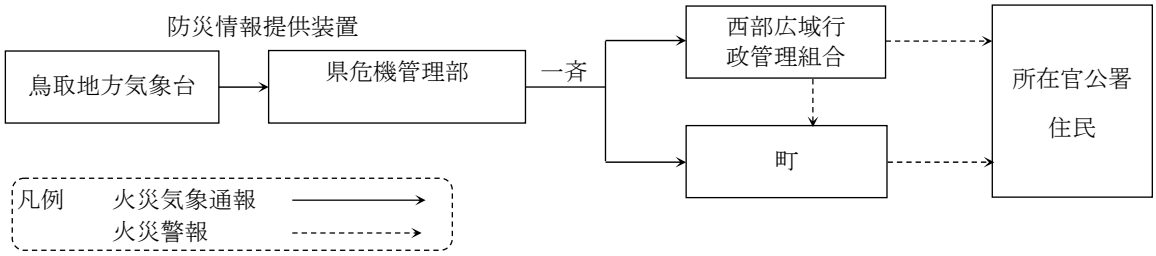

（４）火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり火の使用を制限される。

ア　山林、原野等において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（５）水防警報、洪水予報等の取扱い

「南部町水防計画」に定めるところによるものとする。

９　町における収集要領

町による被害情報の収集は、次により行うものとする。

町は、県、警察署、消防署その他の機関からも情報収集に努め、的確な初動活動を行うものとする。

（１）一般被害等の情報収集

収集した次の一般被害等に関する情報については、速やかに県が定める様式により西部支部を通じて県（危機管理部）に報告を行う。

一般被害等

・人的被害　・住家被害　・非住家被害　・火災の状況　・り災世帯数　・り災者数
・避難準備（要援護者避難）情報、避難指示、指示発令の状況　・避難所の設置状況
・消防団員出動状況　・災害対策（警戒）本部設置状況　・避難者の状況（自主避難を含む。）
・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等　・孤立集落関係
・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況（各種被災地ニーズ）

（２）実施部被害の情報収集達

ア　災害が発生したときは、各班は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該部の部長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。

イ　各部長は、総務部事務局に報告を行い、総務部事務局は報告を受けた被害の状況等をとりまとめ、本部長（町長）に報告するとともに、被害状況に応じ、県（危機管理部）に報告を行うものとする。

（３）その他関係施設被害の情報収集

ア　ため池

ため池施設被害については、次の系統により被害収集を行う。

ため池管理者　→土木部土木班 ⟨ 災害対策本部
　　県（農林局）→ 県（農林水産部）→ 中国四国農政局

イ　樋門

樋門施設被害については、次の系統により被害収集を行う。

樋門操作人 ⟶　土木部土木班 ⟷ 災害対策本部
　　⟷ 県（県土整備部）
　　⟷ 国土交通省日野川河川事務所

ウ　公共交通機

公共交通機関の運行状況（異常気象時の乗客の危険回避対策の状況を含む。）等について、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を収集する。また、必要に応じ、直接問い合わせを行う。

エ　学校

学校施設の被害状況、休校、授業打ち切り、避難情報等の応急対策実施状況等については、教育部教育班（町教育委員会）からの報告等により情報収集を行う。

小・中学校　⟶教育部教育班（町教育委員会）　⟶ 災害対策本部
　　⟷ 西部教育局 →　県教育委員会

オ　福祉保険施設

福祉保健施設学校施設の被害状況、避難情報等の応急対策実施状況等については、福祉保健部からの報告等により情報収集を行う。

社会福祉法人立施設　→法人本部　→ 福祉部避難所班　⟶ 災害対策本部
↘↖ 西部総合事務所（保健関連：米子保健所）
〃　（福祉関連：県民福祉局）

保育所→　福祉部避難所班　⟶ 災害対策本部
↘↖ 西部総合事務所（保健関連：米子保健所）
〃　（福祉関連：県民福祉局）

医療機関　→ 福祉部福祉班　⟶ 災害対策本部
↘↖ 西部総合事務所（保健関連：米子保健所）
〃　（福祉関連：県民福祉局）

（４）情報伝達・共有にあたっての留意事項

ア　情報の報告にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。

イ　情報の伝達は、電話、電子メール、ＦＡＸ、町防災行政無線、町ホームページ、緊急速報エリアメール等により行う。

ウ　災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。

エ　避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

１０　個人情報の取扱い

（１）安否情報の収集及び提供に係る方針

ア　大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

イ　町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、鳥取県個人情報保護条例第８条第３号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ　なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ　安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ　また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

【表　災害対策本部が県に行う災害報告の区分】

報告の区分	報　告　の　時　期	留　　意　　事　　項
緊　急　報　告 （災害概況）	(1) 災害対策本部を設置した災害時 (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害時	○　周囲の状況を把握する ○　消防本部は、県に報告する ○　通報殺到時で困難な時は、直接消防庁へ通報し、消防庁から内閣府、中央防災会議に伝達する。
		○　人的被害及び住家被害を重点に、現況把握次第直ちに報告する ○　部分情報、未確認情報も可（ただし、情報の出所を明記）
被　害　状　況 （　報　告　）	(3)　(1) 又は (2) に定める災害になる恐れのある災害	○　被害状況を収集し、県に報告
災　害　確　定 報　　告		○　被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民基本台帳と外国人登録等照合して、その正誤を確認する。

１１　賀祥ダム及び朝鍋ダムに関する理解の促進

（１）ダムに関する知識や情報については、下流域の水防関係機関等に広く周知することが、河川管理上有効であり、また安心・安全情報の提供の意味でも有意義であると認められるため、県・河川管理者・町と連絡会議等を設け、随時情報交換等を行うとともに、ダムに関する理解を深める契機とするよう努めるものとする。なお、ダム管理者以外が連絡会議等を設けた場合には、当該会議等を活用するものとする。

（２）町は、ダムに関する地域住民の理解を深めるため、地域住民等に対して説明会を開催するなどダムに関する情報の普及啓発を行うものとする。

１２　ため池・樋門の管理体制の強化

１　目　的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

２　実施主体

（１）　ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は町や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、町は県と連携して管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するとともに、町民に対し、ため池の危険性についての周知を図るものとする。

（２）　樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

３　ため池の管理体制の強化

（１）ため池の状況把握

町は、管轄内の重要なため池について現状把握に努めるものとする。特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

（２）ため池の管理体制の強化

ア　町は県が行うため池パトロール等の施設点検に協力し、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

イ　県及び町は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配布するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導する。

ウ　県、町、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときに、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危険防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

エ　町は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとする。

（３）　ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、町と県と連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に町が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

（４）　町内防災重要ため池（５６ヶ所）

No.	地区名	所在		構造	堤高	堤長	貯水量	受益面積
	(名称)	町村	大字		(m)	(m)	(千㎥)	(ｈａ)
1	蓮池	南部町	阿賀	土堰堤	4	69	8.8	4
2	青木池	南部町	浅井	土堰堤	4.4	62	18.7	18
3	蛇谷池	南部町	寺内	土堰堤	3.6	27	2.2	12
4	西法寺池	南部町	阿賀	土堰堤	6.8	94	6.6	3
5	奥堤池	南部町	境	土堰堤	4.2	73	9.9	3
6	鳴居池	南部町	金田	土堰堤	3.6	82	19.8	4
7	ﾏｷﾃﾞﾝ池	南部町	福成	土堰堤	3.5	60	16.5	3
8	二石池	南部町	掛相	土堰堤	4.2	4.7	6.6	9
9	金突池	南部町	金田	土堰堤	5.1	42	9.9	3
10	高瀬池	南部町	清水川	土堰堤	4.3	70	7.7	3
11	大黒目池	南部町	北方	土堰堤	4.8	126	15.4	5
12	松崎池	南部町	境	土堰堤	3.4	68	15.4	3
13	請願寺池	南部町	天萬	土堰堤	4.9	92	9	1
14	平の前池	南部町	福成	土堰堤	3.4	75	6.6	3
15	馬場池	南部町	福成	土堰堤	3.8	51	3.3	2
16	西井堤池	南部町	西	土堰堤	3.3	85	4.4	4
17	大池	南部町	猪小路	土堰堤	5.2	102	15.4	4
18	奥池	南部町	境	土堰堤	4.3	52	16.5	3
19	大谷池	南部町	絹屋	土堰堤	3.8	75	5.5	2

No.	地区名	所在		構造	堤高	堤長	貯水量	受益面積
	(名称)	町村	大字		(m)	(m)	(千㎥)	(ｈａ)
20	馬場井筒池	南部町	馬場	土堰堤	3.8	29	5.5	2
21	大谷大池	南部町	阿賀	土堰堤	4.6	60	3.3	5
22	三蔵池	南部町	福成	土堰堤	5.1	47	7.7	6
23	ソフリ池	南部町	徳長	土堰堤	5.0	43	5	1
24	ケド池	南部町	金田	土堰堤	4	40	3.3	2
25	井坂上池	南部町	高姫	土堰堤	5.6	72	26.4	25
26	鬼埒池	南部町	境	土堰堤	3.8	35.3	1.1	1
27	青堤池	南部町	金田	土堰堤	10.5	51	7.7	7
28	道々原大池	南部町	寺内	土堰堤	5	125	15.4	8
29	久清池	南部町	清水川	土堰堤	3.8	33.7	0.5	0.8
30	千達中池	南部町	寺内	土堰堤	2.7	37	1.1	12
31	松尾池	南部町	田住	土堰堤	5	90	34.1	15
32	福里上池	南部町	天萬	土堰堤	6.6	162	15.4	10
33	椿谷池	南部町	絹屋	土堰堤	16.3	90	89	40
34	奥田池	南部町	御内谷	土堰堤	5.7	83	6.6	3
35	普段寺池	南部町	天萬	土堰堤	10.8	99	28.6	10
36	掛相大池	南部町	掛相	土堰堤	6.8	50	20.9	9
37	馬佐良大池	南部町	馬佐良	土堰堤	5	40	16.5	9
38	金井谷池	南部町	金田	土堰堤	14.4	91	46	7
39	夏焼池	南部町	猪小路	土堰堤	5.4	74	17.6	3
40	ハタラ谷池	南部町	北方	土堰堤	4.2	60	11	0.9
41	掛谷池	南部町	馬場	土堰堤	7.2	60	13.2	3
42	みそぎ池	南部町	阿賀	土堰堤	4.5	38	3.3	2
43	御崎谷池	南部町	徳長	土堰堤	2	20	1	－
44	嫁殺池	南部町	馬場	土堰堤	6.3	57	12.1	2
45	峠池	南部町	絹屋	土堰堤	3.8	25	2	1.2
46	井坂下池	南部町	高姫	土堰堤	4.8	58	17.6	25
47	スエトウ池	南部町	鴨部	土堰堤	2.9	26	1	－
48	下菰池	南部町	馬場	土堰堤	4.5	50	9.9	－
49	道々原新池	南部町	寺内	土堰堤	3	107	5	－
50	才ヶ峠池	南部町	猪小路	土堰堤	5.4	35	2.2	2
51	上菰池	南部町	馬場	土堰堤	7	57	7.7	－
52	道々原中池	南部町	寺内	土堰堤	3	51	1.1	0.5
53	三平池	南部町	御内谷	土堰堤	9.2	61	13.2	70
54	先達大池	南部町	寺内	土堰堤	7.5	94	25.3	12
55	アンゴデ池	南部町	御内谷	土堰堤	4.5	17	0.8	－

No.	地区名	所在		構造	堤高	堤長	貯水量	受益面積
	(名称)	町村	大字		(m)	(m)	(千㎥)	(ｈａ)
56	奥池	南部町	浅井	土堰堤	11.8	86	24.2	22

※一般のため池は南部町ハザードマップに記載のとおり

※鳥取県が劣化の現況・豪雨及び地震による影響に基づき判定した結果を示している。
なお、危険度調査は現在進行中であり、今後調査結果によっては、危険度順位が、変動する可能性がある。

１３　公用負担権限

（１）公用負担権限

水防法第２８条の規定により、水防のため必要があるときは、水防管理者（町長）または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用　　イ　土地、土石、竹木その他資材の使用

ウ　車両その他の運搬用機器の使用　　エ　工作物その他障害物の処分

（２）公用負担権限委任証明書

水防法第２８条の規定により、公用負担の権限を行使するものは、水防管理者または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあっては委任を示す証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

（３）公用負課の証票

水防法第２８条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、これを示す証票を２通作成して、その１通を目的物所有者管理者またはこれに準ずるべき者に手渡さねばならない。

（４）損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、町は時価によりその損失を補償するものとする。

１４　災害広報の実施

災害が発生した場合又は災害が発生する恐れのある場合において、災害情報、災害応急対策等を周知徹底させ、町民の安全の確保を図り、また被害の拡大防止に資するため、報道機関等の連携のもと適切かつ迅速な広報活動を行う。

（１）実施責任者

災害広報は、町長（本部長）が実施する。なお、担当は未来を創る課員とする。

（２）広報の方法

①　広報の編集

広報班は、本部が収集した災害情報等により、広報事項を編成作成するものとする。

② 広報活動体制

ア 広報班の配慮すべき事項

項　　目	手　順　及　び　必　要　事　項
事前広報重視の広報資料の作成	①　救援対策及び応急復旧対策実施スケジュールの目安に基づく災害時広報活動計画の作成 ②　各部への資料提供要請、収集及び取りまとめ ③　分かりやすさに配慮した広報活動資料作成 ④　ファクシミリ、インターネット、電子メール等による各部及び避難所への配布
広報発行の配布	①　印刷体制の確立（印刷機、用紙、インク等の確保） ②　臨時区長文書配布の手配（地域振興協議会、シルバー人材センター等）
報道機関対応	各報道機関に対して報道の協力の要請、情報提供
巡回広報活動	①　広報車による巡回広報活動 ②　緊急広報を必要とする地域への広報活動 ③　防災行政無線、ＣＡＴＶによる広報活動

※　ＣＡＴＶ依頼様式・防災行政無線依頼様式・原稿例（資料編　資料８）

イ 避難所班の配慮すべき事項

広報班から提供を受けた広報活動用資料を活用し、避難所在住の住民に対し、必要な情報を提供する。

項　　目	手　順　及　び　必　要　事　項
広報資料に基づいた広報活動	避難所班は避難所において広報活動（館内放送、口頭伝達、掲示等）を行い、必要な情報を避難所在住民に広く周知する
広報の配布	配布されるべき広報を避難所内にて配布

ウ 各班の役割

各班は、本部長が指示する災害対策及び応急復旧対策に基づき、町民その他からの問い合わせに対して、職員誰でもが的確に対応できるように、可能な限り詳細な資料を作成し、提供するよう努める。

③ 主に広報すべき情報

災害時の広報活動は、概ね初動期（災害発生直後）、４～６日以降、復旧段階（７日目以降）に大別し、それぞれの期に必要な情報を提供するものとする。

災害用伝言ダイヤル「171」の利用を呼びかける。

④ 報道機関に対する情報発表

ア 情報発表の責任者

本部から報道発表に対し情報を正式に発表する場合の責任者は情報班長とする。

イ 情報発表の方法

報道機関に対する情報は、報道事項、内容等について本部及び各班と十分な連絡調整を図り、必要に応じて各班の責任者又はそれに準ずる者の立会いのもとに行う。

ウ 報道機関への資料提供は、災害発生後３０分、以後３時間毎とし役場法勝寺庁舎１階ロビーに報道センターを設けて実施する。

⑤　町民に対する広報

町民に対しては、防災無線、ＣＡＴＶ、広報車等を利用して周知徹底を図るほか、必要に応じてテレビ、ラジオ等の報道機関に依頼するとともにチラシの配布、掲示等を行い、広報活動の徹底を図るものとする。

第３節　防災関係機関等との連携実施計画

この計画は、大規模な災害が発生した場合、町単独では十分な対応ができないことも予想されるため、このような場合、県、他市町村及びその他防災機関、自衛隊等に対して応援要請を行う場合の計画であり、迅速で適確な災害体制の整備を図ることを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第１章第３節　防災関係機関等の連携実施計画を準用する。**）

第４節　ボランティアの派遣・受入計画

この計画は、災害時の応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きいことから、その受入体制の整備について定める。

（詳細については、**震災対策編第１章第４節　ボランティアの派遣・受入計画を準用する。**）

第５節　災害時における消防・水防活動の実施計画

この計画は、災害による同時多発火災に備え、火災を鎮圧、被害の拡大を防止し、社会秩序の維持と住民の福祉を図るべく、迅速かつ適切な応急活動について定める。また、災害後の二次災害防止の観点から適切な水防活動を実施することを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第１章第５節　災害時における消防・水防活動の実施計画を準用する。**）

第６節　救助活動の実施計画

この計画は、災害により被害を受けた住民を救助するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

また、被災者等の救出について、町、県、警察、その他防災関係機関の協力のもと、迅速かつ的確に実施し、町民の生命を守ることを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第１章第６節　救助活動の実施計画を準用する。**）

第７節　避難・避難所対策の実施計画

この計画は、災害から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの住民避難にかかわる指示・指示、誘導、避難所の運営について定める。

１　避難等の発出

（１）河川の氾濫等に係る避難指示等の発出

ア　避難等の発出

町は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難等を発出するものとする。

イ　発出の目安となる情報

発出等の目安となる水位情報等については、国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●国土交通省「川の防災情報」インターネット　http://www.river.go.jp/
　　携帯電話　http://i.river.go.jp/
●国土交通省　市町村向け「川の防災情報」　http://city.river.go.jp/
●鳥取県防災情報　インターネット　http://tottori.bosai.info/
　　携帯電話　http://tottori.bosai.info/mobile/

ウ　避難指示等発令の参考となる水位等（河川等のはん濫）

＊　避難判断水位（特別警戒水位）は、一般的に避難に要する時間をおおよそ１時間として、既往の水位上昇量等を勘案し、はん濫危険水位（危険水位）に到達する１時間前の水位として設定している。

（ア）　洪水予報河川

水位の種別	水位（法勝寺川）		発出の目安となる避難情報	発表される洪水予報	水防警報
	柏尾(6k200)	宮の前橋			
はん濫危険水位（危険水位）	３，３ｍ	４，５ｍ	避難指示	はん濫危険情報（洪水警報）	出動・指示
避難判断水位【はん濫危険水位（危険水位）に達する一定時間前の水位】	２，７ｍ	３，９ｍ	避難準備・高齢者等避難開始	はん濫警戒情報（洪水警報）	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	２，７ｍ	３，９ｍ		はん濫注意情報（洪水注意報）	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	２，１ｍ	３，３ｍ	―	―	待機・準備

（イ）　水位周知河川（水位情報周知河川）

水位の種別	町からの発出の目安となる避難情報	発表される警戒レベル情報（気象台・県）	水防警報
はん濫危険水位（危険水位）に相当する水位	警戒レベル４　避難指示	警戒レベル４相当情報	出動・指示
避難判断水位（特別警戒水位）	警戒レベル４避難指示	警戒レベル４相当情報	出動・指示
はん濫注意水位（警戒水位）	警戒レベル３高齢者等避難	警戒レベル３相当情報	出動・指示
水防団待機水位（指定水位）	―	―	待機・準備

（ウ）　その他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、内水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難等の発出を判断するものとする。

気象状況等	発出の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	警戒レベル３　高齢者等避難情報
近隣で浸水が拡大、排出先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	警戒レベル４　避難指示
近隣で床上浸水、排出先の河川の水位が高くなり内水（河川に排出できずにはん濫した水）ポンプの運転停止や水門閉鎖	警戒レベル４避難指示(緊急)

（エ）　水位以外の状況

町長は、その他、水位以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
堤防の決壊（破堤）につながるような漏水等の発見	警戒レベル４　避難指示
堤防の決壊（破堤）・堤防の決壊（破堤）につながるような大量の漏水や亀裂等の発見など	警戒レベル４　避難指示(緊急)

（オ）　発出の範囲

ⅰ　高齢者等避難については、避難支援プランに定められた要配慮者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者

ⅱ　避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者

ⅲ　避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の浸水想定区域にある住家等のある地域にある者

ⅳ　発出に当たっては、浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発出を行う

（２）土砂災害に係る避難指示等の発出

ア　避難指示等の発出

町は、土砂災害について、県県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、あらかじめ定めた避難指示等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難指示等を発出するものとする。

イ　発出の目安となる情報

発出等の目安となる情報については、ホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとするほか、渓流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

●鳥取県防災情報　　インターネット　http://tottori.bosai.info/
　　携帯電話　　http://tottori.bosai.info/mobile/

ウ　大雨警報及び土砂災害警戒情報による判断の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における町長の避難指示等発出の目安は下表のとおりである。

また、避難指示等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区分		スネーク曲線	発出の目安となる避難情報
（大雨警報）		―	警戒レベル３　高齢者等避難
土砂災害警戒情報	レベル１	2時間後にＣＬに達すると予測された場合	警戒レベル４　避難指示
	レベル２	１時間後にＣＬに達すると予測された場合	警戒レベル４　避難指示
	レベル３	実況でＣＬに達し、災害が多発するおそれが高いと認めた場合	警戒レベル５　災害発生速やかに命を守る行動

※スネーク曲線：土砂災害警戒判定図における実況雨量及び1、2時間先予測雨量の推移の線

※ＣＬ（Critical　Line）：土砂災害警戒判定図における土砂災害警戒情報の基準となる土砂災害発生危険基準線

エ　警戒情報以外の状況

町長は、その他、警戒情報以外の状況についても勘案し、避難指示等の発出を判断するものとする。

水位以外の状況	発出の目安となる避難情報
近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁りはじめた、量が変化）の発見	高齢者等避難情報
近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見	避難指示
近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象や前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見	避難指示(緊急)

オ　発出の範囲

（ア）　高齢者等避難については、避難支援プランに定められた要配慮者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している要配慮者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者

（イ）　避難指示等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者

（ウ）　避難指示等の発出基準等を定めていない場合にあっては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者

（エ）　土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者

（オ）　発出に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発出を行う

（詳細については、**震災対策編第１章第７節　避難・避難所対策の実施計画を準用する。**）

第８節　食料の供給実施計画

この計画は、災害時における被災者及び救助作業者等に対する食料の供給を定める。

（詳細については、**震災対策編第１章第８節　食料の供給実施計画を準用する。**）

第９節　応急給水の実施計画

災害による給水施設の損壊、飲料水の枯渇、汚染等により現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し被災者を保護するとともに、その施設等の応急復旧を図るものとする。

（詳細については、**震災対策編第１章第９節　応急給水の実施計画を準用する。**）

第 10 節　生活必需品の供給実施計画

災害時における被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品の給与については、この計画の定めるところによる。

（詳細については、**震災対策編第１章第 10 節　生活必需品の供給実施計画を準用する。**）

第 11 節　応急住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の応急対策は、この計画の定めるところによる。

（詳細については、**震災対策編第１章第 11 節　応急住宅対策計画を準用する。**）

第 12 節　医療及び助産対策計画

この計画は、災害のため医療機構が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び分べんの介助等を実施し、被災者の保護を図ることを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第１章第 12 節　医療及び助産対策計画を準用する。**）

第 13 節　防疫対策の実施計画

災害時には廃棄物等が散乱して生活環境の悪化がみられ、伝染病や食中毒が発生しやすいため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生に努める。

（詳細については、**震災対策編第１章第 13 節　防疫対策の実施計画を準用する。**）

第 14 節　行方不明者の捜索・遺体の埋葬計画

災害による行方不明者の捜索及び遺体の収容、検案、処理等については、米子警察署に協力を要請し、適切な対応に努める。

（詳細については、**震災対策編第１章第 14 節　行方不明者の捜索・遺体の埋葬計画を準用する。**）

第 15 節　生活救護対策の実施計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給並びに低所得者に対して災害救護金の融資等を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進するものとする。また、一般から拠出された義援金品で町に寄託されたもの、及び県又は日本赤十字社鳥取県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要事項を定める。

（詳細については、**震災対策編第１章第１５節　生活救護対策の実施計画を準用する。**）

第 16 節　廃棄物対策の実施計画

被災地における倒壊家屋や全壊家屋の解体で発生する廃棄物等による環境汚染を防止し、二次的災害を防止するため、被災地の廃棄物、し尿等の効率的な処分方法を定め、被災地の環境浄化を図ることとする。

（詳細については、**震災対策編第１章第 16 節　廃棄物対策の実施計画を準用する。**）

第 17 節　交通・輸送対策の実施計画

１　交通確保対策の実施

災害により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗り入れによる交通まひ等の生じる恐れのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送を確保する。

（詳細については、**震災対策編第１章第 17 節　交通・輸送対策の実施計画を準用する。**）

第 18 節　ライフラインの応急対策の実施計画

公共施設及びライフラインとして重要な電気、電話及び水道施設が災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講ずるとともに、電気等による二次災害を防止する。

（詳細については、震災対策編第１章第 18 節　ライフラインの応急対策の実施計画を準用する。）

第 19 節　教育・保育対策の実施計画

乳幼児・児童・生徒をもつ住民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう、応急的な教育・保育を実施する。

（詳細については、震災対策編第１章第 19 節　教育・保育対策の実施計画を準用する。）

第 20 節　災害警備活動の実施

災害警備については、米子警察署及び町内駐在所と緊密な連携のもとに防犯の任に当たる。また、防災関係機関と緊密な協力連絡のもとに警察に協力して治安の維持、交通の確保、犯罪の防止に努める。

また、災害時の状況によっては、交通確保のための協力機関として交通安全協会、治安維持の協力機関として消防団によって班を編成し、これらの安全を図る。

（詳細については、震災対策編第１章第 20 節　災害警備活動の実施計画を準用する。）

第 21 節　危険物施設等の応急対策の実施計画

（詳細については、震災対策編第１章第 16 節　危険物施設等の応急対策の実施計画を準用する。）

第 22 節　農林関係応急対策の実施

農林水産業は、他の産業に比べ自然災害による影響を受けやすく、生産に大きく左右し、農家の生産問題をもたらす。災害対策本部は状況を適確に把握し、被害の拡大防止のための自然条件の変化に迅速に対応し、応急措置を講ずる。

（詳細については、震災対策編第１章第 22 節　農林関係応急対策の実施計画を準用する。）

第 23 節　公共土木施設等の応急復旧計画

災害の発生後、民生の安定・社会経済活動の早期回復を図るため、被災箇所の復旧計画をたて、応急復旧を実施する。

（詳細については、**震災対策編第１章第 23 節　公共土木施設等の応急復旧計画を準用する。**）

第 24 節　二次災害の防止計画

１　二次災害の防止

大雨による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する二次災害の被害を防止するため、調査、復旧、広報、警戒、避難のための実施方針を定める。

（詳細については、**震災対策編第１章第 24 節　二次災害の防止計画を準用する。**）

第 25 節　災害対策関係職員の健康管理計画

大規模災害時には、平日・休日及び昼夜を問わず、災害応急対策に多数の職員及び関係者が従事するが、非日常的な勤務状況下において、体調を損ねる者がでることが想定される。

本計画は、災害対策に従事する者の健康管理と適切な配備体制について規定する。

（詳細については、**震災対策編第２章第 25 節　災害対策関係職員の健康管理計画を準用する。**）

第 26 節　雪害対策計画

１　目的

積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらに孤立集落等の発生などに際し、速やかに措置することを目的とする。

２　除雪対策

積雪による交通路を確保するため、迅速適確に除雪作業の実施を図ることとする。

（１）実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施にあたっては県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

（２）本町内の県道については、県・市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画により除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

ア．町が行う除雪基準

（ア）通学路の確保（給食運搬車通路等）

（イ）通勤、物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）

（ウ）医療・福祉機関への路線の確保

（エ）その他緊急に必要とする路線

イ．除雪路線

（ア）町道について

県道除雪の状況をみながら効率的に対応するものとする。

（イ）県道について

本町内の県道についての除雪順位は鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。

ウ．除雪方法

（ア）機械力除雪

除雪機械のオペレーターは委託等により行う。

（イ）委託除雪

必要に応じ民間業者等に委託して行う。

（ウ）人力除雪

機械力除雪を行うことが不可能又は不適当な区間を必要により人力をもって行う。

エ．除雪機械及び除雪要員

（ア）除雪機械

（イ）除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとするが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、民間団体や事業所等の協力を得るほか、労務者の雇上げにより実施するものとする。

３　孤立予想集落等

積雪による交通路の途絶が長期にわたる場合、生活必需品・医療品の不足、あるいは急病人等の搬出、火災等の消化活動の遅れ等、多くの問題を発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品・医療品の確保については常に地区住民に広報し、周知を図る。また、急病人・火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。

第 27 節　竜巻・突風対策

１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

（１）気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～１日程度前に「大雨と雷及び突風に関する県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から１時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

（２）身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア．竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

（ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる

（イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする

（ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す

（エ）大粒の雨やひょうが降りだす

イ．発生時に屋内にいる場合

（ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く

（イ）雨戸・シャッターを閉める

（ウ）１階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する

（エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ．発生時に屋外にいる場合

（ア）車庫・物置・プレハブを避難所にしない

（イ）橋や陸橋の下に行かない

（ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る

（エ）電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険

２　農作物等の風害対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害対策を推進する。

（１）風害の恒久的対策

ア．防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ．防風垣の設置

（ア）果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

（イ）幅員及び高さ

一列植とし１～１．５m幅で高さは一定しないが３～９m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

ウ．多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第 28 節　被災者支援計画

災害により被災した住民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第２章第 26 節　被災者支援計画を準用する。**）

第 29 節　帰宅困難者対策

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第２章第 27 節　帰宅困難者対策を準用する。**）

第 30 節　災害時の事業継続の取組みの促進

この計画がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

（詳細については、**震災対策編第１章第 28 節　災害時の事業継続の取組みの促進を準用する。**）

第２章　災害復興計画

第１節　災害復興本部の設置等

（詳細については、震災対策編第２章第１節　災害復興本部の設置等を準用する。）

第２節　公共施設の災害復旧計画

（詳細については、震災対策編第２章第２節　公共施設の災害復旧計画を準用する。）

第３節　民生安定計画

被災者の住環境の改善、生活の確保等を定めることにより、民生の安定、地域コニュミティーの存続を図ることを目的とする。

（詳細については、震災対策編第２章第３節　民生安定計画を準用する。）

第４節　経済秩序安定計画

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活安定を図るものとする。

（詳細については、震災対策編第２章第４節　経済秩序安定計画を準用する。）

第５節　義援金の受入れ及び供給に関する計画

災害時には、国内、国外から多くの善意の義援金が送られてくることが予想されるため、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布するものとする。義援金の供給、配分、管理の責任者は町長とする。

（詳細については、震災対策編第２章第５節　義援金の受入れ及び供給に関する計画を準用する。）

第６節　激甚災害の適用

（詳細については、震災対策編第２章第６節　激甚災害の適用を準用する。）

第５編　事故災害対策編

第１章　災害予防計画

第１節　大規模事故予防体制の整備

１　目的

この計画は、大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

２　想定される大規模事故

（１）想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

①　道路災害

②　航空災害

③　危険物等の災害

（２）想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応を超える程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生する恐れがある場合とする。

３　防災体制の整備

（１）各機関の防災体制

町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

（２）応急対策体制の研究・点検・整備

①　人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

②　災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

③　訓練を通じた検証

町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

４　地域の協力体制の構築

局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、町及び県は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。

第２節　大規模道路災害の予防

１　目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

２　災害予防対策の推進

町長及び各道路管理者はそれぞれ管理下の道路について次の災害予防対策を進めるものとする。

（１）道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

①　気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。

②　道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。

③　道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。

④　道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

（２）落石対策

①　道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。

②　また、消防局及び警察本部等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。

第３節　航空機災害の予防

１　目的

航空災害による被害を最小限にとどめるため、町は県及び関係機関に協力するものとする。

２　災害情報の収集・連絡体制の整備

（１）災害情報の収集・連絡

町は、災害情報の県への報告、もしくは収集が適確に実施できるよう、日常業務又は訓練を通じて使用方法等について習熟を図る。

なお、町の情報収集・連絡等については、第３編第１章第２節「情報の収集・伝達計画」によるものとする。

（２）災害応急活動体制の整備

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者をともなう大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町は防災体制を整備し、県及び防災関係機関と相互連携体制を確立する。

ア．応援協力体制の整備

町は航空災害発生時において、迅速な応援協力が行えるよう、その体制を整備し、所用の資機材の調達等を行うものとする。

第４節　危険物等災害の予防

１　目的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

２　危険物事故災害予防対策

（１）危険物規制法令遵守の指導

町は消防局と連携して、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

①　危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

②　危険物保安監督者の選任の励行

③　危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

④　危険物取扱者等による施設点検の励行

⑤　消火、警報設備の維持及び点検

⑥　危険物運搬の安全確保

ア　危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

イ　危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

ウ　消火設備の設置について指導するものとする。

⑦　保安教育の実施

ア　危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

イ　一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

（２）危険物の災害予防対策

町、消防局、県及び関係団体は連携して、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

町は消防局と連携して、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主なもの指導事項は次のとおりである。

①　施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるように指導すること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とするよう指導すること。

② 地震防災教育・地震防災訓練の実施

③ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期するよう指導すること。

④ 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあっては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

⑤ 防災資機材の整備

３　高圧ガス事故災害予防対策

（１）災害予防対策

町は県と連携して、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

① 立入検査等の実施

ア　高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

イ　高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

ウ　高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

エ　危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

② 定期的自主検査等の実施

ア　高圧ガス取扱業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

イ　関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。

ウ　取扱業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

第５節　大規模火事災害予防対策

１　目的

建築物や住宅の密集地における火災は大規模化する危険性がある。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民、建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

２　大規模な火事災害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しながら、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町域及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

（１）防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、公園の積極的な整備に努める。

（２）町道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

３　火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

（１）学校、病院等で消防法第８条の規定に基づき、定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。

（２）防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

（３）文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行うとともに、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第６節　林野火災予防対策

１　目的

森林は、ひとたび林野火災が発生すると、地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがあり、また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する。

２　林野火災に強い地域づくり

（１）防火林道、防火森林の整備に努める。

（２）林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、児童・生徒等を重点に、林野火災予防思想の普及、啓発を図る。

（３）森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

３　予防体制の強化

（１）森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所及び炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。

（２）異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの規制を適正に行う。

（３）林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

第７節　放射性物質及び原子力事故災害事前対策

１　総則

（１）計画の目的

本町は、中国電力株式会社島根原子力発電所から約 37km（町法勝寺庁舎）の位置にあり、原子力発電所の事故等が発生した場合には、影響が及ぶ場合がある。

万が一原子力発電所から放射性物質が放出された場合には住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。あわせて、必要な場合は避難住民の受入も実施する必要がある。

このことから、原子力災害（島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

（２）計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

また、米子市・境港市の一部地域が緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に設定されていることから、本町においても、県地域防災計画及び県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）との整合を図るものとする。

（３）計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所の概要

鳥取県と隣接する島根県に、島根原子力発電所が所在しており、本町（役場法勝寺庁舎）からは約 37ｋｍの距離に位置している。そのため本町は予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：原子力施設からお概ね半径５ｋｍ圏）や緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね半径 30ｋｍ圏）には含まれていない。

県内では、境港市の全域ならびに米子市の一部（概ね半径 30ｋｍ圏内で米子市地域防災計画に定める区域）がＵＰＺに定められている。

本町はＵＰＺ外の区域であるが、島根原子力発電所の状況に応じた対応を講じるとともに国及び県からの指示、要請に基づき必要に応じた防護措置を実施する。

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片句 654－１		
発電機出力及び原子炉形式	１号機	46 万ｋＷ	沸騰水型軽水炉営業運転終了・廃止措置中
	２号機	82 万ｋＷ	沸騰水型軽水炉
	３号機	137.3 万ｋＷ	改良型沸騰水型軽水炉　建設中

２　原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び町等が実施する平常時における原子力災害事前対策について定める。

（１）緊急事態応急体制の整備

① 通信連絡体制の整備

町は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における町防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

② 防災訓練等の実施

町は県と連携し、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練、避難者受入のための避難所開設訓練等を定期的に実施する。

（２）防災知識の普及等

①　放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、研修会を行うなど放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ　その他必要と認める事項に関すること

②　原子力災害に関する防災知識の普及

ア　防災広報

町は、県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

a　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

b　原子力災害とその特性に関すること

c　緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

d　緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

e　その他必要と認める事項に関すること

イ　防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

③　住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、県と連携し体制整備を図る。

（３）平常時におけるモニタリングの実施

町は、県内における放射性物質又は放射線による影響を把握するため、平常時より県が実施している、環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）について協力する。

また、モニタリング結果については随時情報提供を受けるとともに町民に提供する。

第２章　災害応急対策計画

第１節　大規模事故応急対策

１　目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

２　各機関の体制及び対策

（１）各機関の体制

①　道路管理者・危険物取扱事業者

第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

②　町

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

③　県

ア　事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

イ　また、災害対策地方支部等から連絡要員を町対策本部又は町現地対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、町等で対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する

④　消防局

町災害対策本部（現地対策本部）・県災害対策本部（災害対策地方支部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。

⑤　警察本部

ア　事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

イ　広域緊急援助隊の派遣要請について検討する。

⑥　医療機関

ア　テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

イ　また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への医療班の自主的な出動に努める。

（２）各機関の体制防災関係機関間の情報伝達及び共有

①　町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握すると共に、情報の共有を図るものとする。

②　特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は、早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

③　他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要となる情報を速やかに、共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

（３）避難誘導

①　大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避難誘導を行うものとする。

②　応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

③　警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

（４）危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

（５）二次災害の発生防止

①　応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

②　応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

（６）各防災関係機関の連絡調整

①　町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。

②　特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

３　大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

（１）大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や医療班等をより迅速に集結させるものとする。

（２）広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。

（３）事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。

（４）救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。

（５）大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療（ＣＳＭ：Confined Space Medicine：進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療)」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。

（６）事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。

（７）大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないよう、県が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確保し、決定するものとする。

（８）消防局及び県は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第２節　大規模道路災害応急対策

１　目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

２　想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

（１）道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等

（２）道路上での重大事故（交通事故等）

（３）車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

３　応急対策

（１）被害情報の収集・連絡

町、消防局及び警察署及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

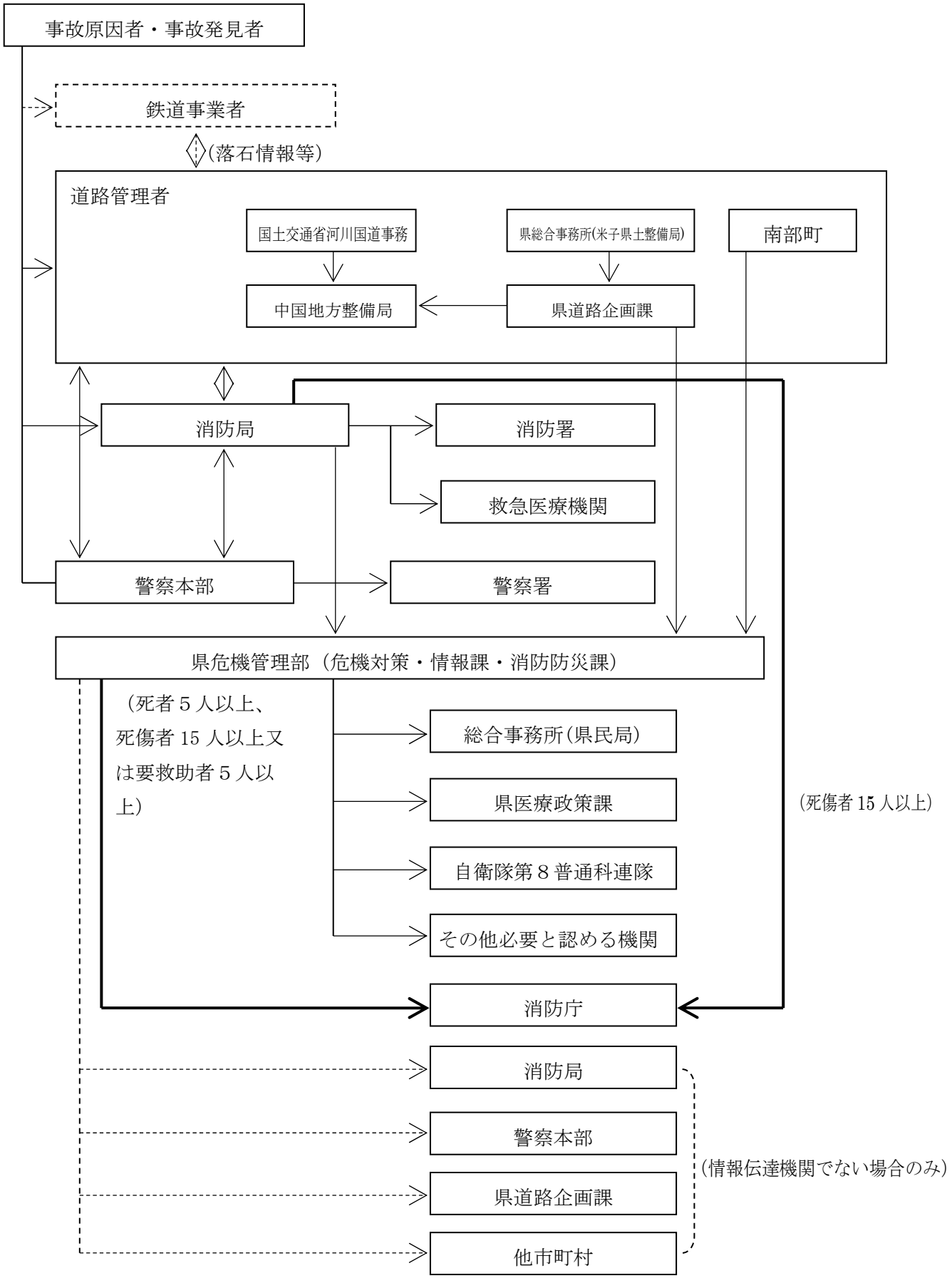
事故原因者・事故発見者
鉄道事業者
(落石情報等)
道路管理者
国土交通省河川国道事務
県総合事務所(米子県土整備局)
南部町
中国地方整備局
県道路企画課
消防局
消防署
救急医療機関
警察本部
警察署
県危機管理部（危機対策・情報課・消防防災課）
（死者５人以上、死傷者 15 人以上又は要救助者５人以上）
総合事務所(県民局)
県医療政策課
自衛隊第８普通科連隊
その他必要と認める機関
(死傷者 15 人以上)
消防庁
消防局
警察本部
県道路企画課
他市町村
(情報伝達機関でない場合のみ)

（２）落石に係る応急対策

①　町、消防局、警察署及び道路管理者等は、住民等から道路上の落石情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

②　道路管理者は、①の連絡を受けた場合又は道路上の落石の情報を入手した場合、（１）の連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。

③　道路管理者は、落石の情報を受け、道路上の落石の状況を確認し、通行の禁止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。

④　道路管理者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、（１）の連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

（３）その他の応急対策

①　危険物の流出等への対応

ア　道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

イ　また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

②　道路通行規制の実施

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

③　応急復旧

ア　道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

イ　また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。

④　広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報をインターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。

⑤　その他、各関係機関は、本編第２章第１節「大規模事故応急対策」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第３節　航空機災害応急対策

１　目的

航空災害が発生した場合、事故の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、空港管理(事務)所の他、市町村、米子消防署、日赤、医師会、地元住民、ボランティアも含む多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ適確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとする。

２　実施内容

町は、県、他市町村及び防災関係機関とともに、航空災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ適確に災害情報を収集、伝達することに努める。

航空災害の発生に際し、適確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、災害状況の実態を適確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保、運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内、組織間において通信、情報連絡を行う。

３　情報管理（通信連絡）体制の確立

航空災害発生時の町の通信連絡系統としては、防災行政無線を基幹的な通信系統とする他、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

４　情報等の収集、伝達

被害状況の迅速かつ適確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

町は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ適確に把握し、関係機関に伝達する。

５　災害応急活動体制の確立

航空機の墜落等の大規模な航空災害が発生した場合、町は迅速かつ適確に応急措置が実施できるよう、本計画の定めるところにより、速やかに対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災機関に通報するものとする。

６　救助、救急、医療救護、捜索及び消火活動

航空災害の発生時の捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動にあたっては、県、空港管理事務所、米子消防署、医師会等関係機関の協力の下に実施する。

活動にあたっては、災害の発生場所に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明であっても、墜落の可能性があり、捜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

第４節　危険物等災害応急対策

１　目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

２　想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

（１）危険物（消防法第２条第１項）の漏えい・流出、火災及び爆発

（２）高圧ガス（高圧ガス保安法第２条)、液化石油ガス（液石法第２条）の漏えい・流出、火災及び爆発

３　危険物事故災害応急対策

（１）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

①　被害情報の系統は以下のとおり。

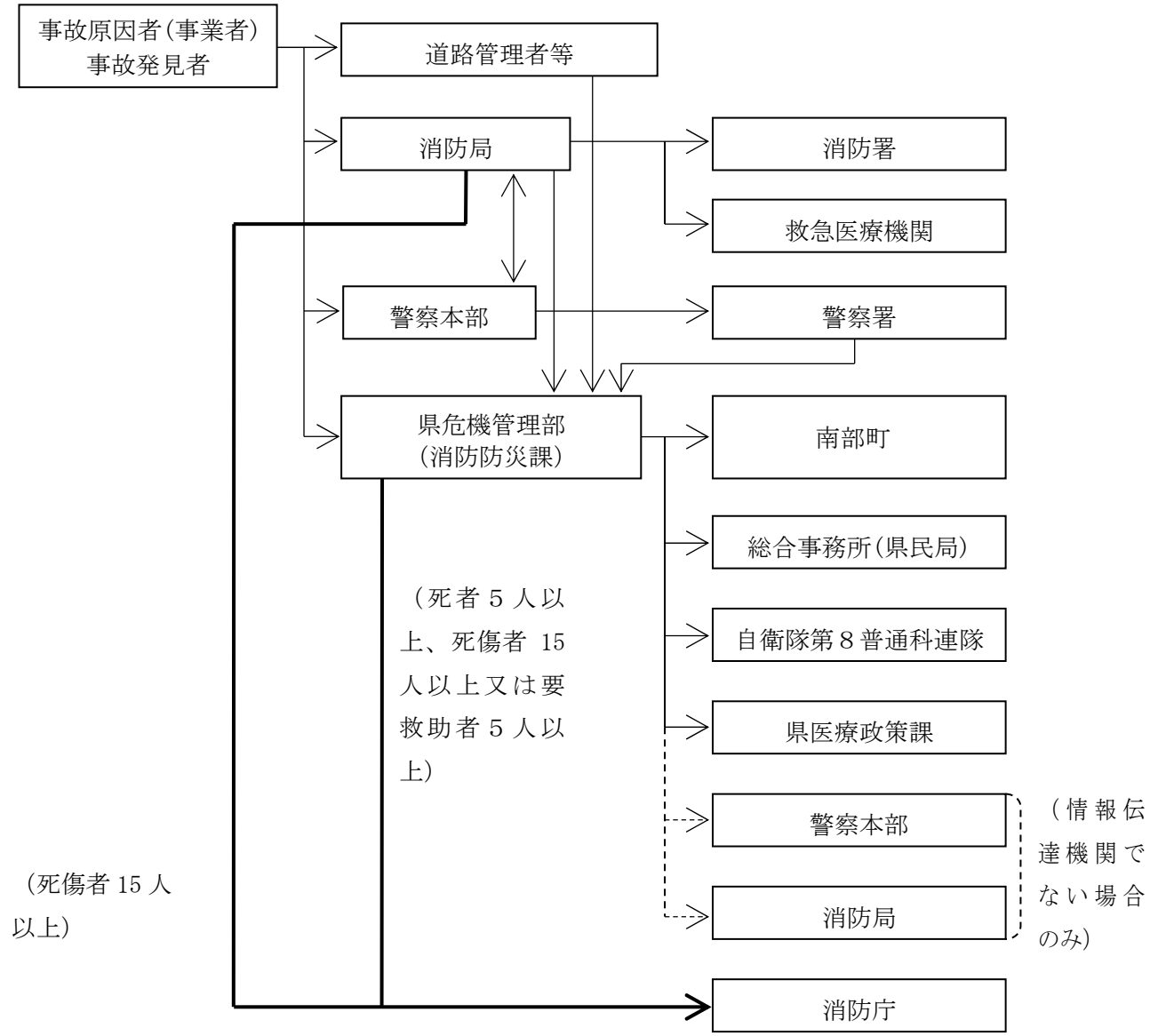

② 施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、消防局、警察本部、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

③ 消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、町及び県へ速やかに通報する。

④ 町、県、消防局、警察本部、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

⑤ 河川に係るものにあっては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

⑥ 町、県、消防局、警察本部及び危険物取扱事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

（２）災害応急措置

① 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

② 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

③ 消防局の措置

ア 事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

イ 事危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

ウ 前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

エ 事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

④ 警察の措置

ア 速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

イ 町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

ウ 町長からの要求があった場合には、災害対策基本法第５９条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

４　高圧ガス事故災害応急対策

（１）高圧ガスに係る応急対策

①　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

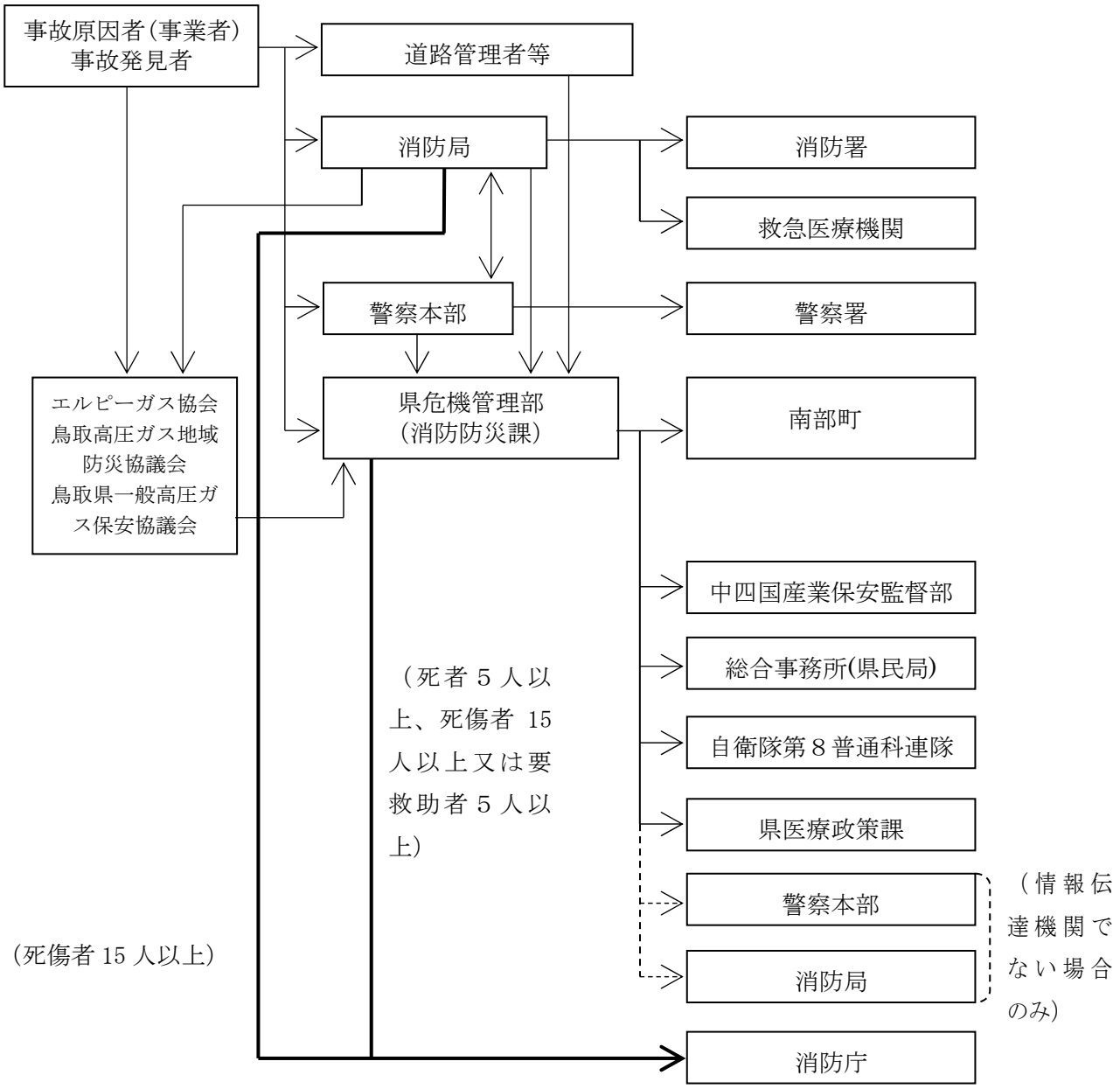

イ　高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は町、県、消防機関、警察に通報する。

ウ　町、県、消防局、警察本部及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ　町、県、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

② 災害応急措置

ア 事業者の措置

ａ 製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

ｂ 貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスについて、危険因子の排除を行う。

ｃ その他、３（１）①アの措置に準ずる。

イ 町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ウ 県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

ａ 事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき

ｂ 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき

ｃ 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき

エ 鳥取県エルピーガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

ａ 事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

ｂ 関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

オ 消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

カ 警察の措置

本節３（１）②エの措置に準ずる。

（２）液化石油ガスに係る応急対策

①　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ア　被害情報の系統は以下のとおり。

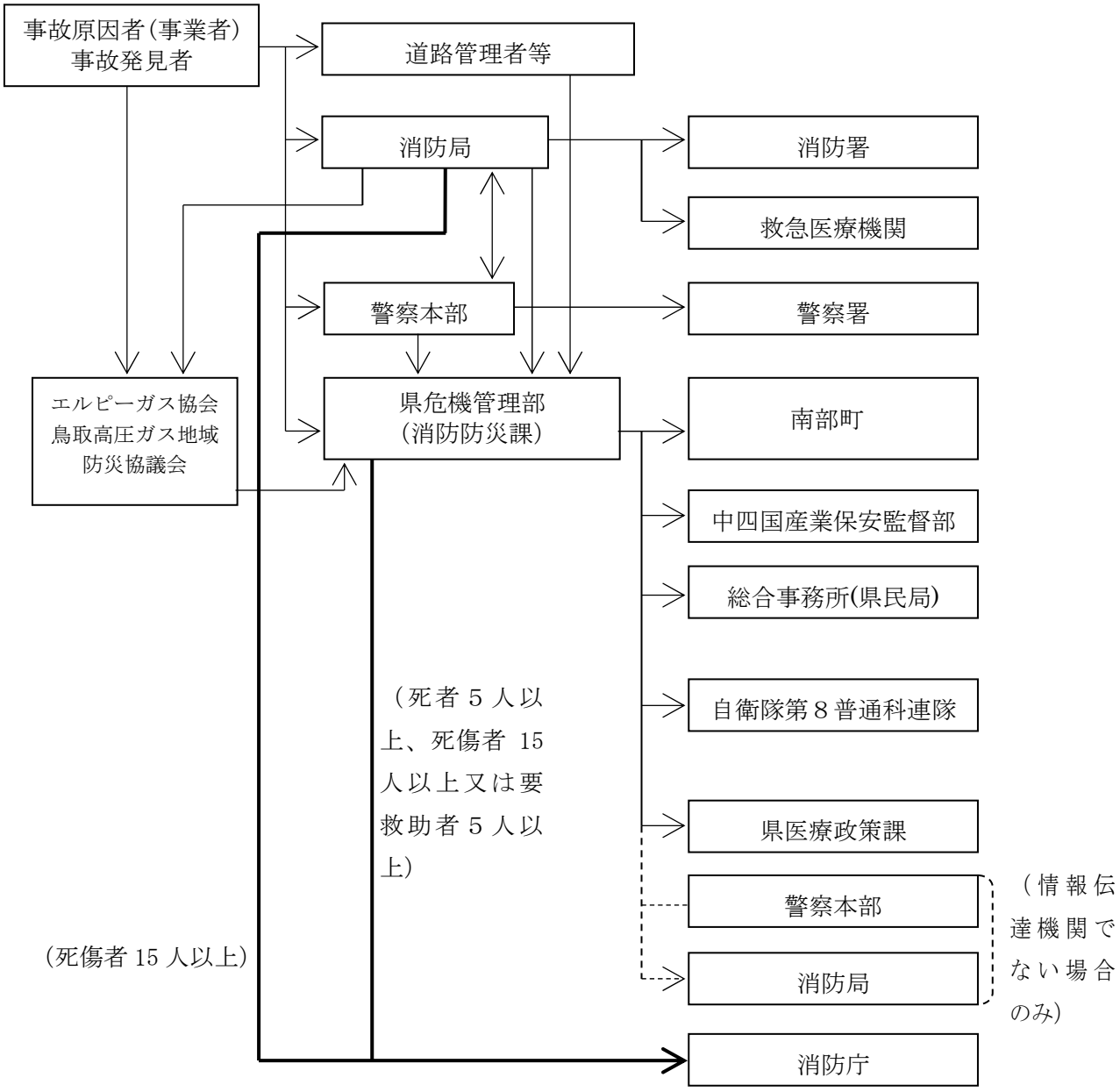

イ　保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

ウ　町、県、消防局、警察本部、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

エ　なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

オ　町、県、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（本編第２章第１節「大規模事故応急対策」参照。）

②　災害応急措置

ア　ガス消費者の措置

ａ　ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

ｂ　ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

イ　ガス販売事業者の措置

ａ　ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

ｂ　ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ウ　保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

エ　鳥取県エルピーガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

ａ　ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

ｂ　必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

ｃ　必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

オ　町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

カ　県の措置

ａ　必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

ｂ　県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

ｃ　県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

キ　消防局の措置

ａ　ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

ｂ　状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

c　共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

ク　警察の措置

a　速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

b　町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

５　その他住民等の安全の確保に係る応急対策

（１）避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（本編第２章第１節「大規模事故応急対策」参照。）

（２）交通規制及び立入禁止区域の設定

①　道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

②　道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

（３）消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（本編第２章第１節「大規模事故応急対策」参照。）

（４）救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。（本編第２章第１節「大規模事故応急対策」参照。）

（５）医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（本編第２章第１節「大規模事故応急対策」参照。）

（６）広報活動

①　関係機関の広報活動

町、県、消防局、警察本部及び防災関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

②　広報項目

ア　町、県、消防局、警察本部及び防災関係機関の措置状況

イ　保管物質の種類・周辺への危険性

ウ　応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程等）

エ　環境影響等に関する調査した実施結果

オ　その他必要と認められる事項

（７）調査検討

町は県と連携して、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第５節　大規模火事災害応急対策

１　消火活動

（１）出火防止及び初期消火

町及び消防局は、住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

（２）情報収集及び効率的部隊配置

町及び消防局は、管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

（３）応援要請等

ア　町及び消防局は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、第３編第１章第３節「防災関係機関等との連携実施計画」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ　住民、事業所・企業及び自主防災組織等は、火災が発生したときは、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

２　救助・救急活動

（１）大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、町及び消防局は、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

（２）住民、事業所・企業及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、町及び消防局等に協力する。

３　避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

（１）役場庁舎、社会福祉施設、病院、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

（２）その他の建築物の管理者等は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第６節　林野火災応急対策

１　消火活動

消防局は、林野火災の消火活動に当たっては次の事項を検討し、現地の状況及びその変化に応じた措置を執る。

（１）部隊等の出動区域、順路等

（２）携行する消防資機材

（３）指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

（４）応援部隊の集結場所及び誘導方法

（５）応急防火線の設定

（６）消防資機材の確保と補給方法

２　応援要請・空中消火活動要請

林野火災が発生し、又は拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、相互応援協定市町村、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を要請する。

３　二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

第７節　放射性物質及び原子力災害緊急事態対策・中長期対策

島根原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、町が実施する緊急時における原子力災害緊急事態応急対策・中長期対策について定める。

１　活動体制

県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合及び全面緊急事態に至ったことにより、原子力災害対策特別措置法（平成１１年１２月１７日法律第１５６号。以下「原災法」という。）第１５条に基づく、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合又は知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、緊急事態区分に応じた防護措置等を実施する。

２　緊急事態区分等に応じた防護措置等の実施

町は、島根原子力発電所で原子力災害が発生し、防護措置等が必要と判断した場合、または県より指示があった場合は、緊急事態区分に応じた防護措置等を実施する。

（１）　情報収集事態が発生した場合の対応

町は、県からの連絡などに基づき連絡体制の確立等に必要な対策をとるとともに、必要な機関に、連絡する。

（２）　警戒事態が発生した場合の対応

①町の活動

要員参集、情報収集・連絡体制の構築

②県等が行う応急対策での協力

県が行う平常時モニタリングの強化への協力

（３）　施設敷地緊急事態が発生した場合の対応

①町の活動

ア　要員参集、情報収集・連絡体制の構築

イ　住民への情報提供

住民等への情報伝達、今後の情報について住民とへの注意喚起

②県等が行う応急対策への協力

ア　県が行う緊急時モニタリングへの協力

イ　避難者の受入準備

避難者の受入準備(避難所開設準備、輸送手段の確保等)への協力

③本町も影響が及ぶことが想定されＵＰＺと同様の防護措置が必要な場合

屋内退避準備

（４）　全面緊急事態が発生した場合の対応

①町の活動

ア　要員参集、情報収集・連絡体制の構築

イ　住民等への情報伝達

②県等が行う応急対策への協力

ア　県が行う緊急時モニタリングへの協力

イ　避難等の受入

ウ　避難・一時移転(避難・一時移転先)への協力

③本町にも影響が及ぶと想定されＵＰＺと同様の防護措置が必要な場合

ア　屋内避難の実施

イ　安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)、避難・一時移転(避難・一時移転先)の準備

３　屋内退避、避難等の防護活動

（１）住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

（２）屋内退避、避難等の防護活動の実施

①　施設敷地緊急事態発生時に県は関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は準備への協力を行うこととなっている。屋内退避の実施又は避難準備の伝達についても同様とする。

町は、以下の情報伝達の方法により住民に対して周知する。

ア　報道機関に対する緊急放送等の要請

イ　町防災行政無線による広報

ウ　広報車などによる広報

エ　学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

オ　バス事業者の社内放送等による乗客へ周知

②　町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

③　町~~及び県~~は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。

４　緊急時モニタリング結側定結果に基づく防護措置

町は放射性物質の放出後において緊急時モニタリング測定結果の基づき、国及び県から防護措置の指示があった場合、次のとおり防護措置を実施する。なお、事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、予防的防護措置として避難等の指示がなされる場合がある。

①避難等

ア　緊急時モニタリング測定結果に基づき、高い空間放射線量率が測定された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を実施する。

イ　比較的低い空間放射線量率が測定された地域においては、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を実施する。

②飲食物の摂取制限

経口摂取による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を行なう地域で、地域生産物の摂取を制限する。

４　ＰＡＺ圏内避難者・ＵＰＺ圏内避難者の受入れ

（１）県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画では、ＰＡＺ（原子力施設から概ね半径５ｋｍ圏）避難に続いて、あるいはＰＡＺ避難と同時に、国のＵＰＺ（原子力施設から概ね 30ｋｍ圏）避難指示が出された場合、ＵＰＺ避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下のとおりとなっている。本町を含む西伯郡等の受入避難者数は、島根県住民等の避難者約 1.0 万人となっている。（島根県において、災害の状況に応じて、計画外の避難が必要になった場合に、鳥取県において受入れる。）

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約 3.6 万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約 3.7 万人
島根県（緊急受入れ）［島根県のUPZ圏内の住民が対象］	日吉津村、大山町、伯耆町、**南部町**、江府町、日野町、日南町	約 1.0 万人
	若桜町、智頭町	約 0.5 万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

（２）避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを低減するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、一時移転）を実施する。避難等は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からUPZ圏内の島根県の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示並びに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。状況により、鳥取県内の避難者の受入についても知事等の要請により行う。

（３）避難誘導

乳幼児など 18 歳未満の者及び妊婦は優先的に避難等を行なう。また、その他要配慮者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については、関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

（４）県及び町の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	１．県内における原子力災害に関する総合調整 ２．避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） ３．一時集結所から避難所までの住民の輸送 ４．広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） ５．一時集結所から避難所までのルート決定 ６．広域避難所運営の統轄 ７．広域避難所（県営）の指定 ８．広域避難所（県営）の開設、運営

機関名	事務又は業務
	９．住民の避難（広域輸送） 10．緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11．安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12．避難住民の避難退域時検査及び原子力災害医療 13．広報、情報伝達 14．その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）	１．米子市、境港市への支援 ２，　避難者に対する避難支援 ３．広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 ４．境港市役所の移転への支援 ５．避難手段（市町村バス等）の提供協力 ６．避難誘導等に対する職員の動員 ７．平常時モニタリング強化及び緊急時モニタリングの支援 ８．安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ９．避難退域時検査及び簡易除染等の支援 10．避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供 11．風評被害等の発生防止のための対策 12．その他必要な支援

４　緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、健康調査等に協力する。

５　住民への情報伝達等

（１）住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア．事故の概要

イ．災害の現況

ウ．町、県及び防災関係機関の対策状況

エ．住民のとるべき措置及び注意事項

オ．その他必要と認める事項

（２）住民相談の実施

町は各種相談のための一時的な総合相談窓口を開設し、県が設置する総合的な相談窓口との連携を図り、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

６　風評被害等の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

また、避難者に対する差別、偏見、いじめの発生防止のための対策を行なう。

７　災害復旧対策

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

（１）モニタリング情報の周知等

①　モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

②　放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

（２）風評被害の軽減及び損害賠償請求等

①　風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

②　損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

また、必要に応じて町民が行う原子力損害賠償の支援を行なう。

第６編　資料編

資料１　南部町防災会議条例

平成16年10月1日

条例第16号

改正　平成17年7月1日条例第26号

平成18年3月27日条例第3号

平成24年12月21日条例第24号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定により南部町水防計画を調査審議すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、南部町長（以下「町長」という。）をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者　1人

(2)　鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者　2人以内

(3)　町を所轄する警察署長

(4)　町長がその部内の職員のうちから指定する者　1人

(5)　教育長

(6)　病院事業管理者

(7)　消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者　2人

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者　2人以内

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第5条　本会の会議は、必要に応じ、会長がこれを招集する。

（議事等）

第6条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成16年10月1から施行する。

附　則（平成17年7月1日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年3月27日条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成24年12月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２　南部町防災会議委員名簿

職　務	委員区分及び職氏名			備　考
	委員区分	役　　職	氏　名	
会　長	町　長	南部町長	陶山（すやま）　清孝（きよたか）	
委　員	指定地方行政機関	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所長	菅野（すがの）　秀治（ひではる）	
〃	鳥取県職員	鳥取県西部総合事務所県民福祉局長	郡（こおり）　浩光（ひろみつ）	
〃	警　察	鳥取県米子警察署長	土井田（どいた）　淳（あつし）	
〃	副町長	南部町副町長	宮永（みやなが）　二郎（じろう）	
〃	教育長	南部町教育長	福田（ふくだ）　範史（のりひと）	
〃	病院事業管理者	西伯病院事業管理者	足立（あだち）　正久（まさひさ）	
〃	消防団長	南部町消防団長	小林（こばやし）　一弘（かずひろ）	
〃	指定公共機関 又は 指定地方公共機関	中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター所長	小林（こばやし）　弘和（ひろかず）	
〃		西日本電信電話株式会社 鳥取支店　支店長	小川原（おがわはら）　秀哉（ひでや）	
〃	自主防災組織 又は 学識経験者	南部町防災士連絡協議会長	原（はら）　和正（かずまさ）	

資料３　南部町災害対策本部条例

平成16年10月1日

条例第17号

改正　平成24年12月21日条例第24号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南部町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附　則（平成24年12月21日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料４　自衛消防団一覧表

令和７年１月現在

番号	名　　称	地区世帯数	団員数（人）	小型ポンプ（台）
１	三崎自衛消防団	６５	１３	1
２	寺内自衛消防団	４４	１０	1
３	宮前一自衛消防団	４６	２６	1
４	宮前二自衛消防団	８８	１７	1
５	西原自衛消防団	１８	９	1
６	諸木自衛消防団	２８	１５	1
７	浅井自衛消防団	３０	１４	1
８	高姫自衛消防団	３５	１４	1
９	御内谷自衛消防団	３４	３１	1
１０	市山・縄平自衛消防団	５９	２０	1
１１	朝金自衛消防団	４０	１４	1
１２	上野自衛消防団	１１	７	1
１３	池野自衛消防団	２６	１０	1
１４	鶴田自衛消防団	２０	９	1
１５	荻名自衛消防団	１０	１０	1
１６	円山自衛消防団	１５５	１１	1
合　　計		７０９	２３０	１６

資料５　県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領

（令和元年８月２９日施行）

（目的）

第１　この要領は、鳥取県（以下「県」という。）及び鳥取県内の市町村が、災害時に必要と見込まれる物資又は資機材の標準的な品目及び数量（以下「共通品目等」という。）等を連携して備蓄し、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の応援を迅速かつ円滑に遂行することを目的に次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（避難人口の想定）

第２　災害により避難所に収容し、保護する住民の人数（以下「避難人口」という。）は原則として鳥取県震災対策アクションプラン（平成３１年３月）の最大避難想定人数２万４千人を想定するものとする。

ただし、別紙において人数を別に定めた場合はこの限りでない。

（備蓄対象人数及び備蓄の方法）

第３　市町村は、避難人口に対応できる共通品目等について、県全体の人口に対する市町村の人口の比率に応じた数量を備蓄するものとする。

（連携備蓄する共通品目等）

第４(1)　市町村が備蓄する共通品目等は別紙のとおりとする。

(2)　市町村が既に保有している共通品目等と同等の品目の備蓄については、必要とする連携備蓄のなかに含めることができるものとする。

(3)　共通品目等は原則単独備蓄とし、流通在庫型及びランニングストック型備蓄としないものとする。ただし、別紙において他の手段により確保できた場合に限り、単独備蓄としないものとすることができるとしたものについてはこの限りでない。

(4)　県は、仮設トイレ、ストーブ、発電機等、大型の資機材、ガソリン携行缶を重点的に備蓄するものとする。

（備蓄場所等の確保）

第５(1)　共通品目等は、速やかに搬出又は輸送できるようにしておくものとする。

(2)　連携備蓄以外の備蓄と同じ場所に連携備蓄を備蓄する場合は、連携備蓄分とその他の備蓄を区別して備蓄するものとする。

(3)　連携備蓄は、拠出が容易な位置に配置し、内容物と数量をそれぞれ明示しておくものとする。

（災害時の応援等）

第６(1)　被災市町村を応援する市町村（以下「応援市町村」という。）は、原則として県が調整して決定するものとする。

(2)　前項によらない他の市町村で、被災市町村を応援する場合は、あらかじめ県へ連絡するものとする。

（応援輸送の手段等）

第７　県から指定された応援市町村は、速やかに被災市町村へ連携備蓄の輸送を行うものとする。ただし、被災状況等によっては県と応援市町村間で輸送手段等を調整するものとする。

（応援経費の負担）

第８　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

（更新の経費負担等）

第９　(1)　共通品目等で消費期限及び耐久期限等のあるものは、期限の到来を考慮して、同等の品目をもって更新するものとする。

(2)　前項の更新に要する経費は、当該市町村の負担とする。

（連携備蓄の状態保持等）

第 10　(1)　連携備蓄の共通品目等は、定期的に点検を行い良好な状態の保持に努めるものとする。

(2)　市町村は、毎年度４月１日時点における連携備蓄とその他の備蓄の現況を県に報告するものとする。

（その他）

第 11　この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

連携備蓄する共通品目等

品　　目	数　値　根　拠（1 人／日当たり単位数量）		南部町の数量
①　保存食（一般）	1 人×健常者の割合×3 食／1 日		886 食
	翌日の昼食からは救援分で対応		
	健常者の割合＝（1－災害時要援護者の割合）＝0,650 1 人×0,650×3 食＝1,950 食		
②　災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）	1 人×災害時要援護者の割合×3 食／1 日		477 食
	災害時要援護者の割合とは		
	高齢者（65 歳以上）　175,389 人		
	乳幼児（0～6 歳）　13,162 人		
	計 188,551 人		
	188,551 人/県人口　560,517 人		
	（平成 30 年当時）≒　0.350		
	1 人×0.350×3 食＝1,050 食		
② 粉乳・ミルク	粉乳	1 人×乳児の割合×必要量／1 日 乳児（0～1 歳）8,570 人 8,570 人/県人口 560,517 人 （平成 30 年度当時）≒0.0153 １日分@必要量 300ｇ／１缶（980ｇ）≒0.31 缶 1 人×0.0153×0.31＝0,005 缶 ※保育所等における在庫の利用等、確実に確保できる体制を整えた場合も備蓄として取扱うことができる。	2 缶
	液体ミルク	※国内での液体ミルクの製造・販売解禁に伴い、粉乳の一部を液体ミルクに置き換え備蓄する。備蓄及び運搬の際の容易さを踏まえ、一般的な飲料の 1 箱の本数 24 本を最小単位として備蓄する。	24 本
④　保存水（ペットボトル）	必要量／１日		1,364 ﾘｯﾄﾙ
	1 人 3 ﾘｯﾄﾙ／１日		
⑤　飲料水用ポリタンク・給水パック（袋）	1 人×1 個／1 世帯		168 個
	１世帯（2,70 人）に１個　　1／2,70≒0,37 個		
⑥　哺乳ビン	哺乳瓶	1 人×乳児の割合×１個／1 人 1 人×0.0153＝0.0153 個	7 個
	使い捨て哺乳瓶	液体ミルクの備蓄本数と同数の備蓄数とする。	24 個
⑦　トイレットペーパー	1 人×4 ロール／100 人×必要量／1 日		18 ロール
	100 人で 1 日 4 ロール 1 人×4 ロール／100 人×1 日＝0.04 ロール		
⑧　生理用品	1 人×生理用品が必要な人の割合×必要量／1 日		90 個
	生理用品が必要な人の割合（12～50 歳女性） 110,779 人/県人口 560,517 人　（平成 30 年度当時）≒0.198 必要量／1 日＝1 人 4 個 生理用品が必要な日数＝7 日／28 日＝0.25 1 人×0.198×4 個×0.25＝0.198 個		

⑨　折畳式簡易トイレ（パック式セット）	トイレ本体	1ｾｯﾄ／50 人 避難所等における共同利用を想定(50 人に 1 セット) 1 セット／50 人＝0.02 セット	11 セット
	収集袋及び凝固材	1 人に 5ｾｯﾄ/日 収集袋 1 袋と凝固材 1 個を 1 セットとして取扱う。 1 日目の下水道の機能支援人口分とする。 （トイレ支障ある在宅被災者についても配布）	2,689 袋
⑩　毛布	避難者数×１枚 避難所への避難者１人あたり１枚		455 枚
⑪　紙おむつ（大人用）	1 人×排泄が自分一人でできない人の割合×必要量／1 日 県内要介護認定者 要介護３～５　13,069 人 13,069 人／県人口 560,517 人(平成 30 年度当時)＝0.023 必要量／１日＝１人５枚 1 人×0.023×５枚＝0.115 枚		52 枚
⑫　紙おむつ（子供用）	1 人×乳幼児の割合×必要量／1 日 乳児（0～2 歳）　13,162 人 13,162 人／県人口 560,517 人(平成 30 年度当時)＝0.024 必要量／1 日＝1 人 5 枚　　1 人×0.024×5 枚＝0.120 枚		55 枚
⑬　救急医療セット	1 人×1 セット（10 人用）／10 世帯（≒30 人） 10 世帯に 1 セット　（≒避難所収容人員の最少 30 人程度） 1 世帯に負傷者が 1 人 1 人×1 セット／（2,70 人×10 世帯）＝0,037 セット		17 セット
⑭　懐中電灯（乾電池を含まない）	1 人×1 個／2 世帯（2,70 人×2 世帯≒５人） 1 人×1 個／5 人＝0,2 個		91 個
⑮　ラジオ（乾電池を含まない）	1 人×1 台／5 世帯（≒15 人） 5 世帯に１台 1 人×1 個／（42,70 人×5 世帯）＝0,074 台		34 台
⑯　乾電池（単１、単３）	1 人当たりの懐中電灯・ラジオが使用できる最低数量 （例）懐中電灯@2 本（単１）、ラジオ@2 本（単３） 0,2×2 本＋0,074×2 本＝0,548 本		249 本
⑰　ブルーシート(#3000)	平成 28 年鳥取県中部地震において、発災初期の応急対策として必要だったと考えられる 21,000 枚を備蓄枚数とする。		303 枚

	規格 ・防水性を考慮し＃3000 とする。 ・大きさについては、用途や状況により必要サイズが変わることが想定されるため、3.6×5.4m を参考標準とする。	
⑱　ロープ （シート張り、救助用）	100 枚×１巻／10 枚（10 世帯≒30 人）／200 人 200 人当たりロープ１巻（100m）シート張 10 枚程度 100 枚×1／10 世帯／200 人＝0.05 巻	23 巻
⑲　タオル （新規）	１枚／１人 １日目に避難される避難者全員に１枚ずつ配布 24,000 人×１枚＝24,000 枚	455 枚
⑳　ウエットティッシュ （新規）	１袋(20 枚入り以上)／１人又は２人 １ウエットティッシュの標準規格 ・１袋当たりの容量(枚数)は 20 枚以上 シートサイズは　200×135 ㎜　以上を標準とする ・ノンアルコールタイプ(対人専用又は対人対物用)雑貨品の汎用ウエットティッシュ(無香料)を標準とする ・未使用状態で約３年の保存が可能なものを標準とする ２ウエットティッシュの備蓄数量 ・0～2 歳児及び要介護者(大人用紙おむつ利用者)は１人１袋(20 枚入り)を配布 ・それ以外の人は２人１袋(20 枚入り)を目安とする	238 枚

資料６－１　災害報告様式

（南部町　第　　報）

速　報

中間報

確定報

年　　月　　日　時　分現在

発信時刻　　月　　日　時分

発信者氏名

１．一般状況

（１）災害の原因

（２）災害発生の日時　　年　　月　　日　　時　　分

（３）災害発生場所又は地域

（４）災害に対しとられた措置

ア、災害対策本部の設置所況　　日　　時　　分　設置

イ、町のとった主な応急措置の状況

ウ、応援要請又は職員派遣の状況

エ、災害救助法適用の状況

オ、避難の指示、指示の状況

（ア）開始（廃止）　日　時　分　（イ）地区数　（ウ）世帯数　（エ）人員

（オ）避難場所

カ、消防機関の活動状況

（ア）出動（撤収）日時

（イ）出動人員（消防職員　　人　消防団員　　人　　計　　人）

（ウ）主な活動内容（使用した機材を含む）

キ、その他必要な事項

資料６－２　被害状況報告様式（総括）

２．被害状況（総括）　　（　　年　　月　　日現在）

人	死者		人		その他	道路損壊	箇所	
	行方不明		人			橋梁損壊	箇所	
	負傷	重傷	人			堤防決壊	箇所	
		軽傷	人			がけくずれ	箇所	
住家	全壊（全焼）		棟			なだれ	箇所	
			世帯			鉄道不通	箇所	
			人			被害船舶	隻	
	大規模半壊		棟			電話	戸	
			世帯			電気	戸	
			人			水道	戸	
	半壊（半焼）		棟			ガス	戸	
			世帯			ブロック塀	か所	
			人					
	一部破損（一部焼損）		棟					
			世帯					
			人		火災発生	建物	件	
	床上浸水		棟			危険物	件	
			世帯			その他	県	
			人		津波の有無			
	床下浸水		棟		り災者	り災世帯数	世帯	
			世帯			り災者数	人	
			人		災害対策本部の設置状況		県	
非住家		公共建物	棟				市町村	
		その他	棟		災害救助法適用の有無			
耕地	田	流失・埋没	ha		消防職団員の出動状況		職員	
		冠水	ha				団員	
	畑	流失・埋没	ha		自衛隊の出動状況		隊員	
		冠水	ha				機材	

資料６－３　被害状況報告（部門別）

３．被害状況（部門別）　　（　　年　　月　　日現在）

項目			単位	数量	金額	被害内訳	備考
建物関係	住宅	全壊（焼、流）	棟		千円		
		大規模半壊（焼、流）	〃				
		半壊（焼、流）	〃				
		一部破損	〃				
		床上浸水	〃				
		床下浸水	〃				
		小計	〃				
	非住家	全壊（焼、流）	棟				
		半壊（焼、流）	〃				
		小計	〃				
	合計		〃				
農林関係	農業関係	農地	ha				
		農業用施設	箇所				
		農作物	ha				
		家畜等	頭				
		貯蔵品、加工品等	箇所				
		共同利用施設等	〃				
		小計					
	林野関係	林地	ha				
		林野施設	箇所				
		林産物	本(t)				
		小計					
	水産関係	漁港	箇所				
		漁船	隻				
		漁具	個				
		水産施設	箇所				
		水産物	t				
		小計					

合　　計						
項　　目		単　位	数　量	金　額	被　害　内　訳	備　考
土木関係	河　　川	箇所		千円		
	海　　岸	箇所				
	砂　　防	箇所				
	道　　路	箇所				
	橋　り　ょ　う	箇所				
	港　　湾	箇所				
	都　市　施　設	箇所				
	合　　計					
厚生関係	社会福祉施設	箇所				
	児童福祉施設	箇所				
	衛　生　施　設	箇所				
	水　道　施　設	箇所				
	合　　計					
商工関係	工　業　被　害	箇所				
	建設業被害	箇所				
	鉱　業　被　害	箇所				
	商　業　被　害	箇所				
	その他の被害	箇所				
	合　　計					
文教関係	小、中、高等学校	箇所				
	幼稚園、保育所	箇所				
	その他の施設	箇所				
	合　　計					
総　合　計						

資料６－４　農地等被害状況調（速報・中間報・確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分				被害状況			被害のうち補助対象となるもの		
				件数	面積等	金額	件数	面積等	金額
農地	田	流失	ha	件		千円	件		千円
		埋没	〃						
	畑	流失	〃						
		埋没	〃						
	その他	流失	〃						
		埋没	〃						
	計								
農業用施設	頭首工		箇所						
	水路		m						
	道路		〃						
	橋梁		箇所						
	ため池		〃						
	堤防		m						
	揚水機		箇所						
	農地保全施設		〃						
	計								
共同利用施設等			〃						
林野関係	林地	崩かい地	ha						
		地すべり地	〃						
	施設	治山	箇所						
		林道	m						
		林産施設	箇所						
	計								

応急措置の概要：

資料６－５　農作物被害状況調（速報・中間報・確定報）

（　　年　　月　　日　　時現在）

区分			被害状況						
			数量	面積	被害程度別面積			減収量	被害額
					50%未満	50%以上	全損100%		
農作物	水陸稲	流失		ha	ha	ha	ha	%	千円
		土砂流入							
		冠水							
		浸水							
		その他							
		計							
	麦類	流失							
		土砂流入							
		冠水							
		浸水							
		その他							
		計							
	野菜類	流失							
		土砂流入							
		冠水							
		浸水							
		その他							
		計							
	工芸作物								
	飼料作物								
	果樹	梨							
		りんご							
		その他							
		計							
畜産物	牛								
	馬								
	豚								
	羊								
	鶏								
	その他								
	計								
貯蔵品・加工品									
林産物									
合計									

応急措置の概要：

資料７　被害の認定基準

分類	用　　語		被害程度の判定基準
人的被害	死　　者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体が確認することができないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、１月以上の治療を要する見込みの者
		軽症者	当該災害により負傷し、１月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住　　家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるどうかを問わない。
	世　　帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則として宿泊者等を１世帯として取り扱う。
	全壊 または全焼		住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延べ面積 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。ただし、地震災害の場合、別途基準により損壊率が 50%を超えたものも対象とする。(別途基準)
	大規模半壊		自然災害により居宅が半壊し、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯
	半壊 または半焼		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 20%以上 50%未満のものをいう。ただし、地震災害の場合、別途基準により損壊率が 20%以上 50%未満のものも対象とする。
	床上浸水		浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を超えた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	一部破損		損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。

分類	用　　語	被害程度の判定基準
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の災害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公用の用に供する建物とする
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠　　水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他被害	道路決壊	一般国道、県及び市町村道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川及び２級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水　　道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り　災　者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火　　災	地震又は火山噴火の場合のみとする。
	建　　物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱、もしくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下もしくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危　険　物	消防法第 11 条に起因する市町村等が許可した製造所等
	そ　の　他	建物及び危険物以外のもの

分類	用　　語	被害程度の判定基準
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、幼稚園など教育の用に供する施設とする
	砂防施設	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立学校の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公用の用に供する施設施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料８－１　ＣＡＴＶ　放送　依頼様式

デジタル推進課長		課長補佐		担当者		主幹課長		起案者	

（放送開始日）　令和　　年　　月　　日から　（放送終了日）　令和　　年　　月　　日まで

テキスト放送　本文記入欄

← ← ← テキスト放送表示欄（スクロールします。） ← ← ←

資料８－２　ＣＡＴＶ　文字放送　依頼様式

推進課長	デジタル		課長補佐		担当者		主幹課長		起案者	

（放送開始日）　令和　　年　　月　　日から　（放送終了日）　令和　　年　　月　　日まで

（タイトル）

（本文）

担当課　　課

電話　　－

資料８－３　防災行政無線放送依頼書

防災行政無線放送依頼

令和　　年　　月　　日

課長		室長		放送者		主管課長		合議		起案者	

放　送　日	月　　日　（　）朝・夜 月　　日　（　）朝・夜	
放送地区指定	無・有	
その他周知予定 チェックして ください	□ 広報なんぶ　□ 情報★なんぶ　□ ホームページの行事予定に掲載しましたか？ □ ＣＡＴＶ	
題　　名		

資料８－４　防災無線原稿例（震災）

防災無線原稿例

【例１】地震発生直後の注意事項（震度６弱以上：役場震度計確認）・地震発生後３０分以内

● こちらは防災南部町です。
ただいま、南部町において震度○○の地震が発生しました。
まず、火の元の確認をしてください。ガスの元栓を閉め、電気器具のスイッチも切ってください。
風呂場や台所に火の気はありませんか。
電気が途絶えた場合、照明には懐中電灯を使用してください。照明のスイッチをつけたり消したりすると、漏れているガスに引火するおそれがあります。
重大な緊急連絡以外は極力電話の使用を控えてください。ラジオ等からこの地震に対する情報を得てください。
身の回りで怪我をされている方はいませんか。怪我をされて動けない方、救助が必要な方がおられたら１１９番通報してください。
以上、防災南部町でした。

【例２】地震発生後３０分から３時間以内

● こちらは防災南部町です。
先ほどの地震は、南部町で「震度○○」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、本震ほど強くありません。落ち着いて行動してください。
地震で一番こわいのは火災です。身の回りをもう一度点検してください。

● こちらは、防災南部町です。
先ほどの地震は、南部町で「震度○○」と発表されました。
余震はまだ続いていますが、本震ほど強くありません。落ち着いて行動してください。
水道は使えますか。使えたら必要最小限の水は各々確保してください。
断水で水道が使えない方は、役場までご連絡ください。職員が被害の状況を確認しておりますが、被害が大きいため、一度に被害状況を把握することが困難となっています。近所で水道管が破裂しているなど目に見える被害があればご連絡ください。
以上、防災南部町でした。

【例３】避難指示等が発令された場合

● こちらは防災南部町です。
○時○○分、○○地区に「土砂災害」のおそれがあるため、避難指示が発令されました。
○○地区にお住まいの方は、安全な広場などに仮避難をしてください。
避難所については、準備が整い次第ご連絡します。
避難の際には、貴重品や必要最小限の衣料品を携行し、家は戸締まりをして避難してください。
また、近所に高齢者の方などがおられる場合は、声を掛け、協力して避難していただきますようお願いします。
以上、防災南部町でした。

【例４】避難所が設置された場合

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部では、今回の地震により被災された方のために避難所を設置しました。
場所は、
東西町コミュニティーセンター
ふるさと交流センター
おおくに国田園スクエア
プラザ西伯
レークサイドアリーナ
青年の家　　です。（実際に設置された場所を放送する。）
お近くの避難所をご利用いただきますようご案内します。
避難する際には、貴重品、必要最小限の衣料品を携行のうえ避難してください。
また、町が指定した避難所以外に部落等で自主的に避難されている方は役場までご連絡ください。
以上、防災南部町でした。

【例５】道路状況と交通規制

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部から、道路交通状況についてお知らせします。
現在、地震のため
国道１８０号線○○地内道路損壊のため、通行が禁止されています。
次に、県道「東上溝口線」が○○地内土砂崩れのため通行が禁止されています。
車を運転される場合は、ラジオの情報や警察官、標識の指示に従ってください。
以上、防災南部町でした。

【例６】応急給水の連絡

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部から、応急給水について、お知らせします。
現在、○○地区は地震のため断水しています。町では、○○○と○○○で午後○○時から水の配布を行います。ポリ容器等をご持参の上ご利用ください。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。
以上、防災南部町でした。

【例７】飲料水・食品等の供給

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部から、被災された方への飲料水・食品等の供給についてお知らせします。
現在、○○公民館、○○センターに避難所を開設し、被害に遭われた方のために飲料水、食品等を配布していますのでご利用ください。
以上、防災南部町でした。

【例８】被災者総合窓口の開設について

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部から、被災者総合窓口の設置についてお知らせします。
被災者総合窓口は、役場法勝寺庁舎（天萬庁舎）１階に設置し、各課の職員が各種相談に応じています。
どのようなことでも結構です。どうぞご利用ください。
以上、防災南部町でした。

【例９】学校、保育園の再開について

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部から、学校等の授業の再開についてお知らせします。
西伯小学校、会見小学校、会見第二小学校、法勝寺中学校及び南部中学校では、〇〇月〇〇日から授業を再開します。
次に、つくし保育園、すみれ保育園、さくら保育園及びひまわり保育園では〇〇月〇〇日から保育の受け入れを再開します。
以上、防災南部町でした。

【例１０】電気の復旧状況について

● こちらは、防災南部町です。
南部町災害対策本部から、電気の復旧状況についてお知らせします。
現在、〇〇地区で停電していますが、〇〇月〇〇日〇〇時ころには、復旧する見込みです。
以上、防災南部町でした。

【例１１】水道の復旧状況

● こちらは防災南部町です。
南部町災害対策本部から、水道の復旧状況についてお知らせします。
現在、〇〇地区、〇〇地区が断水していますが、〇〇月〇〇日の〇〇時頃には普及する見込みです。
ご迷惑をおかけしていますが、よろしくお願いします。
以上、防災南部町でした。

【例１２】電話の復旧状況

● こちらは防災南部町です。
南部町災害対策本部から、電話の復旧状況についてお知らせします。
現在、〇〇地区、〇〇地区で電話が不通になっていますが、復旧にはあと〇日かかるものと思われ、〇〇日には復旧の見込みです。
なお、〇〇避難所、〇〇公民館……に臨時電話を設置しております、どうぞご利用ください。
以上、防災南部町でした。

【例１３】災害廃棄物の一時廃棄について

● こちらは防災南部町です。
このたびの地震により被災した建物等から発生した災害廃棄物の処理についてお知らせします。
住宅の破損等により発生した、瓦の破片、壁土、倒壊したブロック塀などの災害廃棄物は通常の廃棄物の回収は行いません。
①瓦、ブロック類、②壁土、③サッシなどの金属類に分別のうえ、役場で担当の確認をとってください。分別を確認の上、職員が廃棄物の仮置場について指示します。
お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。
以上、防災南部町でした。

【例１４】ごみ・し尿の収集状況について

● こちらは防災南部町です。
南部町災害対策本部から、ごみ（し尿）の収集についてお知らせします。
ごみ（し尿）については、〇〇日ころから収集作業が再開される予定です。
震災により各ご家庭とも多くのごみが発生しているとは思いますが、ごみの廃棄については、分別に心掛け、正しいごみの出し方をしていただきますようお願いします。
以上、防災南部町でした。

資料８－５　防災無線原稿例（風水害）

防災無線原稿例

【例１】警戒レベル３　高齢者等避難開始　情報の伝達文（住民あて）

● こちらは防災南部町です。

ただいま、○時○分に○○（具体的に）地区に対して警戒レベル３　避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに○○公民館に避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

（そのほか、「昨夜からの大雨により、○○時間後には○○川の水位が危険水位に達する恐れがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」　など）

以上、防災南部町でした。

【例２】警戒レベル４　避難指示の伝達文（住民あて）

● **こちらは南部町長の○○です。**

ただいま、○時○分に○○（具体的に）地区に対して警戒レベル４　避難指示を出しました。

（堤防が決壊して／○○川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。

避難中の方は、直ちに○○公民館に避難を完了してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

十分な時間がない方は、近くの安全な建物に避難してください。

なお、浸水により、○○道は通行できません。

以上、防災南部町でした。

【例３】警戒レベル５　緊急安全確保による命を守る行動徹底の伝達文（住民あて）

● **こちらは南部町長の○○です。**

ただいま、○時○分に○○地区に対して警戒レベル５　災害発生しています。（法勝寺川、小松谷川が危険水位を超え越水しています。避難所への避難は危険ですので、自宅内２階の安全な場所で、命を守る行動をお願いします。命を守る行動を徹底してください。

以上、防災南部町でした。

資料９－１　災害時の相互応援に関する協定書

鳥取県（以下「県」という。）および鳥取県内の市町村は、鳥取県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

（３）救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供

（４）医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）被災者を一時収容するための施設の提供

（６）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第２条　応援を受けようとする被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、第４条に定める連絡担当部局（以下単に「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。

（１）被害の状況

（２）前条第１号から第３号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、その物資等の品名、数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職種別人口

（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、施設の規模

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）前号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待つ暇がないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の要請があったものとみなす。

３　他県又は他県の市町村の応援を受けよとる被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。

４　県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第３条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

２　応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合には、応援した市町村は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、

速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（連絡協議会の設置）

第５条　県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、鳥取県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

（他の協定との関係）

第６条　この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書４０通を作成し、各自が記名・押印して、各自１通を所持する。

平成８年３月２９日

鳥取県知事	鳥取市長	米子市長	倉吉市長
境港市長	国府町長	岩美町長	福部村長
郡家町長	船岡町長	河原町長	八東町長
若桜町長	用瀬町長	佐治村長	智頭町長
気高町長	鹿野町長	青谷町長	羽合町長
泊村長	東郷町長	三朝町長	関金町長
北条町長	大栄町長	東伯町長	赤碕町長
西伯町長	会見町長	岸本町長	日吉津村長
淀江町長	大山町長	名和町長	中山町長
日南町長	日野町長	江府町長	溝口町長

資料９－２　佐川町・南部町災害時における相互応援協定書

高知県佐川町と鳥取県南部町は、災害対策基本法第８条第２項第１２号の規定に基づき、いずれかの地域において、災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、災害を受けた町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急措置ができない場合において、被災町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4) 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 被災児童生徒の受け入れ
(7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第２条　応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 必要とする物資等の種類及び数量
(3) 必要とする職員の職種及び人数
(4) 応援場所及び応援場所への経路
(5) 必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された町は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要する経費は、原則として応援を要請した被災町が負担するものとする。

（災害補償等）

第５条　第２条に掲げる要請に対して従事した者が、その業務により死傷し、又は疾病にかかった場合における災害補償は、応援を行った町が負担するものとする。

（連絡責任者の設置及び会議等の開催）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各町防災担当課長を連絡責任者として置くとともに、必要に応じて連絡責任者会議を開催し、資料及び情報の交換並びに防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

（体制の整備）

第７条　両町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両町が協議して定めるものとする。

２　この協定の内容に疑義が生じた場合にも前項と同様とする。

上記協定成立の証として本書２通を作成し、両町署名押印のうえ、各々その１通を保有するものとする。

平成１８年　４月２１日

高知県高岡郡佐川町甲１６５０番地２
佐川町
佐川町長　榎　並　谷　　哲　夫

鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１
南部町
南部町長　坂　本　　昭　文

佐川町・南部町災害時における相互応援協定に関する
実施細目基本項目

１　資料等の交換

・原則として毎年１回、地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換する。ただし、地域防災計画については、改定した時のみ交換するものとする。

２　賠償責任

・応援を行った町の職員が業務上第三者に被害を与えた場合、応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した被災町が、また応援を要請した被災町への往復の途中において生じたものについては、応援を行った町が賠償の責をとる。

３　応援経費の負担

・応援に要する経費は、原則として応援を要請した被災町の負担とする。ただし、次の経費については、応援を行う町の負担とする。

(1) 応援職員の派遣期間中の給料

(2) 応援職員の派遣及び帰任に係る旅費並びに現地滞在中の諸手当

(3) 車両等の借上料、燃料費、輸送費、消耗品費及び修繕費

４　応援物資等の経費算出

・応援物資等の経費については、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費

５　応援経費の請求方法

・応援に要する経費の請求は、応援をした町の町長名による請求書（関係書類添付）により。応援を要請した町長に請求する。

資料９－３　岩美町・南部町災害時における相互応援協定書

岩美町と南部町は、東日本大震災を受け、広域的な相互応援・相互連携の重要性を互いに再認識し、災害対策基本法第８条第２項第１２号の規定に基づき、いずれかの地域において、災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生し、災害を受けた町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急措置や行政サービスの提供ができない場合において、被災町の要請に応え、応急対策、復旧対策等が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4) 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 被災児童生徒の受け入れ
(7) 町の一般行政事務の業務継続に係る支援
(8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第２条　応援を要請する被災町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 必要とする物資等の種類及び数量
(3) 必要とする職員の職種及び人数
(4) 収容を要する被災者の状況及び人数
(5) 受け入れを必要とする被災児童生徒の状況及び人数
(6) 応援場所及び応援場所への経路
(7) 必要とする期間
(8) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された町は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要する経費は、原則として応援を要請した被災町が負担するものとする。

（災害補償等）

第５条　第２条に掲げる要請に対して従事した者が、その業務により死傷し、又は疾病にかかった

場合における災害補償は、応援を行った町が負担するものとする。

（連絡責任者の設置および会議等の開催）

第６条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよ　う、各町防災担当課長を連絡責任者としておくとともに、必要に応じて連絡　責任者会議を開催し、資料及び情報の交換並びに防災等に関する研修の実施　等について協議するものとする。

（体制の整備）

第７条　両町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項に　ついては、両町が協議して定めるものとする。

２　この協定の内容に疑義が生じた場合にも前項と同様とする。

上記協定成立の証として本書３通を作成し、署名のうえ、各々その１通を保有するものとする。

平成２４年　４月１３日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富６７５番地１

岩美町長

鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１

南部町長

立　会　人　鳥取県鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県知事

資料９－４　尾道市・南部町災害時における相互応援協定書

広島県尾道市と鳥取県南部町は、東日本大震災を受け、広域的な相互応援・相互連携の重要性を互いに再認識し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき、尾道市又は南部町（以下「市町」という。）のいずれかの地域において、災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置ができない場合において、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品及びその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
(3) 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
(4) 被災者を一時収容するための施設の提供
(5) 被災児童生徒の受け入れ
(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第２条　応援を要請する被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 必要とする物資等の種類及び数量
(3) 必要とする職員の職種及び人数
(4) 収容を要する被災者の状況及び人数
(5) 受け入れを必要とする児童生徒の状況及び人数
(6) 応援場所及び応援場所への経路
(7) 必要とする期間
(8) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市町は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要する経費の負担については、原則として応援を要請した被災市町が負担するものとする。

２　応援を受けた市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町から要請があった場合には、応援をした市町は一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙尾道市・南部町災害時における相互応援協定に関する実施細則基本項目に定めるところによる。

（連絡責任者の設置及び会議等の開催）

第５条　尾道市及び南部町（以下「両市町」という。）は、第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、それぞれの防災担当課長を連絡責任者として置くとともに、必要に応じて連絡責任者会議を開催し、資料及び情報の交換並びに防災等に関する研修の実施等について協議するものとする。

（体制の整備）

第６条　両市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市町が協議して定めるものとする。

２　この協定の内容に疑義が生じた場合にも前項と同様とする。

上記協定成立の証として本書３通を作成し、署名のうえ、各々その１通を保有するものとする。

平成２４年　５月２９日

広島県尾道市久保一丁目１５番１号

尾道市長

鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１

南部町長

立会人　鳥取県鳥取市東町一丁目２２０番地

鳥取県知事

尾道市・南部町災害時における相互応援協定に関する実施細目基本項目

第１　応援経費の負担

尾道市・南部町災害時における相互応援協定書（以下「協定書」という。）第４条第１項の経費のうち、協定書第１条第３号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア　応援を受けた市町が負担する経費の額は、応援をした市町が定める関係規程により算定された当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた市町の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市町が、応援をする市町への往復の途中において生じたものについては応援をした市町がそれぞれ賠償の責任を負う。

エ　ア、イ及びウのほか応援職員の派遣に要する経費については、両市町が協議して定める。

第２　経費の一時繰替支弁等

(1) 応援をした市町は、協定書第４条第２項に定める一時繰替支弁をした場合は、次の表に掲げる区分に応じた経費に相当する額を応援を受けた市町に請求する。

区　　分	経　　費
協定書第１条第１号及び第２号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
協定書第１条第１号及び第２号の資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
協定書第１条第３号の職員の派遣に係るもの	第１に定める経費
協定書第１条第４号の施設の提供に係るもの	借上料
協定書第１条第５号及び第６号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、応援を要請した市町長に請求する。

(3) (1)及び(2)により難いときは、両市町が協議して定める。

第３　資料等の交換

原則として毎年１回、地域防災計画と食料や飲料水等の災害備蓄数量の資料を相互に交換する。ただし、地域防災計画については、改正した時のみ交換するものとする。

資料９－５　災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と南部町長（以下「乙」という。）は、南部町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲及び乙が連携を図り、南部町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第３条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、南部町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第４条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年　６月２７日

甲　国土交通省　中国地方整備局長　　福田　　功

乙　南　部　町　南　　部　　町　　長　　坂本　昭文

資料 10－１　部隊等の災害派遣要請申請書（自衛隊）

発南第　　号
年　　月　　日

鳥取県知事　知事名　　様

南部町長名　　㊞

部隊等の災害派遣要請について（申請）

災害を防除するため、部隊等の派遣要請を下記のとおり申請します。

記

１．災害の状況及び派遣を要請する理由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
　派遣を要請する理由（現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）
２．派遣を必要とする期間
３．派遣を希望する部隊等の勢力
　人員、船舶、航空機の概要
　装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするときは、その旨を明らかにすること。）
４．派遣を希望する区域及び活動内容
　派遣を希望する区域
　現地連絡場所及び連絡者
　活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、道路、水路開設等具体的に記入）
５．その他参考となるべき事項

資料 10－２　部隊等の撤収要請申請書（自衛隊）

発南第　　号
年　　月　　日

鳥取県知事　知事名　　様

南部町長名　　㊞

部隊等の撤収要請について

記

１．撤収要請の理由

２．撤収要請の希望日時

３．撤収要請をする部隊等

資料 10－３　派遣部隊に関する報告様式（自衛隊）

発南第　　号
年　　月　　日

鳥取県知事　知事名　　様

南部町長名　　㊞

部隊等に関する報告について（報告）

災害を防除するため部隊等の災害派遣を受けましたが、その概要は下記のとおりであります。

記

１．派遣要請の申請日時

２．部隊等の人員

３．部隊等の人員及び装備の概要

４．部隊等を受け入れた区域

５．部隊等の撤収日時

６．部隊等の滞留期間

７．部隊等の活動内容

８．部隊等の活動による効果

９．その他特記事項

資料 11　災害備蓄倉庫準備品一覧

（令和７年１月１日現在）

No.	品目名	商品名、規格・仕様等	数量	備蓄場所
1	保存食（乾パン等）		1,016 食	備蓄倉庫（１Ｆ右）
2	災害時要援護者用保存食（アルファ米）		500 食	〃
3	粉乳・ミルク	新生児～（アレルギー除去）850g	10 缶	〃
		フォローアップミルク 9 ヵ月頃～3 歳頃　850g	10 缶	
		液体ミルク（アイクレオ）	24 本	〃
4	保存水（ペットボトル）	2.0ℓ	1,500 本	〃
5	飲料用水用ポリタンク、給水パック（袋）	飲料用ポリタンク 10 ℓ	236 個	〃
6	哺乳ビン		24 本	〃
	使い捨て哺乳ビン		0 本	〃
7	トイレットペーパー		56 ロール	〃
8	生理用品		308 個	〃
9	折畳式簡易トイレ（パック式セット）	トイレ本体	36 個	〃
		収集袋及び凝固剤 100 人分/セット	22 セット	〃
10	毛布	真空パック	419 枚	備蓄倉庫（２Ｆ）
11	紙おむつ（大人用）		396 枚	備蓄倉庫（１Ｆ右）
12	紙おむつ（子ども用）	Ｓサイズ	440 枚	〃
		Ｍサイズ	580 枚	
		Ｌサイズ	810 枚	
13	救急医療セット		17 セット	〃
14	懐中電灯（乾電池を含まない）		134 台	〃
15	ラジオ（乾電池を含まない）		37 台	〃
16	乾電池	単１	400 本	〃
		単 3	120 本	
17	ブルーシート（＃3000）	3.6m×5.4m	300 枚	〃
18	ロープ（シート張り、救助用）		50 巻	〃
19	簡易ベッド（折りたたみ式）	KA-419　W728×L1950×H500	10 台	ゆうらく

No.	品目名	商品名、規格・仕様等	数量	備蓄場所
20	布団セット一式	羽毛布団、肌布団、敷布団外	30 セット	〃
21	パック毛布（10 枚入り）	W1400×L1900	６セット	ゆうらく
22	ベッドパット	白　100×200	10 枚	〃
23	テント	２軒×３軒　１梁	１梁	備蓄倉庫（１Ｆ右）
24	敷き布団	４枚×７セット	28 枚	備蓄倉庫（２Ｆ）
25	かけ布団		51 枚	〃
26	サージカルマスク	大人用 50 枚/箱	1,200 箱	備蓄倉庫（１Ｆ右）
27	トラロープ	100m	30 巻	〃
28	アイソレーションガウン	100 枚/箱	10 箱	〃
29	メディカルキャップ	100 枚/箱	10 箱	〃
30	フェイスシールドバイザー	100 本/箱	13 箱	〃
31	レックスグローブ	Mサイズ　100 枚/箱	20 箱	〃
		Ｓサイズ　100 枚/箱	80 箱	〃
32	ビスコ保存缶	30 枚入／缶	320 缶	〃

資料 12　避難所被害状況確認票

避 難 場 所 等 確 認 票

年　　月　　日　　時　　分　現在

確認者

判定：○＝可　　×＝不可

Ｎｏ．	避難場所名

区　　分	確　認　・　点　検　項　目	判　定
建　　築　　物	1　窓ガラスの破損・飛散はないか 2　天井の落下・床面の陥没・壁の剥離はないか 3　出入口の扉の状況はどうか 4　防火扉は閉鎖していないか 5　非常口・非常階段は使用できるか 6　設備・備品の状況はどうか（転倒・落下はないか） 7　使用できる部屋（教室）はどのくらいあるか（　　部屋））	
広　　場　　等	1　地割れはないか 2　液状化はないか 3　陥没はないか 4　隆起はないか	
倉　　庫　　等	1　倉庫の外観・内側の変形等異常はないか 2　天井の落下・床面の陥没・壁の剥離はないか 3　収納されている資機材は使用できるか	
備　　考	（福祉的配慮等）	

資料 13　避難所入所記録簿

避難所名		担当職員名	

No.	入所年月日	氏　　名	生年月日	住　　所	性別	備　　考	退　所 年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

資料 14　災害救助法による救助の基準

（平成２９年４月１日から適用）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>支出費用</th><th>費用の限度</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>避難所</td><td>現に被害を受け、又は受けるおそれのある者であって避難を必要とする者</td><td>1　避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
2　消耗器材費
3　建物使用謝金
4　器物使用謝金、借上費又は購入
5　光熱水費
6　仮設便所等設置費</td><td>（基本額）
避難所設置費
1人1日　320円
（加算額）
冬季(10月1日～翌年3月31日)の燃料費　知事が別に定める額</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>避難所設置費には、野外の仮小屋設置又は天幕借上費一切の経費を含むものとする。</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家が得ることができない者</td><td>整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費、建築事務費</td><td>（基準）
1戸 29.7 ㎡
5,516,000円以内</td><td>完成の日から２年以内</td><td>着工期間は、災害発生の日から 20 日以内とする。</td></tr>
<tr><td>炊出し、その他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者</td><td>主食、副食及び燃料費等の経費</td><td>1人1日
1,130円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分以内を現物支給することができる。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td>1　水購入費
2　給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費
3　修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費</td><td>その地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、船舶遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
（世帯単位）</td><td>被災者の実情に応じ
1　被服、寝具及び身回り品
2　日用品
3　炊事用具及び食器
4　光熱材料</td><td>下表金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>現物給付に限る</td></tr>
<tr><td colspan="6">
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯
(円以内)</th><th>2人世帯
(円以内)</th><th>3人世帯
(円以内)</th><th>4人世帯
(円以内)</th><th>5人世帯
(円以内)</th><th>6人以上1人を増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>52,900</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>54,900</td><td>64,200</td><td>80,800</td><td>~~0~~
11,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,000</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td colspan="8">（注）夏季（4月1日～9月30日）、冬季（10月1日～3月31日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療のみちを失った者</td><td>1　診療
2　薬剤又は治療材料の支給
3　処置、手術その他の治療及び施術
4　病院又は診療所への収容
5　看護</td><td>1　救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療機器の修繕費等の実費
2　病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内
3　施術者による場合は協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>1　医療は、救護班によって行う。
2　ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる。</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者</td><td>1　分べんの介助
2　分べん前後の処置
3　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td><td>1　救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分娩した日から７日以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考
災害にかかった者の救出	１　現に生命及び身体が危険な状態にある者 ２　生死不明の状態にある者	１　舟艇その他の救出のための機械 ２　器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費	その地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	災害にかかった者の捜索を含む
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行う	１世帯 574,000円以内	災害発生の日から１月以内	
生業に必要な資金の貸付	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業を営むために必要な機械、器具、資材を購入するための費用に充てるものへ貸与	生業費 １件30,000円以内 就職支度費 １件15,000円以内 貸与期間 ２年以内 利子　無利子	災害発生の日から１月以内	
学用品の給与	住家の全壊、全焼、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するもの 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材 ２　文房具 ３　通学用品	１　教科書 実費 ２　文房具及び通学用品費 小学校児童 １人4,400円以内 中学校生徒 １人4,700円以内 高等学校等生徒 １人5,100円以内	災害発生の日から １　教科書１月以内 ２　その他の学用品15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者	１　棺（附属品を含む） ２　埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ３　骨つぼ及び骨箱	大人 １体210,200円以内 小人 １体168,000円以内	災害発生の日から10日以内	原則として現品をもって実際に埋葬を実施する者に支給
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費	その地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者	１　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置	１体 3,400円以内	災害発生の日から10日以内	検案は、原則として救護班によって行う
		２　死体の一時保存	１　既存建物を利用する場合 通常の実 ２　既存建物を利用できない場合 5,300円以内		
		３　検案	検案が救護班によることができない場合 その地域の慣行料金の額以内		
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去する	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	１世帯 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	

	ことのできない者				
輸送費及び賃金 職員等の雇用	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　災害にかかった者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分		その地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度	期間	備考
実費弁償 （日当）	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	区　分	1人1日	それぞれの救助の実施が認められる期間以内	
		医師及び歯科医師	21,700 円		
		薬剤師	14,300 円		
		保健師、助産師及び看護師	14,500 円		
		土木技術者及び建築技術者	15,600 円		
		大工、 左官 とび職	19,800 円 19,000 円 19,900 円		
（時間外手当）		【時間外手当】（時間単価に率を乗じる）			時間外手当支給割合の基準
		午後 5 時～翌日午前 8 時	100 分の 125		
		午後 10 時～翌日午前 5 時	100 分の 150		
		区　分	1 時間につき		
		医師及び歯科医師	2,800 円		
		薬剤師	1,845 円		
		保健師、助産師及び看護士	1,870 円		
		土木技術者及び建築技術者	2,012 円		
		大工、 左官及び とび職	2,554 円 2,451 円 2,567 円		
（旅費）		【旅費】			旅費支給基準
		鉄道賃	車賃（1㎞毎）	日当（1日）	宿泊費（1泊）
		普通旅客運賃(必要と認めた場合は急行料金)	25 円	2,200 円	9,800 円

資料 15－１　南部町建設業協会との基本協定書

災害時における応急対策業務等に関する基本協定書

南部町（以下「甲」という。）と南部町建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項及び同法第４２条第１項の規定により作成された南部町地域防災計画に基づき、南部町災害対策本部が設置された場合

(2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（緊急対策業務等の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は次のとおりとする。

(1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業

(2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業

(3) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業

(4) 甲が管理する道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(5) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(6) 住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣

(7) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第４条　甲は、前条の応急対策業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

２　乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第５条　応急対策業務等に要する費用は、甲が負担する。

２　経費の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（補償）

第６条　この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２９条の定めるところによる。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、この協定に係る連絡体制をそれぞれ定めるものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により連絡体制を定め、又は変更したときは、速やかに相互に通知するものとする。

（効力）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その後）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年　５月３１日

甲　南部町
町長　坂　本　昭　文

乙　南部町建設業協会
会長　別　所　一　生

資料 15－２　南部町建設業協会名簿

令和元年度

No.	会社名	住　所	代表者氏名	電話／ファクシミリ
1	（有）会見設備	南部町天萬 1065-1	梅原　克子	TEL　0859-64-2451
				FAX　0859-64-2600
2	管鳥工業	南部町落合 451-2	荒木　　惠	TEL　0859-39-6639
				FAX　0859-39-6640
3	（有）セイブ・テクノス	南部町阿賀 376-1	笹谷　順子	TEL　0859-39-6371
				FAX　0859-39-6373
4	（株）タナカ	南部町阿賀 288-1	田中　善照	TEL　0859-66-3504
				FAX　0859-66-5021
5	（株）ティー・エム・エス	南部町福成 3023	別所　一生	TEL　0859-66-4455
				FAX　0859-66-3941
6	（有）はしもと	南部町法勝寺 334-1	橋本　忠典	TEL　0859-66-2021
				FAX　0859-66-3474
7	（有）増田工務店	南部町福頼 129	増田　　薫	TEL　0859-66-2631
				FAX　0859-66-4708
8	美保テクノス（株）	米子市昭和町 25	野津　一成	TEL　0859-33-4409
				FAX　0859-35-2672

資料 16　り災証明書の様式（判定のある様式）

（表面）

り 災 証 明 書

※太線の中を記入して下さい。

申　請　者 （本人と確認できるものを提示してください。）	〔住　所〕 西伯郡南部町　　電話（　　）　－　－							
	〔現在の連絡先〕 電話（　　）　－　－							
	〔フリガナ〕 氏　名　　㊞							
り災世帯の構　成　員	氏　　名	続柄	性別	生年月日	氏　　名	続柄	性別	生年月日
		世帯主	男 女				男 女	
			男 女				男 女	
			男 女				男 女	
り災場所等	西伯郡南部町　　番地 （マンション等名称：　　）							
	□ 持　家 □ 借　家　（所有者名：　　） □ 貸　家 □ 住　宅 □ 非住宅							

り　災　程　度	□ 全　壊　　□ 半　壊　　□ 一部破損
り　災　原　因	令和○○年○○月○○日　発生した、○○○○

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

南部町長

（裏面）

〔り災証明書について〕

・この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
　※　民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとではなく住居部分の総合評価で判定しています。
　※　家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません。
・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
　※　表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのもの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
・この証明は、災害発生後お概ね１か月以内の状況をもとに判定しています。
・この証明は、原則として１世帯１枚の発行となりますので、大切に保管してください。

資料 17　南部町被災者住宅再建支援条例

（改正　令和２年度）

（目的）

第１条　この条例は、指定自然災害により住宅等に著しい被害を受けた町民（以下「被災者」という。）に対し、被災者住宅再建支援金又は被災者住宅修繕促進支援金（以下「支援金」と総称する。）を交付する制度について、その基本的事項を定めることにより、被災者の居住の安定と地域の復興を推進し、現在及び将来にわたって、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定自然災害　被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する自然災害のうち、次のいずれかに該当するものであって、町長が指定したものをいう。

ア　鳥取県内で１０以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象

イ　一の市町村の区域において５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ　一の集落においてその世帯数の２分の１以上で、かつ、２以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ　アからウまでに掲げるものの他、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 居宅　自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の３親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として町長が定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

(3) 全壊世帯　指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げる者（法第２条第２号に規定する被災世帯を除く。）をいう。

ア　当該指定自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ　当該指定自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第２条第２号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ　当該指定自然災害に係る法第２条第２号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続すること見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第２条第２号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は町長が定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下この条及び第４条第２項第１号において「被害割合」という。）が２０パーセント以上のもの（第前２号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(6) 一部損壊世帯　指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅のの被害割合が１０パーセント以上のもの（前３号に掲げる世帯を除く。）をいう。

２ 前項第１号アからウまでの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した１の世帯とみなす。

(1) 住宅の被害割合が２０パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） ２

(2) 住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯　３

（支援金の交付）

第３条　町は、第１条の目的を達成するため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる支援金を交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第１欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第２欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第３欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第４欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊して世帯（法第２条第２号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者のうち（前号の被災者住宅再建等支援金（別表第８号に係るものを除く。）の交付を受けない者（を除き、町長が定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して１年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

２．前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情により、支援金の交付対象となる者が同項各号に規定する期間内に交付の申請又は事業の完了をすることができないと認める時は、その期間を延長することができる。

（支援金の額）

第４条　前条第１項第１号の被災者住宅再建等支援金の額は、別表の第１欄に掲げる区分に応じた第５欄に掲げる額以下とする。

３．前条第１項第２号の被災者住宅修繕促進支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号のに定める額以下とする。

(1)損壊した居宅の被害割合が５パーセント未満の場合　　２万円

(2)前号以外の場合　　５万円

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第３条、第４条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
（１）全壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置する場合に限り、賃貸住宅にあっては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	３年	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定める者に限る。）	２年	3,000,000　円（単数世帯については、2,250,000 円）
（２）全壊世帯の居宅の補修（当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）				2,000,000　円（単数世帯については、1,500,000 円）
（３）大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるもののに限り、賃貸住宅にあっては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入	３年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	２年	2,500,000　円（単数世帯については、1,875,000 円）
（４）大規模半壊世帯の居宅の補修				1,500,000　円（単数世帯については、1,125,000 円）
（５）半壊世帯の居宅の補修の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入	３年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	２年	1,000,000　円（単数世帯については、750,000 円）
（６）半壊世帯の居宅の補修	２年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費（1,000,000 円（単数世帯については、750,000 円）を限度とする。）

（７）一部損壊世帯の居宅の補修	２年	一部損壊世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る。）	１年	補修に要する経費（300,000円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項第６号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受けることができる場合には、300,000円から当該住宅の応急修理のための支出されるべき費用の控除した額）を限度とする。
（８）指定自然災害により損壊した擁壁その他の町長が定める建造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	２年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者（町長が定める者に限る。）	１年	補修に要する経費に３分の２を乗じて得額（1,000,000円を限度とする。）
（９）（１）から（８）までに掲げるもののほか、町長が定める事業	町長が定める期間	町長が定める者	町長が定める期間	町長が定める額

備考　　この表において「単数世帯」とは、法第３条第２項に規定する単数世帯をいう。

資料 18　鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運行に関する取扱要領

（目的）

第１　この要領は、鳥取県消防防災ヘリコプター運行管理要綱（以下「要綱」という。）第 14 条第５項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運行（要綱第 13 条第１項第５号に掲げる活動を除く。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（航空法第 81 条の２の適用）

第２　航空法第 81 条の２（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運行とする。

（他規定との関係）

第３　緊急運行については、要綱、鳥取県及び市町村の「災害時の相互応援に関する協定」並びに「鳥取県広域航空消防応援協定」に定めるもののほか、この要領の定めるとこによる。

（緊急運航の要件）

第４　緊急運航は、原則として、次の全ての要件を満たす場合に運航するものとする。

（１）公共性　地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とすること。

（２）緊急性　差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）

（３）非代替性　消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合）

（緊急運航の基準）

第５　緊急運航は、前条の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

（１）　災害応急対策活動

ア　被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、洪水等の自然災害又は航空機事故、列車事故、自動車専用道路等での交通事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、医療その他の生活必需品、救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要が認められる場合

ウ　災害に関する情報等の伝達広報活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難の指示等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

エ　その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者が認める場合

（２）　火災防御活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

林野火災等において、地上からの消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ　被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　人員、資機材等の搬送

林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ　その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防御活動と運航管理責任者が認める場合

（３）　救急活動

ア　交通遠隔地からの緊急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

イ　傷病者発生地への医師及び医療機材等の搬送

山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び医療機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関で処置を行うため、緊急に搬送する必要がある場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ　その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と運航管理責任者が認める場合

（４）　救助活動

ア　水難事故及び山岳遭難事故等における捜索及び救出

水難事故及び山岳捜索等において、現地の消防力等だけでは対応できないと認められる場合

イ　高層建築物火災における救助

高層建築物火災において地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ　陸上からの接近が不可能な場所での救出

洪水、山崩れ等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ　航空事故等での救助

航空事故、列車事故、自動車専用道路等での交通事故等で地上からの救出が困難と認められる場合

オ　その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と運航管理責任者が認める場合

（緊急運航の要請）

第６　緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村の長又は当該市町村を管轄する地方公共団体の場合の消防長（以下「市町村長等」という。）が運航管理責任者に行うものとする。

２　前項の要請は消防防災航空センターを経由して、電話等により速報後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第１号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

（緊急運航の決定）

第７　運航管理責任者は、第６に規定する緊急運行の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、市町村長等にその旨を回答しなければならない。

２　隊長は、第６に規定する緊急運行の要請があった場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

３　運航管理責任者は第１項の結果を、速やかに総括管理者に報告するとともに、状況に応じ、県警察航空隊に通報するものとする。

（受入れ体制）

第８　緊急運航を要請した市町村長等は、消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、当該市町村長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、当該市町村等は、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

（１）離着陸場所の確保　　及び安全対策

（２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

（３）給水場所の確保

（４）その他必要な地上支援等

資料 19　鳥取県消防防災ヘリコプター緊急運行要請書

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請団体	南部町	電話番号　0859 - 66 - 3112 ＦＡＸ番号　0859 - 66 - 4806	発信者	
2	災害種別	(1)災害応援　(2)火災　(3)救急　(4)救助　(5)広域航空消防防災応援 (6)その他（　　）			
3	活動内容	(1)情報収集　(2)広報　(3)空中消火　(4)救急　(5)傷病者搬送 (6)救助　(7)搬送（品名・数量　　）　(8)その他（　　）			
4	発生場所	西伯郡　南部町　　地内 （目標）　　（離着陸場所） （火災の場合給水場所）			
5	発生日時	年　月　日（　曜日）　時　分頃			
6	災害の概要	（要請を必要とする理由、要請の活動内容、受入れ体制、救助の場合には事故原因、状況、人数等）			
7	必要資機材				
8	現地の気象状況	天候　風向　風速　m／s　気温　℃ 視程　m　雲高　m　警報・注意報			
9	現場指揮者	所属　職　氏名			
10	現場との連絡手段	無線体制（全国波、県内波、その他）　携帯 TEL 呼出名称（コールサイン）防災なんぶ　現場指揮本部			
11	他の航空機の活動状況	（有・無）機関名　要請機数			
12	その他必要な事項	（物資搬送の場合は搬送先、物資の大きさ、重量。物資が複数ある倍にはそれぞれに記入）			

※地図（目標）を添付すること。

受信者	

資料 20　中海テレビとの相互協定

南部町と株式会社中海テレビ放送との災害緊急放送に関する相互協定

南部町（以下「甲」という。）と株式会社中海テレビ放送（以下「乙」という。）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）及び南部町の地域防災計画に定める武力攻撃事態等及び災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって地域住民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「武力攻撃事態等」とは、「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」、「緊急対処事態」をいい、それぞれ国民保護法第２条及び第１７２条に定める当該用語の意義による。

（２）「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象または大規模な火災、もしくは爆発その他の状態をいう。

（３）災害緊急放送とは、前条の目的を達成するため、甲の要請あるいは乙の独自の判断に基づき乙がコミュニティチャンネル（５ｃｈ）で行う臨時の放送をいう。

（運用）

第３条　災害緊急放送の運用にあたっては、次の各号に定める手順により放送するものとする。

（１）乙は甲から要請があった場合、あるいは乙が独自に必要と認めた場合、コミュニティチャンネル（５ｃｈ）において優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、災害対策本部が設置された場合、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整え、甲は情報提供の窓口を設けるものとする。

（２）災害緊急放送の内容及び形態、放送時刻は乙の自主判断に基づき行うものとする。

（費用の負担）

第４条　放送に関わる費用負担は次のとおりとする。

（１）災害放送のシステム維持及び放送に係わる費用は、乙の負担とする。

（協定期間）

第５条　この協定の効力は次のとおりとする。

（１）協定締結の日から一年間とする。

（２）協定期間満了日の１ケ月前までに、甲または乙から異議申し立てのない場合、協定は更に１年延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成１９年７月２３日

甲　南部町長　坂　本　昭　文

乙　株式会社中海テレビ放送
代表取締役社長　秦　野　一　憲

資料 21　南部町災害時優先電話一覧表

（平成２４年８月１日現在）

No.	電話番号	設置場所
1	0859-64-2013	南部中学校
2	0859-64-2016	会見小学校
3	0859-64-2415	会見第二小学校
4	0859-64-3781	南部町役場天萬庁舎
5	0859-66-2009	法勝寺中学校
6	0859-66-2215	西伯小学校
7	0859-66-2286	西伯病院
8	0859-66-4012	西伯病院
9	0859-66-3121	南部町公民館さいはく分館
１０	0859-66-4724	東西町地域振興協議会
１１	0859-66-5115	南さいはく地域振興協議会
１２	0859-64-3504	あいみ富有の里地域振興協議会
１３	0859-66-3112	南部町役場法勝寺庁舎
１４	0859-66-3630	町長宅

資料 22 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第１条　甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第２条　丙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第３条　丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第４条　丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第５条　第２条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第７条　丙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲又は乙が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期間）
第８条　この協定は、締結日からその効力を適用するものとし、甲、乙又は丙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。
（その他）
第９条　この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年１０月２０日

甲　　鳥取県鳥取市東町一丁目２２０番地
鳥取県
鳥取県知事　平井　伸治

乙　　別記に掲げる市町村
受任者
鳥取県鳥取市東町一丁目２７１番地
鳥取県防災監　法橋　誠

丙　　兵庫県伊丹市下河原二丁目２－１３
特定非営利活動法人
日本レスキュー協会
理事長　伊藤　裕成

（別記）

鳥取市長
米子市長
倉吉市長
境港市長
岩美町長
若桜町長
智頭町長
八頭町長
三朝町長
北栄町長
湯梨浜町長
琴浦町長
日吉津村長
大山町長
南部町長
伯耆町長
日野町長
江府町長
日南町長

資料 23　災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書

（目的）

第１条　南部町（以下「甲」という。）と鳥取県生活協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害、大規模風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の支援に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第２条　甲は、災害時に応急生活物資を必要とするときは、乙に対して、文書を持って要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制に支障をきたさないため、常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の供給等）

第３条　乙は、前条の規定により要請されたときは、応急生活物資の供給及び運搬に対する支援に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第４条　応急生活物資の種類は次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（１）食料品

（２）食器類

（３）日用品

（４）その他乙の取扱商品

２　乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、可能な範囲で供給するものとする。

（運搬）

第５条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

又、甲は必要に応じて、乙に運搬支援を求めることができる。

（引き渡し）

第６条　応急生活物資の引渡場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第７条　この協定に基づき供給した応急生活物資の対価及び乙が実施した運搬等の費用については、甲

が負担するものとする。

２　応急生活物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

３　運搬等の費用は引き渡しまでの費用とし、甲乙協議して定めるものとする。

４　甲が支援を受けた応急生活物資の代金及び運搬等の費用は、引渡後すみやかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては南部町総務課とし、乙においては、管理本部総務人事グループとする。

（協議）

第９条　この協定の履行について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の効力は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めのない事項は、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年１０月１５日

（甲）鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１
南部町長
坂　本　昭　文

（乙）鳥取県鳥取市岩吉１７５番地４
鳥取県生活協同組合
代表理事理事長
浜　江　隆　二

資料 24　南部町とＮＯＫ株式会社鳥取事業場との災害時における応急対策業務に関する基本協定書

南部町（以下「甲」という。）とＮＯＫ株式会社鳥取事業場（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合、またはその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全のための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１）大水害（ゲリラ豪雨など）のため、南部町指定避難所である「おおくに田園スクエア（南部町原８６８番地４）」が浸水した場合、またはその恐れがある場合

（緊急対策業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（１）住民が、おおくに田園スクエアに避難することができない場合の、一時的緊急避難場所としての社屋の借用

（２）借用する社屋は、ＮＯＫ厚生棟（１階、２階及び軒下）とする。

（連絡体制）

第４条　この協定に係る連絡体制は、次のとおりとする。

（１）平日（祝日を含む。）の午前５時から午後７時３０分の間は、甲または該当区長等から電話等で連絡し乙の許可を得る。

（２）乙が休日等の場合は、乙社員経由で乙の許可を得る。

（経費の負担）

第５条　応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

２　経費の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（効力）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲または乙から異議申し立てのない場合、協定は更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議し

て定めるものとする。
この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年　６月　７日

甲　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１

南部町

南部町長　坂本昭文

乙　鳥取県西伯郡南部町原１０００番地

ＮＯＫ株式会社鳥取事業場

事業場長　大橋一寛

資料 25　南部町と鳥取ビブラコースティック株式会社との災害時における応急対策業務に関する基本協定書

南部町（以下「甲」という。）と鳥取ビブラコースティック株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合、またはその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における町民の生命、身体及び財産の安全のための応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（１）大水害（ゲリラ豪雨など）のため、南部町指定避難所である「おおくに田園スクエア（南部町原８６８番地４）」が浸水した場合、またはその恐れがある場合

（緊急対策業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

（１）町民が、おおくに田園スクエアに避難することができない場合の、一時的緊急避難場所としての社屋の借用

（２）借用する社屋は、ＴＶＣ第一工場、第二工場、第三工場、第四工場、第五工場（工場内及び軒下）とする。

（連絡体制）

第４条　この協定に係る連絡体制は、次のとおりとする。

（１）平日（２４時間）は、甲または該当区長等から電話等で連絡し乙の許可を得る。

（２）乙が休日等の場合は、乙社員経由で乙の許可を得る。

（経費の負担）

第５条　応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

２　経費の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（効力）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２３年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３０日前までに、甲または乙から異議申し立てのない場合、協定は更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年　６月　７日

甲　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１

南部町

南部町長　坂本昭文

乙　鳥取県西伯郡南部町原９３８番地２

鳥取ビブラコースティック株式会社

代表取締役社長　井口　隆

資料 26　鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定

(趣旨)

第１条 この協定は、鳥取県及び徳島県(以下「両県」という。)のいずれかの県域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

(カウンターパート方式)

第２条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

(ブロックの設置)

第３条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ３つのブロックに分け、原則としてブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥 取 県	徳 島 県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯者町 日南町 日野町　江府町	松茂町 北島町 藍住町　板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町、北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町　東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町　八頭町	那賀町 牟岐町 美波町　海陽町

２　前項のプロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調整にあたるものとする。

３　幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)被災町村との連絡及び情報収集

(2)他のブロックへの応援要請

(3)前２号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第４条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

(1)応急対策等に必要な職員の派遣

(2)食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3)避難及び収容のための施設の提供

(4)救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

(5)被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ

(6)その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第５条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

(1)被害の状況

(2)応援を要請する内容(人員の派遣については職種。人数、物資０資機材等の搬入については物資等の品目０数量)

(3)応援場所及び応援場所への経路

(4)応援を必要とする期間

(5)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第６条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第７条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第８条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものでない。

(その他)

第９条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書２通を作成し、それぞれ署名の上、各自１通を保有する。

平成25年6月6日

鳥取県

鳥取県町村会 会長

徳島県

徳島県町村会 会長

資料 27　中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書

米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市及び鳥取県西部町村会(以下「構成市町村」という。)は、構成市町村の行政区域において、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、被災した構成市町村が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第 8 条第 2 項第 12 号の規定により、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1)食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

(2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣

(5)被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供

(6)被災した児童、生徒等の一時受入れ

(7)前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第 2 条 応援を要請する構成市町村(以下「要請市町村」という。)は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

(1)災害の状況

(2)前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項

(3)前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容

(4)前条第 5 号及び 6 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項

(5)応援場所及び応援場所への経路

(6)応援を必要とする期間

(7)前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

(応援の実施)

第 3 条 前条の規定により応援の要請を受けた構成市町村(以下「応援市町村」という。)は、これに速やかに応じるものとする。

2 構成市町村は、前条の規定による要請がない場合であっても、構成市町村及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自

主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第４条 応援に要した費用は、原則として、要請市町村の負担とする。

２ 要請市町村が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第２項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市町村に請求するものとする。

（防災連絡協議会）

第５条 構成市町村は、この協定で定める事項を確実、かつ、円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

（実施細目）

第６条 この協定を実施するために必要な細目については、構成市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

（その他）

第７条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、構成市町村の同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成25年 7月23日

島 根 県	松 江 市
島 根 県	出 雲 市
島 根 県	安 来 市
鳥 取 県	米 子 市
鳥 取 県	境 港 市
鳥 取 県	西部町村会

［鳥取県西部町村会構成自治体］	日 吉 津 村
	大　山　町
	南　部　町
	伯　耆　町
	日　南　町
	日　野　町
	江　府　町

資料 28　災害等発生時相互協力に関する協定

鳥取県(以下「甲」という。)、鳥取県内の市町村(以下「乙」という。)及び西日本旅客鉄道株式会社米子支社(以下「丙」という。)は、災害等発生時における相互協力(以下「災害等発生時相互協力」という。)について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙及び丙が災害等発生時相互協力を行うことにより、被災者の救済及び災害の早期復旧に寄与することを目的とする。

(相互連絡体制)

第2条 甲、乙及び丙は、災害等発生時相互協力を円滑に行うため、災害等の情報を把握し共有を図る相互連絡体制を構築するものとする。

(相互協力の内容)

第3条 甲又は乙が、丙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

(1)鉄道の不通時における物資・復旧要員等の緊急輸送

(2)鉄道利用者の避難所としての自治体施設等の利用

(3)前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供

(4)災害対策等に係る資機材及び物資の提供

(5)災害情報等の提供

(6)備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供

(7)その他相互協力する者が協議により定める事項

2 丙が、甲又は乙に対して行う災害等発生時相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

(1)災害等発生時における物資・避難住民等の緊急輸送

(2)住民の避難所としての鉄道施設等の利用

(3)前号の避難所における食料、毛布、暖房等の提供

(4)災害対策等に係る資機材及び物資の提供

(5)災害情報及び災害等発生時の鉄道運行情報等の提供

(6)備蓄物資及び保有資機材等に関する情報提供

(7)その他相互協力する者が協議により定める事項

(協力要請)

第4条 災害等発生時相互協力を要請する者(以下「要請者」という。)は、前条第1項又は第2項各号に掲げる事項について、電話その他の方法により協力を要請し、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた者(以下「協力者」という。)は、直ちに要請者と具体的な内容等に関する協議を行い、災害等発生時相互協力を行うものとする。ただし、やむを得ない

事情により災害等発生時相互協力することができない場合は、この限りでない。

3 甲及び乙は、災害等発生時相互協力を行う場合は、速やかに互いにその内容を報告するものとする。

（個別の協議）

第5条 災害等発生時相互協力に当たっては、第3条第1項及び第2項各号に掲げる事項について、その細目を別途取り決めるものとする。

（情報の目的外利用の禁止及び秘密保持）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき相手方から知り得た情報を第1条の目的以外のことに使用してはならない。ただし、相手方が認める場合は、この限りでない。

（費用負担）

第7条 この協定に基づく災害等発生時相互協力に要した経費については、原則として、要請者が負担する。

（疑義の決定等）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第9条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

上記のとおり協定を締結した証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月3日

甲 鳥取県知事　　平井 伸治

乙 鳥取市長　　竹内 功

米子市長　　野坂 康夫

倉吉市長　　石田 耕太郎

境港市長　　中村 勝治

岩美町長　　榎本 武利

若桜町長　　小林 昌司

智頭町長　　寺谷 誠一郎

八頭町長職務代理者
八頭町副町長 吉田 英人

三朝町長吉田 秀光

湯梨浜町長 宮脇 正道

琴浦町長 山下 一郎

北栄町長 松本 昭夫

日吉津村長　石　操

大山町長 森田 増範

南部町長 坂本 昭文

伯者町長 森安 保

日南町長 増原 聡

日野町長 景山 享弘

江府町長 竹内 敏朗

丙　西日本旅客鉄道株式会社
米子支社長 横山 佳史

資料 29　緊急用 LP ガスの調達に関する協定書

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯音町、日南町、日野町及び江府町(以下「甲」という。)と一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部(以下「乙」という。)とは、甲の地域内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合の緊急用LPガスの調達について、協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(緊急用LPガスの範囲)

第2条 この協定書にいう「緊急用LPガス」には、LPガスの他、容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

(要請)

第3条 甲は、甲の地域内において災害が発生した場合において、緊急用LPガスを調達する必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。この場合において乙は、当該要請があった後、速やかに、協会本部を通じて、その要請内容等を鳥取県へ報告するものとする。

2 前項の要請は、原則として別紙の「LPガス供給要請書」(以下「文書」という。)によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後、速やかに、文書を提出するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について、可能な限り速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。

(搬送及び引渡し)

第5条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスは、原則として乙が搬送するものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

（価格）
第6条 乙は、災害が発生する直前の適正な価格で、緊急用LPガスを供給するものとする。

（代金の支払）
第7条 乙が供給した緊急用LPガスの代金は、甲が支払うものとする。
2 前項の緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙の協議によるものとする。

（現有数量の把握）
第8条 乙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

（協議事項）
第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第10条 この協定は、平成26年5月30日から効力を有するものとする。
この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年5月30日

甲 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長

鳥取県境港市上道町3000番地
境港市
境港市長

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872番地15
日吉津村
日吉津村長

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町
大山町長

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町
南部町長

鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
伯耆町
伯耆町長

鳥取県日野郡日南町霞800番地
日南町
日南町長

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町
日野町長

鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地
江府町
江府町長

乙　鳥取県米子市大谷町230番地1
一般社団法人鳥取県LPガス協会西部支部
支部長

資料 30　災害応急対策業務に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)とグリーンパーク大山株式会社(以下「乙」という。)とは、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の災害応急対策業務の実施に関して次のとおり協定して締結する。

(目的)

第１条 この協定は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、町民の生命、身体及び財産の安全のための災害応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる災害)

第２条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1)町内に大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。

(2)その他町長が特に災害応急対策業務が必要であると認めるとき。

(応急対策業務の内容)

第３条 この協定により、甲が乙に協力を要請する災害応急対策業務は次のとおりとする。

(1) 避難者に対する業務

(ア)被災者のクラブハウスへの収容

(イ)被災者の駐車場の利用

(ウ)飲料水及び食料の提供

(工)浴場の提供

(オ)臨時ヘリポートの設置

(力)被災者の輸送協力

(2) 町長の指定する避難所に対する業務

(ア)炊き出しに関すること

(イ)飲料水の提供に関すること

(3) その他

(ア)その他被災者の救援活動のため実施可能な事項

(連絡体制)

第４条 この協定に係る連絡体制は、次のとおりとする。

(1)乙が営業をおこなっている日においては、甲から電話等により連絡し乙の許可を得る。

(2)乙が営業をおこなっていない日においては、乙に勤務する者への連絡により許可を得る。

（経費の負担）
第５条 災害応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。
2 前項に定める費用の算定については、災害発生時での実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（効力）
第６条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から異議申し立てのない場合、協定はさらに 1 年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（その他）
第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 3 月 19 日

甲 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1

南部町

南部町長

乙 鳥取県西伯郡南部町荻名 753 番地

グリーンパーク大山株式会社

代表取締役社長

資料 31　大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯者町(以下「甲」という。)と一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)とは、地震等の大規模な災害(以ド「大規模災害」という。)が発生した場合における災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の地域内において大規模災害が発生した場合において、甲が、乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処分等の協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、被災した建物等(その機能を失ったものに限る。)の解体に伴って発生する木くず、 コンクリートくず、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物、災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物(し尿を除く。)をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、甲の地域内において大規模災害が発生した場合に必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、協力を要請するものとする。

(1)災害廃棄物の徹去

(2)災害廃棄物の収集及び運搬

(3)災害廃棄物の処分

(4)前3号に掲げる事項を実施するために必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、前条の規定による要請(以下「協力要請」という。)があったときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、協力要請を行ったときは、乙による災害廃棄物等の処理が円滑に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1)周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2)災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合においては、円滑に乙の協力が得られるよう、乙に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合においては、乙の会員のうち、災害廃棄物の処理等について協力することができるものに関する情報を甲に提供するものとする。

(協力要請の手続)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、乙に対し、文書により次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により文書により通知することができない場合は、口頭により要請し、その後、速やかに、当該要請した内容を文書により通知するものとする。

(1)被災の状況

(2)災害廃棄物の処理等を実施する場所

(3)災害廃棄物の処理等の内容

(4)災害廃棄物の処理等を実施する期間

(5)その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

(1)災害廃棄物の処理等を実施した場所

(2)災害廃棄物の処理等の内容

(3)災害廃棄物の処理等に従事した者の員数

(4)災害廃棄物の処理等に使用した車両及び資機材

(5)災害廃棄物の処理等を実施した期間

(6)その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用の額は、甲、乙協議して決定するものとする。

2 前項の費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに、乙に対し、当該請求に係る費用を支払うものとする。

（災害補償）

第9条 協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等によりこれに従事した者が負傷し、疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他関係法令等の定めるところによる。

（連絡調整等）

第10条 甲及び乙は、この協定の締結後、速やかに、この協定に関する連絡調整を担当する部署を定め、これを相手方に報告するものとする。当該部署に変更を生じたときも、同様とする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合において円滑に活動することができるよう、応援の体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

（必要機材の報告）

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等を円滑に実施することができるよう、定期的に、甲に対し、乙において確保することができる必要機材の台数等について報告を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、随時に、乙に対し、同項の報告を求めることができる。

（この協定の効力）

第12条 この協定は、平成27年7月8日から効力を生ずるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めるもののほか、災害廃棄物の処理等に関し必要な事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 7月 8日

甲　鳥取県目野郡日南町霞800番地
日南町長

鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長

鳥取県日野郡江府町江尾475番地
江府町長

鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872番地15
日吉津村長

鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町長

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町長

鳥取県西伯郡伯者町吉長37番地3
伯者町長

乙　鳥取県倉吉市上井町一丁目138番地
一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会
会　長

資料 32　消防団相互応援協定書

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき、安来市(以下「甲」という)と南部町(以下「乙」という)は、消防団の相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲乙の区域内における水火災その他の災害(以下「災害」という)の発生に際し、応急対策活動にかかる応援協力を必要とする場合の応援要請及び応援活動に関する必要な事項を定め、もって消防活動の万全を図るものとする。

(応援の要請)

第 2 条 甲乙いずれかの区域内に災害が発生したときは、当該災害の被災地を管轄する長(以下「受援側の長」という)は、応援隊を派遣する長(以下「応援側の長」という)に対して応援を要請することができる。

2 前項の応援の要請に当っては、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1)発生した災害の概要

(2)必要とする人員及び機械器具等の数量

(3)誘導員配置の有無及びその場所

(4)その他必要な事項

(要請による応援隊の派遣)

第 3 条 応援側の長は、前条に規定する応援の要請を受けたときは、自己の消防業務に特に支障がない限り、直ちに要請に基づく応援隊を派遣するものとする。ただし、要請を受けた内容と異なる応援隊を派遣するとき又は応援隊を派遣することができないときは、直ちにその旨を受援側の長に連絡しなければならない。

(知覚による応援隊の派遣)

第 4 条 第 2 条の規定による応援の要請がない場合であっても、甲乙いずれかの区域内に災害が発生したことを知覚し、その事態が重大であり、かつ応援の必要があると認めたときは、所要の応援隊を災害の被災現場へ派遣することができる。この場合において、応援側の長は、直ちにその旨を受援側の長に連絡しなければならない。

2 前項の応援隊は、第 2 条の要請による応援隊とみなす。

(応援隊の指揮)

第 5 条 応援隊は、受援側の現場最高責任者の指揮のもとに行動するものとす

る。ただし、前条の規定による応援隊にあっては、受援側の消防隊が到着するまでは、応援隊の長がその指揮にあたるものとする。

（応援の経費）

第６条 応援に要した経費は、次の各号に定めるところにより、負担するものとする。

⑴応援のために要した出動手当、旅費、燃料、機械器具の破損に対する修理費等は、応援側の長の負担とする。ただし、化学消火のために要した薬剤並びに応援が長時間にわたる場合の応援隊の食糧及び燃料の補給については、受援側の長の負担とする。

⑵応援隊が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合に当該第二者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用のある部分を除く）は、受援側の長の負担とする。ただし、応援隊の重大な過失による場合又は応援の往復途上に生じた交通事故等による場合にあっては、応援側の長の負担とする。

⑶前各号に規定する以外の経費については、その都度甲乙が協議の上負担区分を定めるものとする。

（情報の交換）

第７条 甲乙は、この協定の円滑な運用を図るため、毎年４月１日現在の消防力に関する必要な情報等をとりまとめ、相互に確認するものとする。

（疑義等の協議）

第８条 この協定に定めのないもの又はこの協定の実施につき疑義を生じたときはその都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、各自その１通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 12 月１日から施行する。

平成 27 年 12 月１日

甲　島根県安来市安来町 878 番地２
安来市
市　長　近　藤　宏　樹

乙　鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地１
南部町
町　長　坂　本　昭　文

資料 33　南部町と和喜輸送との災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)と和喜輸送株式会社(以下「乙」という。)は、災害時において救援物資の避難所等への配送(以下「緊急輸送」という。)並びに救援物資の受入れ、仕分、保管、管理及び出庫(以下「物資拠点の運営等」という。)の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、地震等により避難所を開設するに至る大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力の内容)

第２条　甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

乙は、甲の要請に基づき可能な限り、通常業務より優先して対応するものとする。

（１）　甲が管理する防災用備蓄品の避難所への配送

（２）　甲が管理する支援物資拠点から避難所への配送

（３）　甲が管理する支援物資拠点の運営等

（４）　乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管

（５）　物資拠点運営のための物流専門家の派遣

（６）　前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

(支援要請の手続き)

第３条　前条の規定による甲の要請(以下「要請」という。)は、必要事項を明示して、別紙１の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任)

第４条　甲及び乙は支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者をあらかじめ定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、文書をもって速やかに相手先に報告するものとする。

(費用負担)

第５条　第２条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。また、その適正な代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに相手先に支払うものとする。

(情報の交換)

第６条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(履行義務の免除)

第７条　乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第８条　この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲及び乙があらかじめ文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第９条　この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各１通を保存する。

平成３０年　４月２５日

甲　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１

南部町
町長

乙　東京都品川区西中延１丁目７番３号

和喜輸送株式会社
代表取締役社長

資料 34　災害時における南部町と日本郵便株式会社南部郵便局の協力に関する協定書

災害発生時における南部町と日本郵便株式会社南部町内郵便局の協力に関する協定

南部町（以下「甲」という）と日本郵便株式会社南部町内の郵便局（以下「乙」という）は、南部町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、南部町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては南部町役場防災担当、乙にあっては西伯郵便局長とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、締結日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して１年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自１通を保有する。

平成３０年１０月　　日

甲　鳥取県西伯郡南部町
南部町長　陶山　清孝（署名）

乙　日本郵便株式会社南部町内郵便局
代表
西伯郵便局長　河上　利彦（署名）

資料 35　南部町と鳥取県聴覚障害者協会との災害時における手話通訳者等の派遣に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模な地震及び風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要配慮者が避難を余儀なくされた場合において、南部町（以下「甲」という。）が公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会（以下「乙」という。）に対し、要配慮者への手話通訳又は要約筆記に従事する者（以下「手話通訳者等」という。）の派遣を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、「要配慮者」とはきこえない・きこえにくい人で、災害時に情報保障のため手話通訳又は要約筆記を必要とする者に限るものとする。

（支援の要請及び受諾）

第３条　甲は、あらかじめ指定する福祉避難所又は避難施設（災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第１項第１号に規定する収容施設をいう。以下同じ。）において、要配慮者に対する手話通訳又は要約筆記の必要があると認めるときは、乙に対し、手話通訳者等の派遣を要請することができる。

２　乙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（支援の実施）

第４条　乙は、第３条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙は、甲の指示に基づいて業務を実施するものとする。なお、甲は、乙が業務を円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする。

（要請の方法）

第５条　甲は、第３条の規定により要請を行うときには、「手話通訳者等派遣要請書」（別紙1）をもって乙に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

２　甲及び乙は、災害時における手話通訳者等の派遣を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第６条　乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を「手話通訳者等派遣報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が手話通訳者等の派遣に要した費用は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第９１条の規定に基づき、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、「鳥取県登録手話通訳者等・要約筆記者等活動費支給規定」に準じて決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　乙が手話通訳者等の派遣に要した費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（事故等）

第９条　乙は、手話通訳者等の派遣に際し、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第１０条　この協定に基づいて派遣された手話通訳者等が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、手話通訳者等の使用者たる乙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第１１条　乙の責任に帰することができない理由による損害が発生した場合、第10条の規定を除いて、乙はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は平成３２年３月３１日までとする。ただし、甲乙双方に異議がない場合は、更に１年間この協定を更新する。以後も同様とする。

（疑義の解決）

第１３条　この協定に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じたときは、その都度甲乙協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その１通を保有する。

平成３１年３月１３日

（甲）　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１

南部町長

（乙）　鳥取県米子市旗ケ崎６丁目１９－４８堀田ビル２階

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

理事長

資料 36　南部町とＹＡＨＯＯとの災害に係る情報発信に関する協定

南部町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、南部町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、南部町が南部町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ南部町の行政機能の低下を軽減させるため、南部町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、南部町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、南部町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、南部町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 南部町が、南部町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 南部町が、南部町内の避難指示、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 南部町が、災害発生時の南部町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 南部町が、南部町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) 南部町が、南部町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 南部町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、南部町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく南部町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、南部町から提供を受ける情報について、南部町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、南部町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、南部町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上､本協定締結の証として本書２通を作成し､南部町とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

２０１９年１０月　　日

南部町：鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
南部町
南部町長　陶　山　清　孝

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

資料 37　エフエム山陰と山陰放送との災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定

南部町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県（以下「両県」という。）及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

１．「災害防災情報発信協議会」の設置

（１）両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで、災害防災情報発信協議会を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。

（２）協議会には実務組織として「運営委員会」を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

２．災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

（１）乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。

（２）甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。

（３）乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、整理、放送する。

３．定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

（１）防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。

（２）甲は、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

４．前項各号に伴う必要事項

（１）甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。

（２）甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（有効期間）

第２条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の３０日までに、甲、乙及び丙から申し出がない場合は、１年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の３０日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第４条　甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

（疑義の解決）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

２０２０年2月5日

甲　　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７－１

南部町　　町長　　陶　山　清　孝

乙　　島根県松江市殿町３８３

株式会社　　エフエム山陰

代表取締役社長　　瀬　崎　輝　幸

丙　　鳥取県米子市西福原１－１－７１

株式会社　　山陰放送

代表取締役社長　　坂　口　吉　平

資料 38　中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンターとの災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

南部町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

なお、本取扱い締結日をもって、甲および中国電力ネットワーク株式会社間で締結し、中国電力ネットワーク株式会社と乙間で吸収分割契約に基づき乙がその地位を継承した平成２６年２月１９日付け「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」は無効とする。

（連絡）

第１条　乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

（１）　停電発生時刻

（２）　停電発生地域

（３）　停電発生戸数

（４）　停電復旧見込み

（５）　停電原因

（６）　停電復旧時刻

（連絡責任者）

第２条　甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第３条　甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

（１）　防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）

（２）　住民からの問い合わせ対応

（３）　土砂崩れ、倒木、積雪等に係る被災・復旧状況の情報提供

（４）　避難所へ避難された住民への周知

（５）　公民館等への掲示物等の設置場所の提供

（６）　広報車による住民への周知

（連携）

第４条　甲は、次に掲げる乙からの要請次項に関して、連携をとり、対応するものとする。

（１）　土砂崩れ、倒木等により被災した道路の復旧

（２）　除雪対応状況の情報提供

（３）　電力復旧に必要な個所の除雪への協力

（要員派遣）

第５条　　災害が発生したとき、甲から要請された場合または乙が必要と判断した場合は、乙は甲へ要員派遣することとし、この派遣の実施にあたっては、双方の状況を勘案し協議のうえ決定する。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況についての甲への情報提供および道路等の被災状況・復旧状況についての甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第６条　甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（事前伐採への取り組み）

第７条　甲および乙は、電力設備周辺の樹木等に関して、必要により事前伐採の協議を行う。

（取り扱いの変更）

第８条　この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第９条　この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第１０条　この取扱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

２０２２年１２月１６日

甲　　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７－１
南部町
町長　　陶　山　清　孝

乙　　鳥取県米子市加茂町二丁目５１番地
中国電力ネットワーク株式会社
米子ネットワークセンター
所長　　森　脇　照　夫

資料 39　中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンターとの災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

南部町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い(以下「取扱い」という。)第９条に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

なお、本取扱い締結日をもって、甲および中国電力ネットワーク株式会社間で締結し、中国電力ネットワーク株式会社と乙間で吸収分割契約に基づき乙がその地位を継承した平成２６年２月１９日付け「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い実施要綱」は無効とする。

（連絡体制）

第１条　乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第２条　甲と乙の相互連絡は、電話およびファクシミリ等によるものとする。

（経費の負担）

第３条　第２条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第４条　停電発生時には、停電情報連絡票「停電状況について」等により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧状況、復旧目標を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第５条　乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第６条　この要綱に定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

２０２２年１２月１６日

甲　　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７－１
南部町
町長　　陶　山　清　孝

乙　　鳥取県米子市加茂町二丁目５１番地
中国電力ネットワーク株式会社
米子ネットワークセンター
所長　　森　脇　照　夫

資料 40　災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

南部町(以下「甲」という。)と南部町社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における、南部町災害ボランティアセンター(以下、「センター」という。)の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第２条　甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

(センターの設置等)

第３条　センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

(センターの設置場所)

第４条　センターの本部事務所は、甲乙協議の上、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、甲は事務所の設置に対して最適な場所が確保できるよう協力するものとする。

２　著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第５条　乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランテイア各社会福祉協議会、ボランティアコーデイネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

２　甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連絡体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第６条　乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)
第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）被災状況の把握
（２）ボランティアニーズの把握
（３）災害ボランティアの募集、受付
（４）災害ボランティア活動の情報発信
（５）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
（６）ボランテイア活動保険の加入手続
（７）災害ボランティア活動に必要な資機材活動物資等の調達・貸出・保管・管理
（８）災害ボランティア活動に必要な移動支援
（９）南部町災害対策本部等との以下の情報の共有
①被災状況・避難情報
②インフラ等の復旧計画・復旧情報
③ボランティアによる支援活動の状況
④特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)
第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)
第９条　センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。
２　乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)
第10条　乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により乙からの請求があつたときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)
第11条　センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上で決定するものとする。

（損害賠償）
第12条　災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）
第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）
第14条　乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。
３　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）
第15条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第16条　この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

令和３年８月２０日

甲　鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町
南部町長 陶　山 清　孝

乙　鳥取県西伯郡南部町法勝寺331番地1
南部町社会福祉協議会
会　長　藤　友　裕　美

資料 41　防災関係機関一覧表

機　　関　　名		所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
南部町役場法勝寺庁舎		南部町法勝寺 377-1	0859-66-3112	0859-66-4806
南部町役場天萬庁舎		南部町天萬 558	0859-64-3781	0859-64-2183
西伯病院		南部町倭 397	0859-66-2211	0859-66-4012
鳥取県西部広域行政管理組合消防局		米子市両三柳 3060-6	0859-35-1951	0859-35-1961
米子消防署		米子市富士見町 1-103-1	0859-39-0251	0859-39-0252
米子消防署南部出張所		南部町清水川 3	0859-39-6003	0859-39-6004
中国四国農政局鳥取農政事務所地域課		米子市蚊屋 91-3	0859-27-1721	0859-27-1723
中国地方整備局	倉吉河川国道事務所	倉吉市福庭町 1-18	0858-26-6221	0858-26-6299
	日野川河川事務所	米子市古豊千 678	0859-27-5484	0859-27-2431
	出雲河川事務所	島根県出雲市塩冶有原町 5-1	0853-21-1850	0853-21-7829
鳥取地方気象台		鳥取市吉方 109	0857-29-1311	0857-29-3212
陸上自衛隊第８普通科連隊（第３科）		米子市両三柳 2603	0859-29-2161	内線 293
陸上自衛隊中部方面ヘリ第３飛行隊		境港市小篠津町 2258	0859-45-0230	－
航空自衛隊第３輸送航空隊（防衛部）		境港市小篠津町 2258	0859-45-0211	内線 231
自衛隊鳥取地方協力本部（総務課）		鳥取市富安２丁目 89-4	0857-23-2251	0857-23-2253
鳥取県	危機管理部危機管理政策課	鳥取市東町１丁目 271	0857-26-7064	0857-26-8139
	危機管理部危機対策・情報課	鳥取市東町１丁目 271	0857-26-7851	0857-26-8137
	危機管理部消防防災課	鳥取市東町１丁目 271	0857-26-7062	0857-26-8139
	危機管理部原子力安全対策課	鳥取市東町１丁目 271	0857-26-7643	0857-26-8805
	福祉保健課（災害救助法）	鳥取市東町１丁目 220	0857-26-7142	0857-26-8116
	水環境保全課（水道関係）	鳥取市東町１丁目 220	0857-26-7401	0857-26-8133
	西部総合事務所県民局	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9694	0859-31-9639
	西部総合事務所米子県土整備局	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9702	0859-33-4110
	西部総合事務所農林局	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9641	0859-34-1083
	西部総合事務所環境建築局	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9307	0859-31-9333
	西部総合事務所県民福祉局	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9315	0859-34-1392
	西部総合事務所米子保健所	米子市糀町１丁目 160	0859-31-9315	0859-34-1392
米子警察署		米子市上福原 1266-4	0859-33-0110	－
米子警察署天萬駐在所		南部町天萬 950 番地 1	0859-64-2029	－
米子警察署阿賀駐在所		南部町阿賀 407 番地 4	0859-66-2280	－
米子警察署法勝寺駐在所		南部町法勝寺 162 番地 2	0859-66-2023	－
医療機関	鳥取県西部医師会	米子市久米町 136	0859-34-6251	0859-34-6252
	鳥取県西部歯科医師会	米子市両三柳 104-1	0859-33-3864	0859-33-3925
	鳥取大学医学部付属病院	米子市西町 36-1	0859-34-9901	0859-34-8294
	山陰労災病院	米子市皆生新田１丁目 8-1	0859-33-8181	0859-22-9651

機　　関　　名		所　　在　　地	電話番号	ＦＡＸ番号
	博愛病院	米子市両三柳 1880	0859-29-1100	0859-29-6322
	高島病院	米子市西町 6	0859-32-7711	0859-23-3863
	日南病院	日野郡日南町生山 511-7	0859-82-1235	0859-82-1341
	日野病院	日野郡日野町野田 332	0859-72-0351	0859-72-0089
運輸機関	西日本旅客鉄道㈱米子支社	米子市弥生町 2	0859-32-0255	0859-32-8028
運輸機関	日本通運㈱米子支店	米子市流通町 430-17	0859-37-0255	－
運輸機関	日ノ丸自動車㈱米子支店	米子市祇園町２丁目 241	0859-32-2121	0859-32-8850
運輸機関	日本交通㈱米子営業所	米子市目久美町 36-6	0859-33-9111	0859-33-9118
運輸機関	日ノ丸西濃運輸㈱米子支店	米子市流通町 430-2	0859-39-3939	0859-37-0475
㈱ＮＴＴ西日本－中国米子営業支店		米子市角盤町 1-76	0859-38-5801	0859-32-2342
中国電力ネットワーク（株） 米子ネットワークセンター		米子市加茂町二丁目 51	0859-37-2618	0859-37-2634
(社)鳥取県エルピーガス協会西部支部		米子市大谷町 230-1	0859-33-8588	0859-35-2015
報道機関	日本放送協会鳥取放送局米子支局	米子市角盤町１丁目 55	0859-22-6121	0859-34-0402
報道機関	㈱山陰放送	米子市西福原１丁目 1-71	0859-33-2111	0859-33-4130
報道機関	日本海テレビジョン放送㈱米子支社	米子市西福原３丁目 6-41	0859-22-9238	0859-22-9230
報道機関	山陰中央テレビジョン放送㈱米子支社	米子市加茂町２丁目 204	0859-33-9003	0859-34-0494
報道機関	㈱中海テレビ放送	米子市河崎 610	0859-29-2211	0859-29-7911
報道機関	㈱エフエム山陰米子支社	米子市加茂町２丁目 204	0859-22-0531	0859-32-9906
報道機関	㈱新日本海新聞社西部本社	米子市両三柳 3060	0859-34-8815	0859-22-1420
報道機関	㈱山陰中央新報社米子総局	米子市東福原２丁目 1-1	0859-34-5211	0859-34-5213
南部町社会福祉協議会		南部町法勝寺 331-1	0859-66-2900	0859-66-2901
南部町社会福祉協議会会見支所		南部町浅井 938	0859-64-3515	0859-64-3513
防災協定	ＮＯＫ株式会社鳥取事業場	南部町原 1000 番地	0859-66-5811	0859-66-5811
防災協定	鳥取ビブラコースティック株式会社	南部町原 938 番地 2	0859-66-5000	0859-66-5085
防災協定	和喜輸送株式会社	南部町原 251-26	0859-21-4311	－
防災協定	公益社団法人鳥取県聴覚者協会	米子市旗ヶ崎６丁目 19-48　堀田ビル２階	0859-30-3720	0859-30-3131
防災協定	西伯郵便局	南部町法勝寺 325-2	0859-66-3100	－
防災協定	東長田郵便局	南部町 446-2	0859-66-2041	－
防災協定	天津郵便局	南部町東町 1	0859-66-2144	－
防災協定	会見郵便局	南部町天萬 666-1	0859-64-3000	－

資料 42　警報等の伝達系統

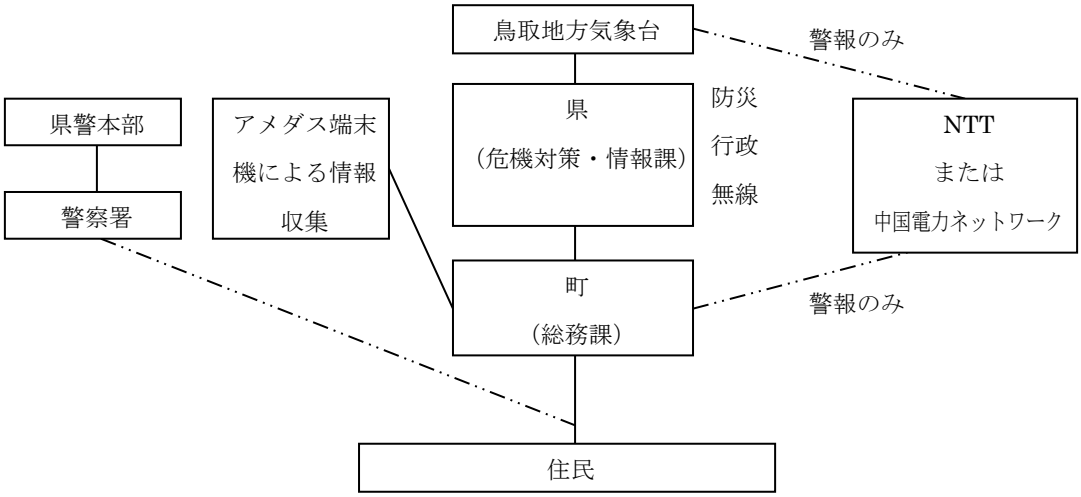

資料 43　ヘリコプターの離着陸場

名　　称	住　　所　　等
西伯病院駐車場	南部町倭
西伯カントリーパーク	南部町能竹
西伯小学校グラウンド	南部町法勝寺
緑水園西側広場	南部町賀祥
ふるさと交流センターグラウンド	南部町福成
南部町民運動場	南部町浅井
会見小学校運動場	南部町宮前
朝鍋ダム親水公園	南部町池野
会見第二小学校運動場	南部町池野

南部町地域防災計画

令和６年度改正

編　集　　南部町防災会議
事務局　　南部町役場総務課
〒６８３－０３５１　鳥取県西伯郡南部町法勝寺３７７番地１
TEL　（０８５９）６６－３１１２
発　行　　令和７年４月